

# 宗門改帳からみる山陰の近世社会

## その2

2004-06年度島根大学法文学部山陰研究プロジェクト0404  
宗門改帳データベースによる出雲・石見地域の生活様式の比較史研究

最終年度 研究報告書

2007年3月1日

山陰宗門改帳研究会

## はしがき

本報告書は2004-06年度島根大学法文学部山陰研究プロジェクト0404「宗門改帳データベースによる出雲・石見地域の生活様式の比較史研究」の最終年度2006年度までの研究活動の成果をまとめたもので、2005年度末の研究報告書の続編である。

本研究の特徴は島根大学付属図書館に所蔵された熊谷家文書中の宗門改帳を中心として、山陰地域に数多く保存されてきた宗門改帳を探索し、整理、解読、電子化してデータベース化し共同利用することを軸として、多面的総合的な研究を行うところにある。

宗門改帳は江戸時代の各村の各人を記録したものであり、これによって当時の人びとの生活の様々な側面を知ることができる。宗門改帳は島根県内においてかなり存在していることが知られているが、個人宅や市町村役場、図書館に分散し、一部を除き電子化されておらず、体系的な利用は極めて難しい状況にある。これをデータベース化するには、資料収集、解読、電子化、集計などにおいて、多分野の専門家による共同研究作業が必要であり、多大の人力と経費を要する。また、他方、宗門改帳を利用した研究のためには、当時の村の産業や生活に関する別の資料による研究とともにとりくむことが重要である。

本研究はこの宗門改帳のデータベース作りの作業に共同で取り組むとともに、できあがったデータベースを順次、用いて研究し、また、これと並行して、当時の村の産業や生活を別の資料による研究を進め、江戸時代の人名・用字、人口・家族、産業、宗教など多くの側面から江戸時代の石見・出雲地域の社会の仕組みを明らかにしようとするものである。

以上のような石見・出雲の江戸時代社会の復元研究はまだ中間段階にあるが、山陰研究プロジェクトとしての終了にあたり一応のまとめを刊行し、多くの研究者による批判を仰ぐとともに、石見銀山など各地域の歴史文化遺産を活用する事業の一助となることを期待している。また、本研究において作成される宗門改帳データベースは山陰研究センターなどで一定の条件のもとで研究や教育に広く利用可能になるよう努力したい。なお、本研究プロジェクトは2007-9年度日本学術振興会科学研究費プロジェクトとして引き継がれる予定である。

研究代表 島根大学法文学部山陰研究センター

廣嶋清志

2007年3月1日

## 研究組織

廣嶋清志 島根大学法文学部・教授 人口学（研究代表）  
田籠 博 島根大学法文学部・教授 国語史学  
小林准士 島根大学法文学部・助教授 日本近世史学  
相良英輔 島根大学教育学部・教授 産業歴史学  
山崎 亮 島根大学教育学部・教授 宗教学  
伊藤康宏 島根大学生物資源科学・助教授 漁村歴史学  
鳥谷智文 松江工業高等専門学校・助教授 日本歴史学  
仲野義文 石見銀山資料館・学芸員 日本歴史学

## 研究経費

2004年度 60万円  
2005年度 60万円  
2006年度 40万円

## 外部資金（申請中）

日本学術振興会 科学研究費補助金 基盤研究 B 2007-9年度 石見銀山領における人口増加開始期の人口再生産機構に関する研究（社会科学 経済学 経済史）

## 目 次

はしがき	廣嶋清志	
第1章 石見銀山附地役人の身分と通婚、家族	仲野義文	1
第2章 石見銀山領の社会階層別出生率と結婚率 —持高別・宗門別較差を中心として—	廣嶋清志	17
第3章 櫻井家「召抱人」の構成 —『明治式巳十月 召抱人別書出帳』（櫻井家文書）の分析—	鳥谷智文	51
第4章 町村是（農事調査報告書）調査の展開 —山陰地域を中心に—	伊藤康宏	97
第5章 『出雲国産物帳』の樹木方言記事について	田籠 博	109
第6章 墓上施設の現状	山崎 亮	119
第7章 たたら製鉄業における山内の人口動態と山内「掟」	相良英輔	134
研究会記録		135
前号目次		137

# 第1章 石見銀山附地役人の身分と通婚、家族

仲野 義文

## はじめに

本研究では、近世末から近代初頭における銀山町住民の人口動態や社会構成について残存する宗門改帳と関連する文献史料を通じて考察を進めてきた。<sup>①</sup>ただ、これまでの研究は主として銀山町の住民、とりわけ鉱山労働者を中心とした考察に終始しており、隣接する大森町や銀山附地役人等の問題には未着手であった。そこで今年度は、銀山・大森両町の社会構成上重要な地位を占めると考えられる銀山附地役人を取り上げ、通婚・家族・宗旨等について関連する文献史料を整理し、彼らの身分について考えてみたいと思う。

## 1. 石見銀山附地役人の身分

### (1) 天野助次郎の身分改革

代官天野助次郎支配のとき、地役人の一斉罷免という事態が発生している。それについて弘化4年の「沢井和兵衛由緒書」<sup>②</sup>を見ると次のようにある。

寛延四未年二月廿八日、天野助次郎支配之節御吟味之上銀山附御扶持人一統御暇被下置、御奉公望之者は可願出旨被仰渡、同年三月朔日同人支配之節銀山附役人被召抱分限高御定被仰付御切米三拾俵三人扶持被下置向後父跡番代と被仰渡候旨同人申渡

寛延4年2月、代官天野助次郎は地役人一統に暇を申し付け、その上で希望者を再び召し抱えた後、新たに地役人の分限高を定めている。さらに向後父の跡を継いで地役人となる場合には「父跡番代」とすることも申し渡している。この番代とは一般に、抱席の身分の者が役人の死去、引退などによって欠員が生じた場合に、その代わりとして召抱えられることをいい、譜代席の者が代々家督を相続して役人に召し抱えられるのとは区別されている。もっとも「父跡番代」は父の代わりにその子が召し抱えられるのであるから実際には世襲といえるが、御譜代か御抱かということは身分上において重要な意味を持つことはいうまでもない。また、この問題は地役人が「身分」か「職」か、という彼ら自身の存在理由にも及ぶため、天野代官のこの措置は地役人にとって極めて重大な出来事であったといえるのである。

ところで、かかる地役人の一斉罷免がどのような理由でおこなわれたのであろうか。このことについて寛延4年銀山附役人一同が代官に対して提出した口上書<sup>③</sup>では、次のように述べられている。

當地諸扶持人之儀、近年御吟味被仰出、猶又去ル巳年御支配以来段々被遂御吟味候処、  
数代相勤候者紛無御座候得共、病氣申立隠居相願致養子、其身は他所相稼候者も有之、  
名跡売買に致し候筋に相聞、御譜代と申儀に無之旨に付、御伺之上御下知相濟此度一統  
御暇被下置候

口上書によれば、地役人の罷免理由について彼らが行った名跡売買に対する疑惑を天野  
が指摘していたことがわかる。名跡売買とは、金銭によって裕福な町人が下級武士と養子  
縁組を行ってその身分を買う行為で、幕府もしばしば法令を出して旗本・御家人等による  
金銭目当ての養子縁組を禁止している。実際、代官手代の場合にあつては不正に蓄財した  
金銭で与力株を取得して幕臣となるものもいたという。<sup>④</sup> このような名跡売買を地役人自  
身が行っていたというものであるが、この事実関係については管見ながら史料上追うこと  
は出来ない。しかし、ここで注目すべきことは地役人が自らの身分について御抱えではな  
く御譜代であるという認識をもっていたという点である。このことは安政6年(1859)代  
官加藤餘十郎が勘定所に提出した上申書にも「銀山役人之儀は、慶長年中より御抱え入り  
相成り、苗跡相続仰せ付けられ来り候処」とあり、かつては地役人の名跡相続が行われた  
ことが述べられている。前述の如く名跡相続は御譜代の身分の武士に認められるものであ  
つて、御抱えの者には許されることはない。その点からすれば以前の地役人は御譜代の身  
分であったといえる。しかし、この天野の改革以降にあつては原則御抱えとして任免上処  
理<sup>⑤</sup>されており、これを契機に地役人の名跡相続は完全に否定されることとなったのであ  
る。

## (2) 地役人の身分格式

次に身分に関わる問題として衣服規定について述べてみる。長文であるが、まずは史料  
を見ることにしよう。

### 石州銀山方地役人身分之儀取斗度伺書<sup>⑥</sup>

私支配被仰付候石州銀山方地役人共儀、往古之仕来を以先々支配より引付ニ而何格与申  
分無御座、格式ニ不抱役所出席之節者上下着用勤来申候由、然ル処身分格式之儀大概順  
席者當も無之、兎角権高ニ相心得御用向取斗仕候由、既ニ大岡源右衛門支配之節御抱入  
御普請役格之もの引請申付置候処、右之ものより地役人組頭其外之ものとも上席ニ罷度  
旨申候間、同人相伺候処、御普請役格之ものより次席差置候様其節も何格与申被仰渡者  
無御座候 間、右之趣申渡候ニ付漸得心仕候由承知仕候、尚又寛政六寅年以来手附取人  
之儀御譜代ニ而病氣等之節小普請入罷成候筋目之もの手附ニ奉願旨被仰渡候儀ニ付、私  
共より手附ニ奉願候もの羽織ニ而一同彼地江越候もの執連茂御譜代ニ而株格等も御座候  
得共御普請格之もの二者御座候間、地役人共儀又ハ御席順之儀ニ付申争候儀も可有御座  
候間、地役人とも身分之儀御抱入之御家人ニ准候身分之儀ニ候哉、乍去右之もの共儀者

一躰職業ニ而及老年職役難相勤節忤跡職実躰ニ可相勤もの者御抱入奉願跡職被仰渡御座候、忤ニ而も職業難勤人柄之もの共者不奉願由御座候得共、従古来地役人ニも有御座間敷奉存候、且又彼地へ差出候手附之もの者銘々株格ニ御座候間、以来勤方ニ付差図等仕ニも差支無之様支度曾ハ御取締ニも罷成候旁ニ而地役人ニも取扱仕候様格式之儀ハ何格ニ順可申哉、心得申度奉存候、此段奉伺候以上

これは文化2年6月代官上野四郎三郎が、地役人の身分格式について勘定所に問い合わせたとき伺書である。これよると、代官大岡源右衛門支配から手附と地役人の間で席順についての問題が生じていたことがわかる。手附は、手代と同様代官所の属領であるが、寛政3年小普請組の救済のために設けられたもので、手代とは異なり純然たる幕臣である。俸禄は概ね30俵3人扶持、身分も御普請役格で通常服は羽織袴である。ところが、この伺書によると地役人の場合平服が上下勤であり、衣服制においては幕臣である手附よりも地役人の方が上位になるという、何とも複雑な関係にあったといえる。当然この上野四郎三郎の伺いに対して、勘定所からの返答は「銀山役人席順之儀、御家人手附よりも下ニ可被相心得候」と、結局地役人は手附の次席ということになっている。

さて、この問題の論点は、地役人の身分格式が「往古之仕来を以先々支配より引付」や「身分格式之儀大概順席者當も無之」と述べるごとく、特段明確な規定はなく基本的には先例や慣例を代官が追認する形で行われてきたことにある。地役人もまた幕臣の身分規定には準じるものの、しかし法令上の根拠はなくそのため先例や慣例に準拠しながら行われてきたのであった。

それでは彼らの身分上の根拠とはいったいどこにあるのだろうか。これについて地役人から代官に提出した口上覚<sup>⑨</sup>には次のことが述べられている。

石州銀山附御家人共儀者、御治世之始慶長五子年大久保十兵衛殿、彦坂小刑部殿為御上使石州江下向国中御仕置被仰渡候節より被召抱銀山方地方御用向勤役仕来申候、右大久保十兵衛殿慶長六丑年石州並諸国金銀山奉行被仰付、石見国而式万国拝領、其後石見国与受領被蒙仰、石見守殿石州銀山奉行慶長十八丑年迄引続、其後銀山跡奉行之儀者銀山附役人之内竹村源兵衛被為召出府仕候処、権現様江御目見被仰附候上丹後守与受領被仰附知行千石被下置石州銀山奉行被仰付候、右之外ニ茂當時役人共之内宗岡喜兵衛先祖宗岡弥右衛門、吉岡縫之助先祖吉岡隼人右兩人儀者権現様江御目見仕御陣羽織御時服拝領仕當時所持仕罷在候、且諸国金銀山見立其外御用之節ハ御伝馬御朱印頂戴仕御用相勤候ニ付、右御朱印数通吉岡隼人子孫吉岡縫之助所持仕罷候、尤右之内壺通二者但隼人弥右衛門江被下之与申名宛御座候

これによると、銀山役人の吉岡隼人と宗岡弥右衛門の両名は、銀山開発のため諸国を移動するため將軍徳川家康から御伝馬朱印状が授けられ、またその功績に対し家康は御目見を許し、両名に「出雲」・「佐渡」の称号と胴服を拝領していることがわかる。とりわけ、

将軍への御目見は「御目見以上、以下」の言葉に象徴されるように武士にとって身分法上重要な意味をもつことはいままでもない。その点からすれば近世初期の地役人の中には御目見以上の者がいたことになる。また、禄高も200俵をはじめ100俵という後の代官の役料に匹敵するものもいたため、彼らに準拠すれば自然「兎角権高ニ相心得御用向取斗仕候」なるのは必然である。

なお、地役人の身分はこの事件を契機に、平服は羽織袴、席順は手附の次席となり、それまでの古格をまったく失うこととなったのである。<sup>⑧</sup>

### (3) 地役人の経済活動

いまひとつ地役人の身分を考える上で、彼らの農地所有と金融活動の問題がある。ここでは銀山附役人阿部光格の日記<sup>⑨</sup>から以下この問題についてみることにしよう。

十一月廿六日

一、米八斗四升荻原村小作人関蔵小作米受取候事

閏十一月五日

一、米九斗四升荻原村小作人磯七より請取候事

一、米壺石六斗政蔵より小作米之内請取候事

閏十一月六日

一、米壺石七斗四升荻原村金次より小作米之内請取候事

閏十一月八日

一、米八斗四升五合荻原村小作人熊之助より請取候事

光格の日記は天保3年の1ヶ年間分の記事が収録されており、上記はこのうち小作米の受け取りに関する内容の一部を抜粋したものである。この記事から阿部家は大森町近隣の荻原村に農地を所有し、それを複数の小作人に貸して小作米を受け取っていたことがわかる。

また、7月3日の条には

一、荻原村所持之山林之内、凡半分程松木雑木先達而小作与之助罷越買手有之候而、相  
 払申間敷哉之旨申之ニ付、右為見合佐助孫助雇今朝遣、右山口（毛カ）上代錢四拾  
 壺貫文ニ而売払候積り、尤代錢者十月廿日迄ニ可相渡積相談取極候由ニ而夜ニ入兩  
 人とも帰ル

とあり、同じ荻原村に山林を所有していたことも見え、地役人という武士でありながら実際には農地や山林を所有し、自ら年貢を納めていたのである。さらに、光格の日記には次のような記述もある。



十月朔日

一、稲用屋伝五郎より銀両替相頼候ニ付佐之通り銀子相渡銀札受取候事

一、銀七拾四匁壹分 渡

此錢七貫八百五拾五文

内

濱札 貳拾八匁

枚貳貫九百拾貳文

アキ札 三拾目

枚貳貫七百六拾文

錢壹貫五百文

小以七貫百七拾貳文受取

残六百八拾三文 不足かし

十二月四日

一、はかたや嘉左衛門より金子五拾兩借用致度旨、昨夜新切山詰所罷越申聞候ニ付貸可遣旨申聞候ニ付一昨二日金貳拾兩貸、此度五拾兩貸都合金七拾兩一紙手形ニ認利足分壹割壹分ニ而來十二月廿日元利金返済之積り手形ニ引替嘉左衛門倅清十郎へ今日金五拾兩相渡候事

この記事からわかるように、阿部家の場合前述のごとく農地や山林の所有以外に両替や貸銀などの金融業も営んでおり、多角的な経済活動を行っていたことが知られるのである。

なお、このような地役人の金融活動については、銀山附同心山中家の場合にも同様のことが認められる。例えば、第1表によると、文政3年に同家が貸し付けた口数は23口、都合でおおよそ丁銀30貫、錢52貫文にも及んでいることがわかる。貸付先を見ると田村屋・米屋・原屋等の大森町商人、高木・中場の地役人、さらに仁万村・都賀行村などの他村の農民や商人となっている。

このように地役人は身分上においては武士ではあるものの、その実態は農業・金融にも携わるなど多様な性格を示していたことが指摘されるのである。

第1表: 文政3年の貸付状況

貸付先	銀高(貫)	利銀(貫)	備考
田村屋七右衛門	1.500	0.1500	1歩
同人	1.500	0.1500	2歩
坂本・甘南備寺	2.000	0.2000	
仁万・釜屋嘉兵衛	3.000	0.3000	
波根西・吉右衛門	0.200		
石見屋覚兵衛	0.100	0.0120	月1歩
原屋条平	1.000	0.3000	月1歩
嘉庭屋兼右衛門	0.500	0.0500	年1歩
都賀行・安平	13.000	1.0400	年8朱
同人	1.040		
高木條一郎	0.500	0.0600	月1歩
米屋多平	0.500	0.0500	年1歩
三又道々要吉	1.500		
銀山・甚三郎	0.200	0.0360	1歩半
肥後屋仁兵衛	1.000	0.1000	年1歩
本谷・宗右衛門	0.240		月1歩
槇野治兵衛	0.140	0.0168	月1歩
浜原・西田屋吉太郎	2.000	0.2600	月1歩
合計	29.920	2.7248	

貸付先	錢高(貫)		備考
本谷・貞兵衛	16.840		
本谷・松次郎	16.600		
本谷・又蔵	15.339		
はちや寅太郎	3.000		
御中間・森山峯助	1.000		
合計	52.779		

出典:「文政二年卯辰巳正月貸方覚」山中家文書

## 2. 地役人の婚姻と親族関係

### (1) 地役人の通婚

地役人の通婚及び親族関係については、彼らが代官所に提出した「由緒書」や「親類書」によって把握することができる。ここでは宗岡・山内の両家を例として以下に見ることにしよう。まずは宗岡家から考察する。

宗岡家は初代を弥右衛門と称し、もとは長門国出身で代々毛利家に仕え銀山の支配にあたった。その後関ヶ原の戦いによって徳川氏が銀山を手中に収めると、御上使として下向した大久保長安に切米200石で銀山役人に召し抱えられ、長安の下で石見銀山のほか諸国金銀山の見立御用などを勤めた。こうした功績により伏見の家康に御目見得を許され、「佐渡」の官途と知行500石が与えられた。また、慶長8年には長安の支配地であった佐渡に派遣され相川金山の支配にあたり、最後は同18年佐渡国において病死。その名跡は倅の喜三兵衛によって相続され、以下寛政期の一時期を除き幕末まで代々銀山附役人及び同心を勤めた家である。

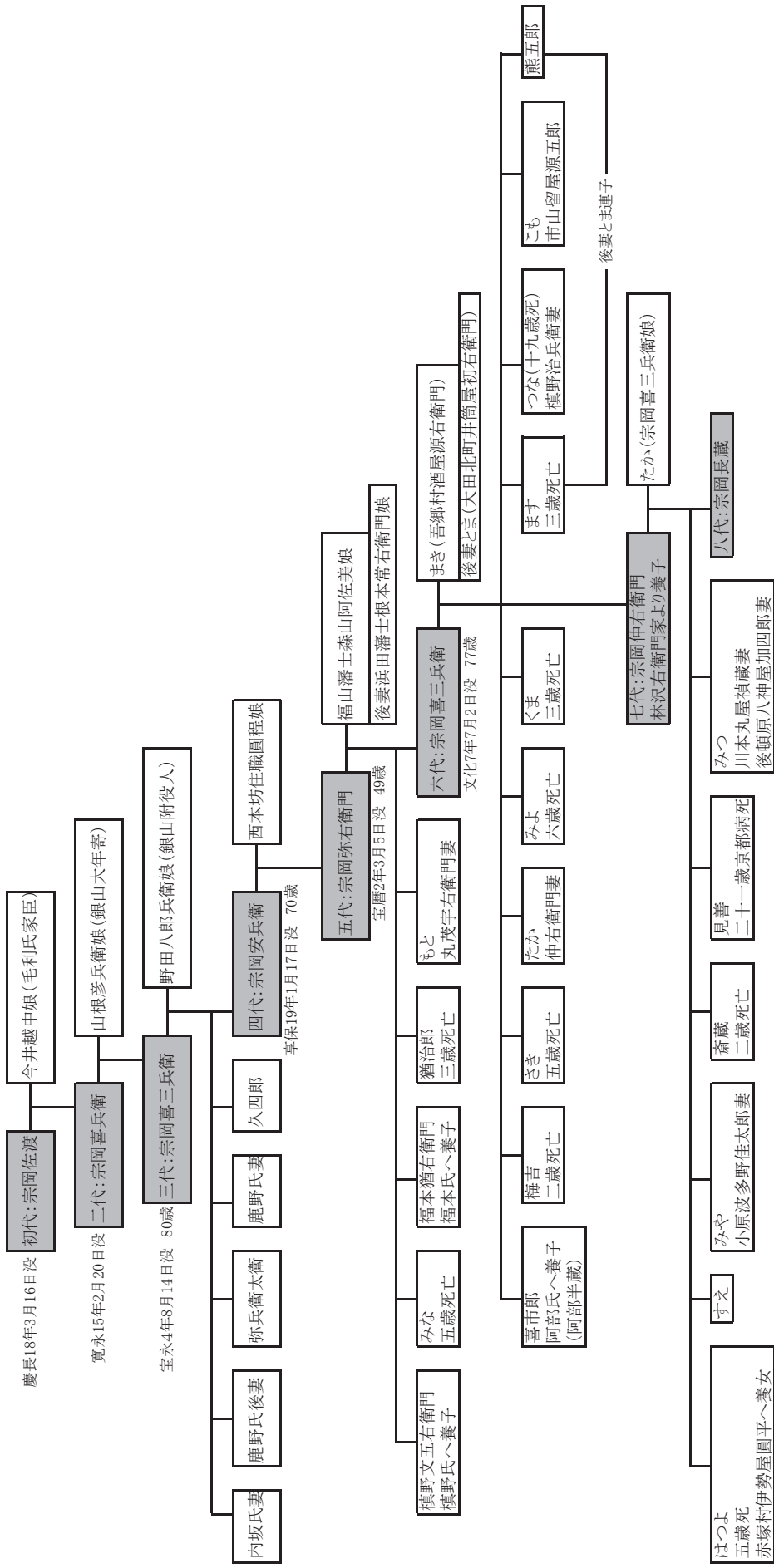
さて、同家の由緒書を整理したのが第1図である。2代目喜兵衛までは側室のみの記述であり、3代目から詳細な情報となっている。喜三兵衛は銀山附役人の野田氏の妻を嫁に娶り、4代目安兵衛を含め3男3女をもうけている。3女はそれぞれ鹿野・内坂という地役人の妻となっている。安兵衛は、銀山町の浄土真宗西本寺から嫁を娶り、5代目の弥右衛門一子をもうけている。同人ははじめ福山藩土森山家から嫁を娶ったが、のち浜田藩土根本家から後妻を迎えている。弥右衛門は6代目喜三兵衛を含めて4男2女をもうけ、うち猶右衛門は福本家へ、文五右衛門は槇野家へそれぞれ養子に迎えられている。娘もとは地役人丸茂宇右衛門の妻となっている。6代目を嗣いだ喜三兵衛は、銀山領吾郷村の酒屋源右衛門の娘を嫁に娶り、同人との間に3男2女をもうけ、このうち喜市郎は阿部家の養子となっている。喜三兵衛は前妻まきの死去にともない、後妻として大田北町の井筒屋初右衛門の娘とまを後妻として迎えた。とまも同じく再婚であり、4人の子供を連れて喜三兵衛方へ入縁した。7代目の仲右衛門は、喜三兵衛の娘たかの婿養子として地役人林家から迎えられ、8代目となる長蔵を含め3男4女をもうけている。娘のみつは銀山領川本村の丸屋へ、同じくみやは小原町の波多野家に入縁した。以上が宗岡家である。

次に山内家についてみるが、第2図は親類書をもとに同家の親族関係について図化したものである。

山内助之丞は、銀山附同心山中平左衛門と銀山領温泉津村百姓の伝三郎の娘である母との間に生まれている。後に山内宗三郎の養子となり、養父の跡を継ぎ銀山附同心を勤めるようになる。妻には同じ地役人の中西長兵衛の娘を迎えている。

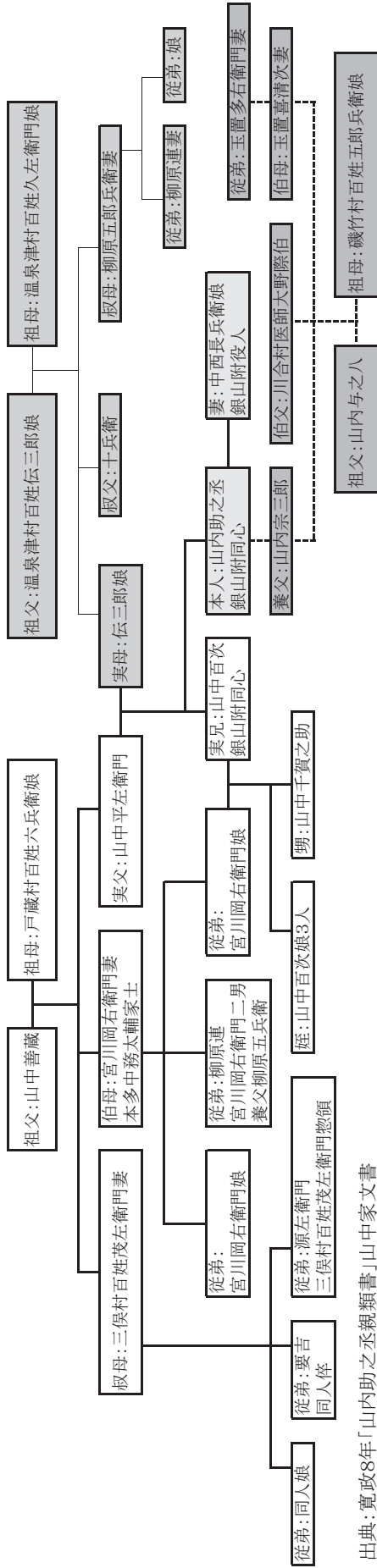
養父宗三郎の父与之八は銀山領磯竹村百姓五郎兵衛の娘を娶り、宗三郎を含め2男1女をもうけている。このち1人は銀山領川合村の医師となり、いま1人は銀山附役人の玉置家に嫁いでいる。

第1図：銀山附役人宗岡家系譜



出典：「先祖代々由緒書控」宗岡家文書

第2图：銀山附同心山内家相關図



出典：寛政8年「山内助之丞親類書」山中家文書

また、助之丞には百次という実兄がいたが、彼は従弟で本多中務太輔家士の宮川岡右衛門娘を嫁に娶る。宮川岡右衛門の妻は百次の叔母で、この子供に地役人柳原家の養子となった連がいる。

以上のように宗岡・山内両家の例から、地役人の婚姻については、①地役人間、②諸藩の藩士、③百姓や商人などの異なる身分間、④従兄弟間という概ね4つのパターンに分類され、実に多様な様相であったといえるであろう。なお、百姓との婚姻については、地役人間での婚姻相手の不足がその一因に挙げられると思われるが、いま一つの要因として富裕な農民との間に親族関係を持つことによって、経済的な支援を期待したのではなかったかと推察される。このことが先にみた名跡売買に関わることもわからない。

## (2) 明治5年の「旧地役人人別改帳」の分析

八王子千人同心などの例外<sup>⑩</sup>を除いて、江戸時代武士の宗門改帳は作成されることはなかった。地役人の場合も同様であり幕政下では作成されることはなく、代わりに代官に対して次のような宗旨証文<sup>⑪</sup>の提出が行われた。

覚

一、真宗	檀那寺	銀山順勝寺	印	宗岡安兵衛
一、同宗		同寺	印 父	宗岡半蔵
一、同宗		同寺	印 母	
一、同宗		同寺	印 弟	宗岡勝五

ノ 四人 内三人男

老人女

右之通檀那寺判形取之差上ヶ申候、尤召仕之男女宗門手形拙者手前江取置申候、已上  
享保九年辰九月 宗岡安兵衛  
窪嶋作右衛門様

これは代官窪嶋作右衛門に提出した宗岡安兵衛の宗旨証文である。家族内の人別ごとの檀那寺が記載されている点は一般的な宗門改帳の内容と同様であるが、ただし年齢や女性の名前については記載がないのが若干の相違点である。

ところで、地役人の宗門改帳については前述の如く幕政下においては特段作成されることはなかったが、明治政権下では新たに宗門改帳の作成が行われている。地役人の宗門改帳は山中家文書に収録されるもので、およそ明治2年「法華宗宗門人別御改帳」・明治4年「元銀山附中間一同宗門帳」・明治4年「記」の3点が存在する。また、宗門改帳に類するものとして明治5年に作成された「旧地役人人別改帳」もあり、近代史料を通じて彼ら地役人の通婚や家族の実態について考察することが可能である。そこで通婚・続柄等の情報が多く記録されている「旧地役人人別改帳」を例に、幕末から明治初期における彼らの通

婚・家族・宗旨について考えてみることにする。

さて、前掲「旧地役人人別改帳」に記載された地役人の戸数は都合48戸で、第2表(P13参照)はその史料を整理したものである。個人情報を含むため苗字は伏しておく。

まず通婚関係を見ると、前節でみた宗岡・山内と同様の傾向を示していることが知られるが、とりわけ地役人相互での養子縁組が多いことが目に付く。このことは各地役人の由緒書<sup>⑩</sup>でも認められることで、家の存続のため日常的に地役人間での養子縁組が行われていたことが窺われる。

次に1世帯当たりの家族数(第3-a表)を見ると、全体では3から6名までが約9割を占めており、稀に10人という大所帯のものもいた。たいてい父母と同居の場合が多く、大規模家族では兄弟(姉妹)の同居が見られる。これらをさらに銀山附役人・同心と中間とに区別すると第3-b・c表となる。中間が小規模傾向にある一方、役人・同心にあっては8から9名といった規模も見受けられ、禄高の差がこのような違いに反映しているのではあるまいか。

第3-a表:地役人世帯状況

家族数	戸数	割合
2	9	19%
3	12	25%
4	5	10%
5	7	15%
6	10	21%
7	1	2%
8	1	2%
9	2	4%
10	1	2%
合計	48	100%

第3-b表:役人・同心世帯状況

家族数	戸数	割合
2	4	13%
3	9	28%
4	5	16%
5	4	13%
6	6	19%
7	0	0%
8	1	3%
9	2	6%
10	1	3%
合計	32	100%

第3-c表:中間の世帯状況

家族数	戸数	割合
2	5	31%
3	3	19%
4	0	0%
5	3	19%
6	4	25%
7	1	6%
8	0	0%
9	0	0%
10	0	0%
合計	16	100%

なお、比較のため銀山町の場合を見ると第4表のとおりである。銀山町では1~3名が全体の約75%にも達しており、同町住民の場合総じて小規模な家族であったことが知られる。これと先に見た地役人の状況を比較するとその差は歴然である。この差異が如何なる理由によるものかは現状ではわからないが、多分に経済的な事情がその背景にあるものと推察される。

最後に宗旨についてみることにする。(第5-a・b・c表)寺院では、大森町の浄土宗勝源寺の檀家が多く、次いで同じく大森の曹洞宗榮泉寺の順になっている。(第6-a・b・c表)また宗派別にみると浄土宗や禅宗の割合が高く、日蓮宗は比較的少ない。試みに、銀山町の場合を例にみると第6-

a・b・c表のとおりである。同町では銀山町近村の天河内村満行寺(真宗)の檀家が多く、銀山町の西福寺(浄土宗)・極楽寺(浄土宗)・安養寺(真宗)の順で続く。また、宗

第4:銀山町の世帯状況

家族数	戸数	割合
0	5	2%
1	107	36%
2	55	19%
3	59	20%
4	40	14%
5	17	6%
6	4	1%
7	5	2%
8		0%
9	2	1%
10		0%
合計	294	

出典:明治4年「銀山町  
未年宗門帳」高橋家文書

派別では浄土真宗が全体の50%以上を占め次いで浄土宗となり、日蓮宗の檀家も見られる。同様に地役人と比較すると、禅宗・日蓮宗などの宗派で両者の違いを認めることができる。ただ、地役人の場合48名と集計数が少ないためこの結果をもって単純に比較することはできないが、一応の傾向として示しておきたい。

第5-a表:地役人寺院別状況

寺院名	寺数	割合
妙像寺	2	4%
妙正寺	2	4%
勝源寺	18	38%
妙光寺	1	2%
浄土寺	1	2%
西性寺	3	6%
西本坊	1	2%
順勝寺	5	10%
栄泉寺	12	25%
龍昌寺	3	6%
合計	48	100%

第5-b表:宗派別状況

宗派	寺数	割合
浄土真宗	11	23%
浄土宗	18	38%
日蓮宗	4	8%
禅宗	15	31%
合計	48	100%

第5-c表:地域別状況

地域名	寺数	割合
銀山町	13	27%
大森町	33	69%
その他	2	4%
合計	48	100%

第6-a表:銀山町の宗旨別状況

宗派	寺名	所在地	寺数	割合
真	満行寺	天河内村	29	9.86%
浄土	西福寺	銀山町	23	7.82%
浄土	極楽寺	銀山町	19	6.46%
真	安養寺	銀山町	17	5.78%
真	順勝寺	銀山町	15	5.10%
浄土	西向寺	銀山町	12	4.08%
法華	本法寺	銀山町	12	4.08%
真	瑞泉寺	西田村	10	3.40%
法華	本経寺	銀山町	9	3.06%
浄土	大安寺	銀山町	8	2.72%
真	長泉寺	銀山町	8	2.72%
禅	龍昌寺	銀山町	8	2.72%
真	徳善寺	銀山町	7	2.38%
真	西本坊	銀山町	7	2.38%
真	願勝寺	三久須村	6	2.04%
真言	寶珠寺	銀山町	6	2.04%
真	西性寺	大森町	6	2.04%
真	西善寺	銀山町	6	2.04%
法華	妙正寺	銀山町	6	2.04%
真	長泉寺	銀山町	5	1.70%
法華	妙本寺	銀山町	5	1.70%
法華	妙像寺	銀山町	4	1.36%
浄土	安立寺	銀山町	3	1.02%
真	光蓮寺	三久須村	3	1.02%
真言	清水寺	銀山町	3	1.02%
真	光善寺	波積北村	3	1.02%
真	正善坊	今市原村	3	1.02%
真	蓮教寺	東用田村	2	0.68%
浄土	勝源寺	大森町	2	0.68%
真	浄圓寺	磯竹村	2	0.68%
真	浄光寺	大国村	2	0.68%
真	善正寺	祖式村	2	0.68%
真	専徳寺	久利村	2	0.68%

真	照善坊	大国村	2	0.68%
真	西方寺	浅利村	2	0.68%
真	西楽寺	温泉津村	2	0.68%
法華	本経寺	銀山町	2	0.68%
真	正蓮寺	南佐木村	2	0.68%
真	明善寺	大田南村	2	0.68%
真	明光寺	小松地村	2	0.68%
真	龍善寺	宅野村	2	0.68%
真言	安楽寺	静間村	1	0.34%
禅	栄泉寺	大森町	1	0.34%
真	浄善寺	池田村	1	0.34%
真	浄土寺	稲用村	1	0.34%
浄土	浄光寺	福光村	1	0.34%
真言	神宮寺	銀山町	1	0.34%
真	真光寺	吉永村	1	0.34%
浄土	大願寺	大田南村	1	0.34%
禅	大龍寺	銀山町	1	0.34%
禅	長福寺	銀山町	1	0.34%
真言	長楽寺	銀山町	1	0.34%
真	常見寺	大田南村	1	0.34%
浄土	定徳寺	吾郷村	1	0.34%
真言	天神坊	銀山町	1	0.34%
禅	虎岩寺	銀山町	1	0.34%
浄土	西往寺	仁万村	1	0.34%
真	涅槃寺	井尻村	1	0.34%
禅	福誠寺	波積本郷	1	0.34%
真	満行寺	馬路村	1	0.34%
法華	妙蓮寺	大森町	1	0.34%
真	明賢寺	矢上村	1	0.34%
浄土	龍沢寺	温泉津村	1	0.34%
真	蓮教寺	跡市村	1	0.34%
合計			294	100.00%

出典: 明治4年「銀山町未年宗門帳」

第6-b表:宗派別状況

寺院名	数	%
浄土真宗	157	53%
浄土宗	72	24%
日蓮宗	39	13%
真言宗	13	4%
禅宗	13	4%
合計	294	

第6-c表:地域別状況

地域名	戸数	割合
银山町	191	64.97%
天河内村	29	9.86%
大森町	10	3.40%
西田村	10	3.40%
三久須村	9	3.06%
大国村	4	1.36%
大田南村	4	1.36%
今市原村	3	1.02%
波積北村	3	1.02%
温泉津村	3	1.02%
浅利村	2	0.68%
磯竹村	2	0.68%
久利村	2	0.68%
小松地村	2	0.68%
祖式村	2	0.68%

宅野村	2	0.68%
東用田村	2	0.68%
南佐木村	2	0.68%
吾郷村	1	0.34%
跡市村	1	0.34%
池田村	1	0.34%
井尻村	1	0.34%
稲用村	1	0.34%
静間村	1	0.34%
仁万村	1	0.34%
波積本郷	1	0.34%
福光村	1	0.34%
馬路村	1	0.34%
矢上村	1	0.34%
吉永村	1	0.34%
合計	294	100.00%

## おわりに

これまで見たように、地役人の身分は幕臣の身分規定に準拠しつつも、実際には古例・慣例によって行われてきた。しかし、そうした身分上の慣行も寛延・文政期の両度に改められ、これを契機に幕臣の規定が適応されるようになっていった。

また、武士という身分でありながら、農地を保有し、金融業にも携わるなど多様な経済活動を行っていたほか、百姓や商人などとも通婚し、一般的な封建社会での武士とは異なる姿をもっていたものといえるのである。

- ① 仲野義文「江戸時代における银山町の人口動向と社会構成について」(山陰宗門改帳研究会『宗門改帳からみる山陰の近世社会』2006年)。
- ② 山中家文書。
- ③ 「役人身分之儀諸伺古書物写」山中家文書。
- ④ 定兼学「代官手代一寛政改革期の風評に見る一」(久留島浩編『支配をささえる人々』吉川弘文館2000年)。
- ⑤ 「公用之諸書類留」(上野武三家文書)によると、代官大岡源右衛門支配のとき、榎野文五右衛門が提出した跡職相続の伺書に「御奉公御免」という文言があることを勘定所が指摘し、文面を「御暇」に書き替えるよう指示している。このことから天野の改革後、幕府もまた地役人の身分を「御抱え」として認識するようになったといえる。
- ⑥ 山中文書。
- ⑦ 「银山附役人同心勤方口上覚」山中家文書。
- ⑧ 前掲「役人身分之儀諸伺古書物写」によると、代官阿久沢修理支配の文政2年(1819)に再び平役人一同が連印して組頭大賀覚兵衛等に対し古格の回復を訴え願書を提出しているが、復権には至らなかった。
- ⑨ 松岡美幸「石見银山附地役人・阿部光格の日記 その2」(島根県古代文化センター『古代文化研究』2002年)。
- ⑩ 神立孝一「八王子千人同心」(久留島浩編『支配をささえる人々』吉川弘文館2000年)。
- ⑪ 宗岡家文書。
- ⑫ 石見银山歴史文献調査団編『石見银山歴史文献調査報告書 一石見银山附地役人の由緒一』島根県教育委員会 2006年。



第2表・明治5年「旧地役人別改帳」

ID	職業	戸主	妻	子供	子供	子供	子供	子供	子供	嫁	甥	父	母	兄弟・姉妹	兄弟・姉妹	兄弟・姉妹	兄弟・姉妹	兄弟・姉妹	伯父・伯母	祖父母	孫	その他	その他	家族数 計男/女	
1	農	細太郎	56 千代 大森町大澤 金四郎伯母	55 つね	26							潤一郎 亡 のせ	那賀郡海津 村百姓金川 吉十郎二女	28										4 1 3	
2	農	豊次郎	21									臺石衛門 亡 いと	中山伝右衛 門四女											2 1 1	
3	農	順市	38									実父藤井伝 次郎七二男・ 兼兄篤之助 茂富二女	ミキ 大森町野沢 茂富二女											2 1 1	
4	農	清次	46 かた 大森町野沢 新吉伯母	38 とめ	17							実父勝間堂 之助七三男・ 兼父多左衛 門七												3 1 2	
5	農	吉十郎	45									連四郎 亡 みや		11										3 1 2	
6	農	肇	32 あい 安濃郡羽根 東村百姓小 原安右衛門 處女	24 武一郎	4 みほ	8むら	1					庸彦(隠) 90												6 3 3	
7	農	登三郎	48									実父安井三 十郎七二男・ 兼父助右衛 門七	よね	65											5 3 2
8	農	伊七郎	55 ため	53 源香	29 正次郎	17 たき	19 とし	11 喜代作	28 かた			石七郎 亡 * 虎助 兼代作長 男												9 5 4	
9	農	安三郎	64 すえ	41 すえの	12							連 亡												3 1 2	
10	農	賢郎	10									庸彦(隠) 40	とら	38 演作	1					てつ	12				4 2 2
11	農	興政	35 すて	27 禮吉	9 重吉	4						実父沢井和 兵衛七三男・ 兼父彌十郎 七處女	はつ 山崎山崎 主天野村 七處女	16 ふし 13 せん 11 彌十郎長 女						たせ	66 当郡温泉津 村百姓川口 徳五郎七處			10 4 6	
12	農	文三郎	51									野沢茂富七 二男・兼父山 中堅五郎七 九八郎 亡	ゆき 柳原運七處 女	55										3 2 1	
13	農	善一郎	48									実父阿部清 右衛門七二 男・兼父由次 松三郎 亡												2 1 1	
14	農	興權	30									元彦	11 くら	2										3 2 1	
15	農	善信	31									実父中山半 次郎七三男・ 兼父保遠七 太仲(隠) 55	あや 祖父武左衛 門七二女 出奔	51 守作 父本仲長 女	15 ゆう 父本仲長 女	12					すわ 曾祖父重兵 衛七二男(二 女)	73			3 2 1
16	農	光義	36 よね	32 弥一郎	12 三郎	8						実父中山半 次郎七三男・ 兼父保遠七 太仲(隠) 55	あや 祖父武左衛 門七二女 出奔	51 守作 父本仲長 女	15 ゆう 父本仲長 女	12								6 4 2	
17	商業	金十郎	19									実父阿部清 右衛門七二 男・兼父由次 松三郎 亡		16 ます 松三郎長 女	19 ひさ 父保遠 女	15 ゆう 父本仲長 女	8 とう 兄謙一郎長 女								5 2 3
18	農	正雄	24									実父阿部清 右衛門七二 男・兼父由次 松三郎 亡	しゆん 出雲國藤石 郡藤原村百 葉片郎神兵 衛三女	57 とう 兄謙一郎長 女	8									3 1 2	
19	農	光壽	26 しけ	23 らく	3 寛代	*						光義(隠) 46 兼父保遠七 太仲(隠) 55	あや 祖父武左衛 門七二女 出奔	51 守作 父本仲長 女	15 ゆう 父本仲長 女	12								6 2 4	



ID	職業	妻	子供	子供	子供	子供	子供	子供	子供	母	兄弟・姉妹	兄弟・姉妹	兄弟・姉妹	兄弟・姉妹	兄弟・姉妹	兄弟・姉妹	兄弟・姉妹	祖父	祖母	孫	その他	その他	計	男	女
39	中間 常八	61		はま 29																			2	1	1
40	農 中間	文五郎 62	たき 55	たね 28	多作 31	ふん 13 ※孫が、今市 原村杉本野 次郎葬入儀														孫次郎 6			6	3	3
41	農 中間	東三郎 43		啓太郎 17																			2	2	0
42	農 中間	重彦 33	きさ 29	熊太郎 9																			3	2	1
43	農 忠太郎 25																						2	1	1
44	農 中間	百次郎 23																					2	1	1
45	農 中間	助一郎 28																		やすみ 52 父種松妹			6	3	3
46	農 中間	水吉 18																							
47	農 中間	松太郎 10																					7	2	5
48	農 中間	清次郎 40	きん 25 源文平次郎 七喜女	演吉 5	ささ 13	かね 5																	3	2	1
	職業																						5	4	4

主典：山中家文書

## 第2章 石見銀山領の社会階層別出生率と結婚率

### —持高別・宗門別較差を中心として

廣嶋 清志

#### はじめに

浄土真宗門徒についてその教義の影響から墮胎・間引きを忌避するため出生率・人口増加率が高いと研究者によって指摘されてきた（宮本 1961, 有元 1997, 立浪 1997）が、このことに関して人口史学・歴史人口学において研究はそれほど多くない<sup>(1)</sup>。そこで、本稿では石見銀山領の宗門改帳を用いてこの命題の検証に取り組むことにした。

この宗門改帳（宗門帳）は、島根大学図書館所蔵の熊谷家文書に含まれるもので、その主要部分が電子ファイル化されている<sup>(2)</sup>。そこには、一時点（1863（文久3）年、一部 1864年）における 63 村、28,846 人を含む。筆者はこれを利用して、沿岸、中間、山間の 3 つの地域（後述）に分け、地域別に比較的明瞭な出生率の差があることを報告し（廣嶋 2002, 2004, 2007）、銀山領の村々の状況の一端を明らかにした。本稿はこれにつづくもので、各女性の属する世帯の宗門別の出生率（fertility, 出生力）とこれに関連する結婚率（nuptiality, 結婚力）を検討する。その際、あらかじめ、重要な社会階層である持高別階層の出生率・結婚率を分析しておく。

結婚率とは初婚・再婚・死離別の発生率とその結果としての配偶関係、すなわち既婚か未婚か、また既婚の場合、有配偶か死離別かという状態の構成割合を表す。出生率については結婚率によって除し結婚出生率（有配偶出生率および既婚出生率）を求める。出生率はこの結婚率と結婚出生率の両面から決められる。墮胎・間引きの出生率への影響を考える場合には、この両者のうち後者を通して出生率に影響があるかどうかを検討しなければならない。

持高は農民の経済階層を表すものとして従来から着目され、持高で表される階層により出生・結婚および人口再生産、家の存続に関して差が存在することが指摘されてきた。すなわち、持高階層の上層ほど結婚率、出生率が高く、再生産において優っているという。本研究で扱う宗門改帳には、持高が約半数程度記載されているので、持高に関する分析を行う。

宗門に関しこの地域では、浄土真宗が優勢であるが、他の宗門門徒も存在し、その宗門間の比較が可能と思われる。そもそも宗門の影響について比較研究するには、同じ地域、あるいは少なくとも地域的条件の似通った住民間で比較する必要がある。遠く離れて地域的条件が異なる住民間で比較した場合どのような条件がその差をもたらしているかを明らかにすることは困難だからである。しかし、浄土真宗は村ぐるみで布教されたと言われ、

また、村の中では他宗門徒にも影響力をもっていると言われるから、同じ地域において宗門間でどの程度の意識、行動の差が生まれるものか疑問もある。本稿ではとにかく石見銀山嶺における浄土真宗の出生率が他宗門に比べて高いといえるのかどうか分析する。

後で見るように、持高についての出生・結婚への影響は、かなり明瞭である。そこで、最後に宗門別の出生率や結婚率の背後に持高の影響が潜んでいないかを検討するために、持高に分けて、その上で宗門の間の比較を行う。また、同様に、地域別の出生率・結婚率の差が持高の差の結果であるかどうかを検討するため、持高階層別に地域別の出生率を検討する。

すでに述べたが、以下の結婚,出生の分析の対象はもっぱら女子のみである。

宗門帳における記載はすべて数え年であるので、ここで年齢の扱いについて述べる。これについては今まで検討してきたが、今回若干の修正を加える。数え年によって計算される平均年齢を実年齢 (exact age, 出生時を 0.0 歳とし、その後の経過時間で示す) で表す。そうすれば、現代の満年齢にもとづく平均年齢とそのまま比較可能になる。数え年  $x$  歳とは、 $x-1$  年前に生れたコーホート (世代) に他ならない (廣嶋 2002, 図 2, レキシス図参照)。ただし、1 歳は当年生れ。満年齢  $x$  歳は平均的に実年齢  $x-0.5$  歳にあたる。

以下、2 つの場合に分けて考える。

第 1 に、数え年  $x$  歳の集団全体を実年齢で表す場合を考える。たとえば、出生,結婚などの事象を過去において経験した時の数え年の記録を扱う場合である。この場合、数え年  $x$  歳は、1 歳を除き、全体的には満  $x-2$  歳と満  $x-1$  歳の平均にあたるから、実年齢では  $x-1.5+0.5 = x-1.0$  歳である。ただし、数え年 1 歳は実年齢 0.33 歳<sup>(3)</sup>。したがって、数え年による単純平均年齢が  $x$  歳の場合 (数え年 1 歳を含まない集団) の実年齢は  $x-1.0$  歳である。たとえば、数え年による単純平均年齢 25.0 歳は実年齢 24.0 歳を意味する。また、満年齢 15-19 歳、20-24 歳などにあたる区分は、数え年 16-20 歳、21-25 歳、...と 17-21 歳、22-26 歳、... のちょうど中間にあたるので、そのどちらでもよい。

以上のような過去の年齢の記録を扱う場合、その記録がどの月において作られたかが問題となる場合がある。すなわち、たとえば、3 月初めの調査の場合、当年の  $x$  歳 (1-2 月に経験) の事象が存在することである。年初の事象であるにもかかわらず、年間に平均的に起きたように扱われてしまう。すなわち実年齢をやや後に歪ませる。これは調査月が 1 月の場合当然問題にならない。また、長期の記録について平均を取る場合、当年の件数の比率は小さくなるので無視することが許されるだろう。しかし、宗門帳作成前の短期間を扱う場合には考慮することが必要である。

第 2 に、調査時点における数え年を扱う場合がある。それは宗門改帳に記載された年齢によって調査時点における人口を年齢で区分したり平均年齢を求める場合などである。数え年  $x$  歳の集団は上で述べたように、コーホートなので調査時点の月によってその実年齢が異なってくる。年初ならば  $x-1.5$  歳であり、年末ならば  $x-0.5$  歳である。

今回扱う宗門改は「3月」の日付があるので、3月はじめ現在のものとみなすことができる。したがって、3月はじめ時点（1月1日から2ヶ月、 $2/12=0.167$ 年後）では、満  $x-2$  歳に近い。つまり、宗門改帳の年齢区分の高齢者 67 歳以上、子供 17 歳未満などが、満年齢による高齢者 65 歳以上、子供 15 歳未満の区分にほぼ対応するといえる。また、満 0-4 歳、5-9 歳、10-14 歳などの 5 歳階級に対応するものを数え年 1-6 歳、7-11 歳、12-16 歳などとすることができる。

また、3月はじめの数え年  $x$  歳は、年初において満年齢  $x-2$  歳の集団が  $0.167$  年分年取ったものなので、実年齢では平均的に  $(x-2)+0.5+0.167=x-1.33$  歳となる。つまり、今回の宗門改帳の調査時現在の数え年の実年齢は平均的には「1.33 歳」引くことにより得ることができる。たとえば、数え年 20 歳は平均的に実年齢 18.67 歳である。このことは当然ながら数え年による平均年齢の計算をした結果についてもまったく同様である。たとえば、数え年を平均して 20.0 歳という結果は平均年齢が実年齢 18.67 歳を意味する。

しかし、宗門帳の実施時期は多くは年初めに近いが、地域ごとに異なる。数え年に基づく平均年齢が調査時点によって異なる実年齢で表されると、これは地域間比較の上で不便である。そこで、計測時点を年央の 7 月 1 日と決めておくことが便利である。すると、平均年齢（実年齢）は上記の式で  $(x-2)+0.5+0.167$  でなく、 $(x-2)+0.5+0.5$  となり、数え年の単純平均-1.0 によって計算でき、上記の過去の事象の平均年齢と同じ計算式になる。このように宗門帳作成時の年齢の平均はその年の年央で計られていると考えることに注意する。また、5 歳階級区分は本稿では 1-6 歳、7-11 歳、12-16 歳を採用したが、1-5 歳、6-10 歳、11-15 歳、...でもよい。

以上のように、数え年から実年齢を導くため、いくつかの条件つきで、数え年が調査時点のものでも、過去におけるものでもその単純平均年齢-1.0 によって計算される。本論文の平均年齢はこの実年齢に統一され、以下では、小数点を表記した数値で表される。（数え年は当然整数値で表す。）これは現代の満年齢による平均年齢とそのまま比較することができる。

## 1. 社会階層

### 1.1 地域

筆者は前に、熊谷家文書宗門改帳に含まれる石見地域の 63 村を沿岸、中間、山間の 3 地域に分けて、出生率など人口に関わる行動に関するかなり顕著な違いを見出した（廣嶋 2002）。沿岸地域はおおむね海拔 100m 未満で、海岸から 8km 以内、中間地域はおおむね海拔 100m 以上、海岸から 8-12km、山間地域は海岸から 12km 以上のところと定義する。中間地域 11 村は大森町を含み銀山に関わる経済的機能をもっとも直接的に受けた地域であり、沿岸地域 24 村では交通の便などの影響を受ける。ただし、銀山町はこの宗門改帳には含まれていない。

## 1.2 持高

宗門帳には家ごとに「メて何人 内何人男 何人女」などとまとめ書きがある。この家を世帯、戸と扱う。宗門帳には「家数何軒、高持百姓何軒、無高百姓何軒」と末尾のまとめ書きに書かれている。したがって、無高は別に区分すべきだったかもしれないが、0石と見て、1石未満に区分した。実際2合、4合、5合などの記載もわずかであるが存在し、連続的と考えてよいかもしれない。

宗門帳に記載された持高を各村ごとにみると、持高別の戸数分布は表1-1のとおりである。ここで持高は、1石未満、1-5石、5-10石、10石以上、不詳の5つに区分した。1石未満には無高を含む。不詳は記載のないものである。宗門帳に持高の記載のある戸数の割合（記載率）は6,370戸中48.5%と半数弱にとどまる。記載の状況は、村ごとにかなり違い、記載率は0から100%まで広く分布する。戸数分布からみて5石以上をまとめる方がよいようにも思われるが、従来の研究では上層を10石以上のするものが多いので、10石以上を別に区分した。

この宗門帳に記載された持高を村ごとに合計して、別に村の石高の統計があれば比較することができるはずである。ここでは、時期がずれるが、天保郷帳の各村石高と比較してみると、全村合計でみると、宗門帳記載合計石高は天保郷帳の石高の47.4%となっている。この2つが一致しない理由には、宗門帳への記載率とともに、天保期と宗門帳の作成された1863,4（文久3,4）年との石高そのものの違いも影響している。

村ごとの持高記載率と天保郷帳石高に対する比率との関係を見ると、図1-1のように、当然、正の相関（相関係数=0.39）になっている。つまり、記載漏れが多いと村の現実の石高以下になっているものと推測される。

村ごとの平均持高は、全村で3.3石となる。やはり、0.1から10.6石まで広く分布する。ここにも各村における記載率の偏りが含まれていると見られる。図1-2のように平均持高が大きい村では記載率が低いという負の相関（相関係数=-0.50）が見られる。平均持高の大きい村では持高の小さい世帯が記載されていないものが多いからであろう。また、持高記載なしと見なした世帯のいくつかは実際には無高であるとみなすべきだったということもわかる。とはいえ、記載率が80%以上の村だけで見ても、図1-2で分かるように、平均持高は、少なくとも1石から6石ぐらいまで分布していることは確かである。また、無高を記載なしと見なした影響を考え、実際の平均持高は3.3石より小さいとみななければならない。また、持高記載なしとしたものを適切に無高とすることができれば、図1-1の記載率と天保郷帳石高比率との相関は小さくなるであろう。

持高の利用にあたっては、上のような持高記載率に注意しなければならないが、この問題について触れた論文は従来あまりないように思われる。

表1-1 村別持高別戸数

地域 区分	番号	村名	総数	10石以					持高記 載率(%)	a 合計持 高(石)	平均持高 (石)	b 石高(天 保郷帳)	石高比 a/b (%)
				1石未満	1-5石	5-10石	上	不詳					
1 沿岸	2	川合村一宮領	49					49	0.0			1,970	0.0
	3	太田北村	196	48	35	4	5	104	46.9	218	2.4	1,290	16.9
	4	太田村	54	6	3	1	2	42	22.2	66	5.5	124	53.3
	5	八神村	74	7	8	1	2	56	24.3	137	7.6	145	94.6
	6	上河戸村	60	3	3	1	2	51	15.0	95	10.6	133	71.6
	7	下河戸村	79	13	21	1	2	42	46.8	97	2.6	207	46.8
	8	市村	105	21	15	4	3	62	41.0	125	2.9	191	65.3
	9	長良村	87	12	14	1	2	58	33.3	81	2.8	203	40.1
	10	渡津村	385	137	13	5	2	228	40.8	152	1.0	214	71.3
	11	黒松村	203	71	19	3	4	106	47.8	148	1.5	153	96.7
	12	後地村	280	110	45	12	5	108	61.4	337	2.0	514	65.5
	13	都治本郷	133	11	9	12	7	94	29.3	321	8.2	627	51.2
	15	畑田村	89	6	5	6	3	69	22.5	104	5.2	222	46.8
	44	上村	68	2	14	3	3	46	32.4	155	7.0	191	81.0
	48	行垣村	55	17	9		2	27	50.9	73	2.6	347	20.9
	49	松代村	53	3	9	6	2	33	37.7	96	4.8	160	60.2
	50	大屋村	68	8	20	10	7	23	66.2	229	5.1	335	68.3
	51	鬼村	82	23	15	5	3	36	56.1	148	3.2	286	51.8
	52	天河内村	106	14	14	5	4	69	34.9	175	4.7	388	45.0
	53	大國村尾波組	64	42	7	3	3	9	85.9	80	1.4		
	54	大國村上ヶ組	126	8	15	6	13	84	33.3	347	8.3		
	55	大國村	218	20	32	7	11	148	32.1	606	8.7	1,509	40.1
	60	小浜村	71	20	2	1		48	32.4	17	0.8	191	9.1
63	温泉津村	399	130	12	3		254	36.3	73	0.5	121	60.6	
1 沿岸地域計			3,104	732	339	100	87	1846	40.5	3,880	3.1	9,521	40.8
2 中間	1	山中村	9	5				4	55.6	1	0.1	368	0.2
	14	上津井村	89	7	9	6	5	62	30.3	195	7.2	389	50.3
	45	新屋村	181	16	37	9	8	111	38.7	338	4.8	552	61.1
	46	大家本郷村	186	33	10	7	11	125	32.8	397	6.5	911	43.6
	47	萩原村	59	24	15	6	4	10	83.1	140	2.9	277	50.6
	56	忍原村	96	62	17	5	5	7	92.7	219	2.5	366	59.7
	57	戸蔵村	31	13	9	4	1	4	87.1	64	2.4	93	68.6
	58	福原村	69	39	16	5	4	5	92.8	271	4.2	384	70.5
	59	三久須村	72	21	12	19	7	13	81.9	280	4.7	418	67.0
	61	大森村	130						130	0.0		471	0.0
	62	白杯村	83	4	17	11	2	49	41.0	176	5.2	386	45.7
2 中間地域計			1,005	224	142	72	47	520	48.3	2,080	4.3	4,614	45.1
3 山間	16	原村	72	16	17	22	9	8	88.9	355	5.5	783	45.3
	17	八色石村	62	19	27	6	2	8	87.1	164	3.0	271	60.6
	18	谷住郷村入野組	117	48	22		1	46	60.7	139	2.0		
	19	谷住郷村谷組	84	33	8		1	42	50.0	184	4.4	432	42.6
	20	谷住郷村住郷組	275	41	18	7	3	206	25.1	159	2.3		
	21	祖式村上ヶ組・瀬戸組	124	10	17	21	8	68	45.2	368	6.6	1,227	30.0
	22	祖式村井ノ目組・市組	115	7	19	9	5	75	34.8	191	4.8		
	23	馬野原村	31	10	9	8		4	87.1	75	2.8	112	66.4
	24	湯谷村上組・下組	131	12	36	5	7	71	45.8	322	5.4	432	74.5
	25	川下村谷戸組	173	70	26	4	6	67	61.3	219	2.1	726	30.2
	26	川下村鉄山内	4						4	0.0			
	27	乙原村	129	98	22	1	6	2	98.4	157	1.2	202	77.3
	28	高畑村	43	27	8	3	3	2	95.3	80	2.0	125	64.1
	29	吾郷村	190	135	31	9	7	8	95.8	309	1.7	418	74.0
	30	奥山村	72	11	14	5	2	40	44.4	154	4.8	179	86.2
	31	小林村	35	8	11	9	1	6	82.9	110	3.8	137	80.2
	32	京寛原村	46	25	11	5	4	1	97.8	140	3.1	163	85.9
	33	大林村	26	12	3	2		9	65.4	19	1.1	83	23.2
	34	潮村	48	40	7		1		100.0	45	0.9	54	83.9
	35	長藤村源田山鍛次屋	6						6	0.0		180	0.0
	36	井戸谷村栃野木鑪	10						10	0.0			
	37	井戸谷村	67	15	15	8	4	25	62.7	155	3.7	188	82.1
	38	片山村	25	1	3	2	2	17	32.0	45	5.6	132	34.2
39	熊見村	32		4	5	1	22	31.3	64	6.4	134	47.8	
40	千原村	72	8	23	9	4	28	61.1	211	4.8	197	107.2	
41	千原村b	3	1		1		1	66.7	5	2.7			
41	久保村	56	9	20	1		26	53.6	63	2.1	296	21.4	
42	久保村b	1					1	0.0					
42	九日市村	132	11	24	6	4	87	34.1	213	4.7	357	59.6	
42	九日市村b	1					1	0.0					
43	九日市村c	4		1			3	25.0	4	3.9			
43	村之郷村	75	22	22	6	5	20	73.3	173	3.1	315	55.1	
3 山間地域計			2,261	689	418	154	86	914	59.6	4,123	3.1	7,143	57.7
総計			6,370	1,645	899	326	220	3,280	48.5	10,083	3.3	21,278	47.4

熊谷家文書内宗門改帳(RYOMAファイル)による。以下、表1-4以外すべて同じ。



図1-1 村別持高記載率と天保郷帳石高に対する比率

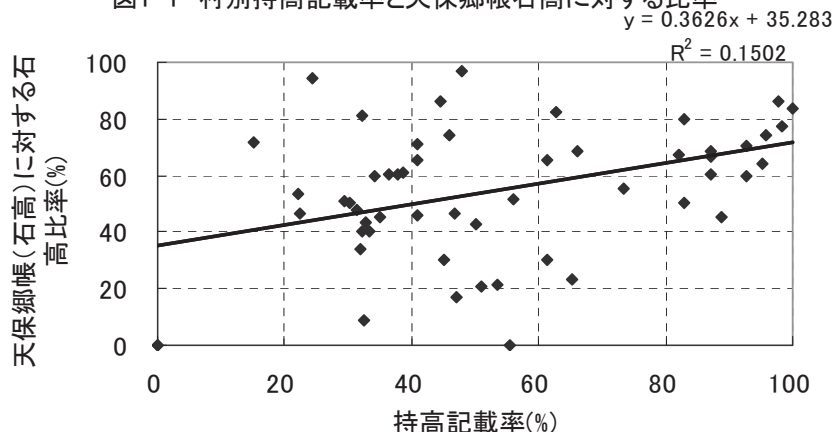
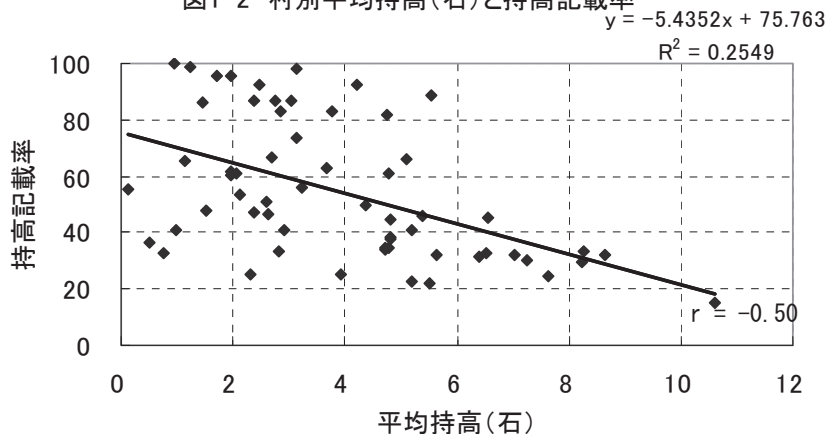


図1-2 村別平均持高(石)と持高記載率



### 1.3 持高と世帯および牛・馬

各家の戸主の平均年齢は、表 1-2-1 のように、持高との関係を見ると、1石未満、10石以上で他より2歳ほど若い。世帯の規模は持高と比例し4.3人から6.0人になる。これは、戸主の年齢にともなって大きくなる面があると見られるが、あとで見るように出生率が持高と比例することの結果でもありとみられる。

表1-2-1 持高別家の属性

	総計	1石未満	1-5	5-10	10-	不詳
軒数	6,370	1,645	899	326	220	3,280
戸主平均年齢(歳)	43.0	43.3	45.4	45.1	43.5	42.0
世帯規模(人)	4.5	4.3	5.0	5.6	6.0	4.3
戸主女性割合(%)	8.1	8.3	5.6	3.4	1.8	9.6
戸主有配偶割合(%)	79.5	76.9	86.8	91.7	87.3	77.1

平均年齢(実年齢)は数え年の単純平均-1.0で求める(本文参照)。

戸主に女性が占める割合は、持高と反比例し、1石未満の8.3%から10石以上の1.8%ま

で減少する。男性戸主の死後、息子の結婚などによる戸主交代の容易さが石高に比例することの現れであろう。

戸主の有配偶率は1石未満で最も低く76.9%、5-10石でもっとも高く91.7%で、おおむね持高と比例している。10石以上の有配偶率は5-10石より低い87.3%で、この最上層における戸主の結婚の問題は後でも触れる女性の結婚の若干の困難と共通する。

宗門帳には各家の牛と馬の疋数が書かれている。これと各家の持高との関係を表1-2-2、1-2-3に示す。牛馬の疋数の記載率は、牛99.4%、馬99.2%と高い。持高よりも記載率が高いことは興味深い。牛と馬を比較すれば、保有される家畜は圧倒的に牛で、牛は36.4%で保有される（戸あたり平均0.4疋）が、馬は0.3%に過ぎない。

牛の保有数は、多くが1疋である。牛を保有する家の割合（保有率）は持高別にみると、1石未満では27.2%であるが、1-5石では68.3%、5-10石86.5%、10石以上で80.5%である。このように持高とともに牛の保有率が上昇し、1石以上では牛の保有は普通であったといえる。10石以上でも牛を保有しないものがある（19.5%）のは、なぜであろうか。自分で耕作しないのかもしれない。

表1-2-2 持高別牛疋数

牛疋数	総計	1石未満	1-5	5-10	10-	不詳
総数	6,370	1,645	899	326	220	3,280
0	4,014	1,159	284	44	43	2,484
1	2,198	445	569	258	148	778
2	86	1	34	12	22	17
3	16		9	6		1
4	5			4	1	
5	6		2	1	3	
6	1			1		
10	1				1	
12	1				1	
16	1				1	
不詳	41	40	1			

割合(%)						
牛疋数	総計	1石未満	1-5	5-10	10-	不詳
総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
0	63.0	70.5	31.6	13.5	19.5	75.7
1	34.5	27.1	63.3	79.1	67.3	23.7
2	1.4	0.1	3.8	3.7	10.0	0.5
3	0.3	0.0	1.0	1.8	0.0	0.0
4	0.1	0.0	0.0	1.2	0.5	0.0
5	0.1	0.0	0.2	0.3	1.4	0.0
6	0.0	0.0	0.0	0.3	0.0	0.0
10	0.0	0.0	0.0	0.0	0.5	0.0
12	0.0	0.0	0.0	0.0	0.5	0.0
16	0.0	0.0	0.0	0.0	0.5	0.0
不詳	0.6	2.4	0.1	0.0	0.0	0.0

表1-2-3 持高別馬疋数

馬疋数	総計	1石未満	1-5	5-10	10-	不詳
総数	6370	1645	899	326	220	3280
0	6302	1604	896	324	209	3269
1	10	1	1	1	6	1
2	4			1	3	
不詳	54	40	2		2	10
割合(%)						
馬疋数	総計	1石未満	1-5	5-10	10-	不詳
総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
0	98.9	97.5	99.7	99.4	95.0	99.7
1	0.2	0.1	0.1	0.3	2.7	0.0
2	0.1	0.0	0.0	0.3	1.4	0.0
不詳	0.8	2.4	0.2	0.0	0.9	0.3

## 1.4 宗門

表 1-3 は村別の宗門別戸数を示す。宗門帳は鑓などを除き原則として、宗門別になっている。ただし、一部の村では複数の宗門が合冊され 1 冊になっている場合がある。いずれにせよ、異なる宗門の世帯（戸）が混じっている宗門帳はない。各村の宗門帳に宗門ごとに寺院が押印署名する形式になっているからである。したがって、宗門の記載はほぼ 100% に近く、記載のないのは 0.6% である。なお、各世帯内で異なる宗門の信徒がいて異なる世帯として記載されていることはないものと思われる。

熊谷家文書の中に銀山領のすべての村が含まれていないのと同様に、ある村のすべての宗門の宗門帳が含まれているとは限らず、ある宗門の宗門帳が欠けている場合がある。たとえば、大森町では明らかに浄土真宗が欠けている。このため、この宗門帳による村別の戸数が村の全ての戸数を表すとは限らない。このような制約を持っているが、総数でみると、真宗の戸数が 82.8% で最も多くなっている。真宗は村単位で普及したといわれるが、村全部が真宗という村は数少ない。また、そこに真宗以外の信徒がいなかったということはこの資料では確認できない。

表 1-4 に 1884（明治 17）年の郡別の宗門別寺院数を示す。扱った宗門帳より 20 年あとのものであるが、参考にすることができるだろう。寺院数は石見地域で真宗が 54.9% で、とくに邑智郡では 73.1% ととくに真宗が多い。出雲地域で曹洞宗が 29.6% と最も多いのと対照的である。真宗の場合は 1 寺院あたりの信徒数が多いといわれているから、石見地域で表 1-2 の宗門別戸数がこの寺院数（54.9%）以上に真宗に集中している（82.8%）のは当然で、両者はほぼ同じ状態を示しているものと考えられる。

石見地域においては、ある村の真宗以外の寺院や信徒は、その村の真宗門徒との協力関係があったと言われ<sup>(4)</sup>、真宗門徒の思考や行動の影響を受けていたものと考えられ、石見地域で真宗とそれ以外の門徒住民の行動の違い、たとえば出生行動などの差を検出しようというのはかなり難しいかもしれない。

なお、後で見るように（3.7、表 3-6）、宗門間の持高の差は大きい。

## 2. 社会経済階層と出生率・結婚率

### 2.1 出生率の計測

出生率はここでは、各世帯の 15 歳以上女子の同居児 1-5 歳についてその出生時の女子の年齢を算出し、1863 年およびそれ以前の 4 年間の出生を復元し、1 年間の出生率として計算したものである（同居児法、own-children method）。すなわち、1859 年 1 月 1 日-1863 年 3 月 1 日（4.167 年間）における女子  $x$  歳の年間の平均的な出生率は、1863 年の  $x$  歳女子の 1 歳児、 $(x+1)$  歳女子の 2 歳児、... $(x+4)$  歳女子の 5 歳児によって以下のように計算される。 $[1 \text{ 歳児} + 2 \text{ 歳児} + 3 \text{ 歳児} + 4 \text{ 歳児} + 5 \text{ 歳児}] / [x \text{ 歳女子} + (x+1) \text{ 歳女子} + \dots + (x+4) \text{ 歳女子}] / 4.167$ 。なお、1860, 1862 年は閏年であったが、ここではこれを無視する。平均的には太陰暦の 1 年の長さは太陽暦と同じとしてよい。

表1-3 村別宗門別戸数

地域区分	番号	名前	総計	浄土	浄土真	真言	禪	天台	日蓮	法華	(空白)
1沿岸	2	川谷村一宮領	49	17	15	8	8		1		
	3	太田北村	196	13	111	18	7			47	
	4	太田村	54		50		4				
	5	八神村	74		72		2				
	6	上河戸村	60	2	55	1	2				
	7	下河戸村	79		78		1				
	8	市村	105	22	68		12			3	
	9	長良村	87	1	68		18				
	10	渡津村	385	28	321		23			3	10
	11	黒松村	203		197		1				5
	12	後地村	280	3	235	12	27				3
	13	都治本郷	133	3	111	6	13				
	15	畑田村	89		85	1	3				
	44	上村	68	4	62	1	1				
	48	行垣村,	55	5	46	1					3
	49	松代村,	53	4	44	1	4				
	50	大屋村,	68		63	2	3				
	51	鬼村,	82	2	73		7				
	52	天河内村,	106	2	96	1	7				
	53	大國村尾波組,	64	1	59	1					3
	54	大國村上ヶ組,	126	3	98	1	8				16
	55	大國村,	218	20	163	3	19				13
	60	小浜村,	71	49		3	14				3
	63	温泉津村,	399	95	251	3	2				47
1 沿岸計			3104	274	2421	63	186		1	135	24
2中間	1	山中村,	9							9	
	14	上津井村,	89	3	79		6				1
	45	新屋村,	181	9	157		15				
	46	大家本郷村,	186		186						
	47	萩原村,	59	2	49		8				
	56	忍原村,	96	6	74		15			1	
	57	戸蔵村,	31	1	29		1				
	58	福原村,	69	1	68						
	59	三久須村,	72	1	68	1	1			1	
	61	大森町	130	72		3	25				30
	62	白杯村,	83		83						
2 中間計			1005	95	793	4	71			41	1
3山間	16	原村,	72		72						
	17	八色石村,	62		56		6				
	18	谷住郷村入野組,	117	3	107	5	1				1
	19	谷住郷村谷組,	84		83		1				
	20	谷住郷村住郷組,	275	3	206		65				1
	21	祖式村上ヶ組・瀬戸組,	124		121		2			1	
	22	祖式村井ノ目組・市組,	115	1	102	2	10				
	23	馬野原村,	31	2	29						
	24	湯谷村上組・下組,	131	2	117		12				
	25	川下村谷戸組,	173		171						2
	26	川下村鉄山内,	4		4						
	27	乙原村,	129		128		1				
	28	高畑村,	43		42						1
	29	吾郷村,	190	29	145	1	9	1		4	1
	30	奥山村,	72		71		1				
	31	小林村,	35		35						
	32	京覧原村,	46		32		11				3
	33	大林村,	26		26						
	34	潮村,	48		47		1				
	35	長藤村源田山鍛次屋,	6		6						
	36	井戸谷村栃野木鎌,	10		10						
	37	井戸谷村,	67		65		1				1
	38	片山村,	25		24					1	
	39	熊見村,	32		32						
	40	千原村,	72		72						
	40.5	千原村b,	3				2				1
	41	久保村,	56		55						1
41.5	久保村b,	1				1					
42	九日市村,	132		131						1	
42.3	九日市村b,	1				1					
42.5	九日市村c,	4	4								
43	村之郷村,	75		74						1	
3 山間計			2261	44	2063	8	125	1		6	14
総計			6370	413	5277	75	382	1	1	182	39
			100.0	6.5	82.8	1.2	6.0	0.0	0.0	2.9	0.6

地域区分は1:沿岸地域, 2:中間地域, 3:山間地域(廣嶋, 2004)

表1-4 1884(明治17)年郡別寺院数:島根県

郡別	総数	天台	真言	浄土	臨濟	曹洞	黄檗	真	日蓮	時	融通念仏
<b>合計</b>	<b>1,353</b>	<b>37</b>	<b>125</b>	<b>125</b>	<b>156</b>	<b>330</b>	<b>1</b>	<b>503</b>	<b>69</b>	<b>7</b>	<b>0</b>
<b>出雲</b>	<b>665</b>	<b>34</b>	<b>72</b>	<b>57</b>	<b>119</b>	<b>197</b>	<b>0</b>	<b>131</b>	<b>51</b>	<b>4</b>	<b>0</b>
島根	68	5	11	6	11	27	0	7	1	0	0
秋鹿	17	0	4	0	8	5	0	0	0	0	0
意宇	98	1	14	11	10	36	0	17	7	2	0
能義	68	9	12	3	6	29	0	5	3	1	0
仁多	38	0	2	2	9	14	0	6	5	0	0
大原	51	0	7	3	9	23	0	8	1	0	0
出雲	46	0	2	3	26	6	0	8	1	0	0
楯縫	64	14	3	2	23	5	0	5	12	0	0
神門	144	3	14	22	12	36	0	39	17	1	0
飯石	71	2	3	5	5	16	0	36	4	0	0
<b>石見</b>	<b>678</b>	<b>3</b>	<b>49</b>	<b>67</b>	<b>37</b>	<b>128</b>	<b>1</b>	<b>372</b>	<b>18</b>	<b>3</b>	<b>0</b>
仁摩	141	0	19	21	2	24	0	68	7	0	0
安濃	84	1	5	16	0	16	0	40	6	0	0
邑智	167	0	9	9	7	19	0	122	1	0	0
那賀	156	2	15	15	24	26	1	71	2	0	0
美濃	72	0	0	4	3	19	0	42	1	3	0
鹿足	58	0	1	2	1	24	0	29	1	0	0
<b>隠岐</b>	<b>10</b>	<b>0</b>	<b>4</b>	<b>1</b>	<b>0</b>	<b>5</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>
周吉	8	0	2	1	0	5	0	0	0	0	0
穩地	0										
海士	0										
知夫	2	0	2								
構成割合(%)											
<b>合計</b>	<b>100.0</b>	<b>2.7</b>	<b>9.2</b>	<b>9.2</b>	<b>11.5</b>	<b>24.4</b>	<b>0.1</b>	<b>37.2</b>	<b>5.1</b>	<b>0.5</b>	<b>0.0</b>
<b>出雲</b>	<b>100.0</b>	<b>5.1</b>	<b>10.8</b>	<b>8.6</b>	<b>17.9</b>	<b>29.6</b>	<b>0.0</b>	<b>19.7</b>	<b>7.7</b>	<b>0.6</b>	<b>0.0</b>
島根	100.0	7.4	16.2	8.8	16.2	39.7	0.0	10.3	1.5	0.0	0.0
秋鹿	100.0	0.0	23.5	0.0	47.1	29.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
意宇	100.0	1.0	14.3	11.2	10.2	36.7	0.0	17.3	7.1	2.0	0.0
能義	100.0	13.2	17.6	4.4	8.8	42.6	0.0	7.4	4.4	1.5	0.0
仁多	100.0	0.0	5.3	5.3	23.7	36.8	0.0	15.8	13.2	0.0	0.0
大原	100.0	0.0	13.7	5.9	17.6	45.1	0.0	15.7	2.0	0.0	0.0
出雲	100.0	0.0	4.3	6.5	56.5	13.0	0.0	17.4	2.2	0.0	0.0
楯縫	100.0	21.9	4.7	3.1	35.9	7.8	0.0	7.8	18.8	0.0	0.0
神門	100.0	2.1	9.7	15.3	8.3	25.0	0.0	27.1	11.8	0.7	0.0
飯石	100.0	2.8	4.2	7.0	7.0	22.5	0.0	50.7	5.6	0.0	0.0
<b>石見</b>	<b>100.0</b>	<b>0.4</b>	<b>7.2</b>	<b>9.9</b>	<b>5.5</b>	<b>18.9</b>	<b>0.1</b>	<b>54.9</b>	<b>2.7</b>	<b>0.4</b>	<b>0.0</b>
仁摩	100.0	0.0	13.5	14.9	1.4	17.0	0.0	48.2	5.0	0.0	0.0
安濃	100.0	1.2	6.0	19.0	0.0	19.0	0.0	47.6	7.1	0.0	0.0
邑智	100.0	0.0	5.4	5.4	4.2	11.4	0.0	73.1	0.6	0.0	0.0
那賀	100.0	1.3	9.6	9.6	15.4	16.7	0.6	45.5	1.3	0.0	0.0
美濃	100.0	0.0	0.0	5.6	4.2	26.4	0.0	58.3	1.4	4.2	0.0
鹿足	100.0	0.0	1.7	3.4	1.7	41.4	0.0	50.0	1.7	0.0	0.0
<b>隠岐</b>	<b>100.0</b>	<b>0.0</b>	<b>40.0</b>	<b>10.0</b>	<b>0.0</b>	<b>50.0</b>	<b>0.0</b>	<b>0.0</b>	<b>0.0</b>	<b>0.0</b>	<b>0.0</b>
周吉	100.0	0.0	25.0	12.5	0.0	62.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
穩地											
海士											
知夫	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

島根県1887『島根県統計書 明治17年』明治20年。1884年12月31日現在。

表1-5 郡別宗門別戸数

郡	総計	浄土	浄土真	真言	禅	天台	日蓮	法華	不詳
合計	6,370	100.0	6.5	82.8	1.2	6.0	0.0	2.9	0.6
邇摩	2,217	100.0	12.5	75.3	0.9	5.9	0.0	5.1	0.3
安濃	254	100.0	11.8	49.6	10.2	5.9	0.0	22.0	0.0
邑智	2,261	100.0	1.9	91.2	0.4	5.5	0.0	0.3	0.6
那賀	1,638	100.0	3.8	86.6	1.2	6.8	0.0	0.4	1.2

このような出生率は、出生後 1863 年 3 月 1 日の宗門改までに生じる様々の要因によって真の出生率からの食い違いが生れる。出生後の出生児自身の死亡あるいは離別・死別・移動による母子の分離などの要因である。とくに出生児の死亡については、死亡した出生児が除かれる分、出生率が低下する。乳児死亡は出生に対して 200/1000、また幼児死亡率は 300/1000 程度あるものとみられる。ただし、この出生率は乳幼児死亡率の全部ではなく、半分程度が含まれている（減少している）とみられる。すると、乳幼児死亡率から考えて、真の出生率は、計算された出生率の 1.2-1.3 倍とみられる。しかし、以下では、このことを無視して述べる。

また、持高など社会階層別の出生率においては、その死亡率格差も反映しているはずである。つまり、観察される出生率の格差には死亡率格差によって生み出された部分が含まれている。もし、出生率が社会階層と正比例するなら、真の出生率格差は死亡率格差を除去すると縮小する。死亡率格差がわからないのでこの点も無視する。

母子の関係を変動させる要因としての養子がある。ある集団の合計率（合計出生率、合計有配偶出生率など）を扱う場合において、その集団内での養子は問題にならない。しかし、別の集団との間の養子は、もしそれが一方向に偏っている場合は問題となる。たとえば、持高別の出生率を検討する際、養子が下層から上層に行われるとすると、下層の出生率は見かけ上その分低くなり、上層はその逆になる。したがって、このような養子が起こりうるのかどうかを検討しておく必要がある。なお、養子の頻度は父と長男との年齢関係から 2.9%以上あると推定された（廣嶋 2002）。しかし、今回、1~5 歳児によって出生率を計算するので、この年齢での養子は少ないと考えられ、影響はほとんどないと考えられる。

## 2.2 持高と出生率

各戸の宗門帳に記載された持高別に出生率をみると表 2-1、図 2-1 のようになる。合計出生率は 1 石未満では 2.06、10 石以上では 2.89 である。これは 1 以下の差であって、それほど大きくないが、持高に比例している点で持高と出生率との関係は比較的明確なものであるといえる。ただし、死亡率格差による部分があるとすると差引かなければならない。

表2-1 持高別、年齢別累積出生率、合計出生率、および平均出生年齢

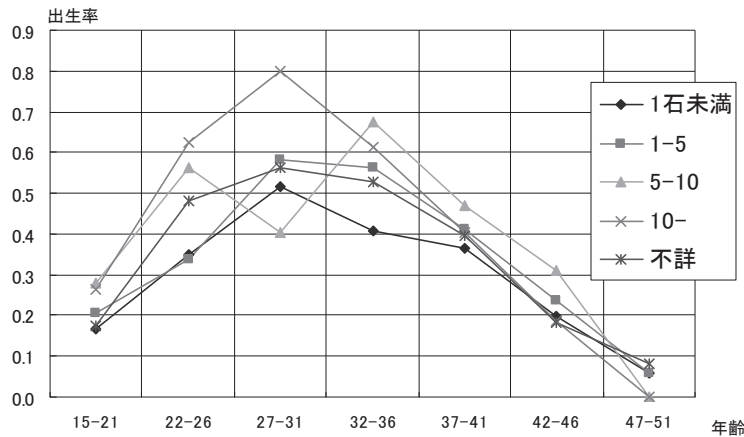
年齢	合計	1石未満	1-5	5-10	10-	不詳
女子数	(7,629)	(1,905)	(1,234)	(464)	(342)	(3,684)
合計	2.36	2.06	2.40	2.70	2.89	2.41
15-21	0.18	0.17	0.21	0.28	0.27	0.17
22-26	0.44	0.35	0.34	0.56	0.63	0.48
27-31	0.55	0.51	0.58	0.40	0.80	0.56
32-36	0.52	0.41	0.56	0.67	0.61	0.53
37-41	0.39	0.37	0.41	0.47	0.40	0.40
42-46	0.21	0.20	0.24	0.31	0.19	0.18
47-51	0.06	0.06	0.06	0.00	0.00	0.08
平均出生年齢(歳)	33.4	33.6	33.6	33.6	31.7	33.4

出生率は1-5歳同居児による。

平均出生年齢は年齢別出生率により、単純平均から1.0歳引いた実年齢。

出生率は年齢区間の累積率。合計は合計出生率。

図2-1 持高別年齢別女子の出生率



この出生率は乳幼児死亡率の半分が除かれているということを考慮しても、その後の死亡率を考慮すると、1石未満の2.06では明らかに再生産水準には達していない。1-5石の2.40で再生産水準ぎりぎりではないだろうか。また、地域全体としての2.36という水準も人口増加が0に近い水準であると見られる。現に、1862,63年のこの石見銀山領の人口増加率は-0.67%であった(廣嶋 2004)。

以上の結果は、階層と出生率が相関するという点で、従来の研究結果と共通する。鬼頭1978は持高5石を境として上層4.3, 下層3.6, 速水1992は濃尾6村について10石以上5.9, 10石未満3.8としている。しかし、いずれも合計出生率ももっと高く、差はもっと大きい。

この持高による出生率の差が結婚率と結婚出生率のどちらから、どれだけ生れるかの分析は後で行う。

## 2.3 持高別の結婚率

### 2.3.1 結婚率の計測

結婚率の高さを出生への影響の観点から計測する。したがって、50歳頃より若い年齢における結婚を対象とする。各人の配偶関係は、宗門帳において戸主との続柄および配偶者、子との同居の有無により既婚と未婚とに2区分する。この判別法は死別・離別を十分捉えられない可能性があり、既婚者はその分少なめになっているものと考えられる。もしそうだとすると、次に述べる初婚年齢を計算した場合、高めになることになる。また、当然、既婚者の結婚が初婚であるか再婚であるかはわからない。既婚者が有配偶かどうかは配偶者が同居しているかどうかによって判別する。ただし、この宗門改帳はいわゆる本籍主義で、同居の夫が長期の出稼ぎに出ている場合もその旨の記載はない。なお、石見地域は大工・木挽・左官・石工として出稼ぎし、盆・正月に帰郷する者が多かったという。(有元 1997)。

この既婚者数により一時点の年齢別人口に既婚者の占める割合(既婚率)あるいは未婚率が計算され、これによって静態平均初婚年齢(SMAM)が計算できる(廣嶋 2002)<sup>(5)</sup>。そのような年齢別既婚率の静態を生み出すような、初婚の発生の仕方(平均初婚年齢)が計算できるのである。しかし、当然これは初婚を経験するものについてのものであるから、

平均初婚年齢の若さがその集団全体（生涯未婚者を含む）が経験する平均的な結婚期間の長さを表すとは限らない。出生への影響を考えるためには、むしろこのような平均結婚期間の方が必要である。

平均初婚年齢の集団間の比較は、生涯未婚率（通常、50歳時ごろの未婚率）が同じであれば、このような意味において可能であるが、そうでない場合、つまり生涯未婚率の異なる集団の間で集団全体の平均的な結婚期間の比較のためには、平均初婚年齢ではなく、平均既婚率を使う必要がある。<sup>(6)</sup>

このような平均初婚年齢の問題性については、今回のように静態的に観察するデータの場合、気づきやすいが、従来の研究で多くの場合取り上げられてきた村ごとの長期間のコーホートのデータが得られる場合には気づかれにくい。すなわち、コーホートについて平均初婚年齢を計算するには、年齢別人口の偏りの問題は生じないので、わざわざ年齢別初婚率や年齢別未婚率（既婚率）を用いて平均初婚年齢を計算する必要は必ずしもなく、初婚経験者を集めて直接に各人の初婚年齢を用いて平均を計算することにより平均初婚年齢とすることで十分である。その反面、この計算方法によるとコーホート間で生涯未婚率が異なる場合には、平均初婚年齢によって初婚の早さを比較する意味がほとんどないことが見過ごされやすいのである。

なお、ここでは各年齢区間別の既婚率の平均を合計既婚率と称することにする。平均既婚率というとその年齢区間の既婚者数を人口で除して計算した率という意味にも取れる。したがって、必ずしも適切とはいえないかもしれないが、年齢区間別の既婚率を合計し、年齢区間数で除した平均を、以下では合計既婚率とすることにする。なお、たとえば、年齢区間 15-51 歳について、全区間の平均的な既婚率と合計既婚率とが異なるのは、おもに死亡率の影響で各年齢区間別の女子数が若い方で大きいという偏りがあるためで、後者の方が大きくなる。

### 2.3.2 持高別既婚率

既存研究では、初婚年齢について持高別の差が観察されてきた。持高別初婚年齢について、女子における階層差が顕著で、下層ほど晩婚とされた。美濃国浅草中村（1716年以後出生で1831年以前に結婚した者）の上層（18石以上）17.6歳、下層（4石以下）で22.6歳（Smith,1977）、また濃尾地方6か村（1676-1871年）の上層（10石以上）18.7歳、下層（2石以下）21.1歳（速水1992）。しかし、木下2002は、出羽国山家村（1760-1870年）において貧農（1石未満）19.5歳、富農（10石以上）18.8歳であまりはっきりとした関係が見られず、遅い時期（1836-70年）には富農がもっとも初婚が遅く、富農の結婚市場が狭いためとしている（p.61）。このように初婚年齢と経済階層との負の相関には、反する結果も指摘される。

石見銀山領では、持高別の年齢別既婚率は、表2-2、図2-2に示すとおり最下層の1石未満でもっとも遅くに立ち上がり、逆に、最上層の10石以上でもっとも早く立ち上がる（表



表2-2 持高別、年齢別女子の既婚率、平均初婚年齢

年齢	総数	1石未満	1-5	5-10	10-	不詳
女子数	(9,903)	(2,473)	(1,592)	(633)	(444)	(4,761)
総数	0.650	0.629	0.666	0.697	0.700	0.643
総数(15-51)	0.571	0.548	0.587	0.614	0.626	0.568
15-21	0.088	0.077	0.116	0.127	0.161	0.074
22-26	0.433	0.382	0.414	0.531	0.600	0.440
27-31	0.658	0.613	0.687	0.675	0.706	0.660
32-36	0.788	0.749	0.803	0.772	0.792	0.804
37-41	0.839	0.826	0.870	0.873	0.816	0.834
42-46	0.891	0.884	0.919	0.925	0.882	0.881
47-51	0.908	0.897	0.919	1.000	0.906	0.902
52-	0.912	0.901	0.941	0.923	0.951	0.902
静態初婚年齢(歳)	24.3	24.8	24.6	24.5	25.3	23.7
合計既婚率(15-51)	0.658	0.632	0.675	0.700	0.695	0.657
生涯未婚率	0.090	0.101	0.070	0.038	0.071	0.098

静態初婚年齢 (SMAM)は数え年52歳までの既婚率による (本文注3参照)。

生涯未婚率は47-51歳と52歳以上の既婚率の平均による。

年齢区間の既婚率は年齢別率の平均。合計既婚率は15歳から51歳までの各年齢区間別既婚率の平均。

総数(15-51)は年齢区間15-51歳における既婚率。

図2-2 持高別年齢別女子既婚率

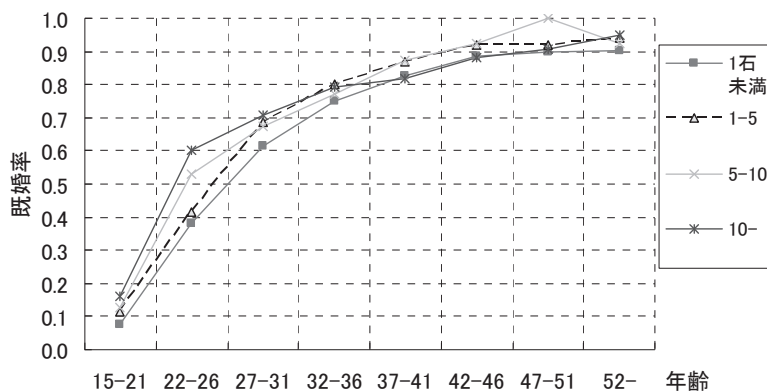


表2-2-1 持高別、年齢別女子の既婚者および総数

年齢	総数		1石未満		1-5		5-10		10-		不詳	
	既婚	総数	既婚	総数	既婚	総数	既婚	総数	既婚	総数	既婚	総数
総数	6432	9903	1556	2473	1061	1592	441	633	311	444	3063	4761
総数(15-51)	4359	7629	1044	1905	724	1234	285	464	214	342	2092	3684
15-21	159	1909	37	487	31	302	14	113	14	83	63	924
22-26	489	1129	105	275	79	191	34	64	27	45	244	554
27-31	674	1025	144	235	123	179	52	77	36	51	319	483
32-36	786	997	179	239	126	157	44	57	38	48	399	496
37-41	814	970	209	253	127	146	55	63	40	49	383	459
42-46	782	878	205	232	136	148	49	53	30	34	362	411
47-51	655	721	165	184	102	111	37	37	29	32	322	357
52-	2073	2274	512	568	337	358	156	169	97	102	971	1077

2-2-1)。しかし、これを静態平均初婚年齢で表すと、1石未満が確かに遅く24.8歳となっているが、10石以上でもっとも遅く、25.3歳となり、矛盾して見える。10石以上の52歳以上の既婚率が95.1%と高いことが影響している。このような場合、年齢別既婚率の動きと平均初婚年齢とが一致しないのである。

47-51歳と52歳以上の既婚率の平均の余数を生涯未婚率として、これをみると、1石未満で10.1%がもっとも高く、持高が高くなると、5-10石の3.8%まで低下するが、10石以上ではふたたび7.1%まで上昇する。

15-51歳の合計既婚率、すなわち各年齢区間の既婚率の平均でみると、図2-2の観察とほとんど矛盾なく、既婚率のもっとも小さいのは1石未満0.632であり、10石以上は0.695と、5-10石の0.700と並ぶ。10石以上の合計既婚率が5-10石より高いとはいえないことには、10石以上層において家格相応の配偶者を見つけるのが容易でないという結婚市場の事情が働いているのかもしれない。

なお、上で述べたように15-51歳の既婚率と合計既婚率(15-51)とを比較すると、それぞれ後者の方が大きい。各年齢区間別の女子数が若い方で大きいからである。このように、出生とのかかわりで既婚率を問題にするには、平均初婚年齢よりも合計既婚率でみた方がよい。

以上のように、上層(10石以上)については早くに初婚が始まり、また高年齢でも初婚が起こり、生涯未婚率は低く(7.1%)、合計既婚率は高い(0.695)。

上で計算した初婚年齢(平均24.3歳)は、上記の既存研究結果よりかなり高く、西日本が晩婚であるとされてきたことにあてはまるが、今回利用した宗門改帳の記載からの判別法によって既婚率が多少過小になっている可能性もある。

### 2.3.3 持高別有配偶率

既婚女子のうち夫と同居していない者を死離別として、同居する者を有配偶と判別する。この有配偶者は実際には夫が出稼ぎなどで一時的に別居している場合もあると考えられるが、宗門帳に記載されていない。有配偶者が人口に占める割合を有配偶率とする。

年齢別有配偶率は、表2-3-1、図2-3-1に示すとおり、表2-2、図2-2に示す既婚率と似ているが、死離別者の発生により、32-36、37-41、42-46歳を頂点としてしだいに低下していく。

表2-3-1 持高別、年齢別女子の有配偶率

年齢	総数	1石未満	1-5	5-10	10-	不詳
女子数(15-51)	(7,629)	(1,905)	(1,234)	(464)	(342)	(3,684)
総数	0.485	0.457	0.509	0.539	0.502	0.483
総数(15-51)	0.498	0.466	0.515	0.558	0.544	0.498
15-21	0.075	0.066	0.093	0.115	0.169	0.062
22-26	0.400	0.353	0.393	0.516	0.556	0.401
27-31	0.609	0.545	0.626	0.649	0.667	0.621
32-36	0.708	0.695	0.701	0.719	0.729	0.714
37-41	0.745	0.711	0.774	0.825	0.694	0.749
42-46	0.745	0.698	0.804	0.698	0.706	0.759
47-51	0.691	0.663	0.712	0.892	0.625	0.683
52-	0.440	0.426	0.489	0.485	0.363	0.432
合計有配偶率(15-51)	0.568	0.533	0.586	0.631	0.592	0.570

有配偶者とは既婚者のうち夫と同居の者とする。

合計有配偶率は15歳から51歳までの各年齢区間別有配偶率の平均。

総数(15-51)は年齢区間15-51歳における有配偶率。

図2-3-1 持高別年齢別女子有配偶率

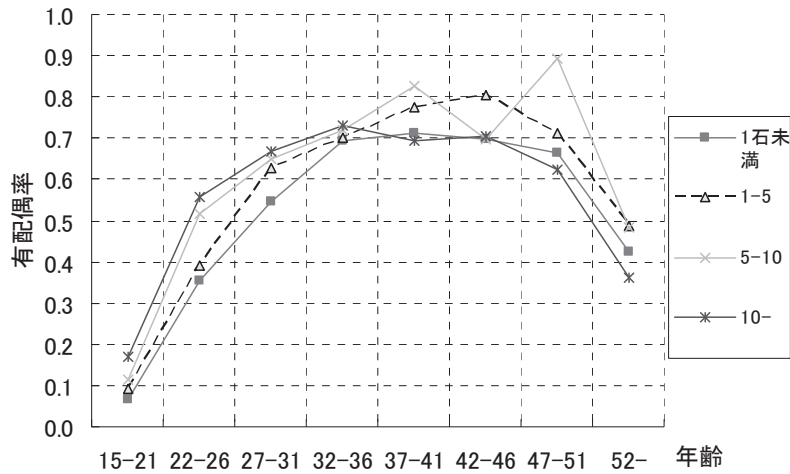


表2-3-2 持高別、年齢別女子の有配偶者および総数

年齢	総数		1石未満		1-5		5-10		10-		不詳	
	有配偶	総数	有配偶	総数	有配偶	総数	有配偶	総数	有配偶	総数	有配偶	総数
総数	1627	9903	1129	2473	811	1592	341	633	223	444	2298	4761
総数(15-51)	555	7629	887	1905	636	1234	259	464	186	342	1833	3684
15-21	14	1909	32	487	28	302	13	113	14	83	57	924
22-26	37	1129	97	275	75	191	33	64	25	45	222	554
27-31	49	1025	128	235	112	179	50	77	34	51	300	483
32-36	80	997	166	239	110	157	41	57	35	48	354	496
37-41	91	970	180	253	113	146	52	63	34	49	344	459
42-46	128	878	162	232	119	148	37	53	24	34	312	411
47-51	156	721	122	184	79	111	33	37	20	32	244	357
52-	1072	2274	242	568	175	358	82	169	37	102	465	1077

階層差は、既婚率とほぼ同様に明瞭で、合計有配偶率で見ると、最下層の1石未満でもっとも低く(0.533)、上層ほど高いが、もっとも高いのは5-10石層で0.631となっている。

出生率との関わりを検討するには、上記の既婚率より有配偶率の方がより適切であろう。したがって、そこには、初婚の発生とともに、死離別、再婚の頻度が関わってくる。

#### 2.3.4 持高別死離別率

年齢別死離別者数を年齢別人口で割った年齢別死離別率は、表2-3-3、図2-3-2に示すとおり、年齢とともに大きくなる。47-51歳という再生産期間の終了期において21.6%である。これは既婚率90.8%に対しては、 $21.6/90.8=23.8\%$ 、つまり結婚したもののうち4分の1近くが死離別で終わる。ただし、これは再婚によって有配偶となっているものが除かれていて、実際に、それぞれの結婚が死離別に終わる割合はこれより高いはずである。

表2-3-3 持高別、年齢別女子の死離別率

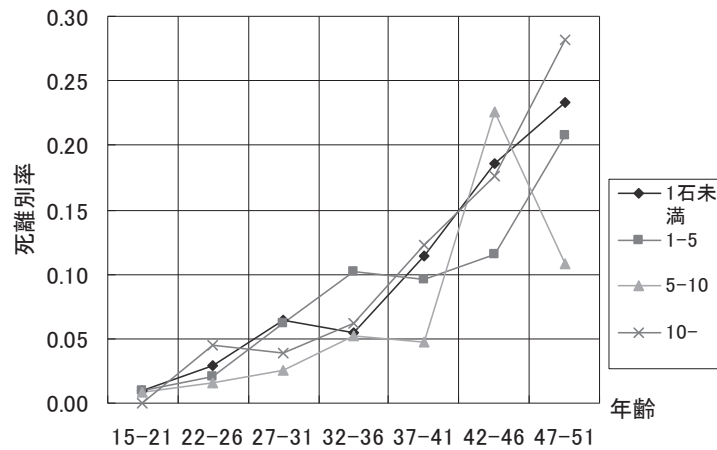
年齢	総数	1石未満	1-5	5-10	10-	不詳
女子数(15-51)	(7,629)	(1,905)	(1,234)	(464)	(342)	(3,684)
総数	0.164	0.172	0.157	0.158	0.198	0.160
総数(15-51)	0.073	0.082	0.071	0.056	0.082	0.070
15-21	0.007	0.010	0.010	0.009	0.000	0.005
22-26	0.033	0.029	0.021	0.016	0.044	0.040
27-31	0.048	0.064	0.061	0.026	0.039	0.039
32-36	0.080	0.054	0.102	0.053	0.063	0.091
37-41	0.094	0.115	0.096	0.048	0.122	0.085
42-46	0.146	0.185	0.115	0.226	0.176	0.122
47-51	0.216	0.234	0.207	0.108	0.281	0.216
52-	0.471	0.475	0.453	0.438	0.588	0.470
合計死離別率(15-51)	0.089	0.099	0.087	0.069	0.104	0.085

死離別者とは既婚者のうち夫と同居しない者とする。

合計死離別率は15歳から51歳までの各年齢区間別死離別率の平均。

総数(15-51)は年齢区間15-51歳における死離別率。

図2-3-2 持高別死離別率



年齢別死離別率の15-51歳の合計を合計死離別率とする。合計死離別率という場合、死離別率を「夫婦の結婚持続期間別に死離別した夫婦組数が結婚した夫婦組数に占める割合」として計算し、この割合の30年程度の期間の合計を指す場合があるが、ここでは夫婦組数ではなく年齢別人口について計算したものである。

持高階層との関係は比較的明瞭で、合計死離別率は、階層が高くなるほど低くなる。ただし、10石以上では、0.104と最も高くなっている。この階層差は主として死別の階層差（上層ほど低い）、再婚の階層差（上層ほど高い）によるものと考えられるが、10石以上の死離別率の高さは死別率の高さによるものとは考えられないので、離別率の高さか再婚率の低さによるものと考えられる。10石以上では格式に見合う再婚相手を見つけるのが困難という状況があるのかもしれない。これは、10石以上層の既婚率の高さが5-10石層よりやや低いことと共通する。

## 2.4 持高別有配偶出生率

表 2-4, 図 2-4 は持高別有配偶出生率を示す。この有配偶出生率は、対応する年齢について表 2-1 の出生率を表 2-3-1 の有配偶率で除したものである。同居児法によって有配偶出生率が計算された例は少ない。これは、各人の過去に遡ったときその配偶関係が不明であるという理由のようだ (Retherford, 2004)。しかし、今回の場合あげはまらない。確かに、出生率の分子分母は過去数年の状態を使っているが、配偶関係は調査時点のものである。しかし、配偶関係は出生のような動態事象そのものではなく、動態事象の結果である静態であるから、出生や結婚の発生の動態より安定的であり、その集団において数年間一定であると仮定することは可能である。なお、ここでは出生率も 1859-63 年の平均を扱っている。

これとは別に、年齢別有配偶出生率および合計有配偶出生率は、結婚からの期間によって出生率が強く影響を受ける現代出生率においては利用することには問題がある (廣嶋 2001) が、結婚からの期間よりも年齢に強く規定される前近代出生率においては、問題がない。このことは結婚年齢別の年齢別有配偶出生率が結婚年齢に関わらず各年齢においてほぼ同一であることによって裏付けられる。今回のデータではこのようなデータは得られないが、速水 (1973, p.221, 図 12-8) に示されている<sup>(7)</sup>。

合計有配偶出生率は年齢別有配偶出生率を合計したもので、有配偶で 51 歳まで生きた場合の女性 1 人あたりの子ども数を意味する。15 歳からの合計、つまり 15 歳で結婚した場合は 6.09 になるが、22 歳からの合計は 3.63 で、この数字の大きな差は結婚年齢に大きく左右されることを示している。また、この 6 を越える大きさは、東日本を除く中部および西日本で普通であったようで、鬼頭 1989 は合計有配偶出生率が 4.87~7.48 の範囲の事例を報告している<sup>(8)</sup>。

また、先に見たように、死離別者が 47-51 歳で 21.6% に達するので、死離別状態の者も含めて、既婚者に対する既婚出生率を計算すると、当然これより低くなる。合計既婚出生率を計算すると、15 歳からの合計は 5.39, 22 歳からの合計は 3.28 となる (表略)。これは 15 歳または 22 歳で結婚したあと、配偶関係の変化にかかわらずともかく 51 歳が終わった時点で持つ子どもの数である。

22-51 歳の合計有配偶出生率で見ると、持高と有配偶出生率は正相関している。すなわち、1 石未満で 3.40, 10 石以上で 4.01 である。なお、15-21 歳の有配偶出生率は目立って高いが、その有配偶率が低いため、あまり重視する必要はない。注意すべきは、これが結婚率とは異なり、10 石以上で明瞭に最も高いということである。

なお、持高と有配偶出生率について、津谷 (2001, p.237, 240) は世帯の持高が有配偶出生力全体に有意な正の影響力があつたとし、また、鬼頭 1978 も 5 石以上と未満で持高が妻の出生率に大きな差があることを示している。

以上の持高と有配偶出生率の比例関係はどのようにして生れたものだろうか。先に述べたような持高階層の下層から上層への養子が皆無とはいえないかもしれない。また死亡率格差による見かけ上の差もあるだろう。しかし、それらによってすべて説明できるわけで

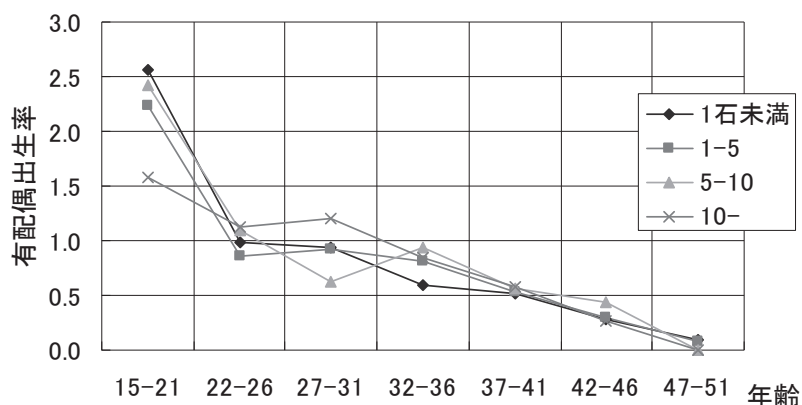
はないだろう。とすると、持高階層ごとに有配偶出生率を統制する手段が取られていたことになる。墮胎・間引きも考えられなくはないが、浄土真宗の多いこの地域では、それ以外の出生統制の手段を取っていたと考えられる。

表2-4 持高別、年齢別累積有配偶出生率、合計有配偶出生率

年齢	合計	1石未満	1-5	5-10	10-	不詳
合計(15-51)	6.09	5.97	5.74	6.08	5.58	6.56
合計(22-51)	3.63	3.40	3.50	3.67	4.01	3.74
15-21	2.45	2.57	2.23	2.42	1.57	2.83
22-26	1.10	0.99	0.86	1.09	1.13	1.20
27-31	0.90	0.94	0.93	0.62	1.20	0.91
32-36	0.73	0.59	0.80	0.94	0.84	0.74
37-41	0.53	0.51	0.53	0.57	0.58	0.53
42-46	0.28	0.28	0.30	0.44	0.26	0.24
47-51	0.09	0.09	0.08	0.00	0.00	0.12

年齢別累積有配偶出生率は、年齢別累積出生率を年齢別有配偶率によって除して求めた。  
合計(15-51)および合計(22-51)は女子が15歳または22歳で結婚して有配偶でありつづけた場合に51歳までに持つ子どもの数。

図2-4 持高別有配偶出生率



## 2.5 持高別出生率の差の要因分解

表 2-1 の持高別出生率は表 2-3-1 の有配偶率と表 2-4 の有配偶出生率の 2 つによってもたらされたものと考えられるので、持高別出生率の差をこの 2 者の差に要因分解することができる。ここでは、出生率の差が最大となる 1 石未満と 10 石以上とについてその差をこの 2 つの要因によって分解する (表 2-5)。2 つの持高階層別の年齢別有配偶率と有配偶出生率を図 2-5-1 と図 2-5-2 に示し、図 2-5-3 に要因分解の結果を示す。この要因分解法の計算式は、末尾に示す<sup>(9)</sup>。

有配偶率、有配偶出生率ともに出生率の差を生み出し、 $0.57/0.83=68.7\%$ が有配偶率、 $31\%$ が有配偶出生率の差によるものであるといえる。

なお、既婚率と既婚出生率に分けた場合、 $0.49/0.83=59\%$ が既婚率、 $41\%$ が既婚出生率によるものであることが分かる (図表略)。

表2-5 持高別、合計出生率の要因分解(1石未満と10石以上)

年齢	出生率		有配偶率		有配偶出生率		1石未満の10石以上との出生率の差の要因分解		
	1石未満	10石以上	1石未満	10石以上	1石未満	10石以上	計	有配偶率	有配偶出生率
合計	2.06	2.89	0.47	0.54	3.03	3.65	-0.83	-0.57	-0.25
15-21	0.17	0.27	0.07	0.17	2.57	1.57	-0.10	-0.21	0.12
22-26	0.35	0.63	0.35	0.56	0.99	1.13	-0.28	-0.21	-0.06
27-31	0.51	0.80	0.54	0.67	0.94	1.20	-0.29	-0.13	-0.16
32-36	0.41	0.61	0.69	0.73	0.59	0.84	-0.20	-0.02	-0.18
37-41	0.37	0.40	0.71	0.69	0.51	0.58	-0.04	0.01	-0.05
42-46	0.20	0.19	0.70	0.71	0.28	0.26	0.01	0.00	0.01
47-51	0.06	0.00	0.66	0.63	0.09	0.00	0.06	0.00	0.06

要因分解の式は注7参照。

図2-5-1 持高(1石未満, 10石以上)別, 有配偶率

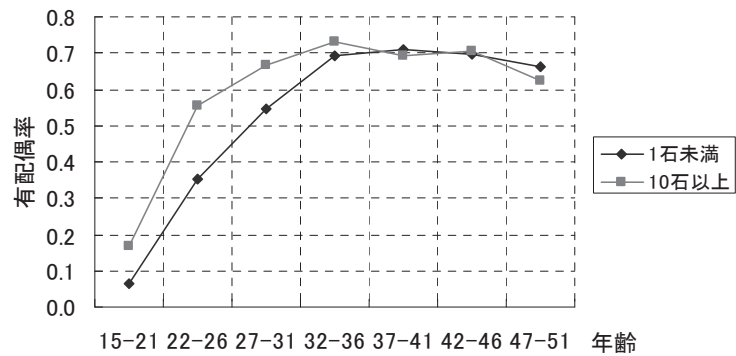


図2-5-2 持高(1石未満, 10石以上)別, 有配偶出生率

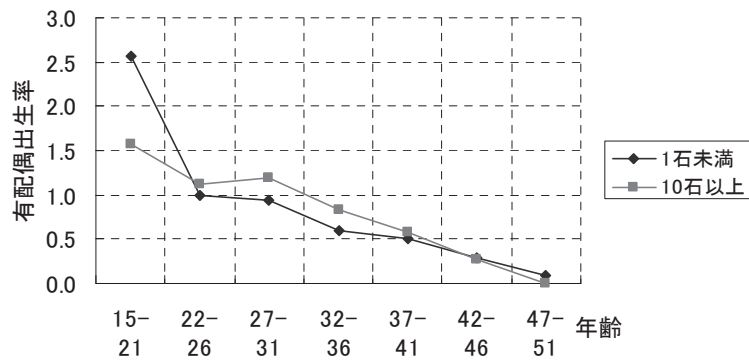
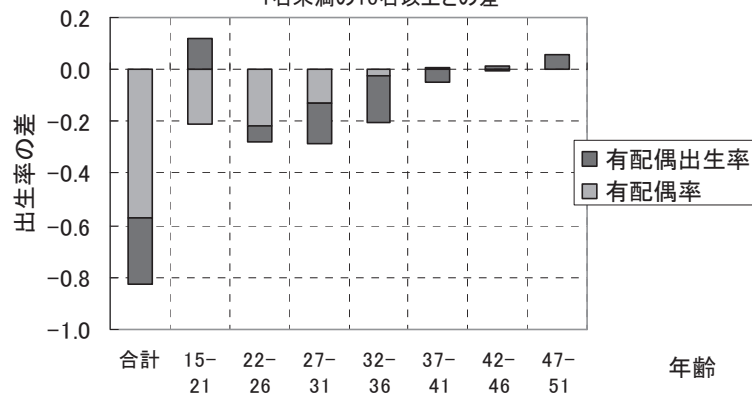


図2-5-3 出生率の差の要因分解:  
1石未満の10石以上との差



このように、持高別の出生率の差を生み出すのは有配偶率または既婚率に表される結婚率の差、と結婚内の出生率（有配偶出生率または既婚出生率）の差の両方によるといえるが、とくに前者の比重が過半を占める。しかし、有配偶出生率の有効な人為的統制の方法がなかったとみられるこの時期において、持高階層における出生率の差が有配偶出生率の差によってももたらされていることに注目しなければならない。

### 3. 宗門別出生率・結婚率

#### 3.1 宗門別出生率

宗門別の年齢別出生率および合計出生率を表 3-1 に示す。浄土真宗の合計出生率は 2.28 で、予想に反してとくに高い方ではない。むしろ真言宗 (2.73)，禅宗 (2.56) が高くなっている。また、法華宗 (1.72) が低い。図 3-1 は宗門別年齢別出生率を示す。37 歳以後の出生率において各宗門の違いが目立ち、低い方から法華，浄土，真宗，禅，真言の順に並び、これが合計出生率の順に表れている。このような差が何に基づくものかは明確でないが、あとで見る年齢別既婚率と関係している。

表3-1 年齢階級別出生率，合計出生率

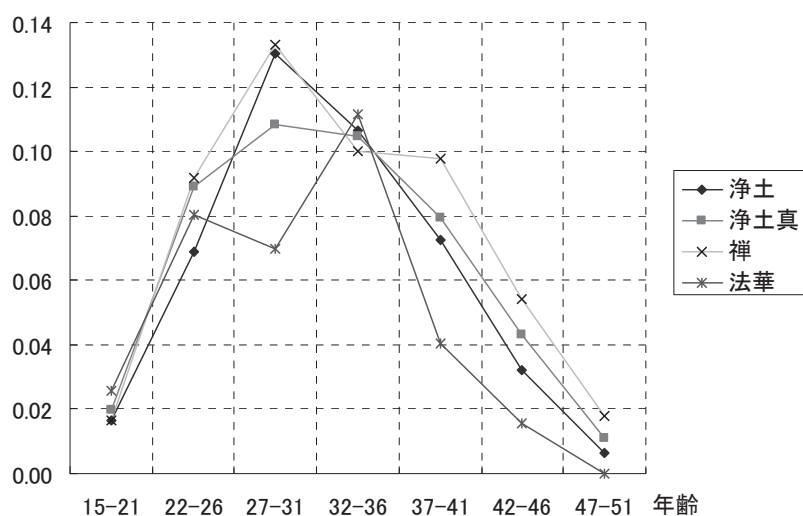
年齢 (女子数)	宗門計 (7576)	浄土 (480)	浄土真 (6361)	真言 (79)	禅 (440)	法華 (216)
合計	2.26	2.17	2.28	2.73	2.56	1.72
15-21	0.02	0.02	0.02	0.01	0.02	0.03
22-26	0.09	0.07	0.09	0.12	0.09	0.08
27-31	0.11	0.13	0.11	0.10	0.13	0.07
32-36	0.10	0.11	0.10	0.10	0.10	0.11
37-41	0.08	0.07	0.08	0.13	0.10	0.04
42-46	0.04	0.03	0.04	0.07	0.05	0.02
47-51	0.01	0.01	0.01	0.02	0.02	0.00

出生率は1-5歳同居児による。

各年齢階級別の平均出生率。

年齢欄の合計は合計出生率。

図3-1 宗門別年齢別出生率





### 3.2 宗門別既婚率

宗門別の年齢別既婚率および静態平均初婚年齢、合計既婚率を表3-2に示す。平均初婚年齢が若ければ、合計既婚率が高いと予想されるが、実際にはそうではない。生涯未婚率（47-51歳および52歳以上の未婚率の平均）が、大きく異なるからである。先にも述べたが、初婚経験者に限定された平均初婚年齢よりも合計既婚率の方が出生に対する結婚の効果を表す上でより適切である。合計既婚率は、浄土宗の0.64から真宗の0.70まで差はあるが、あまり大きなものではない。生涯未婚率は浄土真宗8.5%と禅宗8.0%はほとんど変わらないが、浄土宗では16.6%と高い。

表3-2 宗門別、年齢別女子の既婚率、平均初婚年齢

年齢	総数	浄土	浄土真	真言	禅	法華	不詳
(15-51女子数)	(7628)	(480)	(6360)	(79)	(440)	(216)	(52)
総数(15-51)	0.57	0.51	0.58	0.54	0.58	0.55	0.48
15-21	0.08	0.04	0.08	0.11	0.13	0.11	0.00
22-26	0.43	0.34	0.45	0.25	0.44	0.31	0.17
27-31	0.66	0.61	0.67	0.67	0.65	0.55	0.22
32-36	0.79	0.76	0.79	0.60	0.81	0.86	0.00
37-41	0.84	0.77	0.84	0.91	0.88	0.81	0.75
42-46	0.89	0.89	0.90	1.00	0.79	0.81	1.00
47-51	0.91	0.82	0.91	0.73	0.92	0.96	1.00
52-	0.91	0.85	0.92	0.87	0.92	0.93	1.00
静態平均初婚年齢(歳)	24.2	18.9	24.5	—	27.1	23.0	—
合計既婚率(15-51)	0.66	0.64	0.70	0.64	0.69	0.67	0.52
生涯未婚率	0.089	0.166	0.085	0.202	0.080	0.052	0.000

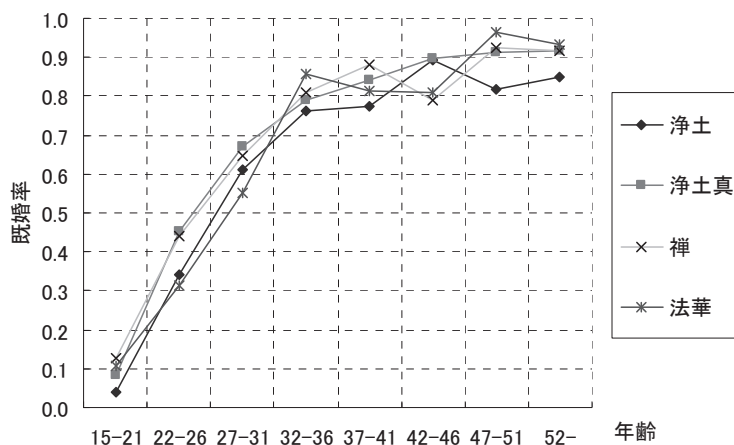
静態平均初婚年齢（SMAM）は52歳までの年齢別既婚率による。

合計既婚率は年齢区間別率の平均。

生涯未婚率は47-51歳および52歳以上の未婚率の平均。

図3-2の宗門別の年齢別既婚率を見ると、20代における宗門別の高さの順が合計既婚率の順をほぼ決めているといえる。低い方から、法華、浄土、禅、真宗の順は、上記の37歳以後の出生率の順と似ている。結婚の遅れが出生の遅れとして現れたものと考えられる。

図3-2 宗門別年齢別女子既婚率



### 3.3 宗門別有配偶率

宗門別の年齢別有配偶率および合計有配偶率を表3-3に示す。有配偶率は既婚率よりも死離別率分が小さい。先にも述べたが、合計既婚率より実質的な結婚生活の量をあらわし、死離別を考慮する分、合計有配偶率の方が出生に対する結婚の効果を表す上でより適切である。合計有配偶率は、浄土宗の0.48は、真宗の0.58、禅宗の0.57に比べ低い。離別や再婚に関する宗教的な習慣の違いがあれば、このような差の一因となるが、その宗教的な関わりがあるのか今のところわからない。

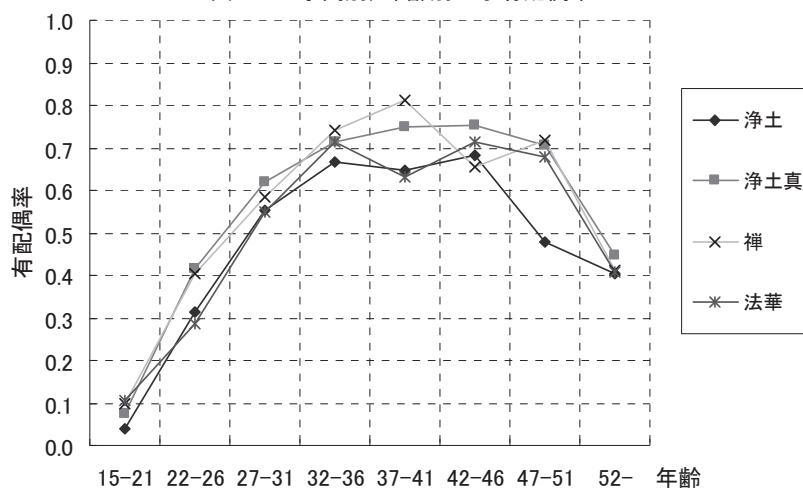
表3-3 宗門別、年齢別女子の有配偶率

年齢	総数	浄土	浄土真	真言	禅	法華	不詳
(15-51女子数)	(7629)	(480)	(6361)	(79)	(440)	(216)	(52)
総数	0.49	0.41	0.49	0.52	0.49	0.44	0.39
総数(15-51)	0.50	0.41	0.51	0.52	0.51	0.45	0.38
15-21	0.08	0.04	0.08	0.11	0.10	0.11	0.00
22-26	0.40	0.32	0.42	0.25	0.40	0.29	0.08
27-31	0.61	0.55	0.62	0.67	0.58	0.55	0.22
32-36	0.71	0.67	0.71	0.50	0.74	0.71	0.00
37-41	0.75	0.65	0.75	0.91	0.81	0.63	0.75
42-46	0.74	0.68	0.75	1.00	0.65	0.71	0.71
47-51	0.69	0.48	0.71	0.64	0.72	0.68	0.75
52-	0.44	0.40	0.45	0.52	0.41	0.41	0.40
合計(15-51)	0.57	0.48	0.58	0.58	0.57	0.53	0.36

合計有配偶率は各年齢区間の有配偶率の平均。総数に日蓮宗1を含む。

図3-3の宗門別の年齢別有配偶率を見ると、37歳以上において死離別の影響により低下するが、おおむねそれ以前の順位が保持される。したがって、宗門間における有配偶率の差は既婚率の差よりさらに明確になるのである。

図3-3 宗門別、年齢別女子有配偶率



### 3.4 宗門別死離別率

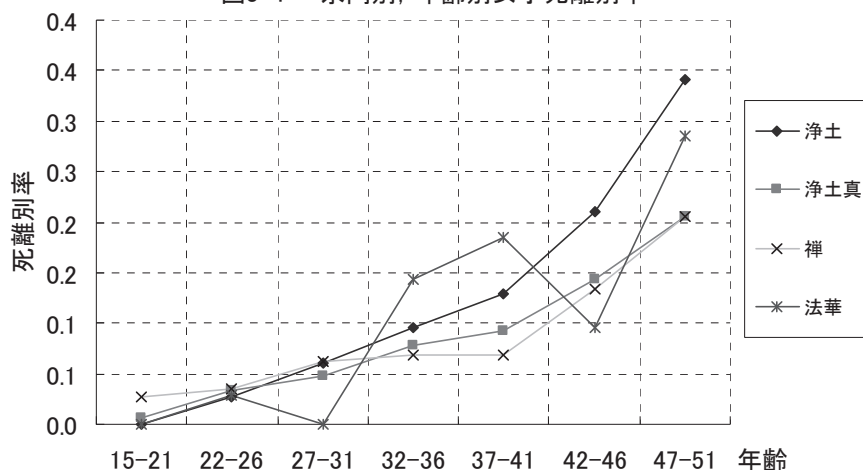
宗門別の年齢別死離別率および合計死離別率を表 3-4、図 3-4 に示す。合計死離別率は浄土宗がもっとも高く 0.12 で、逆に真宗 0.09、禅宗で 0.09 となっているが、これが離別や再婚に関する宗教的要因によるものかどうかはわからない。

表3-4 宗門別、年齢別女子の死離別率

年齢	総数	浄土	浄土真	真言	禅	法華	不詳
(15-51女子数)	(7629)	(480)	(6361)	(79)	(440)	(216)	(52)
総数	0.16	0.17	0.16	0.10	0.16	0.19	0.18
総数(15-51)	0.07	0.10	0.07	0.03	0.07	0.09	0.10
15-21	0.01	0.00	0.01	0.00	0.03	0.00	0.00
22-26	0.03	0.03	0.03	0.00	0.04	0.03	0.08
27-31	0.05	0.06	0.05	0.00	0.06	0.00	0.00
32-36	0.08	0.10	0.08	0.10	0.07	0.14	0.00
37-41	0.09	0.13	0.09	0.00	0.07	0.19	0.00
42-46	0.15	0.21	0.14	0.00	0.13	0.10	0.29
47-51	0.22	0.34	0.21	0.09	0.21	0.29	0.25
52-	0.47	0.45	0.47	0.35	0.50	0.53	0.60
合計(15-51)	0.09	0.12	0.09	0.03	0.09	0.11	0.09

合計有配偶率は各年齢区間の有配偶率の平均。総数に日蓮宗1を含む。

図3-4 宗門別、年齢別女子死離別率



### 3.5 宗門別有配偶出生率

宗門別の年齢別有配偶出生率および合計有配偶出生率を表 3-5 に示す。間引き、墮胎による出生率への影響をみるとすると、この有配偶出生率によるべきであろう。

浄土真宗の合計有配偶出生率(22歳以上計)は3.57で、予想に反してとくに高い方ではなく、逆に低い方であるといえる。むしろ真言宗(5.31)、禅宗(4.09)が高くなっている。浄土宗もやや高い(3.94)。また、法華宗(3.25)のみが真宗より低い。図 3-5 は宗門別年齢別有配偶出生率を示す。浄土真宗は綺麗な直線的低下を示すが、注目すべきは、実質的にもっとも重要な 22-26 歳において真宗がもっとも低率であることで、この結果によって

真宗の合計有配偶出生率が低率となっているといえる。この年齢の出生児は主に第1子にあたるので、この年齢の出生率の統制は墮胎・間引きではない他の手段によるものと考えられるべきだろう。

宗門別有配偶出生率では出生率よりもさらに強く「真宗の高出生率」という予想は否定されたものといえるだろう。

表3-5 年齢階級別有配偶出生率, 合計有配偶出生率:1859-63年

年齢 (女子数)	宗門計 (7577)	浄土 (480)	浄土真 (6361)	真言 (79)	禅 (440)	法華 (216)
合計	4.89	6.12	4.86	5.76	4.93	4.47
合計(22-51)	3.61	3.94	3.57	5.31	4.09	3.25
15-21	0.25	0.44	0.26	0.09	0.17	0.24
22-26	0.22	0.22	0.21	0.47	0.23	0.28
27-31	0.18	0.24	0.18	0.15	0.23	0.13
32-36	0.15	0.16	0.15	0.20	0.13	0.16
37-41	0.11	0.11	0.11	0.14	0.12	0.06
42-46	0.06	0.05	0.06	0.07	0.08	0.02
47-51	0.02	0.01	0.02	0.03	0.03	0.00

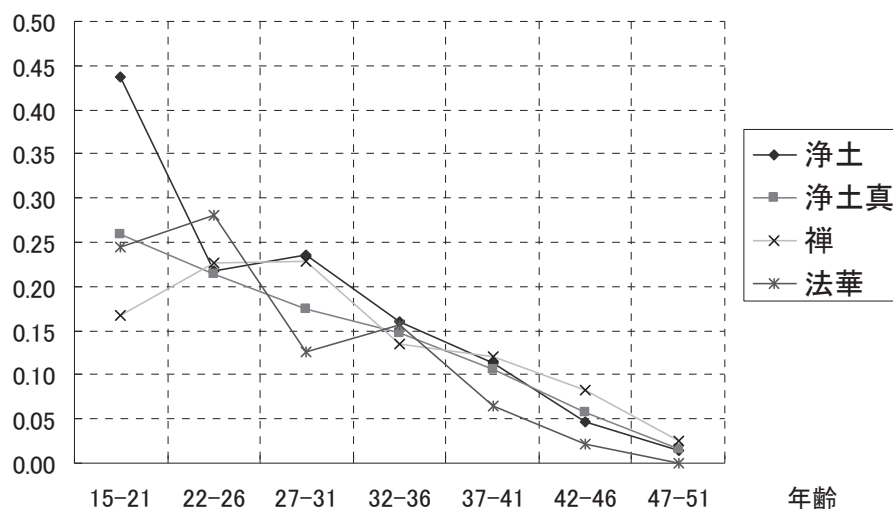
出生率は1-5歳同居児による。

各年齢階級別の出生率を有配偶率で除したもの。

年齢欄の合計は合計有配偶出生率。

総数に日蓮宗1を含む。

図3-5 宗門別年齢別有配偶出生率



### 3.6 宗門別出生率の差の要因

以上の結果を基にして、宗門別出生率についてどのような差を問題にするかが問題であるが、ここでは単に統計上の便宜から、宗門別に見てもっとも門徒数の大きい真宗 6361 (6360) 人と浄土宗 480 人を比較することにする。

真宗と浄土宗とを比較すると、合計出生率においては 2.28, 2.17 と大きな差はない (表 3-1) が、合計有配偶出生率では 3.57, 3.94 と逆に浄土宗の方が大きい (表 3-5)。しかし、合計既婚率はそれぞれ 0.70, 0.64 で結婚の発生の面では真宗が大きく (表 3-2)、合計死離別率は 0.09, 0.12 で (表 3-4)、再婚の大きさあるいは離別の発生の少なさの面からも真宗が優位で、結局、両面から合計有配偶率が 0.58, 0.48 と真宗が高くなっている (表 3-3)。このように、真宗は有配偶出生率が低いにもかかわらず、結婚率の面から出生に有利で、結局、浄土宗より合計出生率が若干高くなっているのである。

### 3.7 持高別, 宗門別出生率

出生率については持高による差が大きいことを 2. で確認した。そこで宗門別の出生率差について各宗門の持高構成の差による影響を取り除いて比較してみよう。そのためには持高別に分けた上で宗門別に比較する方法がある。しかし、この場合、区分された対象の人数が小さくなりすぎる区分がある。そこで、持高構成が同じだと仮定した計算 (標準化) による値によっても比較を行う。

表 3-6 により出生率の検討の前に、あらかじめ宗門別持高別の女性数を確認しておく。持高不詳が半数近い点に注意する必要がある。持高が分かるものについて計算した各宗門別の平均持高の差は存在し、法華 6.8 石 > 禅 5.6 石 > 浄土 4.9 石 > 浄土真 3.8 石 > 真言 2.4 石の順となっている。かなり大きな差のように思える。宗門間でなぜこのように持高が異なるかは、興味ある問題である。浄土真宗が下層で広まったと言われることが表れているのかもしれない。

表3-6 宗門別, 持高別, 女性数

	総数	持高不詳	持高計	平均(石)	-1	1-5	5-10	10-
総数	10,492	5,063	5,429	4.0	47.9	30.9	12.4	8.8
浄土	652	381	271	4.9	62.4	22.9	5.2	9.6
浄土真	8,767	4,126	4,641	3.8	46.5	32.0	13.2	8.4
真言	113	69	44	2.4	56.8	25.0	13.6	4.5
禅	601	298	303	5.6	46.2	30.0	11.6	12.2
日蓮	1	1	0					
法華	293	188	105	6.8	38.1	28.6	7.6	25.7
不詳	65	0	65	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0

女性は年齢13歳以上。

この宗門別平均持高の順は、表 3-1 に示す宗門別の合計出生率の順、真言 2.7 > 禅 2.6 > 浄土真 2.3 > 浄土 2.2 > 法華 1.7 とはほぼ逆の順であり、したがって、宗門間の出生率の差は、宗門間における持高構成の差によってもたらされたものではないことが示されている。

表 3-7 に持高別に浄土真宗とそれ以外に分けて、合計出生率を示す。真宗以外の 5-10 石、10 石以上はそれぞれ 56 人、84 人に過ぎないので、比較は 5 石未満にとどめるべきである。このため、真宗以外の持高構成が真宗と同じであると仮定した場合（標準化）の値を「真宗以外（標準化）」として示すことにする。

比較可能な 1 石未満と 1-5 石についてみると、1 石未満においては浄土真宗 1.98 が他の宗門 1.81 より高いが、1-5 石では逆である。真宗以外を真宗と同じ持高構成になるよう持高について標準化すると、真宗以外の合計出生率は 2.23 になり、真宗の 2.29 と極めて近くなる。したがって、真宗の出生率が高いという予想はほとんど否定されたといえよう。いかえると、標準化しない出生率の真宗と真宗以外の差（2.29 と 2.19 の差）は持高構成の差によって生まれた見かけ上の差で、実質上の差は存在しない。

持高(石)	総数	浄土真	真宗以外	真宗以外 (標準化)
総数	2.28	2.29	2.19	2.23
-1	1.95	1.98	1.81	
1-5	2.32	2.25	2.87	
5-10	2.66	2.71	2.22	
10-	2.74	2.52	3.73	
不詳	2.33	2.39	2.08	

	女子数		
総数	9,678	8,084	1,594
-1	2,379	1,976	403
1-5	1,552	1,369	183
5-10	603	547	56
10-	448	364	84
不詳	4,696	3,828	868

5歳階級別出生率による。

真宗以外（標準化）は真宗以外が真宗と同じ持高構成であると仮定した場合の値。

表 3-8 に持高別に宗門別の合計既婚率、合計有配偶率、合計死離別率を示す。ここでも、真宗以外の女子数が 48, 59 である持高 5 石以上では宗門間の比較は不可能で、5 石未満について比較する。

浄土真宗が真宗以外に比べて、合計既婚率と合計有配偶率とも 1 石未満で高く（0.64 対 0.61 ; 0.54 対 0.50）、また合計死離別率では 1 石未満で低い（0.11 対 0.09）。さらに、上記のような標準化を行うと、真宗以外の合計既婚率では変化なく、0.63 であり、合計有配偶率では真宗以外が 0.52 から 0.54 に高まるが、どちらも真宗の方が高い。なお、生涯未婚率は真宗が真宗以外に比べやや低い（0.09, 0.11）。この関係は標準化しても変わらない（0.10）。これらの結果は合計既婚率から見た結果とも一致する。

以上のように、宗門別の持高構成の影響を除いても、既婚率および有配偶率は浄土真宗がそれ以外よりやや高いといえる。

表3-8 持高・宗門別(2区分)合計既婚率・合計有配偶率・合計死離別率

持高(石)	総数	浄土真	真宗以外	真宗以外 (標準化)
合計既婚率				
総数	0.66	0.66	0.63	0.63
-1	0.63	0.64	0.61	
1-5	0.67	0.67	0.67	
5-10	0.70	0.70	0.68	
10-	0.70	0.68	0.75	
不詳	0.66	0.67	0.61	
生涯未婚率				
総数	0.09	0.09	0.11	0.10
-1	0.11	0.11	0.09	
1-5	0.07	0.07	0.04	
5-10	0.05	0.05	0.00	
10-	0.05	0.05	0.10	
不詳	0.10	0.09	0.14	
合計有配偶率				
総数	0.57	0.58	0.52	0.54
-1	0.53	0.54	0.50	
1-5	0.59	0.59	0.59	
5-10	0.63	0.63	0.63	
10-	0.59	0.57	0.67	
不詳	0.57	0.58	0.51	
合計死離別率				
総数	0.09	0.09	0.10	0.09
-1	0.10	0.09	0.12	
1-5	0.09	0.09	0.08	
5-10	0.07	0.07	0.04	
10-	0.10	0.11	0.08	
不詳	0.09	0.08	0.10	
女子数				
総数	7628	6361	1267	
-1	1905	1572	333	
1-5	1234	1090	144	
5-10	464	416	48	
10-	342	283	59	
不詳	3683	3000	683	

真宗以外(標準化)は真宗以外が真宗と同じ持高構成であると仮定した場合の値。

次に結婚出生率について検討する。表 3-9 に持高別に浄土真宗とそれ以外に分けて、合計有配偶出生率比および合計既婚出生率比を示す。合計有配偶出生率比とは合計出生率を合計有配偶率で除したもので、年齢別有配偶出生率(年齢別出生率/年齢別有配偶率)にもとづく合計有配偶出生率(表 3-5 参照)の代用指標として用いる。また、同様に、合計既婚出生率比とは合計出生率を合計既婚率で除したもので、年齢別既婚出生率(年齢別出生率/年齢別既婚率)にもとづく合計既婚出生率の代用指標として用いる。

表 3-9 のように、前者では、浄土真宗は 1 石未満でわずかに高く(3.67, 3.65)、後者でも同様であるが、差はやや大きい(3.12, 2.95)。1-5 石ではその関係は逆であり、差は大きい(3.85 対 4.82, 3.34 対 4.28)。以上のように有配偶出生率・既婚出生率ともに 1 石未満と 1-5 石で相互に反する結果となり、真宗と真宗以外の関係は確定できない。

そこで、これらの結婚出生率について持高構成を標準化した値を、上記の対応する標準

化された出生率と結婚率とによって計算する。出生率と結婚率について女子数が若干異なるが大きな問題はないだろう。

表 3-9 の右端に示すように、標準化した値はいずれも浄土真宗がそれ以外の宗門に比べて小さいことを示している（3.98 対 4.16，3.46 対 3.54）。有配偶出生率および既婚出生率は持高構成の影響を除いても、浄土真宗の方が低いといえる。ただし、この差は非常に大きいものではない。

表3-9 持高・宗門別(2区分)合計有配偶出生率比と合計既婚出生率比

持高(石)	真宗以外 (標準化)			
	総数	浄土真	真宗以外	
	合計有配偶出生率比			
総数	4.01	3.98	4.18	4.16
-1	3.67	3.67	3.65	
1-5	3.96	3.85	4.82	
5-10	4.22	4.30	3.49	
10-	4.63	4.39	5.56	
不詳	4.09	4.08	4.08	
	合計既婚出生率比			
総数	3.47	3.46	3.51	3.54
-1	3.09	3.12	2.95	
1-5	3.45	3.34	4.28	
5-10	3.81	3.86	3.28	
10-	3.94	3.69	4.99	
不詳	3.56	3.58	3.42	

合計有配偶出生率比は合計出生率を合計有配偶率で除したもので、  
 年齢別有配偶出生率（年齢別出生率/年齢別有配偶率）にもとづく合計有配偶出生率の代用指標。  
 合計既婚出生率比は合計出生率を合計既婚率で除したもので、  
 年齢別既婚出生率（年齢別出生率/年齢別既婚率）にもとづく合計既婚出生率の代用指標。  
 真宗以外（標準化）は真宗以外が真宗と同じ持高構成であると仮定した場合の値。

以上のように、持高構成を考慮すると、合計出生率は浄土真宗とそれ以外の差は認められない。しかし、有配偶出生率および既婚出生率は持高構成を考慮しても、明らかに浄土真宗の方が低い。つまり、墮胎・間引きと関わる結婚出生率について真宗におけるその高さは否定されたものといえる。

## 4. 地域別出生率

### 4.1 持高・地域別出生率

筆者が過去に行った研究で沿岸、中間、山間の3地域間で出生率の明確な差が見られたが、今回の研究で2.でみたように持高による出生率の差が見いだされた。したがって、地域別出生率の差が地域別の持高構成の差によるものであるかどうかを検討しておこう。

表 4-1 は沿岸、中間、山間の3地域別の持高分布を示す。平均持高の大きさは中間（5.31石）、沿岸（3.95石）、山間（3.67石）という順になっている。地域別の合計出生率は沿岸2.59、山間2.21、中間2.08の順である（廣嶋2002, p.18, 表7）から、ほぼ逆に近い。これによって、地域間出生率の較差は地域別持高構成の差によるものでないことが推察される。



表4-1 地域別持高別女子数

地域	総計	1石未満	1-5	5-10	10-	持高不詳	平均持高(石)
総数	10,492	2,598	1,677	674	480	5,063	
沿岸	5,528	1,331	688	243	214	3,052	
中間	1,475	311	232	119	94	719	
山間	3,489	956	757	312	172	1,292	
	構成割合(%)						
総数	100.0	24.8	16.0	6.4	4.6	48.3	4.03
沿岸	100.0	24.1	12.4	4.4	3.9	55.2	3.95
中間	100.0	21.1	15.7	8.1	6.4	48.7	5.31
山間	100.0	27.4	21.7	8.9	4.9	37.0	3.67

実際、表 4-2 のように、持高別に地域間の比較を行うと、各持高ごとにほぼ同様の地域差がある。すなわち、1 石未満、10 石以上を除き、沿岸>山間>中間の関係にある。また、この結果を基にして、持高構成が沿岸地域と同じであると仮定して、標準化した合計出生率を計算すると、沿岸、中間、山間の順に、2.62、2.01、2.25 となり、やはり、沿岸>山間>中間となった。

以上のように、地域間出生率の較差は各地域間の持高分布の違いによって生み出されたのではなく、ほぼ各持高ごとに同じ地域差が存在するといえる。

このような地域間較差がどのような要因で引き起こされているのかは、また、課題として残された。

表4-2 持高別地域別出生率

年齢	1石未満			1-5石			5-10石			10石以上			不詳		
	沿岸	中間	山間	沿岸	中間	山間	沿岸	中間	山間	沿岸	中間	山間	沿岸	中間	山間
(女子数)	(972)	(243)	(690)	(492)	(175)	(567)	(168)	(84)	(217)	(145)	(74)	(129)	(2225)	(518)	(941)
合計	2.01	1.96	2.20	3.36	1.70	1.99	3.01	2.52	2.74	3.27	3.29	2.23	2.64	1.97	2.29
15-21	0.14	0.33	0.21	0.29	0.11	0.31	0.24	0.28	0.53	0.50	0.14	0.31	0.21	0.34	0.27
22-26	0.23	0.55	0.38	0.34	0.48	0.30	0.61	0.60	0.59	0.61	1.09	0.33	0.47	0.51	0.45
27-31	0.54	0.41	0.49	0.68	0.49	0.52	0.28	0.00	0.60	1.05	0.80	0.67	0.66	0.39	0.42
32-36	0.48	0.25	0.37	1.00	0.34	0.34	0.89	0.83	0.49	0.51	0.54	0.57	0.60	0.39	0.45
37-41	0.44	0.35	0.28	0.65	0.16	0.28	0.77	0.58	0.31	0.47	0.37	0.23	0.44	0.20	0.40
42-46	0.08	0.07	0.38	0.33	0.12	0.19	0.24	0.23	0.22	0.12	0.35	0.11	0.17	0.12	0.23
47-51	0.10	0.00	0.09	0.08	0.00	0.06	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.10	0.02	0.07

年齢区別出生率は年齢各歳出生率の累積。

合計は合計出生率。

## おわりに

真宗の出生率が墮胎・間引きを忌避するため高いという説が妥当であるか検討するという問題意識のもとに、出生率に比較的強く関わる持高と出生率との関係を検討した上で、真宗の出生率とそれ以外の宗門とを比較する研究を行った。出生率が結婚率と結婚出生率からなるという認識のもとに、結婚率と結婚出生率の計測について基礎的な検討も行った。その結果、平均初婚年齢は生涯未婚率の影響を受けやすく、出生への影響を考察する上では適切ではなく、合計既婚率や合計有配偶率がより妥当であることを確認した。また、既婚率を有配偶率と死離別率に分けて観察することも有意義である。

持高と結婚率との関係は、持高の大きさにともなって結婚の優位性が見られる。たとえ

ば、持高と既婚率・有配偶率とがおおむね比例し、持高と死離別率がおおむね反比例するという現象は基本的な事実として注目される。さらに、結婚率のそれぞれの面で最上層の10石以上では、5-9石層よりやや不利のように見られることも農村における上層の家維持に関して注意すべきである。それにもかかわらず持高と出生率の正の相関が観察されるのは、それを補う10石以上の有配偶出生率の大きさの結果であることがわかった。

真宗の合計出生率は他宗門に比べわずかに高いが、宗門間で平均持高にかなり差があり、宗門別の持高構成の影響を除去した標準化合計出生率でみると、真宗とそれ以外の差はまったくない。結婚出生率については逆に真宗は他宗門に比べわずかながら明らかに低い。これは、持高構成を考慮しても変わらない。また、年齢別有配偶出生率が22-26歳という第1子の多い年齢で真宗が最も低いという年齢形態も特徴的である。

このように真宗の結婚出生率が低いことは、墮胎・間引きを忌避するから高いという予想に反するものである。真宗の各村内における影響力の強さを考えると、石見銀山領内における住民の出生率を真宗とそれ以外とで比較することは不適切とも考えられたが、実際に検討してみると、予想に反して真宗の方が結婚出生率が低いという比較的明確な事実を発見し、これがどういう原因によるものかを検討する課題が生まれた。ただし、この差が決定的といえるほどのものかどうか今後さらに検討を要する。

宗門間で、生涯未婚率、既婚率、死離別率に目立った差があり、真宗はこれらから見て結婚率が高く、有配偶出生率の低さを補い、その結果、出生率において他宗門と差がなくなるという構造をもっているらしいことが判明した。このような構造が何を意味するのかもひとつの課題である。

真宗門徒は結婚出生率が他宗門徒に比べ低いという事実が確定的なものとする、これらの予期しなかった課題に対してつぎのような解答を仮説として提示しておきたい<sup>(10)</sup>。真宗門徒は結婚出生率を低く統制するという点に表れているように、出生行動について他宗門に比べより合理的な意識と行動様式を持っていた、この結果、出生率を低く維持しながら結婚率を高める自由度を持つことができたのではないだろうか。

では、この有配偶出生率を統制する方法は何だったのだろうか。墮胎・間引きも皆無ではなくある程度使われたかもしれない。しかし、その程度は真宗の方が高いとは考えられない。もし墮胎・間引きのみによるなら、真宗の有配偶出生率の方が高くなるはずだからである。したがって、真宗が低率となるには、他の方法を取っていたはずである。いわゆる性交中絶法 *coitus interruptus* ではなかろうか<sup>(11)</sup>。これは真宗門徒の倫理（有元1997）とも合致するだろう。この有配偶出生率の統制は、持高別に有配偶出生率の差が見られたことから推測されるように、真宗門徒だけに特有というのではなく、真宗門徒ではその程度がより強いものと考えられるべきであろう。

真宗門徒が有配偶出生率を意識的に統制していたという推定は、真宗の結婚率の高さによって支持される。つまりもし、真宗門徒が有配偶出生率を意識的に統制できないのであれば、統制が可能な結婚の方をより強く統制するはずだからである。

それでは、真宗の高出生率は全く否定されるのだろうか。おそらくそうではなく、真宗についてある時期まで高出生率であったが、あるときから他の宗門と差のない出生率へと変化したものと考えられる。つまり、幕末の石見の状況はすでに変わってしまった後の状態で真宗が高出生率でなくなった状況を示すと見られる。

本研究で用いた宗門帳は一時点のものであり、動態事象について直接の記載がなく、静態の結果のみによって分析しなければならないという不利さをもっているが、含まれる人口が大きい（真宗約 6300 人対、非真宗約 1300 人）ため比較的精緻な分析に耐えるという長所をもち、したがって、得られた事実はある程度の確実性を持つものと考えられる。

## 謝辞

本研究に用いた電子ファイル化された宗門改帳 RYOMA は文部省科学研究費創成的基礎研究「ユーラシア社会の人口・家族構造比較史研究」(EAP) 1995-99 年度、研究代表者 速水融；および 2001-2 年度科学研究費補助金 基盤研究 B(1)「前工業化期日本の家族とライフコースの社会学的研究：地域的多様性の解明と国際比較」13410070 研究代表者 落合恵美子)によって作成されたもので、宗門改帳撮影(速水融)、電子ファイル作成管理(日文研情報課、落合恵美子、中山ちなみ)、コードブック作成(中山ちなみ)に尽力された方々とプロジェクト関係者とりわけ速水融氏と落合恵美子氏に深く感謝したい。

本研究は島根大学法文学部 2004-2006 年度山陰研究プロジェクトとして助成を受けた。

## 注

(1) 墮胎・間引きについて検討した Saito(1992)は宗教的要因に言及していない。

(2) ユーラシアプロジェクト (EAP)において作成されたデータシートに記入されていて、まだ電子ファイル RYOMA に未入力であった宗門、持高、牛馬の項目は、本プロジェクトにおいて追加入力した。なお、RYOMA には熊谷家文書に含まれる 6 村が含まれていない。また文久 3、4 年がある村の文久 4 年分は入力されていない(廣嶋 2004)。

(3) 廣嶋 2002 に 0.5 歳と書かれているのは 0.33 歳の誤り(廣嶋 2006a)。

(4) 現代の状況についてであるが、「真宗門徒でありながら曹洞宗崇聖寺のうら盆法座にも参詣し、…崇聖寺は、檀家が少ないため、経済的には真宗門徒によって援助されているといってもよい」(喜多村 2005)。

(5) 静態平均初婚年齢 SMAM は、50 歳までに結婚する者についての未婚延べ期間を結婚する者に平均的に割り振ったもの。数え年 52 歳までの既婚割合を使い、 $\alpha = (51 \text{ 歳既婚割合} + 52 \text{ 歳既婚割合}) / 2$  とし、 $SMAM = \{50 * \alpha - \sum (2 \sim 51 \text{ 歳}) \text{ 年齢別既婚割合}\} / \alpha$ 。これは 0.0 歳からの距離を示すので実年齢である。これは年初における計算になるが、調査時点による影響はないとみてよい。したがって、廣嶋 2002 ではこれに 0.167 を加えたが、本研究では加えない。

(6) Kurosu (2003) は 45-49 歳未婚率が 0.00~0.01 という皆婚の多摩の人口について

SMAM による比較を行った。

(7) 「この図の結果は、結婚年齢の相違は特定の年齢階層において出産率に影響を与えていないようである (速水 1973, p. 220)。」 Wilson et al., 1988 も同様なイギリスの教区の結婚出生率を示している。

(8) 鬼頭 1989 は合計出生率と書いているが、合計有配偶出生率にあたる。通常、両者の数値は大きく異なる。

(9) 合計出生率  $TFR = \sum_x b(x) = \sum_x B(x)/P(x)$  は、年齢別出生率  $B(x)/P(x) = b(x)$  を

全年齢について合計したものであるが、年齢別有配偶出生率 AMFR,  $f(x) = B(x)/M(x)$  と年齢別有配偶率 (有配偶割合)  $n(x) = M(x)/P(x)$  を用いて、次のように表される。ただし、 $B(x)$ ,  $P(x)$ ,  $M(x)$  は女子  $x$  歳の出生数, 人口および有配偶者数。

$$TFR = \sum_x B(x)/P(x) = \sum_x \{B(x)/M(x)\} \{M(x)/P(x)\} = \sum_x f(x)n(x)$$

そこで要因分解の方法として、0 と t における TFR の較差  $\Delta TFR$  は以下のように表される。

$$\begin{aligned} \Delta TFR = TFR_t - TFR_0 &= \sum_x f_t(x)n_t(x) - \sum_x f_0(x)n_0(x) \\ &= \sum_x \{f_t(x) - f_0(x)\} \{n_0(x) + n_t(x)\} / 2 + \sum_x \{f_t(x) + f_0(x)\} \{n_t(x) - n_0(x)\} / 2 \end{aligned}$$

ここで、第 1 項は年齢別有配偶出生率較差による、第 2 項は年齢別有配偶率較差による合計出生率較差に対する寄与とすることができる。

(10) 出稼ぎによる一時的な夫の不在はこの地域の一般的な現象であって、その頻度・期間について宗門間の差がないという前提に立って推論する。今後の研究によってこの前提が崩れる場合には異なる議論が必要になるかもしれない。

(11) この直接的証拠を挙げるのは難しく、近代的避妊法の普及以前の状況について述べられたものもほとんどない。筆者は 1969 年長野県の小都市において 70 歳過ぎの戦前農民運動家の男性から「われわれはバースコントロールはもっぱら膣外射精だった」と聞いた。時代は 40-50 年ずれるが、ひとつの証言になるだろう。

## 文献

有元正雄 1997 『宗教社会史の構想 真宗門徒の信仰と生活』

喜多村正 2005 「真宗寺院と地域社会—島根県瑞穂町の事例—」 『社会文化論集』第 2 号, 1-19.

鬼頭宏 1978 「徳川時代農村の人口再生産構造—武蔵国甲山村, 1777-1871」 『三田学会雑誌』

71 卷 4 号.

鬼頭宏 1989 「前近代日本の出生率—高出生率は事実だったか」『上智経済論集』36 卷 2 号.

木下太志 2002 『近代化以前の日本の人口と家族—失われた世界からの手紙—』ミネルヴァ書房.

立浪澄子 1997 「越中の棄子・養子・小児往生論関係文書—浄土真宗の浸透と子育て意識—」

太田素子編『近世日本マビキ慣行史料集成』刀水書房.

速水融 1973 『近世農村の歴史人口学的研究』東洋経済新報社.

速水融 1992 『近世濃尾地方の人口・経済・社会』

廣嶋清志 2001 「出生率低下をどのようにとらえるか？—年齢別有配偶出生率の問題性」『理論と方法』30 号, Vol. 16, No. 2, 163-183. 数理社会学会。

廣嶋清志 2002 「幕末石見天領の人口機構—単年次宗門改帳による観察」『経済科学論集』28, 1-28.

廣嶋清志 2004 「幕末石見天領の地域別人口変動」『経済科学論集』30, 51-66.

廣嶋清志 2006a 「数え年を使った計算について」『宗門改帳からみる山陰の近世社会』, 39-41.

廣嶋清志 2006b 「宗門別出生率の研究について」『宗門改帳からみる山陰の近世社会』, 43-47.

廣嶋清志 2007 (予定) 「幕末における人口機構の地域差—石見銀山領に見る」『徳川日本の家族と地域性—歴史人口学との対話』ミネルヴァ書房

宮本常一 1961 (1987) 『庶民の発見』講談社学術文庫.

Kurosu, Satomi, 2003, Marriage, Fertility, and Economic Correlates in Nineteenth-Century Japan. In Breschi, Kurosu and Oris eds. *The Own-Children Method of Fertility Estimation: Applications in Historical Demography*. Forum, Udine. 53-75.

Retherford, Robert, 2004, Review of *The Own-Children Method of Fertility Estimation: Applications in Historical Demography* (edited by Marco Breschi, Satomi Kurosu and Michel Oris), *Population Studies* 58: 365-372.

Saito, Osamu, 1992, Infanticide, fertility and 'population stagnation': the state of Tokugawa historical demography. *Japan Forum* 4.2:369-380.

Smith, T.C. 1977, *Nakahara, Family Farming and Population in a Japanese Village, 1717-1830*. Princeton.

Wilson, C., J. Oeppen, and M. Pardoe. 1988. "What is natural fertility?" *Population Index* 54 (1): 4-20.

### 第3章 櫻井家「召抱人」の構成

#### —『明治貳巳十月 召抱人別書出帳』（櫻井家文書）の分析—

鳥谷 智文

#### はじめに

本稿は、明治初年における鉄師召し抱えの労働者の様相を示すものである。

鉄山労働者の特徴について、古くは小野武夫氏が、山内労働者の隷属性・閉鎖性を示している<sup>(1)</sup>。尾高邦雄氏は、山内労働者を「封鎖的集団」ととらえ、山内と地下の通婚は、時代を経るにつれ行われたことを指摘された<sup>(2)</sup>。庄司久孝氏も同様の見解を示している<sup>(3)</sup>。向井義郎氏は、山内労働者を近世前期においては借金奴隷化していると指摘された<sup>(4)</sup>。

また、武井博明氏は、山内（＝鉄山労働者）の形態について、近世中期は技術労働者（村下・大工など）と非技術労働者（番子・吹差など）との身分的差別があったとし、近世後期より生産力の拡大を背景に非技術労働者について周辺農村からの雇用が見られるようになり、山内も技術労働者と非技術労働者が等質化していくと指摘された<sup>(5)</sup>。

山内の人口移動については、早くは民俗学の立場から石塚尊俊氏が、明治18（1885）年の『菅谷鑪戸籍帳』の分析より、菅谷鑪山内労働者においては他山内や他村からの労働者流入を明らかにしている<sup>(6)</sup>。

その後、保坂 智氏<sup>(7)</sup>、荻慎一郎氏<sup>(8)</sup>、山崎一郎氏<sup>(9)</sup>、徳安浩明氏<sup>(10)</sup>等は、山内の隷属性・閉鎖性には疑問の余地があり、山内と地下には一定の人的交流があることを指摘した<sup>(11)</sup>。

山内の人的交流については、拙稿「大吉鉦の変遷と山内人口の様相」<sup>(12)</sup>において、天保期の新鉦普請・操業における労働者は、近隣の村々から11～30歳の独身男性を多く雇用しており、近世末期の鉦に従事する労働者では鉄方宗門付の労働者の他に近隣の村方宗門付の者も多数存在することを示した。

相良英輔氏も櫻井家の山内について近世後期からの鉄山経営拡大により山内が拡大し、労働者が近隣の村々から多数雇用されたと指摘している<sup>(13)</sup>。

以上、鉄山労働者については、多々論考があるが、櫻井家の明治初期における鉄山労働者の分析については、相良英輔氏の指摘があるのみである。本稿で取り扱う『明治貳巳十月 召抱人別書出帳』（櫻井家文書）（図1参照）は、相良氏が取り扱った「家元人別書出」（明治4（1871）年と推定、櫻井家文書）<sup>(14)</sup>よりも情報量が豊富であり、労働者の職掌に焦点をあてることが可能である。

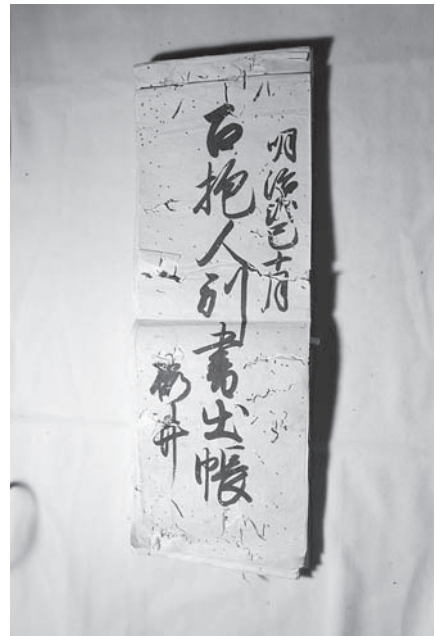


図1 『召抱人別書出帳』  
（櫻井家文書）

拙稿では、大吉鑪・八代谷鑪の山内労働者の様相を分析したが、櫻井家全体の雇用労働者については未だ取り扱っていない。

武井氏、相良氏、拙稿から、鉄山経営の拡大により鉄山労働者を近隣の村々から雇用し、山内を拡大していくことが指摘されているが、本稿では近世後期から成長、発展をした櫻井家鑪・鍛冶屋の「召抱人」の家族構成、就労状況等について詳細な分析を加え、その特徴を示すものである。

## 第1節 櫻井家「召抱人」の概要

### 第1項 櫻井家操業鑪・鍛冶屋

明治初年の櫻井家操業鑪・鍛冶屋は表1に示した。櫻井家が経営する鑪は宇根鑪・槇原鑪、大鍛冶屋は本家に隣接して内谷鍛冶屋2棟<sup>(15)</sup>、奥内谷鍛冶屋、木地谷鍛冶屋であった。また、櫻井家と田部家が共同で経営している八代谷鑪もあった。操業年代に着目すると、基幹鉦の宇根鑪・基幹鍛冶屋の内谷鍛冶屋に加えて、天保元(1830)年に奥内谷鍛冶屋、天保12(1841)年に木地谷鍛冶屋、安政5(1858)年に八代谷鑪、万延元(1860)年に槇原鑪と幕末に続々と鑪・鍛冶屋を新設し、経営を拡大している状況である。

表1 明治初年の櫻井家操業鑪・鍛冶屋

鑪・鍛冶屋名	所在地	現在所	操業年
宇根鑪	仁多郡上三成村	島根県仁多郡奥出雲町宇根	安永5(1776)～
槇原鑪	仁多郡上阿井村	島根県仁多郡奥出雲町上阿井槇原	万延元(1860)～
八代谷鑪	仁多郡上阿井村	島根県仁多郡奥出雲町上阿井八代谷	安政5(1858)～
内谷鍛冶屋	仁多郡上阿井村	島根県仁多郡奥出雲町上阿井内谷	安永9(1780)～
奥内谷鍛冶屋	仁多郡下阿井村	島根県仁多郡奥出雲町下阿井	天保元(1830)～
木地谷鍛冶屋	仁多郡上阿井村	島根県仁多郡奥出雲町上阿井木地谷	天保12(1841)～

出典:拙稿「近世後期から明治前期における櫻井家鉄山経営」(島根県奥出雲町教育委員会編『櫻井家たたらの研究と文書目録—櫻井家文書悉皆調査報告書』、pp.57-108、2006)

明治初年における櫻井家鉄山経営の一端を、『出鑪表』(櫻井家文書)でみる。

本史料では八代谷鑪の経営についての記載がないが、宇根鑪、槇原鑪とそれに関連する大鍛冶屋の生産状況及び販売高などを知ることができる。それらの数値を表2にまとめた。表2によると宇根鑪では、原材料の砂鉄は、明治3(1870)年では353535貫目、明治4(1871)年では346071貫目、明治5(1872)年では275406貫目と年によってばらつきがあるが、平均して325004貫目を使用していた。生産高は、明治3年に鋼14080貫目(19.7%)、銑29682貫目(41.6%)、鋳27569貫目(38.6%)、合計71331貫目(100%)、明治4年に鋼12197貫目(19.3%)、銑28007貫目(44.3%)、鋳23025貫目(36.4%)、合計63229貫目(100%)、明治5年では鋼10351貫目(21.7%)、銑17719貫目(37.2%)、鋳19561貫目(41.1%)、合計47631貫目(100%)であり、平均して鋼12209貫目(20.1%)、銑25136貫目(41.4%)、鋳23385貫目(38.5%)、合計60730貫目(100%)であった。鋼よりも銑、鋳の生産量が大きい。

鑪生産物の内、鋼は製品として販売されるが、銑、鋳は大半が大鍛冶屋で脱炭され、割鉄となった。大鍛冶屋へまわされた銑、鋳は、明治3年で銑29682貫目(71.6%)、鋳11792貫目(28.4%)、合計41474貫目(100%)、明治4年で銑38111貫目(83.0%)、鋳7785

貫目 (17.0%)、合計 45896 貫目 (100%)、明治 5 年では銑 27757 貫目 (74.5%)、鋤 9482 貫目 (25.5%)、合計 37239 貫目 (100%) であった。平均して銑 31850 貫目 (76.7%)、鋤 9686 貫目 (23.3%)、合計 41536 貫目 (100%) あり、鍛冶原材料としては銑が約 8 割を占めていた。

宇根鑪から仕入れられた銑・鋤を大鍛冶屋で加工して生産された割鉄は明治 3 年で 27507 貫目、明治 4 年で 28561 貫目、明治 5 年で 21523 貫目、平均 25864 貫目と、鋼よりも大量の生産高であった。売高・代価及び入費、収支損益は明治 3 年で鋼 17298 貫目 (32.6%)・2649 両 (37.2%)、銑 0 貫目 (0%)・0 両 (0%)、鋤 21825 貫目 (41.1%)・1438 両 (20.2%)、割鉄 13962 貫目 (26.3%)・3026 両 (42.5%)、合計 53085 貫目 (100%)・7113 両 (100%)、入費 9075 両、収支損益は 1962 両の赤字であった。明治 4 年では鋼 11671 貫目 (13.2%)・1411 両 (10.6%)、銑 10111 貫目 (11.4%)・737 両 (5.5%)、鋤 19656 貫目 (22.2%)・1217 両 (9.2%)、割鉄 47205 貫目 (53.3%)・9933 両 (74.7%)、合計 88643 貫目 (100%)・13298 両 (100%)、入費 8005 両、収支損益は 5293 両の黒字であった。明治 5 年では、鋼 10709 貫目 (19.4%)・2021 円 13 銭 (17.5%)、銑 0 貫目 (0%)・0 円 (0%)、鋤 14249 貫目 (25.8%)・1357 円 30 銭 (11.8%)、割鉄 30205 貫目 (54.8%)・8143 円 26 銭 (70.7%)、合計 55163 貫目 (100%)・11521 円 69 銭 (100%)、入費 8059 円 3 銭、収支損益は 3463 円の黒字であった。宇根鑪においては、販売の主流は常に割鉄であり、収支損益は年によってばらつきがあるが、平均して 2265 両の黒字であった。

榎原鑪はどうであろうか。原材料の砂鉄は、明治 3 年では 244567 貫目、明治 4 年では 158672 貫目、明治 5 年では 147820 貫目と年によってばらつきがあるが、平均して 183686 貫目を使用していた。生産高は、明治 3 年に鋼 9906 貫目 (15.8%)、銑 33490 貫目 (53.4%)、鋤 19319 貫目 (30.8%)、合計 62715 貫目 (100%)、明治 4 年に鋼 6194 貫目 (16.1%)、銑 19428 貫目 (50.4%)、鋤 12919 貫目 (33.5%)、合計 38541 貫目 (100%)、明治 5 年では鋼 7440 貫目 (23.3%)、銑 16501 貫目 (51.7%)、鋤 7975 貫目 (25.0%)、合計 31916 貫目 (100%) であり、平均して鋼 7847 貫目 (17.7%)、銑 23140 貫目 (52.1%)、鋤 13404 貫目 (30.2%)、合計 44391 (100%) であった。生産高からみて榎原鑪は宇根鑪よりも小規模であることがわかる。また、宇根鑪と同様、鋼よりも銑、鋤の生産量が大きい。

榎原鑪からの鍛冶原材料は、明治 3 年で銑 33490 貫目 (68.6%)、鋤 15321 貫目 (31.4%)、合計 48811 貫目 (100%)、明治 4 年で銑 19428 貫目 (72.3%)、鋤 7450 貫目 (27.7%)、合計 26878 貫目 (100%)、明治 5 年では銑 20492 貫目 (75.1%)、鋤 6812 貫目 (24.9%)、合計 27304 貫目 (100%) であった。平均して銑 24470 貫目 (71.3%)、鋤 9861 貫目 (28.7%)、合計 34331 貫目 (100%) あり、鍛冶原材料としては銑が約 7 割を占めていた。

大鍛冶屋で生産された割鉄は明治 3 年で 41456 貫目、明治 4 年で 19126 貫目、明治 5 年で 22191 貫目、平均 27591 貫目と、鋼よりも大量の生産高であった。売高・代価及び入費、収支損益は明治 3 年で鋼 13276 貫目 (29.1%)・1971 両 (27.1%)、銑 0 貫目 (0%)・0 両 (0%)、鋤 11355 貫目 (24.9%)・739 両 (10.2%)、割鉄 21042 貫目 (46.1%)・4560 両 (62.7%)、合計 45673 貫目 (100%)・7270 両 (100%)、入費 10849 両、収支損益は 3579 両の赤字であった。明治 4 年では鋼 5753 貫目 (13.2%)・650 両 (8.5%)、銑 0 貫目 (0%)・0 両 (0%)、鋤 6097 貫目 (14.0%)・341 両 (4.5%)、割鉄 31616 貫目 (72.7%)・6652 両 (87.0%)、合計 43466 貫目 (100%)・7643 両 (100%)、入費 4866 両、収支損益



表2 明治3～明治5年櫻井家鉄山収支計算表

鑪名		明治3年 (1870)	割合	明治4年 (1871)	割合	明治5年 (1872)	割合	平均	割合	備考	
宇根鑪	粉鉄(貫目)	353535		346071		275406		325004			
	生産高(貫目)	鋼	14080	19.7%	12197	19.3%	10351	21.7%	12209	20.1%	明治5年の数値は推定。
		銑	29682	41.6%	28007	44.3%	17719	37.2%	25136	41.4%	
		鋳	27569	38.6%	23025	36.4%	19561	41.1%	23385	38.5%	
		合計	71331	100.0%	63229	100.0%	47631	100.0%	60730	100.0%	
	鍛冶原材料(貫目)	銑	29682	71.6%	38111	83.0%	27757	74.5%	31850	76.7%	
		鋳	11792	28.4%	7785	17.0%	9482	25.5%	9686	23.3%	
		合計	41474	100.0%	45896	100.0%	37239	100.0%	41536	100.0%	
	割鉄(貫目)	27507		28561		21523		25864			
	売高(貫目)	鋼	17298	32.6%	11671	13.2%	10709	19.4%	13226	20.2%	
		銑	0	0.0%	10111	11.4%	0	0.0%	3370	5.1%	
		鋳	21825	41.1%	19656	22.2%	14249	25.8%	18577	28.3%	
		割鉄	13962	26.3%	47205	53.3%	30205	54.8%	30457	46.4%	
		合計	53085	100.0%	88643	100.0%	55163	100.0%	65630	100.0%	
	代価 (両(明治5年 のみ円))	鋼	2649	37.2%	1411	10.6%	2021.13	17.5%	2027	19.0%	平均は1両=1円として計算。
		銑	0	0.0%	737	5.5%	0.00	0.0%	246	2.3%	平均は1両=1円として計算。
		鋳	1438	20.2%	1217	9.2%	1357.30	11.8%	1337	12.6%	平均は1両=1円として計算。
		割鉄	3026	42.5%	9933	74.7%	8143.26	70.7%	7034	66.1%	平均は1両=1円として計算。
		合計	7113	100.0%	13298	100.0%	11521.69	100.0%	10644	100.0%	平均は1両=1円として計算。
	残品(貫目)	鋼	1065	1.1%	1591	2.5%	1233	2.4%	1296	1.9%	
		銑	18486	19.7%	10446	16.5%	12378	23.7%	13770	19.7%	
鋳		19260	20.5%	14844	23.4%	10746	20.6%	14950	21.4%		
割鉄		55215	58.7%	36571	57.6%	27889	53.4%	39892	57.1%		
合計		94026	100.0%	63452	100.0%	52246	100.0%	69908	100.0%		
入費(両(明治5年のみ円))	9075		8005		8059.03		8380		平均は1両=1円として計算。		
収支損益(両(明治5年のみ円))	-1962		5293		3463		2265		平均は1両=1円として計算。		
槇原鑪	粉鉄(貫目)	244567		158672		147820		183686			
	生産高(貫目)	鋼	9906	15.8%	6194	16.1%	7440	23.3%	7847	17.7%	明治5年の数値は推定。
		銑	33490	53.4%	19428	50.4%	16501	51.7%	23140	52.1%	
		鋳	19319	30.8%	12919	33.5%	7975	25.0%	13404	30.2%	
		合計	62715	100.0%	38541	100.0%	31916	100.0%	44391	100.0%	
	鍛冶原材料(貫目)	銑	33490	68.6%	19428	72.3%	20492	75.1%	24470	71.3%	
		鋳	15321	31.4%	7450	27.7%	6812	24.9%	9861	28.7%	
		合計	48811	100.0%	26878	100.0%	27304	100.0%	34331	100.0%	
	割鉄(貫目)	41456		19126		22192		27591			
	売高(貫目)	鋼	13276	29.1%	5753	13.2%	6649	12.8%	8559	18.2%	
		銑	0	0.0%	0	0.0%	10	0.02%	3	0.0%	
		鋳	11355	24.9%	6097	14.0%	不明	不明	5817	12.4%	売高の記載なし。
		割鉄	21042	46.1%	31616	72.7%	45303	87.2%	32654	69.4%	
		合計	45673	100.0%	43466	100.0%	51962	100.0%	47034	100.0%	
	代価 (両(明治5年 のみ円))	鋼	1971	27.1%	650	8.5%	1035.39	7.0%	1219	12.3%	平均は1両=1円として計算。
		銑	0	0.0%	0	0.0%	0.83	0.006%	0.28	0.0%	平均は1両=1円として計算。
		鋳	739	10.2%	341	4.5%	219.30	1.5%	433	4.4%	平均は1両=1円として計算。
		割鉄	4560	62.7%	6652	87.0%	13469.20	91.5%	8227	83.3%	平均は1両=1円として計算。
		合計	7270	100.0%	7643	100.0%	14724.72	100.0%	9879	100.0%	平均は1両=1円として計算。
	残品(貫目)	鋼	1405	1.3%	1846	2.0%	2640	4.4%	1964	2.3%	
		銑	28117	26.2%	25612	27.8%	17200	28.9%	23643	27.4%	
鋳		15846	14.7%	15218	16.5%	13181	22.2%	14748	17.1%		
割鉄		62084	57.8%	49594	53.7%	26483	44.5%	46054	53.3%		
合計		107452	100.0%	92270	100.0%	59504	100.0%	86409	100.0%		
入費(両(明治5年のみ円))	10849		4866		6852.19		7522		平均は1両=1円として計算。		
収支損益(両(明治5年のみ円))	-3579		2777		7872.53		2357		平均は1両=1円として計算。		

出典:「出鑪表」(櫻井家文書)(島根県奥出雲町教育委員会『櫻井家たたらの研究と文書目録—櫻井家文書悉皆調査報告書—』, pp.101-105, 2006、拙者翻刻)

は 2777 両の黒字であった。明治 5 年では、鋼 6649 貫目 (12.8%)・1035 円 39 銭 (7.0%)、銑 10 貫目 (0.02%)・83 銭 (0.006%)、鋤売高不明・219 円 30 銭 (1.5%)、割鉄 45303 貫目 (87.2%)・13469 円 20 銭 (91.5%)、合計 51962 貫目 (100%)<sup>(16)</sup>・14724 円 72 銭 (100%)、入費 6852 円 19 銭、収支損益は 7872 円 53 銭の黒字であった。槇原鑪においても、宇根鑪と同様に販売の主流は常に割鉄であり、収支損益は年によってばらつきがあるが、平均して 2357 両の黒字であった。

総じて、櫻井家の経営は、鑪において鋼・銑・鋤を生産し、その中で銑を最も大量に生産する。鋼は商品として販売されるが、銑・鋤の大半は大鍛冶屋にまわされ脱炭され割鉄を大量に生産する。販売される製品のなかでは割鉄が主流であり、割鉄の販売高が最も高い。損益は年ごとによってばらつきがあるが、3 年間の平均では 2000 両以上の黒字となっており、経営的にはある程度順調といえる。

## 第 2 項 櫻井家「召抱人」の構成

このような鑪・鍛冶屋を営んでいる櫻井家の「召抱人」については、表 3 にあるように、櫻井家全体では世帯 (竈数) 数 241 軒、総数 1047 人、その内男性 569 人 (54.3%)、女性 478 人 (45.7%) であった。史料では「召抱人」を「山内」と「地下」として区別し、それぞれ「山内」で 571 人、「地下」で 416 人となっている<sup>(17)</sup>。

鑪別にみると、表 4 より、宇根鑪は世帯数 56 軒、総数 299 人、その内男性 155 人 (51.8%)、女性 144 人 (48.2%)、槇原鑪では世帯数 59 軒、総数 212 人、その内男性 119 人 (56.1%)、女性 93 人 (43.9%)、八代谷鑪では世帯数 29 軒、総数 114 人、その内男性 67 人 (58.8%)、女性 47 人 (41.2%) であった。操業期間の最も長い宇根鑪が最も多人数であった。

鍛冶屋別では、表 4 より、内谷鍛冶屋は世帯数 49 軒、総数 233 人、その内男性 127 人 (54.5%)、女性 106 人 (45.5%)、奥内谷鍛冶屋では世帯数 24 軒、総数 97 人、その内男性 52 人 (53.6%)、女性 45 人 (46.4%)、木地谷鍛冶屋では世帯数 24 軒、総数 92 人、その内男性 49 人 (53.3%)、女性 43 人 (46.7%) であった。本家に隣接する内谷鍛冶屋 2 棟が最も多人数であった。

表 3 櫻井家山内・地下別召抱人数

地域	構成 人数 (人)	構成 比率 (%)	男 (人)	構成 比率 (%)	女 (人)	構成 比率 (%)	世帯 (竈)数 (軒)	構成 比率 (%)
山内	571	100	317	55.5	254	44.5	141	58.5
附属在地下	416	100	218	52.4	198	47.6	85	35.2
不明	60	100	34	56.7	26	43.3	15	6.3
合計	1047	100	569	54.3	478	45.7	241	100

出典:「召抱人別書出帳」(明治 2(1869)年、櫻井家文書)

## 第 3 項 『明治貳巳十月 召抱人別書出帳』(櫻井家文書)における記載の特徴

『明治貳巳十月 召抱人別書出帳』(櫻井家文書)の記載の特徴を示しておく。史料記載については、本史料中の「木地谷鍛冶屋召抱人別書出帳」(図 2 参照)の分類を参考にすると、図 3、4、5、6 に表される。すなわち、図式化すると図 7 のようになる。

表4 鑪・鍛冶屋宗門別召抱人数

鑪・鍛冶屋名	宗門	世帯 (竈)数 (軒)	構成 人数 (人)	男 (人)	女 (人)
宇根鑪	山内人別之内鉄方宗門付(櫻井宗門)	14	62	34	28
	山内人別之内他所宗門付	14	61	34	27
	附属在地下人別	28	176	87	89
	合計	56	299	155	144
槇原鑪	山内人別之内鉄方宗門付(櫻井宗門)	6	20	10	10
	山内人別之内他所宗門付	21	76	45	31
	附属在地下人別之内鉄方宗門付	4	15	10	5
	附属在地下人別	28	101	54	47
	合計	59	212	119	93
八代谷鑪	山内人別之内鉄方宗門付(田部宗門)	5	16	9	7
	山内人別之内鉄方宗門付(櫻井宗門)	1	6	4	2
	山内人別之内他所宗門付	23	92	54	38
	附属在地下人別	0	0	0	0
	合計	29	114	67	47
内谷鍛冶屋	山内人別之内鉄方宗門付(櫻井宗門)	25	119	64	55
	内谷山内人別之内他所宗門付	4	16	9	7
	谷内人別之内鉄山宗門付	8	38	19	19
	谷内人別之内地下宗門付	12	60	35	25
	合計	49	233	127	106
奥内谷鍛冶屋	山内人別之内鉄方宗門付(櫻井宗門)	9	37	18	19
	他所者	11	35	23	12
	馬方下作	4	25	11	14
	合計	24	97	52	45
木地谷鍛冶屋	山内人別之内鉄方宗門付(櫻井宗門)	11	42	25	17
	山内人別之内他所宗門付	8	24	11	13
	附属在地下人別鉄方宗門付	3	18	8	10
	附属在地下人別	2	8	5	3
	合計	24	92	49	43

出典:表3に同じ

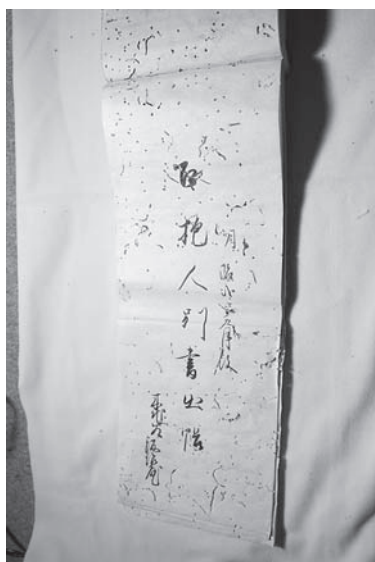


図2 「木地谷鍛冶屋  
召抱人別書出帳」 1  
(『召抱人別書出帳』  
(櫻井家文書) 所収)

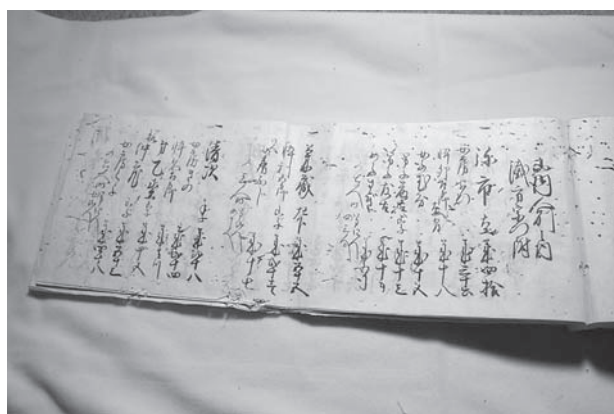


図3 「木地谷鍛冶屋召抱人別書出帳」 2

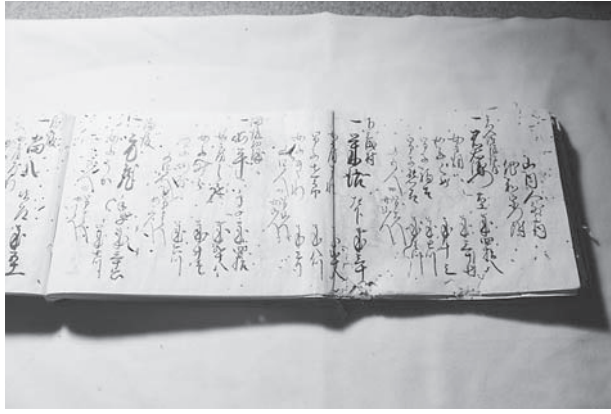


図4 「木地谷鍛冶屋召抱人別書出帳」 3

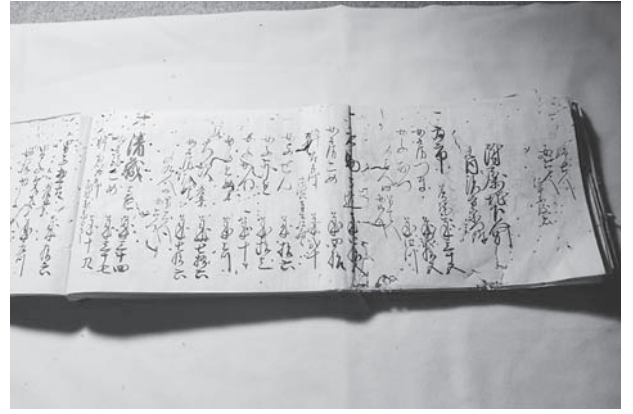


図5 「木地谷鍛冶屋召抱人別書出帳」 4

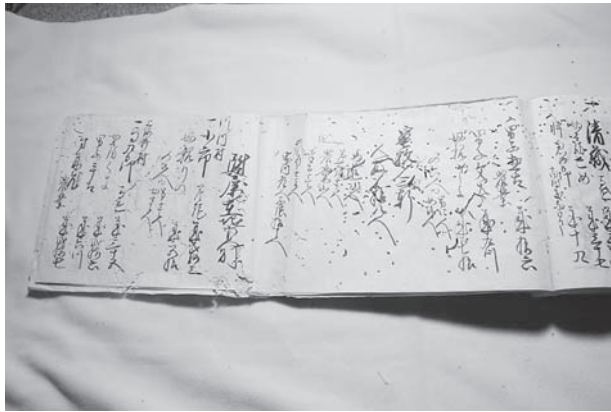


図6 「木地谷鍛冶屋召抱人別書出帳」 5

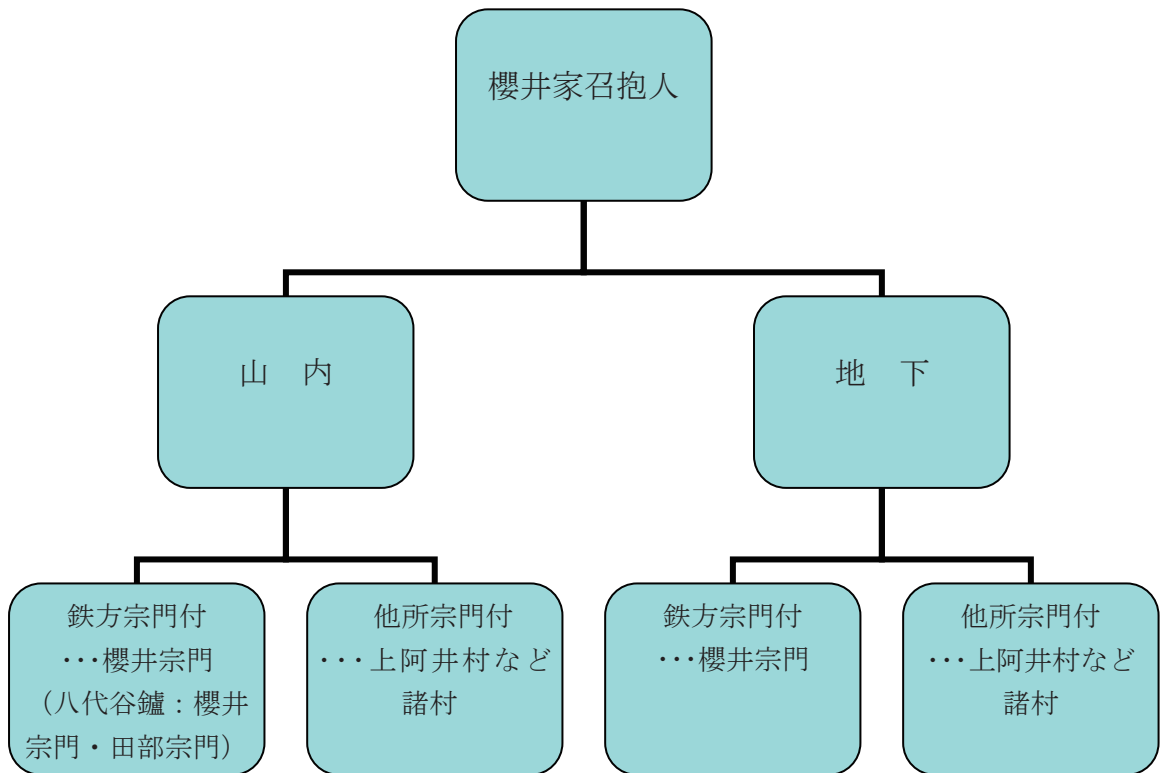


図7 『明治貳巳十月 召抱人別書出帳』 (櫻井家文書) の分類記載

すなわち、「山内」には鉄方宗門付の労働者及び家族と他所宗門付労働者及び家族が併存している。表4で示すように、「山内」における鉄方宗門付労働者及び家族と他所宗門付労働者及び家族の割合は、宇根鑪で鉄方宗門付：他所宗門付＝5：5、槇原鑪で鉄方宗門付：他所宗門付＝2：8、八代谷鑪で鉄方宗門付：他所宗門付＝2：8、内谷鍛冶屋で鉄方宗門付：他所宗門付＝9：1、奥内谷鍛冶屋で鉄方宗門付：他所者＝5：5<sup>(18)</sup>、木地谷鍛冶屋で鉄方宗門付：他所宗門付＝6：4であった。このように、鑪や鍛冶屋により鉄方宗門付の労働者と他所宗門付の労働者の比率に違いがある。槇原鑪・八代谷鑪など幕末に新設、操業した鑪の場合、内谷鍛冶屋・宇根鑪を中心とした櫻井家鉄方宗門付鉄山労働者の一部に大量の他村からの労働者を加えていると考えられる。

また、表4より「地下」には槇原鑪・内谷鍛冶屋・木地谷鍛冶屋にみられるように他所宗門付の労働者に加えて鉄方宗門付の労働者が組み込まれている。鉄方宗門帳に記載のある労働者も「地下」と判断されている労働者が存在しているのである。

#### 第4項 世帯人数別構成

表5によると櫻井家全体では、241軒中、最大世帯人数は11人が1軒あった。比較的多い家族構成人数は7人家族が27軒、6人家族が29軒、5人家族が36軒、4人家族が44軒、3人家族が43軒であった。単身者は27軒であった。

鑪・鍛冶屋別で比較的多い家族構成人数は、宇根鑪（56軒中）で5人家族が13軒、4人家族が10軒、槇原鑪（59軒中）で3人家族が10軒、単身者が16軒、八代谷鑪（29軒中）で4人家族が8軒、3人家族が7軒、内谷鍛冶屋（49軒中）で6人家族が10軒、4人家族が11軒、3人家族が11軒、奥内谷鍛冶屋（24軒中）で4人家族が5軒、3人家族が5軒、木地谷鍛冶屋（24軒中）で2人家族が6軒であった。

山内・地下別で比較的多い家族構成人数は、山内で鉄方宗門付（71軒中）4人家族が15軒、3人家族が16軒であり、他所宗門付（81軒中）で5人家族が15軒、4人家族が16軒、3人家族が18軒であった。地下では鉄方宗門付（15軒中）7人家族が3軒、4人家族が3軒、3人家族が3軒であり、他所宗門付（70軒）では6人家族が11軒、5人家族が11軒、4人家族が10軒、単身者が10軒であった。

総じて櫻井家「召抱人」の世帯は、3～5人家族という比較的小規模な形態が多い。

#### 第5項 家族類型

表6によると櫻井家「召抱人」軒数241軒中、直系単婚家族は168軒（69.7%）と大半を占め、傍系家族を含む家族構成等（直系単婚家族以外）は46軒（19.1%）と少なかった。一方、単身者は27軒（11.2%）であった。すなわち、櫻井家「召抱人」全体の約7割が直系単婚家族であった。この特徴について、武井氏は大家族形態の家族類型から時代を経るにつれ単婚家族形態へ変遷する点を指摘しているが<sup>(19)</sup>、今回の櫻井家の明治初期の数値は武井氏の指摘を裏付ける結果となった。

鑪・鍛冶屋別の特徴では、槇原鑪に単身者が多いことがいえる。これは、後述するように、槇原鑪が万延元（1860）年からの新たな操業であることが要因の一つであろう。すなわち、新たに鑪を建設し、操業する場合、地下から労働力を調達していることが伺える。

表5 櫻井家世帯人数別構成(人)

鑪・鍛冶屋名	宇根鑪						槇原鑪						八代谷鑪					
	山内		地下		不明	合計	山内		地下		不明	合計	山内		地下		不明	合計
	鉄方	他村	鉄方	他村			鉄方	他村	鉄方	他村			鉄方	他村	鉄方	他村		
11	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
10	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
9	0	0	0	2	0	2	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0
8	0	1	0	4	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
7	2	1	0	4	0	7	0	1	1	4	0	6	0	2	0	0	0	2
6	1	2	0	4	0	7	1	2	0	2	0	5	1	2	0	0	0	3
5	3	3	0	7	0	13	1	4	0	4	0	9	0	4	0	0	0	4
4	5	1	0	4	0	10	1	4	1	2	0	8	2	6	0	0	0	8
3	2	4	0	0	0	6	0	5	1	4	0	10	2	5	0	0	0	7
2	0	1	0	1	0	2	2	1	0	1	0	4	1	3	0	0	0	4
1	1	1	0	0	0	2	1	4	1	10	0	16	0	1	0	0	0	1
総合計	14	14	0	28	0	56	6	21	4	28	0	59	6	23	0	0	0	29
鑪・鍛冶屋名	内谷鍛冶屋						奥内谷鍛冶屋						木地谷鍛冶屋					
	山内		地下		不明	合計	山内		地下		不明	合計	山内		地下		不明	合計
	鉄方	他村	鉄方	他村			鉄方	他村	鉄方	他村			鉄方	他村	鉄方	他村		
11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
8	3	0	0	1	0	4	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0
7	3	0	2	1	0	6	1	1	0	0	2	4	2	0	0	0	0	2
6	4	1	1	4	0	10	0	0	0	0	0	0	2	0	1	1	0	4
5	2	1	1	0	0	4	2	2	0	0	0	4	1	1	0	0	0	2
4	3	2	2	4	0	11	4	1	0	0	0	5	0	2	0	0	0	2
3	9	0	1	1	0	11	1	3	0	0	1	5	2	1	1	0	0	4
2	0	0	1	1	0	2	0	1	0	0	0	1	1	4	0	1	0	6
1	1	0	0	0	0	1	1	3	0	0	0	4	3	0	0	0	0	3
総合計	25	4	8	12	0	49	9	11	0	0	4	24	11	8	3	2	0	24
鑪・鍛冶屋名	総合計																	
	山内		地下		不明	合計												
	鉄方	他村	鉄方	他村														
11	0	0	0	1	0	1												
10	0	0	0	1	0	1												
9	0	0	1	3	0	4												
8	3	1	0	5	1	10												
7	8	5	3	9	2	27												
6	9	7	2	11	0	29												
5	9	15	1	11	0	36												
4	15	16	3	10	0	44												
3	16	18	3	5	1	43												
2	4	10	1	4	0	19												
1	7	9	1	10	0	27												
総合計	71	81	15	70	4	241												

註1:「奥内谷鍛冶屋山内他村」の列については「他所者」として記載の召抱人を記載している。

註2:「奥内谷鍛冶屋不明」の列には「馬方・下作」についての史料で宗門の記載がない世帯を記載している。

出典:表3に同じ。

表6 櫻井家召抱人家族類型

鑪・鍛冶屋名	家族持				単身者		合計 (軒)	比率 (%)
	直系単婚家族 (軒)	比率 (%)	傍系家族等 (直系単婚家 族以外)(軒)	比率 (%)	軒数 (軒)	比率 (%)		
宇根鑪	41	73.2	13	23.2	2	3.6	56	100
槇原鑪	37	62.7	6	10.2	16	27.1	59	100
八代谷鑪	21	72.4	7	24.1	1	3.5	29	100
内谷鍛冶屋	33	67.3	15	30.6	1	2	49	100
奥内谷鍛冶屋	17	70.8	3	12.5	4	16.7	24	100
木地谷鍛冶屋	19	79.2	2	8.3	3	12.5	24	100
合計	168	69.7	46	19.1	27	11.2	241	100

出典:表3に同じ。

### 第6項 世代別人口構成

表7によると、櫻井家「召抱人」の最高年齢世代は86～90歳で男性1人、女性2人の合計3人であった。男女間の比率は、男性：女性＝5.5：4.5であり、男性が少々多い構成となっている。比較的多い世代は、1～20歳の幼少期、21～30歳の青年期である。

表7 櫻井家召抱人世代別人口構成

世代(歳)	男(人)	比率(%)	女(人)	比率(%)	合計(人)	比率(%)
86～90	1	0.2	2	0.4	3	0.3
81～85	0	0	1	0.2	1	0.1
76～80	3	0.5	6	1.3	9	0.9
71～75	6	1	5	1	11	1.1
66～70	11	2	7	1.5	18	1.7
61～65	17	3	19	4	36	3.4
56～60	20	3.5	11	2.3	31	3
51～55	29	5.1	20	4.2	49	4.7
46～50	35	6.1	25	5.2	60	5.7
41～45	34	6	22	4.6	56	5.3
36～40	40	7	40	8.4	80	7.6
31～35	30	5.3	22	4.6	52	5
26～30	58	10.2	44	9.2	102	9.7
21～25	46	8.1	45	9.4	91	8.7
16～20	62	10.9	55	11.5	117	11.2
11～15	61	10.7	50	10.5	111	10.6
6～10	66	11.6	44	9.2	110	10.5
1～5	50	8.8	59	12.3	109	10.4
不明	0	0	1	0.2	1	0.1
合計	569	100	478	100	1047	100

出典:表3に同じ。

### 第7項 他所宗門付労働者について

櫻井家「召抱人」の他所宗門付労働者について、表8、表9からその特徴を示す。

まず、山内他所宗門付労働者家族の宗門付村名について、表8によると、以下のようになった。

宇根鑪（上三成村）：郡内：上阿井村、下阿井村、大馬木村、尾白村、  
鴨倉村、鞍懸村、下三成村、高尾村、平田村

表8 櫻井家山内他所宗門別召抱人構成(人)

宗門			宇根鑪				槇原鑪				八代谷鑪				内谷鍛冶屋				奥内谷鍛冶屋				木地谷鍛冶屋				合計						
国	郡	村	電数	男	女	合計	電数	男	女	合計	電数	男	女	合計	電数	男	女	合計	電数	男	女	合計	電数	男	女	合計	電数	男	女	合計			
出雲国	仁多郡	上阿井村	2	5	4	9	4	8	6	14	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	1	3	2	2	2	4	9	17	13	30		
出雲国	仁多郡	下阿井村	1	2	3	5	2	3	1	4	4	9	8	17	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	14	12	26		
出雲国	仁多郡	大馬木村	1	2	3	5	1	1	3	4	2	6	3	9	0	0	0	0	0	4	11	7	18	0	0	0	0	8	20	16	36		
出雲国	仁多郡	小馬木村	0	0	0	0	1	3	3	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	3	3	6			
出雲国	仁多郡	尾白村	1	3	2	5	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	4	2	6			
出雲国	仁多郡	鴨倉村	1	3	3	6	0	0	0	0	1	2	1	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	5	4	9		
出雲国	仁多郡	鞍懸村	1	2	1	3	0	0	0	0	2	5	3	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	7	4	11		
出雲国	仁多郡	三成町	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	0	2		
出雲国	仁多郡	三成村	0	0	0	0	0	0	0	0	1	3	4	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	3	4	7		
出雲国	仁多郡	下三成村	2	5	4	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	2	4	3	7	6	13
出雲国	仁多郡	高尾村	4	10	5	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	10	5	15			
出雲国	仁多郡	大谷村	0	0	0	0	1	4	1	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	4	1	5			
出雲国	仁多郡	堅田村	0	0	0	0	1	3	2	5	4	11	5	16	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	14	7	21			
出雲国	仁多郡	角木村	0	0	0	0	3	6	6	12	2	6	4	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	12	10	22			
出雲国	仁多郡	上三所村	0	0	0	0	1	2	1	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	1	3			
出雲国	仁多郡	川内村	0	0	0	0	2	6	2	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	6	2	8			
出雲国	仁多郡	久比須村	0	0	0	0	1	1	2	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	2	3			
出雲国	仁多郡	馬馳村	0	0	0	0	1	3	1	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	3	1	4			
出雲国	仁多郡	稲田村	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	2	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	2	3			
出雲国	仁多郡	亀嵩町	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	2	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	2	4			
出雲国	仁多郡	下横田村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	3	1	4	0	0	0	0	2	3	1	4		
出雲国	仁多郡	平田村	1	2	2	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	2	4			
出雲国	仁多郡	湯村	0	0	0	0	0	0	0	0	1	3	1	4	1	2	1	3	0	0	0	0	0	0	0	0	2	5	2	7			
出雲国	大原郡	上久野村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	1	3	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	1	3			
出雲国	大原郡	佐世村	0	0	0	0	1	3	1	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	3	1	4			
出雲国	大原郡	阿用村	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	3	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	3	4			
出雲国	大原郡	西阿用村	0	0	0	0	1	1	2	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	2	3			
出雲国	飯石郡	吉田町	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	1			
出雲国	飯石郡	入間村	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	2	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	2	4			
出雲国	飯石郡	松笠村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	1	0	0	0	0	1	1	0	1			
出雲国	飯石郡	広瀬領	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	1	3	0	0	0	0	1	2	1	3			
出雲国	能義郡	西比田村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	5	5	10	0	0	0	0	0	0	0	0	2	5	5	10			
石見国		浜田領	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	4	2	6	0	0	0	0	2	4	2	6			
備後国			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	4	7	11	4	4	7	11	
その他			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	3	2	5	1	3	2	5		
合計			14	34	27	61	21	45	31	76	23	54	38	92	4	9	7	16	11	23	12	35	8	11	13	24	81	176	128	304			

註:奥内谷鍛冶屋については「他所者」として記載の召抱人を記載している。

出典:表3に同じ。

槇原鑪（上阿井村）：郡内：上阿井村、下阿井村、大馬木村、小馬木村、尾白村、大谷村、堅田村、角木村、上三所村、川内村、久比須村、馬馳村  
郡外：大原郡佐世村、西阿用村

八代谷鑪（上阿井村）：郡内：下阿井村、大馬木村、鴨倉村、鞍懸村、三成町、三成村、堅田村、角木村、稲田村、亀嵩町、湯村  
郡外：大原郡阿用村、飯石郡吉田町、入間村



内谷鍛冶屋（上阿井村）：郡内：湯村  
 郡外：上久野村、能義郡西比田村  
 奥内谷鍛冶屋（下阿井村）：郡内：上阿井村、大馬木村、下横田村  
 郡外：飯石郡松笠村、広瀬領  
 国外：石見国浜田領  
 木地谷鍛冶屋（上阿井村）：郡内：上阿井村、下三成村  
 国外：備後国

このように、櫻井家「召抱人」の他所宗門付労働者は近隣諸村からの雇用が大多数であった。なかには、仁多郡外あるいは他国の宗門付世帯もあった。

次に、地下他所宗門付労働者家族の宗門付村名について、表9より以下のようになった。

宇根鑪（上三成村）：郡内：下阿井村、小馬木村、尾白村、上三成村、  
 下三成村、高尾村、中湯野村、堅田村  
 槇原鑪（上阿井村）：郡内：上阿井村、大馬木村、小馬木村、八川村、  
 雨川村、大谷村、乙多田村、高尾村、高田村、  
 堅田村、角木村  
 郡外：神門郡稗原村  
 国外：備後国

八代谷鑪（上阿井村）：無し  
 内谷鍛冶屋（上阿井村）：郡内：上阿井村、八川村  
 奥内谷鍛冶屋（下阿井村）：無し  
 木地谷鍛冶屋（上阿井村）：郡内：上阿井村、川内村

このように、近隣諸村宗門付の労働者家族が圧倒的に多い。なかには、神門郡、備後国宗門付の世帯もあった。

表9 櫻井家附属地下宗門別召抱人構成(人)

国	宗門			宇根鑪				槇原鑪				八代谷鑪				内谷鍛冶屋				奥内谷鍛冶屋				木地谷鍛冶屋				合計					
	郡	村		電数	男	女	合計	電数	男	女	合計	電数	男	女	合計	電数	男	女	合計	電数	男	女	合計	電数	男	女	合計	電数	男	女	合計		
出雲国	仁多郡	上阿井村		0	0	0	0	8	19	19	38	0	0	0	0	11	32	22	54	0	0	0	0	1	4	2	6	20	55	43	98		
出雲国	仁多郡	下阿井村		3	12	10	22	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	12	10	22		
出雲国	仁多郡	大馬木村		0	0	0	0	6	13	16	29	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	13	16	29			
出雲国	仁多郡	小馬木村		4	11	10	21	2	3	4	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	14	14	28			
出雲国	仁多郡	八川村		0	0	0	0	1	2	0	2	0	0	0	0	1	3	3	6	0	0	0	0	0	0	0	2	5	3	8			
出雲国	仁多郡	雨川村		0	0	0	0	1	2	1	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	1	3			
出雲国	仁多郡	大谷村		0	0	0	0	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	1			
出雲国	仁多郡	尾白村		5	14	16	30	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	14	16	30			
出雲国	仁多郡	乙多田村		0	0	0	0	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	1			
出雲国	仁多郡	上三成村		5	17	17	34	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	17	17	34			
出雲国	仁多郡	下三成村		3	7	6	13	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	7	6	13			
出雲国	仁多郡	高尾村		6	19	23	42	3	5	2	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9	24	25	49			
出雲国	仁多郡	中湯野村		1	4	4	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	4	4	8			
出雲国	仁多郡	高田村		0	0	0	0	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	1			
出雲国	仁多郡	堅田村		1	3	3	6	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	4	3	7			
出雲国	仁多郡	角木村		0	0	0	0	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	1			
出雲国	仁多郡	川内村		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	2	1	1	1	2
出雲国	神門郡	稗原村		0	0	0	0	1	3	4	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	3	4	7			
備後国				0	0	0	0	1	2	1	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	1	3			
合計				28	87	89	176	28	54	47	101	0	0	0	0	12	35	25	60	0	0	0	0	2	5	3	8	70	181	164	345		

註:奥内谷鍛冶屋については「馬方・下作」に村名記載がなく本表では記載できなかった。

出典:表3に同じ。

## 第2節 櫻井家「召抱人」の就労

櫻井家「召抱人」の家族構成の生活を支えていたのは、鑪・鍛冶屋に従事する労働者である。以下、本節では労働者に焦点をあてて分析していく。

### 第1項 就労者数

表10、表11より、就労数は櫻井家召抱人数1047人中391人(37.3%)であった。約2.68人に1人が就労していることとなる。表10によると、就労人数が多いのは、宇根鑪、槇原鑪、内谷鍛冶屋で構成人数が200人を超える大規模の鑪・鍛冶屋であった。

表11より鑪・鍛冶屋別にみていくと、宇根鑪では全体の就労83人(27.8%)、山内の就労55人(44.7%)、地下の就労28人(15.9%)、槇原鑪では全体の就労97人(45.8%)、山内の就労46人(47.9%)、地下の就労51人(44.0%)、八代谷鑪では山内のみの就労で44人(38.6%)、内谷鍛冶屋では全体の就労96人(41.2%)、山内の就労56人(41.5%)、地下の就労40人(40.8%)、奥内谷鍛冶屋では全体の就労34人(35.1%)、山内鉄方宗門付の就労12人(32.4%)、他所者の就労14人(40.0%)、馬方・下作8人(32.0%)、木地谷鍛冶屋では全体の就労37人(40.2%)、山内の就労26人(39.4%)、地下の就労11人(42.3%)であった。鑪・鍛冶屋により差はあるが、大旨4割前後の就労である。

### 第2項 鑪における就労職種

表12より、鑪における就労職種別の特徴を示す。

#### ①山配、村下、炭坂

全て山内労働者として取り扱われている。宗門別にみると、山配1人、炭坂1人は他所宗門付の労働者だが、それ以外は鉄方宗門付労働者である。すなわち、高度な技術力は山内において保持され、再生産されていることが考えられるが、他所からの技術の導入も伺えるのである。

#### ②炭焚

山内労働者として取り扱われ、2人の他所宗門付労働者以外は鉄方宗門付労働者である。山子、村下、炭坂と同様に、山内での再生産とともに他所からの技術者流入がある。

#### ③番子

山内労働者として取り扱われているが、19人中15人が他所宗門付労働者である。比較的技術を必要としない労働力は多くを近村より雇用していると考えられる。

番子は天秤鞆を踏み、炉内へ送風する仕事であるが、下原重仲『鉄山必要記事』<sup>(20)</sup>によると大天秤鞆を吹くためには最低12人(1回に4人、1日3交代)必要であるが、宇根鑪は10名、槇原鑪は9名、八代谷鑪にいたっては0名となっている。この番子不足を補うのが、「日用」いわゆる「日傭」である<sup>(21)</sup>。「日用」はいずれも山内労働者として取り扱われ、宇根鑪では鉄方宗門付労働者で8人、他所宗門付労働者で4人、合計12人、槇原鑪では鉄方宗門付労働者で2人、他所宗門付労働者で18人、合計20人、八代谷鑪では他所宗門付労働者で9人とある。櫻井家全体では鉄方宗門付労働者10人、他所宗門付労働者31人と、「日用」は他所宗門付労働者の雇用が圧倒的に多い。この点から高度な技術を要しない技術労働者は他村からの雇用が多いといえる。

#### ④鉤折

全て山内労働者として取り扱っている。鉄方宗門付労働者8人に対し他所宗門付労働者12人と比較的所外からの雇用が多い。

表10 鑪・鍛冶屋別召抱人数・構成比率

鑪・鍛冶屋名	構成人数(人)	構成比率(%)	男(人)	構成比率(%)	女(人)	構成比率(%)	世帯(竈)数(軒)	構成比率(%)	就労人数(人)	構成比率(%)
宇根鑪	299	28.6	155	27.3	144	30.1	56	23.2	83	21.2
槇原鑪	212	20.2	119	20.9	93	19.5	59	24.5	97	24.8
八代谷鑪	114	10.9	67	11.8	47	9.8	29	12	44	11.3
内谷鍛冶屋	233	22.3	127	22.3	106	22.2	49	20.3	96	24.5
奥内谷鍛冶屋	97	9.2	52	9.1	45	9.4	24	10	34	8.7
木地谷鍛冶屋	92	8.8	49	8.6	43	9	24	10	37	9.5
合計	1047	100	569	100	478	100	241	100	391	100

出典:表3に同じ

表11 櫻井家鑪鍛冶屋別就労比率

鑪・鍛冶屋名	宗門	構成人数(人)	就労人数(人)	不就労数(人)	就労比率(%)
宇根鑪	山内人別之内鉄方宗門付	62	28	34	45.2
	山内人別之内他所宗門付	61	27	34	44.3
	小合計	123	55	68	44.7
	附属在地下人別	176	28	148	15.9
	合計	299	83	216	27.8
槇原鑪	山内人別之内鉄方宗門付	20	9	11	45
	山内人別之内他所宗門付	76	37	39	48.7
	小合計	96	46	50	47.9
	附属在地下人別鉄方宗門付	15	8	7	53.3
	附属在地下人別他所宗門付	101	43	58	42.6
	小合計	116	51	65	44
合計	212	97	115	45.8	
八代谷鑪	山内人別之内鉄方宗門付	22	8	14	36.4
	山内人別之内他所宗門付	92	36	56	39.1
	小合計	114	44	70	38.6
	附属在地下人別	0	0	0	0
	合計	114	44	70	38.6
内谷鍛冶屋	内谷山内人別之内鉄方宗門付	119	51	68	42.8
	内谷山内人別之内他所宗門付	16	5	11	31.2
	小合計	135	56	79	41.5
	谷内人別之内鉄山宗門付	38	15	23	39.5
	谷内人別之内地下宗門付	60	25	35	41.7
	小合計	98	40	58	40.8
合計	233	96	137	41.2	
奥内谷鍛冶屋	山内人別之内鉄方宗門付	37	12	25	32.4
	他所者	35	14	21	40
	馬方下作	25	8	17	32
	合計	97	34	63	35.1
木屋谷鍛冶屋	山内人別之内鉄方宗門付	42	18	24	42.9
	山内人別之内他所宗門付	24	8	16	33.3
	小合計	66	26	40	39.4
	附属在地下人別鉄方宗門付	18	7	11	38.9
	附属在地下人別	8	4	4	50
	小合計	26	11	15	42.3
合計	92	37	55	40.2	
合計		1047	391	656	37.3

出典:表3に同じ。

⑤山子

山内労働者としての取扱いである。鉄方宗門付労働者6人に対し他所宗門付労働者25人と他村からの雇用が多い。槇原鑪に山子がないが、炭焼（山内4人、地下21人）が鑪炭の製炭作業を行っている可能性が高い。

⑥馬遣（馬方）

圧倒的に地下の労働者が行っている。

⑦山守

地下の労働者が行っている。

⑧鉄穴師

地下としての取り扱いとなっている。10人（鉄方宗門付労働者1人、他所宗門付労働者9人）。ほとんどが他所宗門付労働者である。表17によると、単身者が多い。

このように、高度な技術を必要とする労働者は、多くが山内の鉄方宗門付労働者で再生産している。また、一部では高度な技術を要する労働者に他所宗門付の労働者を起用している点も見逃せない。比較的技術を必要としない労働者は、鉄方宗門付労働者に加えて多くの他所宗門付労働者で賄っている。

表12 櫻井家鑪召抱人職種別人口構成(人)

鑪名	宗門	山配	村下	炭坂	炭焚	番子	鋸折	山子	小鉄洗	日用	馬遣	炭焼	木樵	山守	鉄穴師	下男	婦女・老人・ 子供 (仕事不致者)	合計
宇根鑪	山内人別之内鉄方宗門付	1	3	0	2	4	5	2	0	8	0	0	3	0	0	0	34	62
	山内人別之内他所宗門付	0	0	0	0	6	2	8	1	4	0	0	6	0	0	0	34	61
	<b>小合計</b>	<b>1</b>	<b>3</b>	<b>0</b>	<b>2</b>	<b>10</b>	<b>7</b>	<b>10</b>	<b>1</b>	<b>12</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>9</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>68</b>	<b>123</b>
	附属在地下人別	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	28	0	0	148	176
	<b>合計</b>	<b>1</b>	<b>3</b>	<b>0</b>	<b>2</b>	<b>10</b>	<b>7</b>	<b>10</b>	<b>1</b>	<b>12</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>9</b>	<b>28</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>216</b>	<b>299</b>
槇原鑪	山内人別之内鉄方宗門付	1	1	0	0	0	3	0	0	2	1	1	0	0	0	0	11	20
	山内人別之内他所宗門付	0	0	0	2	9	3	0	0	18	1	3	0	0	0	1	39	76
	<b>小合計</b>	<b>1</b>	<b>1</b>	<b>0</b>	<b>2</b>	<b>9</b>	<b>6</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>20</b>	<b>2</b>	<b>4</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>1</b>	<b>50</b>	<b>96</b>
	附属在地下人別鉄方宗門付	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	0	0	0	1	0	7	15
	附属在地下人別他所宗門付	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12	21	0	1	9	0	58	101
	<b>小合計</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>19</b>	<b>21</b>	<b>0</b>	<b>1</b>	<b>10</b>	<b>0</b>	<b>65</b>	<b>116</b>
<b>合計</b>	<b>1</b>	<b>1</b>	<b>0</b>	<b>2</b>	<b>9</b>	<b>6</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>20</b>	<b>21</b>	<b>25</b>	<b>0</b>	<b>1</b>	<b>10</b>	<b>115</b>	<b>212</b>	
八代谷鑪	山内人別之内鉄方宗門付	0	2	0	2	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	14	22
	山内人別之内他所宗門付	1	0	1	0	0	7	17	0	9	1	0	0	0	0	0	56	92
	<b>小合計</b>	<b>1</b>	<b>2</b>	<b>1</b>	<b>2</b>	<b>0</b>	<b>7</b>	<b>21</b>	<b>0</b>	<b>9</b>	<b>1</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>70</b>	<b>114</b>
	附属在地下人別	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	<b>合計</b>	<b>1</b>	<b>2</b>	<b>1</b>	<b>2</b>	<b>0</b>	<b>7</b>	<b>21</b>	<b>0</b>	<b>9</b>	<b>1</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>70</b>	<b>114</b>

出典:表3に同じ。

### 第3項 鍛冶屋における就労職種

表13より、鍛冶屋における就労職種別の特徴を示す。

①大工

全て山内労働者として取り扱われている。内谷鍛冶屋では4人（鉄方宗門付労働者2人、他所宗門付労働者2人（能義郡西比田村宗門付（表17参照）））、奥内谷鍛冶屋では2人（鉄方宗門付労働者1人、他所宗門付労働者1人）、木地谷鍛冶屋では2人（鉄方宗門付労働者1人、他所宗門付労働者1人）という構成であった。櫻井家全体では鉄方宗門付労働者4人に対し他所宗門付労働者4人と古くからの鉄山専門労働者による技術保持の他に

表13 櫻井家鍛冶屋召抱人職種別人口構成(人)

鍛冶屋名	宗門	鍛冶屋者						山子	手廻り	日用	馬遣	下作	伯楽	炭焼	奉公	婦女・老人・子供 (仕事不致者)	合計
		大工	左下	大工習	手子	吹差	手子・吹差兼										
内谷鍛冶屋	内谷山内人別之内鉄方宗門付	2	5	0	13	7	0	19	2	3	0	0	0	0	0	68	119
	内谷山内人別之内他所宗門付	2	0	0	1	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	11	16
	<b>小合計</b>	<b>4</b>	<b>5</b>	<b>0</b>	<b>14</b>	<b>7</b>	<b>0</b>	<b>21</b>	<b>2</b>	<b>3</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>79</b>	<b>135</b>
	谷内人別之内鉄山宗門付	0	0	0	0	0	0	8	0	1	1	4	1	0	0	23	38
	谷内人別之内地下宗門付	0	0	0	0	0	0	13	0	3	4	5	0	0	0	35	60
	<b>小合計</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>21</b>	<b>0</b>	<b>4</b>	<b>5</b>	<b>9</b>	<b>1</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>58</b>	<b>98</b>
	<b>合計</b>	<b>4</b>	<b>5</b>	<b>0</b>	<b>14</b>	<b>7</b>	<b>0</b>	<b>42</b>	<b>2</b>	<b>7</b>	<b>5</b>	<b>9</b>	<b>1</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>137</b>	<b>233</b>
奥内谷鍛冶屋	山内人別之内鉄方宗門付	1	2	0	1	2	0	6	0	0	0	0	0	0	25	37	
	他所者	1	0	0	5	1	1	6	0	0	0	0	0	0	21	35	
	馬方下作	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	5	0	0	17	25	
	<b>合計</b>	<b>2</b>	<b>2</b>	<b>0</b>	<b>6</b>	<b>3</b>	<b>1</b>	<b>12</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>3</b>	<b>5</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>63</b>	<b>97</b>	
木屋谷鍛冶屋	山内人別之内鉄方宗門付	1	1	1	5	2	0	7	0	1	0	0	0	0	24	42	
	山内人別之内他所宗門付	1	1	0	2	1	0	3	0	0	0	0	0	0	16	24	
	<b>小合計</b>	<b>2</b>	<b>2</b>	<b>1</b>	<b>7</b>	<b>3</b>	<b>0</b>	<b>10</b>	<b>0</b>	<b>1</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>40</b>	<b>66</b>	
	附属在地下人別鉄方宗門付	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	2	0	1	11	18	
	附属在地下人別	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	0	1	4	8	
	<b>小合計</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>1</b>	<b>3</b>	<b>4</b>	<b>0</b>	<b>2</b>	<b>1</b>	<b>15</b>	<b>26</b>
	<b>合計</b>	<b>2</b>	<b>2</b>	<b>1</b>	<b>7</b>	<b>3</b>	<b>0</b>	<b>10</b>	<b>0</b>	<b>2</b>	<b>3</b>	<b>4</b>	<b>0</b>	<b>2</b>	<b>1</b>	<b>55</b>	<b>92</b>

出典:表3に同じ。

他所の技術も取り入れている。大工習は鉄方宗門付の者である。高度な技術労働者については山内の従来からの労働者に伝承させようとしている傾向がある。

## ②左下

全て山内労働者として取り扱われている。鉄方宗門付労働者8人に対し他所宗門付労働者1人とほとんどは鉄方宗門付労働者である。

## ③手子

全て山内労働者としての取り扱いと考えられる<sup>(22)</sup>。内谷鍛冶屋では14人(鉄方宗門付労働者13人、他所宗門付労働者1人)、奥内谷鍛冶屋で7人(鉄方宗門付労働者1人、他所者6人)、木屋谷鍛冶屋で7人(鉄方宗門付労働者5人、他所宗門付労働者2人)という構成であった。鉄方宗門付労働者19人に対し他所宗門付労働者9人と、比較的鉄方宗門付労働者が多い。

## ④吹差

全て山内労働者として取り扱っている。吹差14人(鉄方宗門付労働者11人、他所宗門付労働者3人)という構成であった。

## ⑤山子

山内労働者と地下労働者両方から構成されている。例えば内谷鍛冶屋では山内労働者21人(鉄方宗門付労働者19人、他所宗門付労働者2人)、地下労働者21人(鉄山宗門付労働者8人、地下宗門付労働者13人)であった。木屋谷鍛冶屋では10人が山内労働者であるが、その内訳は鉄方宗門付労働者7人、他所宗門付労働者3人で構成されていた。

## ⑥馬遣(馬方)

地下として取り扱われ、他所宗門付の労働者である。

## ⑦下作

地下として取り扱われ、他所宗門付の労働者である。

このように、鑪と同様に大鍛冶屋においても高度な技術を必要とする労働者は、古くから居住の鉄方宗門付労働者が多いが、他所からの技術労働者も受け入れている。比較的技術を必要としない労働者は、鉄方宗門付労働者に加えて他所宗門付労働者をも雇用している。

#### 第4項 櫻井家召抱職人世代別構成

表14より、櫻井家鑪・鍛冶屋における召抱職人を世代別に示す。

##### ①山配・村下・炭坂

平均年齢は約40歳であった。高度な技術を必要とする技術者はある程度高年齢の熟練工であった。

##### ②炭焚

若年齢層が多い。仕事の質からいって村下ほどの高度な技術は必要ないため、若年でも責任を果たすことができるのではないかと考えられる。

##### ③番子

最高年齢は47歳で、最低年齢は18歳であった。20代の労働者が多いことが特徴である。労働の質からいえば体力を必要とする単純労働である。よって、若い労働力が必要であったのだろう。

##### ④鉾折

最高年齢は60歳で、最低年齢は20歳であった。20代の労働者が多い。番子と同様で体力を必要とする単純労働のため、若い労働力が必要であったのだろう。

##### ⑤大工・左下

大工19歳、左下20歳と比較的若年齢の労働者もいるが、50歳前後の労働者も存在する。大工習は18歳であった。熟練工と次世代を背負う経験の浅い技術者との混在がみてとれる。

##### ⑥手子

最高年齢は49歳で、最低年齢は17歳であった。比較的若年齢の労働者が多い。

##### ⑦吹差

最高年齢は51歳で、最低年齢は22歳であった。番子と同様の送風をつかさどる職で、番子が鑪場において天秤鞆を足で稼働させるのに対し吹差は手で鞆を稼働させる。鞆の大きさも鑪場と比較して小規模であり、鑪場の天秤鞆ほどの労力を要しないと考えられる。そのためか番子と比較して若干高齢である。

##### ⑧山子

鑪場などで必要とされる炭焼を専門とする職である。最高年齢は70歳で、最低年齢は11歳であった。10代の労働者が最も多く、続いて20代の労働者が多い。炭焼労働には若年齢層が多いことが特徴的である。

##### ⑨日用

最高年齢は70歳で、最低年齢は10歳であった。10代の労働者が最も多い。日用は前述のように番子などの単純労働に従事するので、若年齢層でも十分対応できたのであろう。

##### ⑩馬遣（馬方）

最高年齢は62歳で、最低年齢は15歳であった。どの世代も満遍なく存在している。

⑪鉄穴師

最高年齢は61歳で、最低年齢は13歳であった。どの世代も満遍なく存在している。

⑫炭焼

最高年齢62歳で、最低年齢は12歳であった。山子と同様10～20代の労働者が多い。

⑬木樵

10代の労働者のみであった。

⑭山守

最高年齢は71歳で、最低年齢は25歳であった。平均年齢は51.5歳。どの世代も満遍なく存在している。

⑮下作

最高年齢は76歳、最低年齢は16歳であった。平均年齢41.9歳である。

このように、高度な技術を必要とする労働者は、ある程度の熟練を必要とするので高年齢の労働者が多く、逆に比較的技術を必要としない労働者は若年齢の労働者が多いことがわかる。

表14 櫻井家召抱職人等世代別人口構成(人)

世代(歳)	山配	村下・炭坂	炭焚	番子	鉤折	大工	大工習	左下	手子	吹差	山子	日用	馬遣	小鉄洗	鉄穴師	炭焼	木樵	山守	手廻り	下作	伯楽	奉公	下男
86～90	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
81～85	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
76～80	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0
71～75	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0
66～70	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	3	0	0	0	0	0	2	0	1	0	0	0
61～65	0	1	1	0	1	0	0	0	0	0	2	2	2	0	1	1	0	4	0	0	0	0	0
56～60	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	7	4	1	0	1	0	0	2	2	1	0	0	0
51～55	0	0	0	0	1	0	0	3	0	1	9	5	3	1	1	0	0	4	0	1	0	0	0
46～50	0	2	0	2	1	1	0	0	3	3	6	3	5	0	0	4	0	3	0	2	0	0	0
41～45	1	0	0	2	3	0	0	0	2	1	9	3	5	0	1	3	0	2	0	0	1	0	0
36～40	1	1	0	2	1	2	0	1	4	3	8	4	1	0	1	4	0	4	0	1	0	0	0
31～35	1	2	0	1	3	2	0	0	2	0	1	0	2	0	1	3	0	2	0	0	0	0	0
26～30	0	1	1	3	2	1	0	3	4	0	14	0	5	0	0	6	0	1	0	4	0	0	0
21～25	0	0	0	5	6	1	0	0	7	3	7	2	2	0	2	1	0	1	0	1	0	0	1
16～20	0	0	3	4	1	1	1	2	3	0	18	10	2	0	1	6	0	0	0	1	0	1	0
11～15	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	12	12	1	0	1	2	7	0	0	0	0	0	0
6～10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1～5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
最高年齢	44	61	62	47	60	48	18	55	49	51	70	70	62	54	61	62	14	71	60	76	42	20	25
最低年齢	34	27	14	18	20	19	18	20	17	22	11	10	15	54	13	12	11	25	56	16	42	20	25
平均年齢	39.3	40.7	27.3	29.9	35.5	32.3	18	35.4	30.8	36.7	33.9	33.5	39	54	36.8	32.4	12.3	51.5	58	41.9	42	20	25

出典:表3に同じ。

第5項 1 家族内での就労状況

本項では、1家族のなかでの就労数の特徴を示す。表15によると、櫻井家召抱人241軒中、1家族につき1名の就労は140軒(58.1%)であった。一方1家族につき複数人の就労は101軒(41.9%)であり、その内親子等で同種の就労は49軒(20.3%)、異種の就労は52軒(21.6%)であった。すなわち、1家族においては4割が複数人の就労であり、家族内で親の職を子が継ぐ形態と子は別職となる形態は約半々であった。

表15 櫻井家召抱人1家族につき就労数

1家族につき就労		軒数(軒)	比率(%)
1家族につき1人の就労		140	58.1
1家族につき複数人の 就労	親子等で同種の就労	49	20.3
	親子等で異種の就労	52	21.6
合計		241	100

出典:表3に同じ。

表16では、櫻井家の基幹鍛冶屋であり、安永9(1780)年より長期にわたり操業をしてきた内谷鍛冶屋における1家族の就労状況を示した。表16によると、内谷鍛冶屋49世帯中1家族において複数の就労世帯が36世帯であり、多数を占めている。また、大工・左下など高度な技術を必要とする労働者は、親から子へ継承していく場合(世帯番号3、4)もあるが、親が山子で子が大工(世帯番号1)、親が日用で子が大工(世帯番号2)のように、親から子へ職が引き継がれない場合もある。大工については能義郡西比田村から内谷鍛冶屋に雇用されている場合もある(世帯番号26、27)。このことは、1家族内における技術の相続だけでなく、他の家族の一員へも大工技術を伝授する方向性がでているといえる。また、大工職を他郡から雇用する場合もあり、職種の世襲的性格による専門的鉄山労働者による再生産からの脱皮を示している。

山子・手子など比較的技術を要しない労働者は、親子への職種継承は山子で8軒、手子で4軒と比較的多い。直系単婚家族を形成し、家族内での職種継承が実施されていることがわかる。

他の鑪・鍛冶屋については表17よりその特徴を示す。

安永5(1776)年から操業を継続している宇根鑪では、56世帯中1家族における複数の就労世帯が17世帯であり、内谷鍛冶屋と比較して比較的少ない。そのなかで、村下などの高度な技術を要する技術者の家族で親と子の職をみると、親が村下で子が炭焚、日用(世帯番号1)、親が村下で子が鉚折、木樵(世帯番号2)、親が村下で子が木樵(世帯番号3)と、親から子への職の伝承がみられなかった。親から子への職の伝承がみられたのは、17軒中4軒にとどまり、番子(世帯番号5)、鉚折(世帯番号9)、日用(世帯番号12、19)などの比較的技術を要しない労働者の世帯にみられる。宇根鑪においては総じて、親子への職種継承は少なく、家族内で異種の職に就労している場合が多い。

1家族での就労が1人と記載されている世帯は39軒と多数を占めている。1家族に就労が1人の世帯39軒中27軒は「付屬地下人別」に分類された山守であった。これらの山守の家族は4~11人と大家族形態が多く、櫻井家の山守の職だけで生活しているとは考えにくい。よって、山守1人のみの就労による世帯は家族内で櫻井家召し抱え外の職にも携わっていた可能性がある。よって、単数就労の山守の世帯数を除くと12軒となる。職種は炭焚、番子、山子であった。

槇原鑪については、59軒中1家族内で複数就労の世帯が24軒、単数就労の世帯が35軒と単数就労が多くなっている。複数就労の世帯での親から子・兄弟への同種職継承は、14軒で日用(世帯番号7、9、10、25、26)、炭焼(世帯番号18、32、43、45、47)、馬遣(世帯番号30、39、48)、鉄穴師(世帯番号52)であった。槇原鑪の特徴として前述のように単数就労の世帯が多数を占めていることがあげられるが、職種は村下などの高い技術の労働者から番子などの低い技術の労働者まで様々である。これは、槇原鑪の新設が万延



表16 内谷鍛冶屋家族構成及び職種

史料記載 通番号	番号	世帯 番号	宗門別	鉄師宗門付 鉄師名	村宗門付			世帯主名	家族構成数(人)			本人職種・子等職種
					国名	郡名	村名		総数	男性	女性	
	1	1	内谷山内人別鉄方宗門附	櫻井宗門付				又市	7	2	5	山子・大工
	8	2	内谷山内人別鉄方宗門附	櫻井宗門付				祐助	6	4	2	日用・大工
	14	3	内谷山内人別鉄方宗門附	櫻井宗門付				吉蔵	6	3	3	左下・左下・山子
	20	4	内谷山内人別鉄方宗門附	櫻井宗門付				廣市	8	5	3	左下・左下・山子
	28	5	内谷山内人別鉄方宗門附	櫻井宗門付				政右衛門	4	2	2	左下・左下・山子
	32	6	内谷山内人別鉄方宗門附	櫻井宗門付				増蔵	3	2	1	山子・手子
	35	7	内谷山内人別鉄方宗門附	櫻井宗門付				助四郎	3	1	2	吹差
	38	8	内谷山内人別鉄方宗門附	櫻井宗門付				善次	7	3	4	手子・手子・山子
	45	9	内谷山内人別鉄方宗門附	櫻井宗門付				藤蔵	3	2	1	日用・山子
	48	10	内谷山内人別鉄方宗門附	櫻井宗門付				元次	4	2	2	山子・山子
	52	11	内谷山内人別鉄方宗門附	櫻井宗門付				徳四郎	7	3	4	吹差・山子
	59	12	内谷山内人別鉄方宗門附	櫻井宗門付				政太	3	2	1	吹差・山子
	62	13	内谷山内人別鉄方宗門附	櫻井宗門付				熊右衛門	3	2	1	手廻り・山子
	65	14	内谷山内人別鉄方宗門附	櫻井宗門付				信太	6	2	4	手子・手子
	71	15	内谷山内人別鉄方宗門附	櫻井宗門付				寛右衛門	6	3	3	手子・手子
	77	16	内谷山内人別鉄方宗門附	櫻井宗門付				兵八	8	4	4	山子・手子・山子
	85	17	内谷山内人別鉄方宗門附	櫻井宗門付				柳太	3	2	1	吹差・山子
	88	18	内谷山内人別鉄方宗門附	櫻井宗門付				弥四郎	3	2	1	山子・手子
	91	19	内谷山内人別鉄方宗門附	櫻井宗門付				伴右衛門	1	1	0	日用
	92	20	内谷山内人別鉄方宗門附	櫻井宗門付				豊市	4	2	2	山子・吹差
	96	21	内谷山内人別鉄方宗門附	櫻井宗門付				武四郎	3	2	1	手子・手子
	99	22	内谷山内人別鉄方宗門附	櫻井宗門付				和平	5	2	3	山子
	104	23	内谷山内人別鉄方宗門附	櫻井宗門付				権市	3	3	0	手廻り・手子・山子
	107	24	内谷山内人別鉄方宗門附	櫻井宗門付				文右衛門	5	3	2	日用・吹差
	112	25	内谷山内人別鉄方宗門附	櫻井宗門付				丈太	8	5	3	吹差・山子
	120	26	山内人別之内他所宗門附		出雲国	能義郡	西比田村	弥左衛門	4	2	2	大工
	124	27	山内人別之内他所宗門附		出雲国	能義郡	西比田村	茂蔵	6	3	3	大工・山子
	130	28	山内人別之内他所宗門附		出雲国	大原郡	上久野村	要之助	3	2	1	手子
	133	29	山内人別之内他所宗門附		出雲国	仁多郡	湯村	貞蔵	3	2	1	山子
	136	30	谷内人別之内鉄山宗門附	櫻井宗門付				保蔵	7	6	1	下作&馬廻・伯楽・下策・日用
	143	31	谷内人別之内鉄山宗門附	櫻井宗門付				彦蔵	4	2	2	山子
	147	32	谷内人別之内鉄山宗門附	櫻井宗門付				林四郎	2	1	1	山子
	149	33	谷内人別之内鉄山宗門附	櫻井宗門付				忠蔵	3	2	1	下作&山子・山子
	152	34	谷内人別之内鉄山宗門附	櫻井宗門付				儀蔵	7	2	5	山子
	159	35	谷内人別之内鉄山宗門附	櫻井宗門付				政市	6	2	4	下作&山子
	165	36	谷内人別之内鉄山宗門附	櫻井宗門付				茂市	4	2	2	山子
	169	37	谷内人別之内鉄山宗門附	櫻井宗門付				源太	5	2	3	下作&山子・山子
	174	38	谷内人別之内地下宗門附		出雲国	仁多郡	上阿井村	孫市	6	4	2	馬遣・下作
	180	39	谷内人別之内地下宗門附		出雲国	仁多郡	上阿井村	倉次	7	5	2	馬遣・下作・日用
	187	40	谷内人別之内地下宗門附		出雲国	仁多郡	上阿井村	房蔵	3	2	1	山子・山子
	190	41	谷内人別之内地下宗門附		出雲国	仁多郡	上阿井村	常蔵	6	4	2	山子・山子
	196	42	谷内人別之内地下宗門附		出雲国	仁多郡	上阿井村	録蔵	2	1	1	山子
	198	43	谷内人別之内地下宗門附		出雲国	仁多郡	上阿井村	庄八	4	3	1	山子・山子
	202	44	谷内人別之内地下宗門附		出雲国	仁多郡	上阿井村	豊次	4	2	2	山子
	206	45	谷内人別之内地下宗門附		出雲国	仁多郡	上阿井村	与七	6	3	3	下作・馬遣
	212	46	谷内人別之内地下宗門附		出雲国	仁多郡	上阿井村	定市	4	2	2	日用・山子
	216	47	谷内人別之内地下宗門附		出雲国	仁多郡	上阿井村	福松	4	2	2	山子
	220	48	谷内人別之内地下宗門附		出雲国	仁多郡	八川村	和二郎	6	3	3	山子・山子
	226	49	谷内人別之内地下宗門附		出雲国	仁多郡	上阿井村	信蔵カ	8	4	4	馬遣・下作・日用

註:&は兼業を示す。

出典:表3に同じ。

元（1860）年で、明治2（1869）年までで僅か9年の操業であることが原因であると考えられる。新規操業鑪のために、家族の成長も浅く、世帯内での職種の生産が行われる前の段階であると考えられる。また、拙稿で大吉鑪が新設された場合、近隣の村々から11～30歳代の働き盛りである独身男性を山内労働者として多く雇用していることを示したが<sup>(23)</sup>、槇原鑪においてもまさに大吉鑪と同様の状況が発生しているのではないだろうか。表5より、槇原鑪では16人もの独身男性を召し抱えており、その内10人が10～30歳代である。職種は番子、炭焼、鉄穴師などであった。

このように槇原鑪においては、近年の新規操業のため山内労働者としての家族の成長は浅く複数就労の世帯は少ない。また、新規操業鑪のため高度な技術を要しない労働力として新規で若い独身男性を雇用しており、槇原鑪の召抱人には単身者が多いと考えられる。

次に八代谷鑪についてはどのような特徴があるのだろうか。八代谷鑪は安政5（1858）年に操業したが、田部家と櫻井家の共同経営という特殊な経営形態で、天保10（1839）年から操業の大吉鑪を場所替した形態での操業であった<sup>(24)</sup>。就労については八代谷鑪召抱世帯29軒の内、複数就労世帯が11軒であった。複数就労世帯中、同種の就労は8軒で、職種は鉤折（世帯番号9、10）、山子（世帯番号6、14、17、21、26）、日用（世帯番号18）であった。単数就労世帯は18軒あり、多数を占めている。職種は村下、山配から山子まで様々であった。独身者はいないが、単数就労での家族構成が多い。このような特徴の背景には、八代谷鑪が場所替えを実施して新たな地で操業している点にあるのではないだろうか。鑪の場所替えによる操業によって山内労働者は新規労働者も交え再編成され、新たな山内として構成されていったと考えられる。よって、山内労働者の世帯は成長過程にあり、世帯内での親子などによる複数就労には至っていないのであろう。

奥内谷鍛冶屋は、召抱世帯数24軒中、鉄山業に関わる就労で複数就労世帯は5軒のみであった。複数就労で同種職の世帯は4軒で、いずれも山子であった（世帯番号7、8、9、13）。単数就労世帯は19軒で多数を占め、職種は大工、左下、手子、吹差など様々であった。奥内谷鍛冶屋の操業は天保元（1830）年で、明治2年まで操業年数は40年であるが、内谷鍛冶屋の操業年数90年と比較すると半分弱である。この操業年数の差が複数就労世帯の少なさの背景にあるのかもしれない。

木地谷鍛冶屋は、召抱世帯数24軒中、7軒が複数就労世帯で17軒が単数就労世帯であり、奥内谷鍛冶屋の状況と似ている。操業開始も天保12（1841）年からと奥内谷鍛冶屋の操業開始年と比較的近いのでほぼ同様の就労世帯構成なのであろう。

木地谷鍛冶屋で特徴的な点は、7大家族で世帯主（40歳）の職が大工の家庭で、長男（18歳）が「大工習」に従事していることがあげられる（世帯番号1）。これは、高度な技術の親から子への伝承を意味する。他の複数就労世帯では異種就労であった。また、大工職に他所の鍛冶屋から、他所の鉄方宗門付のまま従事させている点も指摘できる。これはまさに、高度な技術を他所からとりいれている一例である。

このように、鑪・鍛冶屋ごとに世帯内の就労を分析していった結果、操業期間の短い鑪・鍛冶屋においては独身男性、単数就労世帯が多く、操業期間が長期にわたる鑪・鍛冶屋においては複数就労世帯が多数を占めていくようである。鑪・鍛冶屋の操業期間は、櫻井家召抱世帯の成長と比例していくのであろう。また、明治2（1869）年段階では、高度な技術の伝承が1家族内で実施される事例（大工等）もあるが、1家族内での同種技術者の再

生産は比較的技術を要しない職の継承が若干多い。高度な技術を要する大工などについては、大工職を代々継承し、家業化していくという形態では必ずしもないと考えられる。複数就労世帯で異種の就労が多いことから櫻井家は各労働者に適した職種で召し抱えているのではないかと推測される。

## おわりに ―櫻井家に従事する労働者の変貌―

以上、分析した結果を武井氏による労働者の変遷過程に寄りながら鉄山労働者の変遷について述べる<sup>(25)</sup>。

近世初期～中期における山内労働者は、大家族制をとり、番子・吹差などの低い技術の労働者は家族を持ち得ず高度な技術をもつ村下・炭坂・大工・左下との格差があった。山内は閉鎖的で、地下との間には交流はなく鉄方宗門付労働者で鑪・鍛冶屋が操業されていた。鉄山業に従事する労働者は鉄方宗門改帳により鉄師が把握していた。高度な技術は専業的鉄山労働者による再生産によって維持されていた。

そのような山内の状況は近世後期～明治初期にいたり一変する。需要の拡大と共に奥出雲の鉄師達は鑪・鍛冶屋を増設し、経営を拡大していった。そのため、鉄山業には大量の労働力を必要とした。すなわち、番子など高度な技術を必要としない職種は近隣の農村から雇用するようになったのである。これは、他所宗門付労働者を山内労働者として受け入れるということであり、地下との交流が盛行していくこととなるのである。

櫻井家においては、経営の拡大により、高い技術を保持する鉄山労働者を確保するため、古くから実施されていた山内労働者の血縁者による再生産を継承しつつ、非血縁者による生産へ、また他所からの技術者の導入を実施したのである。また、山子・日用・馬遣（馬方）などの職種は地下の一般農民層を召し抱えることで、経営拡大を実現させていった。

本稿で取り扱った『明治貳巳十月 召抱人別書出帳』（櫻井家文書）は、まさに鉄師の鉄山業経営拡大による労働者の拡大期にあたるものであり、本来鉄山労働者を把握する機能を持つ鉄方宗門改帳では把握できない状況にあって、鉄方宗門改帳記載の労働者を基本としながら地下からの鉄山労働者も把握する目的をもって作成された史料といえよう。

### 註

- (1) 小野武夫：『日本兵農史論』、pp.1-394、有斐閣、1938。
- (2) 尾高邦雄：「職業と生活共同体 出雲鉄山調査の記録から」、『職業と倫理』、pp.165-219、中央公論社、1971（初出「職業と社会集団 一出雲地方の鉄山における生活共同態について一」、『民俗学研究』新第3巻・第2輯、1946）。
- (3) 庄司久孝：「たたら（鑪）の経営形態より見たる出雲・石見の地域性」、『島根大学論集（人文科学）』第1号、pp.1-24、1951。
- (4) 向井義郎：「広島藩の鉄山格式及条目」、『史学雑誌』63編8号、pp.53-64、1954、同：「鉄山労働者の争奪と移動規制」、たたら研究会編『研究紀要』第1号、pp.1-14、1958
- (5) 武井博明：『近世製鉄史論 第Ⅱ部 労働者』、pp.109-198、三一書房、1972。

- (6) 石塚尊俊：「鑪師の社会」 pp.148-176、『鑪と鍛冶』、岩崎美術社、1972。石塚氏は、菅谷鑪について他にも「菅谷鑪調査報告」(pp.64-144、『鑪と剝り舟』鑪二、慶友社、1996)を著述している。併せて参考にしていただきたい。また、『菅谷鑪戸籍帳』は島根県教育委員会編『菅谷鑪』(pp.138-152、1968)に翻刻がある。
- (7) 保坂 智：「近世後期鉄山労働者の性格に関する一考察」、『史観』93、pp.17-29、1976。
- (8) 荻慎一郎：「南部鉄山における生産組織と労働組織 一近世後期中村家の場合一」、『日本文化研究所研究報告(東北大学)』別巻 18、1996(同：『近世鉄山社会史の研究』、pp.270-318、溪水社、1996)。
- (9) 山崎一郎：「近世鉄山業における労働者争奪と経営者間協定」、『瀬戸内海地域史研究』3、pp.77-115、1991。
- (10) 徳安浩明：「鉄山労働者の性格に関する覚え書き」、高木正朗編『空間と移動の歴史地理(立命館大学地域情報研究シリーズ3)』、pp.203-215、古今書院、2001)
- (11) 高尾昭浩氏は「山内集落の形成と山内労働者」(島根県横田町教育委員会編『鉄師絲原家の研究と文書目録 一絲原家文書悉皆調査報告者一』、pp.96-105、2005)で山内の隷属的部分を認めつつ、鉄師からの生活の保障により労働者の生活は比較的安定的であったとした。山内の鉄師と労働者の関係については今後分析すべき課題である。
- (12) 拙稿：「大吉鉦の変遷と山内人口の様相」、山陰宗門改帳研究会編『宗門改帳からみる山陰の近世社会』、pp.17-31、2006。
- (13) 相良英輔：「鉄の道」、道重哲男・相良英輔編『出雲と石見銀山街道(街道の日本史 38)』、pp.30-40、吉川弘文館(相良 A 論文)。 同：「櫻井家たたら製鉄における山内の成立と展開」、島根県奥出雲町教育委員会編『櫻井家たたら研究と文書目録 一櫻井家文書悉皆調査報告書一』、pp.39-52、2006(相良 B 論文)。
- (14) 相良 B 論文で取り扱っている史料である。
- (15) 「安政 2 (1855) 年 櫻井家家相図」(櫻井家文書)には、本家に隣接する鍛冶屋 2 棟の位置が示されている。

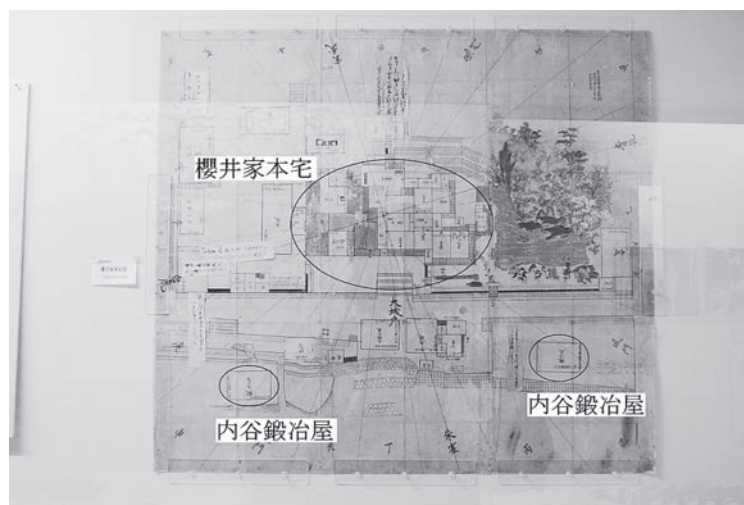


図 8 「櫻井家家相図」  
(安政 2 (1855) 年、可部屋集成館所蔵)

- (16) 槇原鑪では明治5（1872）年の鋸販売量が未記載で不明であるため、合計は鋸販売量を除いた数値である。
- (17) 『明治貳巳十月 召抱人別書出帳』（櫻井家文書）では総数の記載があるが、人別記載を数えた数値と相違している。よって人別記載の数を計算して竈数（世帯数）241軒、総数1047人、その内男性569人、女性478人とした。
- (18) 奥内谷鍛冶屋における「召抱人」の内、「他所者」と表現されて類別してある労働者及び家族を「山内」として取り扱っていると推測して成り立ちうる考察である。
- (19) 武井註（5）論文参照。
- (20) 『日本庶民生活史料集成』第10巻（三一書房、1970）所収。
- (21) 武井註（5）論文参照。
- (22) 註（18）参照。
- (23) 拙稿註（12）論文参照。
- (24) 拙稿註（12）論文参照。
- (25) 武井註（5）論文参照。

表17 櫻井家「召抱人」世帯・職種・家族構成

史料記載 通番号	番号		世帯 番号	世帯 員数	宗門別	鉄師宗門付			村宗門付			職 種	性 別	続 柄	年 齢	家族構成数(人)		
	通番号	鉦・鍛冶屋名				鉄師名	国名	郡名	村名	総数	男性					女性		
234	1	字根鐘	1	1	山内人別之内鉄方宗門附	櫻井宗門付				村下	男	世帯主	48	6	5	1		
235	2	字根鐘		2	山内人別之内鉄方宗門附	櫻井宗門付						女	女房				37	
236	3	字根鐘		3	山内人別之内鉄方宗門附	櫻井宗門付					炭焚	男	男子				19	
237	4	字根鐘		4	山内人別之内鉄方宗門附	櫻井宗門付					日用	男	男子				16	
238	5	字根鐘		5	山内人別之内鉄方宗門附	櫻井宗門付						男	男子				9	
239	6	字根鐘		6	山内人別之内鉄方宗門附	櫻井宗門付						男	男子				6	
240	7	字根鐘	2	1	山内人別之内鉄方宗門附	櫻井宗門付				村下	男	世帯主	61	4	3	1		
241	8	字根鐘		2	山内人別之内鉄方宗門附	櫻井宗門付						女	女房				52	
242	9	字根鐘		3	山内人別之内鉄方宗門附	櫻井宗門付					鋤折	男	男子				21	
243	10	字根鐘		4	山内人別之内鉄方宗門附	櫻井宗門付					木樵	男	男子				12	
244	11	字根鐘	3	1	山内人別之内鉄方宗門附	櫻井宗門付				村下	男	世帯主	33	4	3	1		
245	12	字根鐘		2	山内人別之内鉄方宗門附	櫻井宗門付						女	女房				31	
246	13	字根鐘		3	山内人別之内鉄方宗門附	櫻井宗門付					木樵	男	男子				12	
247	14	字根鐘		4	山内人別之内鉄方宗門附	櫻井宗門付						男	男子				9	
248	15	字根鐘	4	1	山内人別之内鉄方宗門附	櫻井宗門付				山配	男	世帯主	40	4	2	2		
249	16	字根鐘		2	山内人別之内鉄方宗門附	櫻井宗門付						女	女房				32	
250	17	字根鐘		3	山内人別之内鉄方宗門附	櫻井宗門付					日用	男	男子				16	
251	18	字根鐘		4	山内人別之内鉄方宗門附	櫻井宗門付						女	母親				58	
252	19	字根鐘	5	1	山内人別之内鉄方宗門附	櫻井宗門付				番子	男	世帯主	43	3	2	1		
253	20	字根鐘		2	山内人別之内鉄方宗門附	櫻井宗門付					番子	男	男子				18	
254	21	字根鐘		3	山内人別之内鉄方宗門附	櫻井宗門付						女	女子				16	
255	22	字根鐘	6	1	山内人別之内鉄方宗門附	櫻井宗門付				番子	男	世帯主	40	5	2	3		
256	23	字根鐘		2	山内人別之内鉄方宗門附	櫻井宗門付						女	女房				30	
257	24	字根鐘		3	山内人別之内鉄方宗門附	櫻井宗門付						男	女子				10	
258	25	字根鐘		4	山内人別之内鉄方宗門附	櫻井宗門付						女	女子				8	
259	26	字根鐘		5	山内人別之内鉄方宗門附	櫻井宗門付						女	女子				4	
260	27	字根鐘	7	1	山内人別之内鉄方宗門附	櫻井宗門付				鋤折	男	世帯主	31	3	1	2		
261	28	字根鐘		2	山内人別之内鉄方宗門附	櫻井宗門付						女	女房				22	
262	29	字根鐘		3	山内人別之内鉄方宗門附	櫻井宗門付						女	母親				48	
263	30	字根鐘	8	1	山内人別之内鉄方宗門附	櫻井宗門付				炭焚	男	世帯主	62	1	1	0		
264	31	字根鐘	9	1	山内人別之内鉄方宗門附	櫻井宗門付				鋤折	男	世帯主	35	4	2	2		
265	32	字根鐘		2	山内人別之内鉄方宗門附	櫻井宗門付						女	女房				22	
266	33	字根鐘		3	山内人別之内鉄方宗門附	櫻井宗門付					鋤折	男	弟				27	
267	34	字根鐘		4	山内人別之内鉄方宗門附	櫻井宗門付						女	母親				63	
268	35	字根鐘	10	1	山内人別之内鉄方宗門附	櫻井宗門付				山子	男	世帯主	54	7	4	3		
269	36	字根鐘		2	山内人別之内鉄方宗門附	櫻井宗門付						女	女房				50	
270	37	字根鐘		3	山内人別之内鉄方宗門附	櫻井宗門付					番子	男	男子				20	
271	38	字根鐘		4	山内人別之内鉄方宗門附	櫻井宗門付						女	女子				17	
272	39	字根鐘		5	山内人別之内鉄方宗門附	櫻井宗門付					日用	男	男子				15	
273	40	字根鐘		6	山内人別之内鉄方宗門附	櫻井宗門付					日用	男	弟				52	
274	41	字根鐘		7	山内人別之内鉄方宗門附	櫻井宗門付						女	母親				75	
275	42	字根鐘	11	1	山内人別之内鉄方宗門附	櫻井宗門付				山子	男	世帯主	45	5	2	3		
276	43	字根鐘		2	山内人別之内鉄方宗門附	櫻井宗門付						女	女房				31	
277	44	字根鐘		3	山内人別之内鉄方宗門附	櫻井宗門付						女	女子				8	
278	45	字根鐘		4	山内人別之内鉄方宗門附	櫻井宗門付						女	女子				6	
279	46	字根鐘		5	山内人別之内鉄方宗門附	櫻井宗門付						男	男子				3	
280	47	字根鐘	12	1	山内人別之内鉄方宗門附	櫻井宗門付				日用	男	世帯主	39	4	2	2		
281	48	字根鐘		2	山内人別之内鉄方宗門附	櫻井宗門付						女	女房				37	
282	49	字根鐘		3	山内人別之内鉄方宗門附	櫻井宗門付						女	女子				20	
283	50	字根鐘		4	山内人別之内鉄方宗門附	櫻井宗門付					日用	男	男子				17	

史料記載 通番号	番号				宗門別	鉄師宗門付 鉄師名	村宗門付			職種	性別	続柄	年齢	家族構成数(人)			
	通番号	鉦・鍛冶屋名	世帯 番号	世帯 員数			国名	郡名	村名					総数	男性	女性	
284	51	宇根鐘	13	1	山内人別之内鉄方宗門附	櫻井宗門付				日用	男	世帯主	37	5	2	3	
285	52	宇根鐘		2	山内人別之内鉄方宗門附	櫻井宗門付						女	女房				27
286	53	宇根鐘		3	山内人別之内鉄方宗門附	櫻井宗門付						女	女子				11
287	54	宇根鐘		4	山内人別之内鉄方宗門附	櫻井宗門付						女	女子				9
288	55	宇根鐘		5	山内人別之内鉄方宗門附	櫻井宗門付						男	男子				4
289	56	宇根鐘	14	1	山内人別之内鉄方宗門附	櫻井宗門付				日用	男	世帯主	50	7	3	4	
290	57	宇根鐘		2	山内人別之内鉄方宗門附	櫻井宗門付						女	女房				38
291	58	宇根鐘		3	山内人別之内鉄方宗門附	櫻井宗門付				鋸折	男	男子	25				
292	59	宇根鐘		4	山内人別之内鉄方宗門附	櫻井宗門付						女	女房				19
293	60	宇根鐘		5	山内人別之内鉄方宗門附	櫻井宗門付						女	女子				15
294	61	宇根鐘		6	山内人別之内鉄方宗門附	櫻井宗門付				木樵	男	男子	12				
295	62	宇根鐘		7	山内人別之内鉄方宗門附	櫻井宗門付						女	女子				8
296	63	宇根鐘	15	1	山内人別之内他所宗門附		出雲国	仁多郡	鞍懸村	鋸折	男	世帯主	60	3	2	1	
297	64	宇根鐘		2	山内人別之内他所宗門附		出雲国	仁多郡	鞍懸村	山子	男	男子1	30				
298	65	宇根鐘		3	山内人別之内他所宗門附		出雲国	仁多郡	鞍懸村		女	男子1女房	25				
299	66	宇根鐘	16	1	山内人別之内他所宗門附		出雲国	仁多郡	尾白村	鋸折	男	世帯主	25	5	3	2	
300	67	宇根鐘		2	山内人別之内他所宗門附		出雲国	仁多郡	尾白村	番子	男	弟	22				
301	68	宇根鐘		3	山内人別之内他所宗門附		出雲国	仁多郡	尾白村	番子	男	弟	20				
302	69	宇根鐘		4	山内人別之内他所宗門附		出雲国	仁多郡	尾白村		女	妹	16				
303	70	宇根鐘		5	山内人別之内他所宗門附		出雲国	仁多郡	尾白村		女	母親	45				
304	71	宇根鐘	17	1	山内人別之内他所宗門附		出雲国	仁多郡	下三成村	番子	男	世帯主	22	2	1	1	
305	72	宇根鐘		2	山内人別之内他所宗門附		出雲国	仁多郡	下三成村		女	母親	48				
306	73	宇根鐘	18	1	山内人別之内他所宗門附		出雲国	仁多郡	平田村	小鉄洗	男	世帯主	54	4	2	2	
307	74	宇根鐘		2	山内人別之内他所宗門附		出雲国	仁多郡	平田村		女	女房	43				
308	75	宇根鐘		3	山内人別之内他所宗門附		出雲国	仁多郡	平田村		女	女子	16				
309	76	宇根鐘		4	山内人別之内他所宗門附		出雲国	仁多郡	平田村	木樵	男	男子	13				
310	77	宇根鐘	19	1	山内人別之内他所宗門附		出雲国	仁多郡	上阿井村	日用	男	世帯主	60	8	5	3	
311	78	宇根鐘		2	山内人別之内他所宗門附		出雲国	仁多郡	上阿井村	日用	男	男子1	37				
312	79	宇根鐘		3	山内人別之内他所宗門附		出雲国	仁多郡	上阿井村		女	男子1女房	30				
313	80	宇根鐘		4	山内人別之内他所宗門附		出雲国	仁多郡	上阿井村		男	男子	10				
314	81	宇根鐘		5	山内人別之内他所宗門附		出雲国	仁多郡	上阿井村		男	男子	3				
315	82	宇根鐘		6	山内人別之内他所宗門附		出雲国	仁多郡	上阿井村		男	男子	1				
316	83	宇根鐘		7	山内人別之内他所宗門附		出雲国	仁多郡	上阿井村		女	妹	50				
317	84	宇根鐘		8	山内人別之内他所宗門附		出雲国	仁多郡	上阿井村		女	母親	80				
318	85	宇根鐘	20	1	山内人別之内他所宗門附		出雲国	仁多郡	上阿井村		女	後家	48	1	0	1	
319	86	宇根鐘	21	1	山内人別之内他所宗門附		出雲国	仁多郡	高尾村	山子	男	世帯主	52	3	2	1	
320	87	宇根鐘		2	山内人別之内他所宗門附		出雲国	仁多郡	高尾村		女	女子	21				
321	88	宇根鐘		3	山内人別之内他所宗門附		出雲国	仁多郡	高尾村	日用	男	男子	18				
322	89	宇根鐘	22	1	山内人別之内他所宗門附		出雲国	仁多郡	高尾村	山子	男	世帯主	66	6	4	2	
323	90	宇根鐘		2	山内人別之内他所宗門附		出雲国	仁多郡	高尾村	番子	男	男子1	39				
324	91	宇根鐘		3	山内人別之内他所宗門附		出雲国	仁多郡	高尾村		女	男子1女房	30				
325	92	宇根鐘		4	山内人別之内他所宗門附		出雲国	仁多郡	高尾村	木樵	男	男子	11				
326	93	宇根鐘		5	山内人別之内他所宗門附		出雲国	仁多郡	高尾村		女	女子	4				
327	94	宇根鐘		6	山内人別之内他所宗門附		出雲国	仁多郡	高尾村	日用	男	弟	20				
328	95	宇根鐘	23	1	山内人別之内他所宗門附		出雲国	仁多郡	下三成村		男	世帯主	73	7	4	3	
329	96	宇根鐘		2	山内人別之内他所宗門附		出雲国	仁多郡	下三成村		女	女房	64				
330	97	宇根鐘		3	山内人別之内他所宗門附		出雲国	仁多郡	下三成村		男	男子1	34				
331	98	宇根鐘		4	山内人別之内他所宗門附		出雲国	仁多郡	下三成村		女	男子1女房	29				
332	99	宇根鐘		5	山内人別之内他所宗門附		出雲国	仁多郡	下三成村		男	男子	11				
333	100	宇根鐘		6	山内人別之内他所宗門附		出雲国	仁多郡	下三成村		男	男子	5				
334	101	宇根鐘		7	山内人別之内他所宗門附		出雲国	仁多郡	下三成村		女	女子	3				

史料記載 通番号	番号				宗門別	鉄師宗門付				職種	性別	続柄	年齢	家族構成数(人)		
	通番号	鉦・鍛冶屋名	世帯 番号	世帯 員数		村宗門付								総数	男性	女性
						鉄師名	国名	郡名	村名							
335	102	宇根鐘	24	1	山内人別之内他所宗門附		出雲国	仁多郡	高尾村		男	世帯主	35	3	2	1
336	103	宇根鐘		2	山内人別之内他所宗門附		出雲国	仁多郡	高尾村		女	女房	28			
337	104	宇根鐘		3	山内人別之内他所宗門附		出雲国	仁多郡	高尾村		男	男子	1			
338	105	宇根鐘	25	1	山内人別之内他所宗門附		出雲国	仁多郡	大馬木村	番子	男	世帯主	47	5	2	3
339	106	宇根鐘		2	山内人別之内他所宗門附		出雲国	仁多郡	大馬木村		女	女房	38			
340	107	宇根鐘		3	山内人別之内他所宗門附		出雲国	仁多郡	大馬木村	木樵	男	男子	14			
341	108	宇根鐘		4	山内人別之内他所宗門附		出雲国	仁多郡	大馬木村		女	女子	12			
342	109	宇根鐘		5	山内人別之内他所宗門附		出雲国	仁多郡	大馬木村		女	女子	1			
343	110	宇根鐘	26	1	山内人別之内他所宗門附		出雲国	仁多郡	鴨倉村	山子	男	世帯主	43	6	3	3
344	111	宇根鐘		2	山内人別之内他所宗門附		出雲国	仁多郡	鴨倉村		女	女房	35			
345	112	宇根鐘		3	山内人別之内他所宗門附		出雲国	仁多郡	鴨倉村	木樵	男	男子	12			
346	113	宇根鐘		4	山内人別之内他所宗門附		出雲国	仁多郡	鴨倉村		女	女子	4			
347	114	宇根鐘		5	山内人別之内他所宗門附		出雲国	仁多郡	鴨倉村		男	男子	1			
348	115	宇根鐘		6	山内人別之内他所宗門附		出雲国	仁多郡	鴨倉村		女	母親	80			
349	116	宇根鐘	27	1	山内人別之内他所宗門附		出雲国	仁多郡	高尾村	山子	男	世帯主	37	3	2	1
350	117	宇根鐘		2	山内人別之内他所宗門附		出雲国	仁多郡	高尾村		女	女房	31			
351	118	宇根鐘		3	山内人別之内他所宗門附		出雲国	仁多郡	高尾村		男	男子	3			
352	119	宇根鐘	28	1	山内人別之内他所宗門附		出雲国	仁多郡	下阿井村	番子	男	世帯主	27	5	2	3
353	120	宇根鐘		2	山内人別之内他所宗門附		出雲国	仁多郡	下阿井村		女	女子	22			
354	121	宇根鐘		3	山内人別之内他所宗門附		出雲国	仁多郡	下阿井村		女	女子	17			
355	122	宇根鐘		4	山内人別之内他所宗門附		出雲国	仁多郡	下阿井村		男	弟	16			
356	123	宇根鐘		5	山内人別之内他所宗門附		出雲国	仁多郡	下阿井村		女	母親	48			
357	124	宇根鐘	29	1	附属在地下人別		出雲国	仁多郡	上三成村	山守	男	世帯主	55	5	3	2
358	125	宇根鐘		2	附属在地下人別		出雲国	仁多郡	上三成村		女	女房	46			
359	126	宇根鐘		3	附属在地下人別		出雲国	仁多郡	上三成村		男	男子	7			
360	127	宇根鐘		4	附属在地下人別		出雲国	仁多郡	上三成村		男	弟	46			
361	128	宇根鐘		5	附属在地下人別		出雲国	仁多郡	上三成村		女	弟女房	40			
362	129	宇根鐘	30	1	附属在地下人別		出雲国	仁多郡	上三成村	山守	男	世帯主	50	10	5	5
363	130	宇根鐘		2	附属在地下人別		出雲国	仁多郡	上三成村		女	女房	32			
364	131	宇根鐘		3	附属在地下人別		出雲国	仁多郡	上三成村		男	男子	27			
365	132	宇根鐘		4	附属在地下人別		出雲国	仁多郡	上三成村		男	男子	21			
366	133	宇根鐘		5	附属在地下人別		出雲国	仁多郡	上三成村		男	男子	10			
367	134	宇根鐘		6	附属在地下人別		出雲国	仁多郡	上三成村		男	男子	7			
368	135	宇根鐘		7	附属在地下人別		出雲国	仁多郡	上三成村		女	女子	17			
369	136	宇根鐘		8	附属在地下人別		出雲国	仁多郡	上三成村		女	女子	13			
370	137	宇根鐘		9	附属在地下人別		出雲国	仁多郡	上三成村		女	女子	3			
371	138	宇根鐘		10	附属在地下人別		出雲国	仁多郡	上三成村		女	母親	75			
372	139	宇根鐘	31	1	附属在地下人別		出雲国	仁多郡	上三成村	山守	男	世帯主	66	5	2	3
373	140	宇根鐘		2	附属在地下人別		出雲国	仁多郡	上三成村		女	女房	62			
374	141	宇根鐘		3	附属在地下人別		出雲国	仁多郡	上三成村		男	養男	38			
375	142	宇根鐘		4	附属在地下人別		出雲国	仁多郡	上三成村		女	養男女房	22			
376	143	宇根鐘		5	附属在地下人別		出雲国	仁多郡	上三成村		女	女子	19			
377	144	宇根鐘	32	1	附属在地下人別		出雲国	仁多郡	下三成村	山守	男	世帯主	47	4	2	2
378	145	宇根鐘		2	附属在地下人別		出雲国	仁多郡	下三成村		女	女房	41			
379	146	宇根鐘		3	附属在地下人別		出雲国	仁多郡	下三成村		女	女子	13			
380	147	宇根鐘		4	附属在地下人別		出雲国	仁多郡	下三成村		男	男子	8			
381	148	宇根鐘	33	1	附属在地下人別		出雲国	仁多郡	下三成村	山守	男	世帯主	71	5	3	2
382	149	宇根鐘		2	附属在地下人別		出雲国	仁多郡	下三成村		男	男子1	34			
383	150	宇根鐘		3	附属在地下人別		出雲国	仁多郡	下三成村		女	男子1女房	27			
384	151	宇根鐘		4	附属在地下人別		出雲国	仁多郡	下三成村		女	女子	6			
385	152	宇根鐘		5	附属在地下人別		出雲国	仁多郡	下三成村		男	男子	4			



史料記載 通番号	番号			宗門別	鉄師宗門付			村宗門付			職種	性別	続柄	年齢	家族構成数(人)		
	通番号	鉦・鍛冶屋名	世帯 番号		世帯 員数	鉄師名	国名	郡名	村名	総数					男性	女性	
																	世帯 員数
386	153	宇根鐘	34	1	附属在地下人別	出雲国	仁多郡	湯野原村	山守	男	世帯主	46	8	4	4		
387	154	宇根鐘		2	附属在地下人別	出雲国	仁多郡	湯野原村		女	女房	39					
388	155	宇根鐘		3	附属在地下人別	出雲国	仁多郡	湯野原村		男	男子	21					
389	156	宇根鐘		4	附属在地下人別	出雲国	仁多郡	湯野原村		男	男子	13					
390	157	宇根鐘		5	附属在地下人別	出雲国	仁多郡	湯野原村		女	女子	16					
391	158	宇根鐘		6	附属在地下人別	出雲国	仁多郡	湯野原村		女	女子	6					
392	159	宇根鐘		7	附属在地下人別	出雲国	仁多郡	湯野原村		女	伯母	62					
393	160	宇根鐘		8	附属在地下人別	出雲国	仁多郡	湯野原村		男	親	87					
394	161	宇根鐘	35	1	附属在地下人別	出雲国	仁多郡	堅田村	山守	男	世帯主	44	6	3	3		
395	162	宇根鐘		2	附属在地下人別	出雲国	仁多郡	堅田村		女	女房	43					
396	163	宇根鐘		3	附属在地下人別	出雲国	仁多郡	堅田村		男	男子1	30					
397	164	宇根鐘		4	附属在地下人別	出雲国	仁多郡	堅田村		女	男子1女房	27					
398	165	宇根鐘		5	附属在地下人別	出雲国	仁多郡	堅田村		男	男子	4					
399	166	宇根鐘		6	附属在地下人別	出雲国	仁多郡	堅田村		女	女子	7					
400	167	宇根鐘	36	1	附属在地下人別	出雲国	仁多郡	高尾村	山守	男	世帯主	61	5	2	3		
401	168	宇根鐘		2	附属在地下人別	出雲国	仁多郡	高尾村		女	女房	50					
402	169	宇根鐘		3	附属在地下人別	出雲国	仁多郡	高尾村		男	男子1	25					
403	170	宇根鐘		4	附属在地下人別	出雲国	仁多郡	高尾村		女	男子1女房	21					
404	171	宇根鐘		5	附属在地下人別	出雲国	仁多郡	高尾村		女	女子	1					
405	172	宇根鐘	37	1	附属在地下人別	出雲国	仁多郡	高尾村	山守	男	世帯主	72	11	6	5		
406	173	宇根鐘		2	附属在地下人別	出雲国	仁多郡	高尾村		女	女房	68					
407	174	宇根鐘		3	附属在地下人別	出雲国	仁多郡	高尾村		男	男子1	51					
408	175	宇根鐘		4	附属在地下人別	出雲国	仁多郡	高尾村		女	男子1女房	39					
409	176	宇根鐘		5	附属在地下人別	出雲国	仁多郡	高尾村		男	男子1男子2	26					
410	177	宇根鐘		6	附属在地下人別	出雲国	仁多郡	高尾村		女	男子2女房	21					
411	178	宇根鐘		7	附属在地下人別	出雲国	仁多郡	高尾村		男	女子	15					
412	179	宇根鐘		8	附属在地下人別	出雲国	仁多郡	高尾村		男	男子	10					
413	180	宇根鐘		9	附属在地下人別	出雲国	仁多郡	高尾村		女	女子	10					
414	181	宇根鐘		10	附属在地下人別	出雲国	仁多郡	高尾村		男	男子	8					
415	182	宇根鐘		11	附属在地下人別	出雲国	仁多郡	高尾村		女	女子	4					
416	183	宇根鐘	38	1	附属在地下人別	出雲国	仁多郡	高尾村	山守	男	世帯主	40	8	3	5		
417	184	宇根鐘		2	附属在地下人別	出雲国	仁多郡	高尾村		女	女房	36					
418	185	宇根鐘		3	附属在地下人別	出雲国	仁多郡	高尾村		男	男子	19					
419	186	宇根鐘		4	附属在地下人別	出雲国	仁多郡	高尾村		女	女子	11					
420	187	宇根鐘		5	附属在地下人別	出雲国	仁多郡	高尾村		女	女子	8					
421	188	宇根鐘		6	附属在地下人別	出雲国	仁多郡	高尾村		男	男子	5					
422	189	宇根鐘		7	附属在地下人別	出雲国	仁多郡	高尾村		女	女子	2					
423	190	宇根鐘		8	附属在地下人別	出雲国	仁多郡	高尾村		女	母親	64					
424	191	宇根鐘	39	1	附属在地下人別	出雲国	仁多郡	高尾村	山守	男	世帯主	25	6	2	4		
425	192	宇根鐘		2	附属在地下人別	出雲国	仁多郡	高尾村		女	女房	36					
426	193	宇根鐘		3	附属在地下人別	出雲国	仁多郡	高尾村		女	女子	14					
427	194	宇根鐘		4	附属在地下人別	出雲国	仁多郡	高尾村		男	男子	11					
428	195	宇根鐘		5	附属在地下人別	出雲国	仁多郡	高尾村		女	女子	6					
429	196	宇根鐘		6	附属在地下人別	出雲国	仁多郡	高尾村		女	女子	1					
430	197	宇根鐘	40	1	附属在地下人別	出雲国	仁多郡	高尾村	山守	男	世帯主	58	5	3	2		
431	198	宇根鐘		2	附属在地下人別	出雲国	仁多郡	高尾村		女	女房	55					
432	199	宇根鐘		3	附属在地下人別	出雲国	仁多郡	高尾村		男	男子1	23					
433	200	宇根鐘		4	附属在地下人別	出雲国	仁多郡	高尾村		女	男子1女房	20					
434	201	宇根鐘		5	附属在地下人別	出雲国	仁多郡	高尾村		男	男子1男子	2					
435	202	宇根鐘	41	1	附属在地下人別	出雲国	仁多郡	尾白村	山守	男	世帯主	30	2	1	1		
436	203	宇根鐘		2	附属在地下人別	出雲国	仁多郡	尾白村		女	女房	20					

史料記載 通番号	番号			宗門別	鉄師宗門付		村宗門付			職種	性別	続柄	年齢	家族構成数(人)		
	通番号	鉦・鍛冶屋名	世帯 番号		世帯 員数	鉄師名	国名	郡名	村名					総数	男性	女性
437	204	宇根鐘	42	1	附属在地下人別		出雲国	仁多郡	尾白村	山守	男	世帯主	43	6	3	3
438	205	宇根鐘		2	附属在地下人別		出雲国	仁多郡	尾白村		女	女房	47			
439	206	宇根鐘		3	附属在地下人別		出雲国	仁多郡	尾白村		男	養男	31			
440	207	宇根鐘		4	附属在地下人別		出雲国	仁多郡	尾白村		女	養男女房	27			
441	208	宇根鐘		5	附属在地下人別		出雲国	仁多郡	尾白村		男	男子	4			
442	209	宇根鐘		6	附属在地下人別		出雲国	仁多郡	尾白村		女	母親	63			
443	210	宇根鐘	43	1	附属在地下人別		出雲国	仁多郡	尾白村	山守	男	世帯主	51	9	4	5
444	211	宇根鐘		2	附属在地下人別		出雲国	仁多郡	尾白村		女	女房	42			
445	212	宇根鐘		3	附属在地下人別		出雲国	仁多郡	尾白村		男	養男	42			
446	213	宇根鐘		4	附属在地下人別		出雲国	仁多郡	尾白村		女	養男女房	33			
447	214	宇根鐘		5	附属在地下人別		出雲国	仁多郡	尾白村		男	養男男子	15			
448	215	宇根鐘		6	附属在地下人別		出雲国	仁多郡	尾白村		男	養男男子	6			
449	216	宇根鐘		7	附属在地下人別		出雲国	仁多郡	尾白村		女	女子	17			
450	217	宇根鐘		8	附属在地下人別		出雲国	仁多郡	尾白村		女	女子	12			
451	218	宇根鐘		9	附属在地下人別		出雲国	仁多郡	尾白村		女	母親	66			
452	219	宇根鐘	44	1	附属在地下人別		出雲国	仁多郡	尾白村	山守	男	世帯主	63	9	4	5
453	220	宇根鐘		2	附属在地下人別		出雲国	仁多郡	尾白村		女	女房	62			
454	221	宇根鐘		3	附属在地下人別		出雲国	仁多郡	尾白村		男	男子1	33			
455	222	宇根鐘		4	附属在地下人別		出雲国	仁多郡	尾白村		女	男子1女房	29			
456	223	宇根鐘		5	附属在地下人別		出雲国	仁多郡	尾白村		女	男子1女子	5			
457	224	宇根鐘		6	附属在地下人別		出雲国	仁多郡	尾白村		女	男子1女子	2			
458	225	宇根鐘		7	附属在地下人別		出雲国	仁多郡	尾白村		女	女子	24			
459	226	宇根鐘		8	附属在地下人別		出雲国	仁多郡	尾白村		男	男子	20			
460	227	宇根鐘		9	附属在地下人別		出雲国	仁多郡	尾白村		男	男子	10			
461	228	宇根鐘	45	1	附属在地下人別		出雲国	仁多郡	高尾村		男	世帯主	58	7	3	4
462	229	宇根鐘		2	附属在地下人別		出雲国	仁多郡	高尾村		女	女房	49			
463	230	宇根鐘		3	附属在地下人別		出雲国	仁多郡	高尾村		男	男子1	25			
464	231	宇根鐘		4	附属在地下人別		出雲国	仁多郡	高尾村		女	男子1女房	16			
465	232	宇根鐘		5	附属在地下人別		出雲国	仁多郡	高尾村		男	男子	17			
466	233	宇根鐘		6	附属在地下人別		出雲国	仁多郡	高尾村		女	女子	13			
467	234	宇根鐘		7	附属在地下人別		出雲国	仁多郡	高尾村		女	女子	10			
468	235	宇根鐘	46	1	附属在地下人別		出雲国	仁多郡	小馬木村	山守	男	世帯主	32	5	3	2
469	236	宇根鐘		2	附属在地下人別		出雲国	仁多郡	小馬木村		女	女房	29			
470	237	宇根鐘		3	附属在地下人別		出雲国	仁多郡	小馬木村		女	女子	12			
471	238	宇根鐘		4	附属在地下人別		出雲国	仁多郡	小馬木村		男	男子	2			
472	239	宇根鐘		5	附属在地下人別		出雲国	仁多郡	小馬木村		男	弟	27			
473	240	宇根鐘	47	1	附属在地下人別		出雲国	仁多郡	小馬木村	山守	男	世帯主	75	7	4	3
474	241	宇根鐘		2	附属在地下人別		出雲国	仁多郡	小馬木村		男	男子1	35			
475	242	宇根鐘		3	附属在地下人別		出雲国	仁多郡	小馬木村		女	男子1女房	31			
476	243	宇根鐘		4	附属在地下人別		出雲国	仁多郡	小馬木村		女	男子1女子	14			
477	244	宇根鐘		5	附属在地下人別		出雲国	仁多郡	小馬木村		女	男子1女子	11			
478	245	宇根鐘		6	附属在地下人別		出雲国	仁多郡	小馬木村		男	男子1男子	3			
479	246	宇根鐘		7	附属在地下人別		出雲国	仁多郡	小馬木村		男	男子	18			
480	247	宇根鐘	48	1	附属在地下人別		出雲国	仁多郡	小馬木村	山守	男	世帯主	39	5	2	3
481	248	宇根鐘		2	附属在地下人別		出雲国	仁多郡	小馬木村		女	女房	38			
482	249	宇根鐘		3	附属在地下人別		出雲国	仁多郡	小馬木村		男	男子	22			
483	250	宇根鐘		4	附属在地下人別		出雲国	仁多郡	小馬木村		女	女房	17			
484	251	宇根鐘		5	附属在地下人別		出雲国	仁多郡	小馬木村		女	母親	68			
485	252	宇根鐘	49	1	附属在地下人別		出雲国	仁多郡	小馬木村	山守	男	世帯主	53	4	2	2
486	253	宇根鐘		2	附属在地下人別		出雲国	仁多郡	小馬木村		女	女房	45			
487	254	宇根鐘		3	附属在地下人別		出雲国	仁多郡	小馬木村		男	男子	15			
488	255	宇根鐘		4	附属在地下人別		出雲国	仁多郡	小馬木村		女	女子	6			

史料記載 通番号	番号				宗門別	村宗門付				職種	性別	続柄	年齢	家族構成数(人)		
	通番号	鉦・鍛冶屋名	世帯 番号	世帯 員数		村宗門付								総数	男性	女性
						鉄師名	国名	郡名	村名							
489	256	宇根鐘	50	1	附属在地下人別		出雲国	仁多郡	下阿井村	山守	男	世帯主	51	7	2	5
490	257	宇根鐘		2	附属在地下人別		出雲国	仁多郡	下阿井村		女	女房	48			
491	258	宇根鐘		3	附属在地下人別		出雲国	仁多郡	下阿井村		男	男子1	28			
492	259	宇根鐘		4	附属在地下人別		出雲国	仁多郡	下阿井村		女	男子1女房	25			
493	260	宇根鐘		5	附属在地下人別		出雲国	仁多郡	下阿井村		女	男子1女子	5			
494	261	宇根鐘		6	附属在地下人別		出雲国	仁多郡	下阿井村		女	男子1女子	1			
495	262	宇根鐘		7	附属在地下人別		出雲国	仁多郡	下阿井村		女	女子	16			
496	263	宇根鐘	51	1	附属在地下人別		出雲国	仁多郡	下阿井村	山守	男	世帯主	60	7	5	2
497	264	宇根鐘		2	附属在地下人別		出雲国	仁多郡	下阿井村		男	男子1	30			
498	265	宇根鐘		3	附属在地下人別		出雲国	仁多郡	下阿井村		女	男子1女房	27			
499	266	宇根鐘		4	附属在地下人別		出雲国	仁多郡	下阿井村		男	男子1男子	7			
500	267	宇根鐘		5	附属在地下人別		出雲国	仁多郡	下阿井村		男	男子2男子	5			
501	268	宇根鐘		6	附属在地下人別		出雲国	仁多郡	下阿井村		男	男子3男子	3			
502	269	宇根鐘		7	附属在地下人別		出雲国	仁多郡	下阿井村		女	男子4男子	26			
503	270	宇根鐘	52	1	附属在地下人別		出雲国	仁多郡	下阿井村	山守	男	世帯主	39	8	5	3
504	271	宇根鐘		2	附属在地下人別		出雲国	仁多郡	下阿井村		女	女房	38			
505	272	宇根鐘		3	附属在地下人別		出雲国	仁多郡	下阿井村		女	女子	6			
506	273	宇根鐘		4	附属在地下人別		出雲国	仁多郡	下阿井村		男	男子	5			
507	274	宇根鐘		5	附属在地下人別		出雲国	仁多郡	下阿井村		男	女子	37			
508	275	宇根鐘		6	附属在地下人別		出雲国	仁多郡	下阿井村		女	妹	24			
509	276	宇根鐘		7	附属在地下人別		出雲国	仁多郡	下阿井村		男	弟	21			
510	277	宇根鐘		8	附属在地下人別		出雲国	仁多郡	下阿井村		男	親	66			
511	278	宇根鐘	53	1	附属在地下人別		出雲国	仁多郡	上三成村	山守	男	世帯主	61	8	4	4
512	279	宇根鐘		2	附属在地下人別		出雲国	仁多郡	上三成村		女	女房	46			
513	280	宇根鐘		3	附属在地下人別		出雲国	仁多郡	上三成村		男	男子	16			
514	281	宇根鐘		4	附属在地下人別		出雲国	仁多郡	上三成村		女	女子	14			
515	282	宇根鐘		5	附属在地下人別		出雲国	仁多郡	上三成村		女	女子	12			
516	283	宇根鐘		6	附属在地下人別		出雲国	仁多郡	上三成村		男	男子	9			
517	284	宇根鐘		7	附属在地下人別		出雲国	仁多郡	上三成村		女	女子	7			
518	285	宇根鐘		8	附属在地下人別		出雲国	仁多郡	上三成村		男	弟	29			
519	286	宇根鐘	54	1	附属在地下人別		出雲国	仁多郡	上三成村	山守	男	世帯主	64	6	3	3
520	287	宇根鐘		2	附属在地下人別		出雲国	仁多郡	上三成村		女	女房	45			
521	288	宇根鐘		3	附属在地下人別		出雲国	仁多郡	上三成村		男	義男	46			
522	289	宇根鐘		4	附属在地下人別		出雲国	仁多郡	上三成村		男	義男男子	17			
523	290	宇根鐘		5	附属在地下人別		出雲国	仁多郡	上三成村		女	女子	15			
524	291	宇根鐘		6	附属在地下人別		出雲国	仁多郡	上三成村		女	女子	15			
525	292	宇根鐘	55	1	附属在地下人別		出雲国	仁多郡	尾白村	山守	男	世帯主	40	4	2	2
526	293	宇根鐘		2	附属在地下人別		出雲国	仁多郡	尾白村		女	女房	36			
527	294	宇根鐘		3	附属在地下人別		出雲国	仁多郡	尾白村		男	男子	13			
528	295	宇根鐘		4	附属在地下人別		出雲国	仁多郡	尾白村		女	女子	11			
529	296	宇根鐘	56	1	附属在地下人別		出雲国	仁多郡	下三成村	山守	男	世帯主	35	4	2	2
530	297	宇根鐘		2	附属在地下人別		出雲国	仁多郡	下三成村		女	女房	28			
531	298	宇根鐘		3	附属在地下人別		出雲国	仁多郡	下三成村		男	弟	31			
532	299	宇根鐘		4	附属在地下人別		出雲国	仁多郡	下三成村		女	母親	60			
533	300	模原鐘	1	1	山内人別之内鉄方宗門附	櫻井宗門付				村下	男	世帯主	32	2	1	1
534	301	模原鐘		2	山内人別之内鉄方宗門附	櫻井宗門付						女	女房			
535	302	模原鐘	2	1	山内人別之内鉄方宗門附	櫻井宗門付				山配	男	世帯主	34	5	2	3
536	303	模原鐘		2	山内人別之内鉄方宗門附	櫻井宗門付					女	女房	26			
537	304	模原鐘		3	山内人別之内鉄方宗門附	櫻井宗門付					男	男子	6			
538	305	模原鐘		4	山内人別之内鉄方宗門附	櫻井宗門付					女	女子	3			
539	306	模原鐘		5	山内人別之内鉄方宗門附	櫻井宗門付					女	母親	67			

史料記載 通番号	番号				宗門別	鉄師宗門付 鉄師名	村宗門付			職種	性別	続柄	年齢	家族構成数(人)			
	通番号	鉦・鍛冶屋名	世帯 番号	世帯 員数			国名	郡名	村名					総数	男性	女性	
																	出雲国
540	307	槇原鐘	3	1	山内人別之内鉄方宗門附	櫻井宗門付				鋸折	男	世帯主	44	6	3	3	
541	308	槇原鐘		2	山内人別之内鉄方宗門附	櫻井宗門付						女	女房				39
542	309	槇原鐘		3	山内人別之内鉄方宗門附	櫻井宗門付				日用	男	男子	14				
543	310	槇原鐘		4	山内人別之内鉄方宗門附	櫻井宗門付				日用	男	男子	11				
544	311	槇原鐘		5	山内人別之内鉄方宗門附	櫻井宗門付						女	女子				19
545	312	槇原鐘		6	山内人別之内鉄方宗門附	櫻井宗門付						女	女子				17
546	313	槇原鐘	4	1	山内人別之内鉄方宗門附	櫻井宗門付				鋸折	男	世帯主	35	1	1	0	
547	314	槇原鐘	5	1	山内人別之内鉄方宗門附	櫻井宗門付				鋸折	男	世帯主	22	2	1	1	
548	315	槇原鐘		2	山内人別之内鉄方宗門附	櫻井宗門付						女	母親				54
549	316	槇原鐘	6	1	山内人別之内鉄方宗門附	櫻井宗門付				炭焼	男	世帯主	34	4	2	2	
550	317	槇原鐘		2	山内人別之内鉄方宗門附	櫻井宗門付						女	女房				28
551	318	槇原鐘		3	山内人別之内鉄方宗門附	櫻井宗門付						男	男子				7
552	319	槇原鐘		4	山内人別之内鉄方宗門附	櫻井宗門付						女	女子				1
553	320	槇原鐘	7	1	山内人別之内他所宗門附		出雲国	仁多郡	川内村	日用	男	世帯主	51	7	5	2	
554	321	槇原鐘		2	山内人別之内他所宗門附		出雲国	仁多郡	川内村	鋸折	男	男子1	23				
555	322	槇原鐘		3	山内人別之内他所宗門附		出雲国	仁多郡	川内村		女	男子1女房	16				
556	323	槇原鐘		4	山内人別之内他所宗門附		出雲国	仁多郡	川内村	番子	男	男子	19				
557	324	槇原鐘		5	山内人別之内他所宗門附		出雲国	仁多郡	川内村	日用	男	男子	16				
558	325	槇原鐘		6	山内人別之内他所宗門附		出雲国	仁多郡	川内村	日用	男	男子	13				
559	326	槇原鐘		7	山内人別之内他所宗門附		出雲国	仁多郡	川内村		女	女子	17				
560	327	槇原鐘	8	1	山内人別之内他所宗門附		出雲国	仁多郡	大谷村	番子	男	世帯主	34	5	4	1	
561	328	槇原鐘		2	山内人別之内他所宗門附		出雲国	仁多郡	大谷村		女	女房	31				
562	329	槇原鐘		3	山内人別之内他所宗門附		出雲国	仁多郡	大谷村	日用	男	男子	12				
563	330	槇原鐘		4	山内人別之内他所宗門附		出雲国	仁多郡	大谷村		男	男子	10				
564	331	槇原鐘		5	山内人別之内他所宗門附		出雲国	仁多郡	大谷村		男	男子	4				
565	332	槇原鐘	9	1	山内人別之内他所宗門附		出雲国	仁多郡	上阿井村	日用	男	世帯主	42	5	3	2	
566	333	槇原鐘		2	山内人別之内他所宗門附		出雲国	仁多郡	上阿井村		女	女房	40				
567	334	槇原鐘		3	山内人別之内他所宗門附		出雲国	仁多郡	上阿井村	日用	男	男子	10				
568	335	槇原鐘		4	山内人別之内他所宗門附		出雲国	仁多郡	上阿井村		男	男子	3				
569	336	槇原鐘		5	山内人別之内他所宗門附		出雲国	仁多郡	上阿井村		女	女子	9				
570	337	槇原鐘	10	1	山内人別之内他所宗門附		出雲国	仁多郡	壱田村	日用	男	世帯主	42	5	3	2	
571	338	槇原鐘		2	山内人別之内他所宗門附		出雲国	仁多郡	壱田村		女	女房	32				
572	339	槇原鐘		3	山内人別之内他所宗門附		出雲国	仁多郡	壱田村	日用	男	男子	11				
573	340	槇原鐘		4	山内人別之内他所宗門附		出雲国	仁多郡	壱田村		男	男子	8				
574	341	槇原鐘		5	山内人別之内他所宗門附		出雲国	仁多郡	壱田村		女	女子	12				
575	342	槇原鐘	11	1	山内人別之内他所宗門附		出雲国	大原郡	西阿用村	番子	男	世帯主	43	3	1	2	
576	343	槇原鐘		2	山内人別之内他所宗門附		出雲国	大原郡	西阿用村		女	女房	37				
577	344	槇原鐘		3	山内人別之内他所宗門附		出雲国	大原郡	西阿用村		女	女子	17				
578	345	槇原鐘	12	1	山内人別之内他所宗門附		出雲国	仁多郡	上三所村	日用	男	世帯主	46	3	2	1	
579	346	槇原鐘		2	山内人別之内他所宗門附		出雲国	仁多郡	上三所村	鋸折	男	男子1	22				
580	347	槇原鐘		3	山内人別之内他所宗門附		出雲国	仁多郡	上三所村		女	男子1女房	20				
581	348	槇原鐘	13	1	山内人別之内他所宗門附		出雲国	仁多郡	角木村	日用	男	世帯主	39	4	2	2	
582	349	槇原鐘		2	山内人別之内他所宗門附		出雲国	仁多郡	角木村		女	女房	31				
583	350	槇原鐘		3	山内人別之内他所宗門附		出雲国	仁多郡	角木村		男	男子	7				
584	351	槇原鐘		4	山内人別之内他所宗門附		出雲国	仁多郡	角木村		女	女子	10				
585	352	槇原鐘	14	1	山内人別之内他所宗門附		出雲国	仁多郡	角木村	番子	男	世帯主	23	3	1	2	
586	353	槇原鐘		2	山内人別之内他所宗門附		出雲国	仁多郡	角木村		女	女房	23				
587	354	槇原鐘		3	山内人別之内他所宗門附		出雲国	仁多郡	角木村		女	女子	3				

史料記載 通番号	番号			世帯 番号	世帯 員数	宗門別	鉄師宗門付				職種	性別	続柄	年齢	家族構成数(人)		
	通番号	鍛・鉚治屋名	宗門別				村宗門付								総数	男性	女性
							鉄師名	国名	郡名	村名							
588	355	禊原鐘	1	山内人別之内他所宗門附		出雲国	仁多郡	上阿井村		男	世帯主	61	6	3	3		
589	356	禊原鐘	2	山内人別之内他所宗門附		出雲国	仁多郡	上阿井村		女	女房	46					
590	357	禊原鐘	3	山内人別之内他所宗門附		出雲国	仁多郡	上阿井村	番子	男	男子1	30					
591	358	禊原鐘	4	山内人別之内他所宗門附		出雲国	仁多郡	上阿井村		女	男子1女房	17					
592	359	禊原鐘	5	山内人別之内他所宗門附		出雲国	仁多郡	上阿井村	炭焚	男	男子	20					
593	360	禊原鐘	6	山内人別之内他所宗門附		出雲国	仁多郡	上阿井村		女	女子	1					
594	361	禊原鐘	1	山内人別之内他所宗門附		出雲国	仁多郡	上阿井村	馬遣	男	世帯主	48	2	1	1		
595	362	禊原鐘	2	山内人別之内他所宗門附		出雲国	仁多郡	上阿井村		女	女房	40					
596	363	禊原鐘	1	山内人別之内他所宗門附		出雲国	仁多郡	川内村	日用	男	世帯主	58	1	1	0		
597	364	禊原鐘	1	山内人別之内他所宗門附		出雲国	仁多郡	下阿井村	炭焼	男	世帯主	46	3	2	1		
598	365	禊原鐘	2	山内人別之内他所宗門附		出雲国	仁多郡	下阿井村		女	女房	45					
599	366	禊原鐘	3	山内人別之内他所宗門附		出雲国	仁多郡	下阿井村	炭焼	男	男子	18					
600	367	禊原鐘	1	山内人別之内他所宗門附		出雲国	仁多郡	久比須村	番子	男	世帯主	47	3	1	2		
601	368	禊原鐘	2	山内人別之内他所宗門附		出雲国	仁多郡	久比須村		女	女房	40					
602	369	禊原鐘	3	山内人別之内他所宗門附		出雲国	仁多郡	久比須村		女	女子	17					
603	370	禊原鐘	1	山内人別之内他所宗門附		出雲国	大原郡	佐世村	炭焼	男	世帯主	44	4	3	1		
604	371	禊原鐘	2	山内人別之内他所宗門附		出雲国	大原郡	佐世村		女	女房	37					
605	372	禊原鐘	3	山内人別之内他所宗門附		出雲国	大原郡	佐世村	日用	男	男子	12					
606	373	禊原鐘	4	山内人別之内他所宗門附		出雲国	大原郡	佐世村		男	男子	6					
607	374	禊原鐘	1	山内人別之内他所宗門附		出雲国	仁多郡	小馬木村	日用	男	世帯主	67	6	3	3		
608	375	禊原鐘	2	山内人別之内他所宗門附		出雲国	仁多郡	小馬木村		女	女房	57					
609	376	禊原鐘	3	山内人別之内他所宗門附		出雲国	仁多郡	小馬木村		女	女子	27					
610	377	禊原鐘	4	山内人別之内他所宗門附		出雲国	仁多郡	小馬木村		男	男子	10					
611	378	禊原鐘	5	山内人別之内他所宗門附		出雲国	仁多郡	小馬木村		男	男子	6					
612	379	禊原鐘	6	山内人別之内他所宗門附		出雲国	仁多郡	小馬木村		女	女子	2					
613	380	禊原鐘	1	山内人別之内他所宗門附		出雲国	仁多郡	大馬木村	錡折	男	世帯主	39	4	1	3		
614	381	禊原鐘	2	山内人別之内他所宗門附		出雲国	仁多郡	大馬木村		女	女房	27					
615	382	禊原鐘	3	山内人別之内他所宗門附		出雲国	仁多郡	大馬木村		女	女子	7					
616	383	禊原鐘	4	山内人別之内他所宗門附		出雲国	仁多郡	大馬木村		女	女子	4					
617	384	禊原鐘	1	山内人別之内他所宗門附		出雲国	仁多郡	下阿井村	炭焚	男	世帯主	30	1	1	0		
618	385	禊原鐘	1	山内人別之内他所宗門附		出雲国	仁多郡	上阿井村	番子	男	世帯主	25	1	1	0		
619	386	禊原鐘	1	山内人別之内他所宗門附		出雲国	仁多郡	馬馳村	日用	男	世帯主	64	4	3	1		
620	387	禊原鐘	2	山内人別之内他所宗門附		出雲国	仁多郡	馬馳村	番子	男	男子	21					
621	388	禊原鐘	3	山内人別之内他所宗門附		出雲国	仁多郡	馬馳村	日用	男	男子	13					
622	389	禊原鐘	4	山内人別之内他所宗門附		出雲国	仁多郡	馬馳村		女	女子	17					
623	390	禊原鐘	1	山内人別之内他所宗門附		出雲国	仁多郡	角木村	日用	男	世帯主	52	5	3	2		
624	391	禊原鐘	2	山内人別之内他所宗門附		出雲国	仁多郡	角木村	番子	男	男子1	28					
625	392	禊原鐘	3	山内人別之内他所宗門附		出雲国	仁多郡	角木村		女	男子1女房	21					
626	393	禊原鐘	4	山内人別之内他所宗門附		出雲国	仁多郡	角木村	日用	男	男子	13					
627	394	禊原鐘	5	山内人別之内他所宗門附		出雲国	仁多郡	角木村		女	女子	3					
628	395	禊原鐘	1	山内人別之内他所宗門附		出雲国	仁多郡	尾白村	下男	男	世帯主	25	1	1	0		
663	396	禊原鐘	1	附属在地下人別之内鉄方宗門附	櫻井宗門付					男	世帯主	79	7	4	3		
664	397	禊原鐘	2	附属在地下人別之内鉄方宗門附	櫻井宗門付					女	女房	64					
665	398	禊原鐘	3	附属在地下人別之内鉄方宗門附	櫻井宗門付				馬遣	男	男子1	44					
666	399	禊原鐘	4	附属在地下人別之内鉄方宗門附	櫻井宗門付					女	男子1女房	29					
667	400	禊原鐘	5	附属在地下人別之内鉄方宗門附	櫻井宗門付				馬遣	男	男子	23					
668	401	禊原鐘	6	附属在地下人別之内鉄方宗門附	櫻井宗門付				馬遣	男	男子	17					
669	402	禊原鐘	7	附属在地下人別之内鉄方宗門附	櫻井宗門付					女	女子	3					
704	403	禊原鐘	1	附属在地下人別之内鉄方宗門附	櫻井宗門付				馬遣	男	世帯主	29	3	2	1		
705	404	禊原鐘	2	附属在地下人別之内鉄方宗門附	櫻井宗門付					女	女房	19					
706	405	禊原鐘	3	附属在地下人別之内鉄方宗門附	櫻井宗門付					男	男子	1					

史料記載 通番号	番号			宗門別	鉄師宗門付			村宗門付			職種	性別	続柄	年齢	家族構成数(人)		
	通番号	鍛冶屋名	世帯 番号		世帯 員数	鉄師名	国名	郡名	村名	総数					男性	女性	
714	406	榎原鑑	30	1	附属在地下人別之内鉄方宗門付	櫻井宗門付				馬遣	男	世帯主	44	4	3	1	
715	407	榎原鑑		2	附属在地下人別之内鉄方宗門付	櫻井宗門付						女	女房				35
716	408	榎原鑑		3	附属在地下人別之内鉄方宗門付	櫻井宗門付					馬遣	男	弟				38
717	409	榎原鑑		4	附属在地下人別之内鉄方宗門付	櫻井宗門付					馬遣	男	男子				18
737	410	榎原鑑	31	1	附属在地下人別之内鉄方宗門付	櫻井宗門付				鉄穴師	男	世帯主	34	1	1	0	
629	411	榎原鑑	32	1	附属在地下人別		出雲国	仁多郡	高尾村	炭焼	男	世帯主	50	5	3	2	
630	412	榎原鑑		2	附属在地下人別		出雲国	仁多郡	高尾村			女	女房				49
631	413	榎原鑑		3	附属在地下人別		出雲国	仁多郡	高尾村	炭焼	男	男子	27				
632	414	榎原鑑		4	附属在地下人別		出雲国	仁多郡	高尾村	炭焼	男	男子	12				
633	415	榎原鑑		5	附属在地下人別		出雲国	仁多郡	高尾村			女	女子				14
634	416	榎原鑑	33	1	附属在地下人別		出雲国	仁多郡	雨川村	炭焼	男	世帯主	39	3	2	1	
635	417	榎原鑑		2	附属在地下人別		出雲国	仁多郡	雨川村			女	女房				27
636	418	榎原鑑		3	附属在地下人別		出雲国	仁多郡	雨川村			男	男子				5
637	419	榎原鑑	34	1	附属在地下人別		出雲国	仁多郡	八川村	炭焼	男	世帯主	49	2	2	0	
638	420	榎原鑑		2	附属在地下人別		出雲国	仁多郡	八川村			男	男子				18
639	421	榎原鑑	35	1	附属在地下人別		備後国			炭焼	男	世帯主	30	3	2	1	
640	422	榎原鑑		2	附属在地下人別		備後国					女	女房				28
641	423	榎原鑑		3	附属在地下人別		備後国					男	男子				4
642	424	榎原鑑	36	1	附属在地下人別		出雲国	仁多郡	大馬木村	馬遣	男	世帯主	48	1	1	0	
643	425	榎原鑑	37	1	附属在地下人別		出雲国	仁多郡	角木村	馬遣	男	世帯主	27	1	1	0	
644	426	榎原鑑	38	1	附属在地下人別		出雲国	仁多郡	上阿井村	炭焼	男	世帯主	31	5	3	2	
645	427	榎原鑑		2	附属在地下人別		出雲国	仁多郡	上阿井村			女	女房				29
646	428	榎原鑑		3	附属在地下人別		出雲国	仁多郡	上阿井村			男	男子				10
647	429	榎原鑑		4	附属在地下人別		出雲国	仁多郡	上阿井村			男	男子				1
648	430	榎原鑑		5	附属在地下人別		出雲国	仁多郡	上阿井村			女	女子				5
649	431	榎原鑑	39	1	附属在地下人別		出雲国	仁多郡	上阿井村	馬遣	男	世帯主	46	3	2	1	
650	432	榎原鑑		2	附属在地下人別		出雲国	仁多郡	上阿井村	馬遣	男	男子1	22				
651	433	榎原鑑		3	附属在地下人別		出雲国	仁多郡	上阿井村			女	男子1女房				20
652	434	榎原鑑	40	1	附属在地下人別		出雲国	仁多郡	上阿井村	馬遣	男	世帯主	56	4	2	2	
653	435	榎原鑑		2	附属在地下人別		出雲国	仁多郡	上阿井村			女	女房				53
654	436	榎原鑑		3	附属在地下人別		出雲国	仁多郡	上阿井村			男	男子				27
655	437	榎原鑑		4	附属在地下人別		出雲国	仁多郡	上阿井村			女	女子				15
656	438	榎原鑑	41	1	附属在地下人別		出雲国	仁多郡	上阿井村	馬遣	男	世帯主	62	7	3	4	
657	439	榎原鑑		2	附属在地下人別		出雲国	仁多郡	上阿井村			女	女房				56
658	440	榎原鑑		3	附属在地下人別		出雲国	仁多郡	上阿井村	炭焼	男	男子1	30				
659	441	榎原鑑		4	附属在地下人別		出雲国	仁多郡	上阿井村			女	男子1女房				26
660	442	榎原鑑		5	附属在地下人別		出雲国	仁多郡	上阿井村			男	男子				10
661	443	榎原鑑		6	附属在地下人別		出雲国	仁多郡	上阿井村			女	女子				7
662	444	榎原鑑		7	附属在地下人別		出雲国	仁多郡	上阿井村			女	女子				1
670	445	榎原鑑	42	1	附属在地下人別		出雲国	仁多郡	大馬木村		男	世帯主	78	9	3	6	
671	446	榎原鑑		2	附属在地下人別		出雲国	仁多郡	大馬木村			女	女房				61
672	447	榎原鑑		3	附属在地下人別		出雲国	仁多郡	大馬木村	馬遣	男	男子1	43				
673	448	榎原鑑		4	附属在地下人別		出雲国	仁多郡	大馬木村			女	男子1女房				41
674	449	榎原鑑		5	附属在地下人別		出雲国	仁多郡	大馬木村	炭焼	男	男子1男子2	20				
675	450	榎原鑑		6	附属在地下人別		出雲国	仁多郡	大馬木村			女	男子2女房				16
676	451	榎原鑑		7	附属在地下人別		出雲国	仁多郡	大馬木村			女	男子1女子				12
677	452	榎原鑑		8	附属在地下人別		出雲国	仁多郡	大馬木村			女	男子1女子				6
678	453	榎原鑑		9	附属在地下人別		出雲国	仁多郡	大馬木村			女	男子1女子				2
679	454	榎原鑑	43	1	附属在地下人別		出雲国	仁多郡	大馬木村	炭焼	男	世帯主	38	3	2	1	
680	455	榎原鑑		2	附属在地下人別		出雲国	仁多郡	大馬木村			女	女房				26
681	456	榎原鑑		3	附属在地下人別		出雲国	仁多郡	大馬木村	炭焼	男	弟	36				

史料記載 通番号	番号			宗門別	鉄師宗門付			職種	性別	続柄	年齢	家族構成数(人)				
	通番号	鉦・鍛冶屋名	世帯 番号		世帯 員数	村宗門付						総数	男性	女性		
						鉄師名	国名								郡名	村名
682	457	禊原鐘		1	附属在地下人別		出雲国	仁多郡	大馬木村	炭焼	男	世帯主	41			
683	458	禊原鐘		2	附属在地下人別		出雲国	仁多郡	大馬木村		女	女房	40			
684	459	禊原鐘		3	附属在地下人別		出雲国	仁多郡	大馬木村	馬遣	男	男子	15			
685	460	禊原鐘	44	4	附属在地下人別		出雲国	仁多郡	大馬木村		女	女子	12	7	3	4
686	461	禊原鐘		5	附属在地下人別		出雲国	仁多郡	大馬木村		男	男子	10			
687	462	禊原鐘		6	附属在地下人別		出雲国	仁多郡	大馬木村		女	女子	7			
688	463	禊原鐘		7	附属在地下人別		出雲国	仁多郡	大馬木村		女	女子	2			
689	464	禊原鐘		1	附属在地下人別		出雲国	仁多郡	大馬木村	炭焼	男	世帯主	48			
690	465	禊原鐘	45	2	附属在地下人別		出雲国	仁多郡	大馬木村		女	女房	39	4	2	2
691	466	禊原鐘		3	附属在地下人別		出雲国	仁多郡	大馬木村	炭焼	男	男子1	27			
692	467	禊原鐘		4	附属在地下人別		出雲国	仁多郡	大馬木村		女	男子1女房	16			
693	468	禊原鐘		1	附属在地下人別		出雲国	仁多郡	大馬木村	炭焼	男	世帯主	39			
694	469	禊原鐘		2	附属在地下人別		出雲国	仁多郡	大馬木村		男	男子	10			
695	470	禊原鐘	46	3	附属在地下人別		出雲国	仁多郡	大馬木村		女	女子	17	5	2	3
696	471	禊原鐘		4	附属在地下人別		出雲国	仁多郡	大馬木村		女	女子	15			
697	472	禊原鐘		5	附属在地下人別		出雲国	仁多郡	大馬木村		女	女子	12			
698	473	禊原鐘		1	附属在地下人別		出雲国	仁多郡	小馬木村	炭焼	男	世帯主	35			
699	474	禊原鐘		2	附属在地下人別		出雲国	仁多郡	小馬木村		女	女房	26			
700	475	禊原鐘	47	3	附属在地下人別		出雲国	仁多郡	小馬木村	炭焼	男	弟	26	6	2	4
701	476	禊原鐘		4	附属在地下人別		出雲国	仁多郡	小馬木村		女	母親	56			
702	477	禊原鐘		5	附属在地下人別		出雲国	仁多郡	小馬木村		女	女子	6			
703	478	禊原鐘		6	附属在地下人別		出雲国	仁多郡	小馬木村		女	女子	2			
707	479	禊原鐘		1	附属在地下人別		出雲国	仁多郡	上阿井村	馬遣	男	世帯主	52			
708	480	禊原鐘		2	附属在地下人別		出雲国	仁多郡	上阿井村		女	女房	52			
709	481	禊原鐘		3	附属在地下人別		出雲国	仁多郡	上阿井村	馬遣	男	男子1	30			
710	482	禊原鐘	48	4	附属在地下人別		出雲国	仁多郡	上阿井村		女	男子1女房	28	7	3	4
711	483	禊原鐘		5	附属在地下人別		出雲国	仁多郡	上阿井村		男	男子	10			
712	484	禊原鐘		6	附属在地下人別		出雲国	仁多郡	上阿井村		女	母親	87			
713	485	禊原鐘		7	附属在地下人別		出雲国	仁多郡	上阿井村		女	女子	7			
718	486	禊原鐘	49	1	附属在地下人別		出雲国	仁多郡	上阿井村	炭焼	男	世帯主	44	1	1	0
719	487	禊原鐘	50	1	附属在地下人別		出雲国	仁多郡	高田村	炭焼	男	世帯主	19	1	1	0
720	488	禊原鐘		1	附属在地下人別		出雲国	仁多郡	上阿井村	山守	男	世帯主	70			
721	489	禊原鐘	51	2	附属在地下人別		出雲国	仁多郡	上阿井村	炭焼	男	男子1	31	5	2	3
722	490	禊原鐘		3	附属在地下人別		出雲国	仁多郡	上阿井村		女	男子1女房	28			
723	491	禊原鐘		4	附属在地下人別		出雲国	仁多郡	上阿井村		女	女子	7			
724	492	禊原鐘		5	附属在地下人別		出雲国	仁多郡	上阿井村		女	女子	1			
725	493	禊原鐘		1	附属在地下人別		出雲国	神門郡	稗原村	鉄穴師	男	世帯主	61			
726	494	禊原鐘		2	附属在地下人別		出雲国	神門郡	稗原村		女	女房	45			
727	495	禊原鐘		3	附属在地下人別		出雲国	神門郡	稗原村	鉄穴師	男	男子	20			
728	496	禊原鐘	52	4	附属在地下人別		出雲国	神門郡	稗原村	鉄穴師	男	男子	13	7	3	4
729	497	禊原鐘		5	附属在地下人別		出雲国	神門郡	稗原村		女	女子	11			
730	498	禊原鐘		6	附属在地下人別		出雲国	神門郡	稗原村		女	女子	2			
731	499	禊原鐘		7	附属在地下人別		出雲国	神門郡	稗原村		女	母親	81			
732	500	禊原鐘	53	1	附属在地下人別		出雲国	仁多郡	小馬木村	鉄穴師	男	世帯主	21	1	1	0
733	501	禊原鐘	54	1	附属在地下人別		出雲国	仁多郡	乙多田村	鉄穴師	男	世帯主	23	1	1	0
734	502	禊原鐘	55	1	附属在地下人別		出雲国	仁多郡	堅田村	鉄穴師	男	世帯主	45	1	1	0
735	503	禊原鐘	56	1	附属在地下人別		出雲国	仁多郡	高尾村	鉄穴師	男	世帯主	59	1	1	0
736	504	禊原鐘	57	1	附属在地下人別		出雲国	仁多郡	高尾村	鉄穴師	男	世帯主	53	1	1	0
738	505	禊原鐘	58	1	附属在地下人別		出雲国	仁多郡	大谷村	鉄穴師	男	世帯主	39	1	1	0

史料記載 通番号	番号				宗門別	鉄師宗門付				職種	性別	統柄	年齢	家族構成数(人)			
	通番号	鉦・鍛冶屋名	世帯 番号	世帯 員数		鉄師名	村宗門付							総数	男性	女性	
							国名	郡名	村名								
739	506	模原鐘	59	1	附属在地下人別		出雲国	仁多郡	上阿井村	馬遣	男	世帯主	28	6	3	3	
740	507	模原鐘		2	附属在地下人別		出雲国	仁多郡	上阿井村		女	女房	28				
741	508	模原鐘		3	附属在地下人別		出雲国	仁多郡	上阿井村		男	男子	9				
742	509	模原鐘		4	附属在地下人別		出雲国	仁多郡	上阿井村		男	男子	7				
743	510	模原鐘		5	附属在地下人別		出雲国	仁多郡	上阿井村		女	母親	53				
744	511	模原鐘		6	附属在地下人別		出雲国	仁多郡	上阿井村		女	女子	1				
745	512	八代谷鐘	1	1	山内人別之内鉄方宗門附	櫻井宗門付				村下	男	世帯主	38	6	4	2	
746	513	八代谷鐘		2	山内人別之内鉄方宗門附	櫻井宗門付					女	女房	28				
747	514	八代谷鐘		3	山内人別之内鉄方宗門附	櫻井宗門付					男	男子	10				
748	515	八代谷鐘		4	山内人別之内鉄方宗門附	櫻井宗門付					男	男子	8				
749	516	八代谷鐘		5	山内人別之内鉄方宗門附	櫻井宗門付					男	男子	6				
750	517	八代谷鐘		6	山内人別之内鉄方宗門附	櫻井宗門付					女	女子	3				
751	518	八代谷鐘	2	1	山内人別之内鉄方宗門附	田部宗門付				村下	男	世帯主	46	3	2	1	
752	519	八代谷鐘		2	山内人別之内鉄方宗門附	田部宗門付					女	女房	34				
753	520	八代谷鐘		3	山内人別之内鉄方宗門附	田部宗門付				炭焚	男	男子	14				
754	521	八代谷鐘	3	1	山内人別之内鉄方宗門附	田部宗門付				炭焚	男	世帯主	19	2	1	1	
755	522	八代谷鐘		2	山内人別之内鉄方宗門附	田部宗門付					女	母親	59				
756	523	八代谷鐘	4	1	山内人別之内鉄方宗門附	田部宗門付				山子	男	世帯主	29	4	2	2	
757	524	八代谷鐘		2	山内人別之内鉄方宗門附	田部宗門付					女	女房	23				
758	525	八代谷鐘		3	山内人別之内鉄方宗門附	田部宗門付					男	男子	5				
759	526	八代谷鐘		4	山内人別之内鉄方宗門附	田部宗門付					女	女子	2				
760	527	八代谷鐘	5	1	山内人別之内鉄方宗門附	田部宗門付				山子	男	世帯主	27	3	1	2	
761	528	八代谷鐘		2	山内人別之内鉄方宗門附	田部宗門付					女	女房	25				
762	529	八代谷鐘		3	山内人別之内鉄方宗門附	田部宗門付					女	女子	2				
763	530	八代谷鐘	6	1	山内人別之内鉄方宗門附	田部宗門付				山子	男	世帯主	21	4	3	1	
764	531	八代谷鐘		2	山内人別之内鉄方宗門附	田部宗門付					山子	男	弟				17
765	532	八代谷鐘		3	山内人別之内鉄方宗門附	田部宗門付					男	親	62				
766	533	八代谷鐘		4	山内人別之内鉄方宗門附	田部宗門付					女	親女房	61				
767	534	八代谷鐘	7	1	山内人別之内他所宗門附		出雲国	仁多郡	稲田村	炭坂	男	世帯主	27	3	1	2	
768	535	八代谷鐘		2	山内人別之内他所宗門附		出雲国	仁多郡	稲田村		女	女房	16				
769	536	八代谷鐘		3	山内人別之内他所宗門附		出雲国	仁多郡	稲田村		女	母親	52				
770	537	八代谷鐘	8	1	山内人別之内他所宗門附		出雲国	仁多郡	壱田村	山配	男	世帯主	44	6	4	2	
771	538	八代谷鐘		2	山内人別之内他所宗門附		出雲国	仁多郡	壱田村		女	女房	41				
772	539	八代谷鐘		3	山内人別之内他所宗門附		出雲国	仁多郡	壱田村		女	女子	17				
773	540	八代谷鐘		4	山内人別之内他所宗門附		出雲国	仁多郡	壱田村		男	男子	12				
774	541	八代谷鐘		5	山内人別之内他所宗門附		出雲国	仁多郡	壱田村		男	男子	9				
775	542	八代谷鐘		6	山内人別之内他所宗門附		出雲国	仁多郡	壱田村		男	親	73				
776	543	八代谷鐘	9	1	山内人別之内他所宗門附		出雲国	仁多郡	大馬木村	鉄折(鉞折)	男	世帯主	54	5	4	1	
777	544	八代谷鐘		2	山内人別之内他所宗門附		出雲国	仁多郡	大馬木村		女	女房	25				
778	545	八代谷鐘		3	山内人別之内他所宗門附		出雲国	仁多郡	大馬木村	日用	男	男子	25				
779	546	八代谷鐘		4	山内人別之内他所宗門附		出雲国	仁多郡	大馬木村	鉄折(鉞折)	男	男子	20				
780	547	八代谷鐘		5	山内人別之内他所宗門附		出雲国	仁多郡	大馬木村	日用	男	男子	17				
781	548	八代谷鐘	10	1	山内人別之内他所宗門附		出雲国	仁多郡	壱田村	鉄折(鉞折)	男	世帯主	63	5	3	2	
782	549	八代谷鐘		2	山内人別之内他所宗門附		出雲国	仁多郡	壱田村		女	女房	57				
783	550	八代谷鐘		3	山内人別之内他所宗門附		出雲国	仁多郡	壱田村	鉄折(鉞折)	男	男子1	30				
784	551	八代谷鐘		4	山内人別之内他所宗門附		出雲国	仁多郡	壱田村		女	男子1女房	23				
785	552	八代谷鐘		5	山内人別之内他所宗門附		出雲国	仁多郡	壱田村		男	男子	4				
786	553	八代谷鐘	11	1	山内人別之内他所宗門附		出雲国	仁多郡	亀嵩町	鉄折(鉞折)	男	世帯主	43	4	2	2	
787	554	八代谷鐘		2	山内人別之内他所宗門附		出雲国	仁多郡	亀嵩町		女	女房	42				
788	555	八代谷鐘		3	山内人別之内他所宗門附		出雲国	仁多郡	亀嵩町		女	女子	11				
789	556	八代谷鐘		4	山内人別之内他所宗門附		出雲国	仁多郡	亀嵩町		男	男子	3				



史料記載 通番号	番号			宗門別	鉄師宗門付		村宗門付			職種	性別	続柄	年齢	家族構成数(人)		
	通番号	鉦・鍛冶屋名	世帯 番号		世帯 員数	鉄師名	国名	郡名	村名					総数	男性	女性
790	557	八代谷鐘	12	1		出雲国	大原郡	阿用村	鉄折(鉦折)	男	世帯主	48	4	1	3	
791	558	八代谷鐘		2		出雲国	大原郡	阿用村		女	女房	36				
792	559	八代谷鐘		3		出雲国	大原郡	阿用村		女	女子	13				
793	560	八代谷鐘		4		出雲国	大原郡	阿用村		女	母親	58				
794	561	八代谷鐘	13	1		出雲国	仁多郡	鞍懸村	鉄折(鉦折)	男	世帯主	43	5	3	2	
795	562	八代谷鐘		2		出雲国	仁多郡	鞍懸村		女	女房	36				
796	563	八代谷鐘		3		出雲国	仁多郡	鞍懸村	日用	男	男子	13				
797	564	八代谷鐘		4		出雲国	仁多郡	鞍懸村		男	男子	5				
798	565	八代谷鐘		5		出雲国	仁多郡	鞍懸村		女	養母	71				
799	566	八代谷鐘	14	1		出雲国	仁多郡	鴨倉村	山子	男	世帯主	51	3	2	1	
800	567	八代谷鐘		2		出雲国	仁多郡	鴨倉村		女	女房	46				
801	568	八代谷鐘		3		出雲国	仁多郡	鴨倉村	山子	男	男子	17				
802	569	八代谷鐘	15	1		出雲国	仁多郡	下阿井村	山子	男	世帯主	51	6	3	3	
803	570	八代谷鐘		2		出雲国	仁多郡	下阿井村		女	女房	44				
804	571	八代谷鐘		3		出雲国	仁多郡	下阿井村	日用	男	男子	12				
805	572	八代谷鐘		4		出雲国	仁多郡	下阿井村		女	女子	15				
806	573	八代谷鐘		5		出雲国	仁多郡	下阿井村		女	女子	7				
807	574	八代谷鐘		6		出雲国	仁多郡	下阿井村		男	男子	4				
808	575	八代谷鐘	16	1		出雲国	仁多郡	下阿井村	山子	男	世帯主	39	4	2	2	
809	576	八代谷鐘		2		出雲国	仁多郡	下阿井村		女	女房	29				
810	577	八代谷鐘		3		出雲国	仁多郡	下阿井村		男	男子	11				
811	578	八代谷鐘		4		出雲国	仁多郡	下阿井村		女	女子	5				
812	579	八代谷鐘	17	1		出雲国	仁多郡	堅田村	山子	男	世帯主	26	2	2	0	
813	580	八代谷鐘		2		出雲国	仁多郡	堅田村	山子	男	弟	21				
814	581	八代谷鐘	18	1		出雲国	仁多郡	三成村	日用	男	世帯主	59	7	3	4	
815	582	八代谷鐘		2		出雲国	仁多郡	三成村		女	女房	45				
816	583	八代谷鐘		3		出雲国	仁多郡	三成村		女	女子	22				
817	584	八代谷鐘		4		出雲国	仁多郡	三成村	日用	男	男子	18				
818	585	八代谷鐘		5		出雲国	仁多郡	三成村		女	女子	15				
819	586	八代谷鐘		6		出雲国	仁多郡	三成村		男	男子	10				
820	587	八代谷鐘		7		出雲国	仁多郡	三成村		女	女子	8				
821	588	八代谷鐘	19	1		出雲国	仁多郡	下阿井村	山子	男	世帯主	45	5	3	2	
822	589	八代谷鐘		2		出雲国	仁多郡	下阿井村		女	女房	47				
823	590	八代谷鐘		3		出雲国	仁多郡	下阿井村		女	女子	17				
824	591	八代谷鐘		4		出雲国	仁多郡	下阿井村		男	男子	15				
825	592	八代谷鐘		5		出雲国	仁多郡	下阿井村		男	男子	6				
826	593	八代谷鐘	20	1		出雲国	仁多郡	角木村	馬方(馬遣)	男	世帯主	42	7	4	3	
827	594	八代谷鐘		2		出雲国	仁多郡	角木村		女	女房	39				
828	595	八代谷鐘		3		出雲国	仁多郡	角木村		男	養男	8				
829	596	八代谷鐘		4		出雲国	仁多郡	角木村		女	女子	2				
830	597	八代谷鐘		5		出雲国	仁多郡	角木村		男	弟	23				
831	598	八代谷鐘		6		出雲国	仁多郡	角木村		男	親	72				
832	599	八代谷鐘		7		出雲国	仁多郡	角木村		女	親女房	65				
833	600	八代谷鐘	21	1		出雲国	仁多郡	三成町	山子	男	世帯主	24	2	2	0	
834	601	八代谷鐘		2		出雲国	仁多郡	三成町	山子	男	弟	19				
835	602	八代谷鐘	22	1		出雲国	仁多郡	鞍懸村	日用	男	世帯主	44	3	2	1	
836	603	八代谷鐘		2		出雲国	仁多郡	鞍懸村		女	女房	20				
837	604	八代谷鐘		3		出雲国	仁多郡	鞍懸村		男	男子	12				
838	605	八代谷鐘	23	1		出雲国	飯石郡	吉田町	日用	男	世帯主	55	1	1	0	
839	606	八代谷鐘	24	1		出雲国	仁多郡	下阿井村	山子	男	世帯主	21	2	1	1	
840	607	八代谷鐘		2		出雲国	仁多郡	下阿井村		女	妹	13				

史料記載 通番号	番号				宗門別	鉄師宗門付				職種	性別	続柄	年齢	家族構成数(人)		
	通番号	鉦・鍛冶屋名	世帯 番号	世帯 員数		鉄師名	村宗門付							総数	男性	女性
							国名	郡名	村名							
841	608	八代谷鐘	25	1	山内人別之内他所宗門附		出雲国	仁多郡	堅田村	山子	男	世帯主	40	3	2	1
842	609	八代谷鐘		2	山内人別之内他所宗門附		出雲国	仁多郡	堅田村		女	女房	30			
843	610	八代谷鐘		3	山内人別之内他所宗門附		出雲国	仁多郡	堅田村		男	男子	3			
844	611	八代谷鐘	26	1	山内人別之内他所宗門附		出雲国	飯石郡	入間村	山子	男	世帯主	26	4	2	2
845	612	八代谷鐘		2	山内人別之内他所宗門附		出雲国	飯石郡	入間村	山子	男	弟	19			
846	613	八代谷鐘		3	山内人別之内他所宗門附		出雲国	飯石郡	入間村		女	妹	16			
847	614	八代谷鐘		4	山内人別之内他所宗門附		出雲国	飯石郡	入間村		女	母親	51			
848	615	八代谷鐘	27	1	山内人別之内他所宗門附		出雲国	仁多郡	大馬木村	山子	男	世帯主	30	4	2	2
849	616	八代谷鐘		2	山内人別之内他所宗門附		出雲国	仁多郡	大馬木村		女	女房	25			
850	617	八代谷鐘		3	山内人別之内他所宗門附		出雲国	仁多郡	大馬木村		女	女子	6			
851	618	八代谷鐘		4	山内人別之内他所宗門附		出雲国	仁多郡	大馬木村		男	男子	3			
852	619	八代谷鐘	28	1	山内人別之内他所宗門附		出雲国	仁多郡	湯村	山子	男	世帯主	45	4	3	1
853	620	八代谷鐘		2	山内人別之内他所宗門附		出雲国	仁多郡	湯村		女	女房	40			
854	621	八代谷鐘		3	山内人別之内他所宗門附		出雲国	仁多郡	湯村		男	男子	12			
855	622	八代谷鐘		4	山内人別之内他所宗門附		出雲国	仁多郡	湯村		男	男子	9			
856	623	八代谷鐘	29	1	山内人別之内他所宗門附		出雲国	仁多郡	角木村	山子	男	世帯主	38	3	2	1
857	624	八代谷鐘		2	山内人別之内他所宗門附		出雲国	仁多郡	角木村		女	女房	30			
858	625	八代谷鐘		3	山内人別之内他所宗門附		出雲国	仁多郡	角木村		男	男子	13			
1	626	内谷鍛冶屋	1	1	内谷山内人別鉄方宗門附	櫻井宗門付				山子	男	世帯主	58	7	2	5
2	627	内谷鍛冶屋		2	内谷山内人別鉄方宗門附	櫻井宗門付					女	女房	54			
3	628	内谷鍛冶屋		3	内谷山内人別鉄方宗門附	櫻井宗門付				大工	男	男子1	28			
4	629	内谷鍛冶屋		4	内谷山内人別鉄方宗門附	櫻井宗門付					女	男子1女房	24			
5	630	内谷鍛冶屋		5	内谷山内人別鉄方宗門附	櫻井宗門付					女	女子	21			
6	631	内谷鍛冶屋		6	内谷山内人別鉄方宗門附	櫻井宗門付					女	女子	16			
7	632	内谷鍛冶屋		7	内谷山内人別鉄方宗門附	櫻井宗門付					女	女子	3			
8	633	内谷鍛冶屋	2	1	内谷山内人別鉄方宗門附	櫻井宗門付				日用	男	世帯主	56	6	4	2
9	634	内谷鍛冶屋		2	内谷山内人別鉄方宗門附	櫻井宗門付					女	母親	77			
10	635	内谷鍛冶屋		3	内谷山内人別鉄方宗門附	櫻井宗門付				大工	男	男子1	21			
11	636	内谷鍛冶屋		4	内谷山内人別鉄方宗門附	櫻井宗門付					女	男子1女房	18			
12	637	内谷鍛冶屋		5	内谷山内人別鉄方宗門附	櫻井宗門付					男	男子	13			
13	638	内谷鍛冶屋		6	内谷山内人別鉄方宗門附	櫻井宗門付					男	男子	2			
14	639	内谷鍛冶屋	3	1	内谷山内人別鉄方宗門附	櫻井宗門付				左下	男	世帯主	51	6	3	3
15	640	内谷鍛冶屋		2	内谷山内人別鉄方宗門附	櫻井宗門付					女	女房	48			
16	641	内谷鍛冶屋		3	内谷山内人別鉄方宗門附	櫻井宗門付					女	女子	22			
17	642	内谷鍛冶屋		4	内谷山内人別鉄方宗門附	櫻井宗門付				左下	男	男子	20			
18	643	内谷鍛冶屋		5	内谷山内人別鉄方宗門附	櫻井宗門付				山子	男	弟	16			
19	644	内谷鍛冶屋		6	内谷山内人別鉄方宗門附	櫻井宗門付					女	女子	3			
20	645	内谷鍛冶屋	4	1	内谷山内人別鉄方宗門附	櫻井宗門付				左下	男	世帯主	54	8	5	3
21	646	内谷鍛冶屋		2	内谷山内人別鉄方宗門附	櫻井宗門付					女	女房	49			
22	647	内谷鍛冶屋		3	内谷山内人別鉄方宗門附	櫻井宗門付					女	女子	23			
23	648	内谷鍛冶屋		4	内谷山内人別鉄方宗門附	櫻井宗門付				左下	男	男子	20			
24	649	内谷鍛冶屋		5	内谷山内人別鉄方宗門附	櫻井宗門付				山子	男	男子	17			
25	650	内谷鍛冶屋		6	内谷山内人別鉄方宗門附	櫻井宗門付					女	女子	14			
26	651	内谷鍛冶屋		7	内谷山内人別鉄方宗門附	櫻井宗門付				山子	男	男子	11			
27	652	内谷鍛冶屋		8	内谷山内人別鉄方宗門附	櫻井宗門付					男	男子	10			
28	653	内谷鍛冶屋	5	1	内谷山内人別鉄方宗門附	櫻井宗門付				左下	男	世帯主	36	4	2	2
29	654	内谷鍛冶屋		2	内谷山内人別鉄方宗門附	櫻井宗門付					女	母親	61			
30	655	内谷鍛冶屋		3	内谷山内人別鉄方宗門附	櫻井宗門付					女	女房	25			
31	656	内谷鍛冶屋		4	内谷山内人別鉄方宗門附	櫻井宗門付					男	男子	3			
32	657	内谷鍛冶屋	6	1	内谷山内人別鉄方宗門附	櫻井宗門付				山子	男	世帯主	50	3	2	1
33	658	内谷鍛冶屋		2	内谷山内人別鉄方宗門附	櫻井宗門付				手子	男	男子1	22			
34	659	内谷鍛冶屋		3	内谷山内人別鉄方宗門附	櫻井宗門付					女	男子1女房	19			

史料記載 通番号	番号				宗門別	鉄師宗門付			村宗門付			職種	性別	続柄	年齢	家族構成数(人)		
	通番号	鉦・鐵治屋名	世帯 番号	世帯 員数		鉄師名	国名	郡名	村名	総数	男性					女性		
35	660	内谷鐵治屋	7	1	内谷山内人別鉄方宗門附	櫻井宗門付				吹差	男	世帯主	23	3	1	2		
36	661	内谷鐵治屋		2	内谷山内人別鉄方宗門附	櫻井宗門付						女	母親				53	
37	662	内谷鐵治屋		3	内谷山内人別鉄方宗門附	櫻井宗門付						女	女房				21	
38	663	内谷鐵治屋	8	1	内谷山内人別鉄方宗門附	櫻井宗門付				手子	男	世帯主	37	7	3	4		
39	664	内谷鐵治屋		2	内谷山内人別鉄方宗門附	櫻井宗門付						女	女房				38	
40	665	内谷鐵治屋		3	内谷山内人別鉄方宗門附	櫻井宗門付				手子	男	男子	17					
41	666	内谷鐵治屋		4	内谷山内人別鉄方宗門附	櫻井宗門付						女	女子				15	
42	667	内谷鐵治屋		5	内谷山内人別鉄方宗門附	櫻井宗門付				山子	男	男子	12					
43	668	内谷鐵治屋		6	内谷山内人別鉄方宗門附	櫻井宗門付						女	女子				9	
44	669	内谷鐵治屋		7	内谷山内人別鉄方宗門附	櫻井宗門付						女	女子				7	
45	670	内谷鐵治屋	9	1	内谷山内人別鉄方宗門附	櫻井宗門付				日用	男	世帯主	50	3	2	1		
46	671	内谷鐵治屋		2	内谷山内人別鉄方宗門附	櫻井宗門付						女	母親				72	
47	672	内谷鐵治屋		3	内谷山内人別鉄方宗門附	櫻井宗門付				山子	男	男子	14					
48	673	内谷鐵治屋	10	1	内谷山内人別鉄方宗門附	櫻井宗門付				山子	男	世帯主	26	4	2	2		
49	674	内谷鐵治屋		2	内谷山内人別鉄方宗門附	櫻井宗門付						女	母親				48	
50	675	内谷鐵治屋		3	内谷山内人別鉄方宗門附	櫻井宗門付						女	女房				22	
51	676	内谷鐵治屋		4	内谷山内人別鉄方宗門附	櫻井宗門付				山子	男	弟	17					
52	677	内谷鐵治屋	11	1	内谷山内人別鉄方宗門附	櫻井宗門付				吹差	男	世帯主	47	7	3	4		
53	678	内谷鐵治屋		2	内谷山内人別鉄方宗門附	櫻井宗門付						女	女房				40	
54	679	内谷鐵治屋		3	内谷山内人別鉄方宗門附	櫻井宗門付				山子	男	男子	20					
55	680	内谷鐵治屋		4	内谷山内人別鉄方宗門附	櫻井宗門付						女	女子				16	
56	681	内谷鐵治屋		5	内谷山内人別鉄方宗門附	櫻井宗門付						女	女子				11	
57	682	内谷鐵治屋		6	内谷山内人別鉄方宗門附	櫻井宗門付						男	男子				8	
58	683	内谷鐵治屋		7	内谷山内人別鉄方宗門附	櫻井宗門付						女	女子				5	
59	684	内谷鐵治屋	12	1	内谷山内人別鉄方宗門附	櫻井宗門付				吹差	男	世帯主	28	3	2	1		
60	685	内谷鐵治屋		2	内谷山内人別鉄方宗門附	櫻井宗門付						女	女房				21	
61	686	内谷鐵治屋		3	内谷山内人別鉄方宗門附	櫻井宗門付				山子	男	弟	19					
62	687	内谷鐵治屋	13	1	内谷山内人別鉄方宗門附	櫻井宗門付				手廻り	男	世帯主	60	3	2	1		
63	688	内谷鐵治屋		2	内谷山内人別鉄方宗門附	櫻井宗門付						女	女房				64	
64	689	内谷鐵治屋		3	内谷山内人別鉄方宗門附	櫻井宗門付				山子	男	男子	18					
65	690	内谷鐵治屋	14	1	内谷山内人別鉄方宗門附	櫻井宗門付				手子	男	世帯主	24	6	2	4		
66	691	内谷鐵治屋		2	内谷山内人別鉄方宗門附	櫻井宗門付						女	女房				24	
67	692	内谷鐵治屋		3	内谷山内人別鉄方宗門附	櫻井宗門付						女	母親				53	
68	693	内谷鐵治屋		4	内谷山内人別鉄方宗門附	櫻井宗門付				手子	男	弟	18					
69	694	内谷鐵治屋		5	内谷山内人別鉄方宗門附	櫻井宗門付						女	妹				15	
70	695	内谷鐵治屋		6	内谷山内人別鉄方宗門附	櫻井宗門付						女	妹				13	
71	696	内谷鐵治屋	15	1	内谷山内人別鉄方宗門附	櫻井宗門付				手子	男	世帯主	46	6	3	3		
72	697	内谷鐵治屋		2	内谷山内人別鉄方宗門附	櫻井宗門付						女	母親				66	
73	698	内谷鐵治屋		3	内谷山内人別鉄方宗門附	櫻井宗門付						女	女房				44	
74	699	内谷鐵治屋		4	内谷山内人別鉄方宗門附	櫻井宗門付				手子	男	養子	26					
75	700	内谷鐵治屋		5	内谷山内人別鉄方宗門附	櫻井宗門付						女	養子女房				24	
76	701	内谷鐵治屋		6	内谷山内人別鉄方宗門附	櫻井宗門付						男	男子				8	
77	702	内谷鐵治屋	16	1	内谷山内人別鉄方宗門附	櫻井宗門付				山子	男	世帯主	70	8	4	4		
78	703	内谷鐵治屋		2	内谷山内人別鉄方宗門附	櫻井宗門付				手子	男	養子	39					
79	704	内谷鐵治屋		3	内谷山内人別鉄方宗門附	櫻井宗門付						女	養子女房				39	
80	705	内谷鐵治屋		4	内谷山内人別鉄方宗門附	櫻井宗門付						女	女子				20	
81	706	内谷鐵治屋		5	内谷山内人別鉄方宗門附	櫻井宗門付				山子	男	男子	17					
82	707	内谷鐵治屋		6	内谷山内人別鉄方宗門附	櫻井宗門付						女	女子				13	
83	708	内谷鐵治屋		7	内谷山内人別鉄方宗門附	櫻井宗門付						女	女子				5	
84	709	内谷鐵治屋		8	内谷山内人別鉄方宗門附	櫻井宗門付						男	男子				2	
85	710	内谷鐵治屋	17	1	内谷山内人別鉄方宗門附	櫻井宗門付				吹差	男	世帯主	47	3	2	1		
86	711	内谷鐵治屋		2	内谷山内人別鉄方宗門附	櫻井宗門付				山子	男	男子	20					
87	712	内谷鐵治屋		3	内谷山内人別鉄方宗門附	櫻井宗門付						女	女子				17	

史料記載 通番号	番号				宗門別	鉄師宗門付 鉄師名	村宗門付			職種	性別	続柄	年齢	家族構成数(人)		
	通番号	鉦・鍛冶屋名	世帯 番号	世帯 員数			国名	郡名	村名					総数	男性	女性
88	713	内谷鍛冶屋	18	1	内谷山内人別鉄方宗門附	櫻井宗門付				山子	男	世帯主	60	3	2	1
89	714	内谷鍛冶屋		2	内谷山内人別鉄方宗門附	櫻井宗門付				手子	男	男子	27			
90	715	内谷鍛冶屋		3	内谷山内人別鉄方宗門附	櫻井宗門付					女	女子	17			
91	716	内谷鍛冶屋	19	1	内谷山内人別鉄方宗門附	櫻井宗門付				日用	男	世帯主	65	1	1	0
92	717	内谷鍛冶屋	20	1	内谷山内人別鉄方宗門附	櫻井宗門付				山子	男	世帯主	48	4	2	2
93	718	内谷鍛冶屋		2	内谷山内人別鉄方宗門附	櫻井宗門付				吹差	男	養子	22			
94	719	内谷鍛冶屋		3	内谷山内人別鉄方宗門附	櫻井宗門付					女	養子女房	16			
95	720	内谷鍛冶屋		4	内谷山内人別鉄方宗門附	櫻井宗門付					女	女子	13			
96	721	内谷鍛冶屋	21	1	内谷山内人別鉄方宗門附	櫻井宗門付				手子	男	世帯主	49	3	2	1
97	722	内谷鍛冶屋		2	内谷山内人別鉄方宗門附	櫻井宗門付					女	女房	46			
98	723	内谷鍛冶屋		3	内谷山内人別鉄方宗門附	櫻井宗門付				手子	男	男子	21			
99	724	内谷鍛冶屋	22	1	内谷山内人別鉄方宗門附	櫻井宗門付				山子	男	世帯主	20	5	2	3
100	725	内谷鍛冶屋		2	内谷山内人別鉄方宗門附	櫻井宗門付					女	母親	34			
101	726	内谷鍛冶屋		3	内谷山内人別鉄方宗門附	櫻井宗門付					女	女子	18			
102	727	内谷鍛冶屋		4	内谷山内人別鉄方宗門附	櫻井宗門付					女	女子	13			
103	728	内谷鍛冶屋		5	内谷山内人別鉄方宗門附	櫻井宗門付					男	男子	6			
104	729	内谷鍛冶屋	23	1	内谷山内人別鉄方宗門附	櫻井宗門付				手廻り	男	世帯主	56	3	3	0
105	730	内谷鍛冶屋		2	内谷山内人別鉄方宗門附	櫻井宗門付				手子	男	男子	23			
106	731	内谷鍛冶屋		3	内谷山内人別鉄方宗門附	櫻井宗門付				山子	男	男子	17			
107	732	内谷鍛冶屋	24	1	内谷山内人別鉄方宗門附	櫻井宗門付				日用	男	世帯主	70	5	3	2
108	733	内谷鍛冶屋		2	内谷山内人別鉄方宗門附	櫻井宗門付				吹差	男	男子1	38			
109	734	内谷鍛冶屋		3	内谷山内人別鉄方宗門附	櫻井宗門付					女	男子1女房	33			
110	735	内谷鍛冶屋		4	内谷山内人別鉄方宗門附	櫻井宗門付					女	女子	13			
111	736	内谷鍛冶屋		5	内谷山内人別鉄方宗門附	櫻井宗門付					男	男子	11			
112	737	内谷鍛冶屋	25	1	内谷山内人別鉄方宗門附	櫻井宗門付				吹差	男	世帯主	43	8	5	3
113	738	内谷鍛冶屋		2	内谷山内人別鉄方宗門附	櫻井宗門付					女	女房	27			
114	739	内谷鍛冶屋		3	内谷山内人別鉄方宗門附	櫻井宗門付				山子	男	男子	16			
115	740	内谷鍛冶屋		4	内谷山内人別鉄方宗門附	櫻井宗門付					女	母親	69			
116	741	内谷鍛冶屋		5	内谷山内人別鉄方宗門附	櫻井宗門付					男	男子	11			
117	742	内谷鍛冶屋		6	内谷山内人別鉄方宗門附	櫻井宗門付					女	妹	37			
118	743	内谷鍛冶屋		7	内谷山内人別鉄方宗門附	櫻井宗門付					男	男子	7			
119	744	内谷鍛冶屋		8	内谷山内人別鉄方宗門附	櫻井宗門付					男	男子	4			
120	745	内谷鍛冶屋	26	1	山内人別之内他所宗門附		出雲国	能義郡	西比田村	大工	男	世帯主	31	4	2	2
121	746	内谷鍛冶屋		2	山内人別之内他所宗門附		出雲国	能義郡	西比田村		女	母親	61			
122	747	内谷鍛冶屋		3	山内人別之内他所宗門附		出雲国	能義郡	西比田村		女	女房	27			
123	748	内谷鍛冶屋		4	山内人別之内他所宗門附		出雲国	能義郡	西比田村		男	男子	7			
124	749	内谷鍛冶屋	27	1	山内人別之内他所宗門附		出雲国	能義郡	西比田村	大工	男	世帯主	19	6	3	3
125	750	内谷鍛冶屋		2	山内人別之内他所宗門附		出雲国	能義郡	西比田村		女	祖母	65			
126	751	内谷鍛冶屋		3	山内人別之内他所宗門附		出雲国	能義郡	西比田村		女	母親	41			
127	752	内谷鍛冶屋		4	山内人別之内他所宗門附		出雲国	能義郡	西比田村		女	妹	17			
128	753	内谷鍛冶屋		5	山内人別之内他所宗門附		出雲国	能義郡	西比田村	山子	男	弟	12			
129	754	内谷鍛冶屋		6	山内人別之内他所宗門附		出雲国	能義郡	西比田村		男	弟	10			
130	755	内谷鍛冶屋	28	1	山内人別之内他所宗門附		出雲国	大原郡	上久野村	手子	男	世帯主	32	3	2	1
131	756	内谷鍛冶屋		2	山内人別之内他所宗門附		出雲国	大原郡	上久野村		女	女房	34			
132	757	内谷鍛冶屋		3	山内人別之内他所宗門附		出雲国	大原郡	上久野村		男	男子	6			
133	758	内谷鍛冶屋	29	1	山内人別之内他所宗門附		出雲国	仁多郡	湯村	山子	男	世帯主	38	3	2	1
134	759	内谷鍛冶屋		2	山内人別之内他所宗門附		出雲国	仁多郡	湯村		女	女房	33			
135	760	内谷鍛冶屋		3	山内人別之内他所宗門附		出雲国	仁多郡	湯村		男	男子	2			

史料記載 通番号	番号			世帯 番号	世帯 員数	宗門別	鉄師宗門付			村宗門付			職種	性別	続柄	年齢	家族構成数(人)								
	通番号	鉦・鍛冶屋名	世帯 番号				鉄師名	国名	郡名	村名	鉄師名	国名					郡名	村名	鉄師名	国名	郡名	村名	総数	男性	女性
136	761	内谷鍛冶屋			1	谷内人別之内鉄山宗門付	櫻井宗門付						下作・馬廻	男	世帯主	48									
137	762	内谷鍛冶屋			2	谷内人別之内鉄山宗門付	櫻井宗門付							女	女房	37									
138	763	内谷鍛冶屋			3	谷内人別之内鉄山宗門付	櫻井宗門付						伯桑	男	弟	42									
139	764	内谷鍛冶屋			4	谷内人別之内鉄山宗門付	櫻井宗門付						下作	男	弟	26	7	6	1						
140	765	内谷鍛冶屋			5	谷内人別之内鉄山宗門付	櫻井宗門付						日用	男	弟	23									
141	766	内谷鍛冶屋			6	谷内人別之内鉄山宗門付	櫻井宗門付							男	男子	11									
142	767	内谷鍛冶屋			7	谷内人別之内鉄山宗門付	櫻井宗門付							男	弟	8									
143	768	内谷鍛冶屋			1	谷内人別之内鉄山宗門付	櫻井宗門付						山子	男	世帯主	26									
144	769	内谷鍛冶屋			2	谷内人別之内鉄山宗門付	櫻井宗門付							女	女房	26	4	2	2						
145	770	内谷鍛冶屋			3	谷内人別之内鉄山宗門付	櫻井宗門付							男	男子	10									
146	771	内谷鍛冶屋			4	谷内人別之内鉄山宗門付	櫻井宗門付							女	女子	5									
147	772	内谷鍛冶屋			1	谷内人別之内鉄山宗門付	櫻井宗門付						山子	男	世帯主	44	2	1	1						
148	773	内谷鍛冶屋			2	谷内人別之内鉄山宗門付	櫻井宗門付							女	女子	17									
149	774	内谷鍛冶屋			1	谷内人別之内鉄山宗門付	櫻井宗門付						下作・山子	男	世帯主	50									
150	775	内谷鍛冶屋			2	谷内人別之内鉄山宗門付	櫻井宗門付							女	女房	42	3	2	1						
151	776	内谷鍛冶屋			3	谷内人別之内鉄山宗門付	櫻井宗門付						山子	男	男子	26									
152	777	内谷鍛冶屋			1	谷内人別之内鉄山宗門付	櫻井宗門付						山子	男	世帯主	61									
153	778	内谷鍛冶屋			2	谷内人別之内鉄山宗門付	櫻井宗門付							女	女房	61									
154	779	内谷鍛冶屋			3	谷内人別之内鉄山宗門付	櫻井宗門付						山子	男	男子1	32									
155	780	内谷鍛冶屋			4	谷内人別之内鉄山宗門付	櫻井宗門付							女	男子1女房	27	7	2	5						
156	781	内谷鍛冶屋			5	谷内人別之内鉄山宗門付	櫻井宗門付							女	妹	19									
157	782	内谷鍛冶屋			6	谷内人別之内鉄山宗門付	櫻井宗門付							女	女子	9									
158	783	内谷鍛冶屋			7	谷内人別之内鉄山宗門付	櫻井宗門付							女	女子	3									
159	784	内谷鍛冶屋			1	谷内人別之内鉄山宗門付	櫻井宗門付						下作・山子	男	世帯主	37									
160	785	内谷鍛冶屋			2	谷内人別之内鉄山宗門付	櫻井宗門付							女	女房	35									
161	786	内谷鍛冶屋			3	谷内人別之内鉄山宗門付	櫻井宗門付							女	母親	78	6	2	4						
162	787	内谷鍛冶屋			4	谷内人別之内鉄山宗門付	櫻井宗門付						山子	男	男子	13									
163	788	内谷鍛冶屋			5	谷内人別之内鉄山宗門付	櫻井宗門付							女	女子	5									
164	789	内谷鍛冶屋			6	谷内人別之内鉄山宗門付	櫻井宗門付							女	女子	2									
165	790	内谷鍛冶屋			1	谷内人別之内鉄山宗門付	櫻井宗門付						山子	男	世帯主	43									
166	791	内谷鍛冶屋			2	谷内人別之内鉄山宗門付	櫻井宗門付							女	女房	35	4	2	2						
167	792	内谷鍛冶屋			3	谷内人別之内鉄山宗門付	櫻井宗門付							男	男子	7									
168	793	内谷鍛冶屋			4	谷内人別之内鉄山宗門付	櫻井宗門付							女	女子	4									
169	794	内谷鍛冶屋			1	谷内人別之内鉄山宗門付	櫻井宗門付						下作・山子	男	世帯主	55									
170	795	内谷鍛冶屋			2	谷内人別之内鉄山宗門付	櫻井宗門付						山子	男	男子1	26									
171	796	内谷鍛冶屋			3	谷内人別之内鉄山宗門付	櫻井宗門付							女	男子1女房	24	5	2	3						
172	797	内谷鍛冶屋			4	谷内人別之内鉄山宗門付	櫻井宗門付							女	母親	74									
173	798	内谷鍛冶屋			5	谷内人別之内鉄山宗門付	櫻井宗門付							女	女子	5									
174	799	内谷鍛冶屋			1	谷内人別之内地下宗門付		出雲国	仁多郡	上阿井村	馬遣	男	世帯主	53											
175	800	内谷鍛冶屋			2	谷内人別之内地下宗門付		出雲国	仁多郡	上阿井村		女	女房	47											
176	801	内谷鍛冶屋			3	谷内人別之内地下宗門付		出雲国	仁多郡	上阿井村	下作	男	男子1	30											
177	802	内谷鍛冶屋			4	谷内人別之内地下宗門付		出雲国	仁多郡	上阿井村		女	男子1女房	22											
178	803	内谷鍛冶屋			5	谷内人別之内地下宗門付		出雲国	仁多郡	上阿井村		男	男子	7											
179	804	内谷鍛冶屋			6	谷内人別之内地下宗門付		出雲国	仁多郡	上阿井村		男	男子	4											
180	805	内谷鍛冶屋			1	谷内人別之内地下宗門付		出雲国	仁多郡	上阿井村	馬遣	男	世帯主	26											
181	806	内谷鍛冶屋			2	谷内人別之内地下宗門付		出雲国	仁多郡	上阿井村		女	母親	46											
182	807	内谷鍛冶屋			3	谷内人別之内地下宗門付		出雲国	仁多郡	上阿井村	下作	男	弟	24											
183	808	内谷鍛冶屋			4	谷内人別之内地下宗門付		出雲国	仁多郡	上阿井村		男	弟	12											
184	809	内谷鍛冶屋			5	谷内人別之内地下宗門付		出雲国	仁多郡	上阿井村	日用	男	弟	15											
185	810	内谷鍛冶屋			6	谷内人別之内地下宗門付		出雲国	仁多郡	上阿井村		女	妹	8											
186	811	内谷鍛冶屋			7	谷内人別之内地下宗門付		出雲国	仁多郡	上阿井村		男	弟	5											

史料記載 通番号	番号				宗門別	鉄師宗門付				職種	性別	続柄	年齢	家族構成数(人)		
	通番号	鉦・鍛冶屋名	世帯 番号	世帯 員数		鉄師名	村宗門付							総数	男性	女性
							国名	郡名	村名							
187	812	内谷鍛冶屋	40	1	谷内人別之内地下宗門附	出雲国	仁多郡	上阿井村	山子	男	世帯主	55	3	2	1	
188	813	内谷鍛冶屋		2	谷内人別之内地下宗門附	出雲国	仁多郡	上阿井村		女	女房	42				
189	814	内谷鍛冶屋		3	谷内人別之内地下宗門附	出雲国	仁多郡	上阿井村	山子	男	男子	13				
190	815	内谷鍛冶屋	41	1	谷内人別之内地下宗門附	出雲国	仁多郡	上阿井村	山子	男	世帯主	46	6	4	2	
191	816	内谷鍛冶屋		2	谷内人別之内地下宗門附	出雲国	仁多郡	上阿井村		女	女房	43				
192	817	内谷鍛冶屋		3	谷内人別之内地下宗門附	出雲国	仁多郡	上阿井村	山子	男	男子	14				
193	818	内谷鍛冶屋		4	谷内人別之内地下宗門附	出雲国	仁多郡	上阿井村		女	女子	20				
194	819	内谷鍛冶屋		5	谷内人別之内地下宗門附	出雲国	仁多郡	上阿井村		男	男子	6				
195	820	内谷鍛冶屋		6	谷内人別之内地下宗門附	出雲国	仁多郡	上阿井村		男	男子	4				
196	821	内谷鍛冶屋	42	1	谷内人別之内地下宗門附	出雲国	仁多郡	上阿井村	山子	男	世帯主	60	2	1	1	
197	822	内谷鍛冶屋		2	谷内人別之内地下宗門附	出雲国	仁多郡	上阿井村		女	女子	20				
198	823	内谷鍛冶屋	43	1	谷内人別之内地下宗門附	出雲国	仁多郡	上阿井村	山子	男	世帯主	46	4	3	1	
199	824	内谷鍛冶屋		2	谷内人別之内地下宗門附	出雲国	仁多郡	上阿井村		女	女房	39				
200	825	内谷鍛冶屋		3	谷内人別之内地下宗門附	出雲国	仁多郡	上阿井村	山子	男	男子	14				
201	826	内谷鍛冶屋		4	谷内人別之内地下宗門附	出雲国	仁多郡	上阿井村		男	男子	8				
202	827	内谷鍛冶屋	44	1	谷内人別之内地下宗門附	出雲国	仁多郡	上阿井村	山子	男	世帯主	48	4	2	2	
203	828	内谷鍛冶屋		2	谷内人別之内地下宗門附	出雲国	仁多郡	上阿井村		女	女房	40				
204	829	内谷鍛冶屋		3	谷内人別之内地下宗門附	出雲国	仁多郡	上阿井村		女	女子	13				
205	830	内谷鍛冶屋		4	谷内人別之内地下宗門附	出雲国	仁多郡	上阿井村		男	男子	11				
206	831	内谷鍛冶屋	45	1	谷内人別之内地下宗門附	出雲国	仁多郡	上阿井村	下作	男	世帯主	60	6	3	3	
207	832	内谷鍛冶屋		2	谷内人別之内地下宗門附	出雲国	仁多郡	上阿井村		女	女房	46				
208	833	内谷鍛冶屋		3	谷内人別之内地下宗門附	出雲国	仁多郡	上阿井村	馬遣	男	弟	46				
209	834	内谷鍛冶屋		4	谷内人別之内地下宗門附	出雲国	仁多郡	上阿井村		女	弟女房	37				
210	835	内谷鍛冶屋		5	谷内人別之内地下宗門附	出雲国	仁多郡	上阿井村		男	男子	12				
211	836	内谷鍛冶屋		6	谷内人別之内地下宗門附	出雲国	仁多郡	上阿井村		女	女子	3				
212	837	内谷鍛冶屋	46	1	谷内人別之内地下宗門附	出雲国	仁多郡	上阿井村	日用	男	世帯主	66	4	2	2	
213	838	内谷鍛冶屋		2	谷内人別之内地下宗門附	出雲国	仁多郡	上阿井村		女	女房	55				
214	839	内谷鍛冶屋		3	谷内人別之内地下宗門附	出雲国	仁多郡	上阿井村	山子	男	男子	38				
215	840	内谷鍛冶屋		4	谷内人別之内地下宗門附	出雲国	仁多郡	上阿井村		女	女子	13				
216	841	内谷鍛冶屋	47	1	谷内人別之内地下宗門附	出雲国	仁多郡	上阿井村	山子	男	世帯主	24	4	2	2	
217	842	内谷鍛冶屋		2	谷内人別之内地下宗門附	出雲国	仁多郡	上阿井村		女	母親	58				
218	843	内谷鍛冶屋		3	谷内人別之内地下宗門附	出雲国	仁多郡	上阿井村		男	弟	10				
219	844	内谷鍛冶屋		4	谷内人別之内地下宗門附	出雲国	仁多郡	上阿井村		女	妹	8				
220	845	内谷鍛冶屋	48	1	谷内人別之内地下宗門附	出雲国	仁多郡	八川村	山子	男	世帯主	55	6	3	3	
221	846	内谷鍛冶屋		2	谷内人別之内地下宗門附	出雲国	仁多郡	八川村		女	女房	51				
222	847	内谷鍛冶屋		3	谷内人別之内地下宗門附	出雲国	仁多郡	八川村	山子	男	男子1	28				
223	848	内谷鍛冶屋		4	谷内人別之内地下宗門附	出雲国	仁多郡	八川村		女	男子1女房	21				
224	849	内谷鍛冶屋		5	谷内人別之内地下宗門附	出雲国	仁多郡	八川村		女	女子	16				
225	850	内谷鍛冶屋		6	谷内人別之内地下宗門附	出雲国	仁多郡	八川村	山子	男	男子	12				
226	851	内谷鍛冶屋	49	1	谷内人別之内地下宗門附	出雲国	仁多郡	上阿井村	馬遣	男	世帯主	51	8	4	4	
227	852	内谷鍛冶屋		2	谷内人別之内地下宗門附	出雲国	仁多郡	上阿井村		女	女房	51				
228	853	内谷鍛冶屋		3	谷内人別之内地下宗門附	出雲国	仁多郡	上阿井村	下作	男	男子1	30				
229	854	内谷鍛冶屋		4	谷内人別之内地下宗門附	出雲国	仁多郡	上阿井村		女	男子1女房	21				
230	855	内谷鍛冶屋		5	谷内人別之内地下宗門附	出雲国	仁多郡	上阿井村		女	女子	27				
231	856	内谷鍛冶屋		6	谷内人別之内地下宗門附	出雲国	仁多郡	上阿井村		女	女子	23				
232	857	内谷鍛冶屋		7	谷内人別之内地下宗門附	出雲国	仁多郡	上阿井村		男	男子	16				
233	858	内谷鍛冶屋		8	谷内人別之内地下宗門附	出雲国	仁多郡	上阿井村	日用	男	男子	19				

史料記載 通番号	番号				宗門別	鉄師宗門付			村宗門付			職種	性別	続柄	年齢	家族構成数(人)		
	通番号	鍛・鍛冶屋名	世帯 番号	世帯 員数		鉄師名	国名	郡名	村名	総数	男性					女性		
859	859	奥内谷鍛冶屋		1	山内人別之内鉄方宗門附	櫻井宗門付					大工	男	世帯主	32				
860	860	奥内谷鍛冶屋		2	山内人別之内鉄方宗門附	櫻井宗門付						女	女房	28				
861	861	奥内谷鍛冶屋		3	山内人別之内鉄方宗門附	櫻井宗門付						女	女子	12				
862	862	奥内谷鍛冶屋		4	山内人別之内鉄方宗門附	櫻井宗門付						男	男子	10	7	3	4	
863	863	奥内谷鍛冶屋		5	山内人別之内鉄方宗門附	櫻井宗門付						女	女子	6				
864	864	奥内谷鍛冶屋		6	山内人別之内鉄方宗門附	櫻井宗門付						女	女子	4				
865	865	奥内谷鍛冶屋		7	山内人別之内鉄方宗門附	櫻井宗門付						男	男子	1				
866	866	奥内谷鍛冶屋		1	山内人別之内鉄方宗門附	櫻井宗門付						左下	男	世帯主	27			
867	867	奥内谷鍛冶屋		2	山内人別之内鉄方宗門附	櫻井宗門付						女	女房	21	4	1	3	
868	868	奥内谷鍛冶屋		3	山内人別之内鉄方宗門附	櫻井宗門付						女	姪	9				
869	869	奥内谷鍛冶屋		4	山内人別之内鉄方宗門附	櫻井宗門付						女	母親	55				
870	870	奥内谷鍛冶屋		3	1	山内人別之内鉄方宗門附	櫻井宗門付					左下	男	世帯主	26	1	1	0
871	871	奥内谷鍛冶屋		1	山内人別之内鉄方宗門附	櫻井宗門付						手子	男	世帯主	26			
872	872	奥内谷鍛冶屋		2	山内人別之内鉄方宗門附	櫻井宗門付						女	女房	21	4	2	2	
873	873	奥内谷鍛冶屋		3	山内人別之内鉄方宗門附	櫻井宗門付						男	男子	5				
874	874	奥内谷鍛冶屋		4	山内人別之内鉄方宗門附	櫻井宗門付						女	女子	2				
875	875	奥内谷鍛冶屋		1	山内人別之内鉄方宗門附	櫻井宗門付						吹差	男	世帯主	38			
876	876	奥内谷鍛冶屋		2	山内人別之内鉄方宗門附	櫻井宗門付						女	女房	31	4	2	2	
877	877	奥内谷鍛冶屋		3	山内人別之内鉄方宗門附	櫻井宗門付						女	女子	6				
878	878	奥内谷鍛冶屋		4	山内人別之内鉄方宗門附	櫻井宗門付						男	男子	3				
879	879	奥内谷鍛冶屋		1	山内人別之内鉄方宗門附	櫻井宗門付						吹差	男	世帯主	28			
880	880	奥内谷鍛冶屋		2	山内人別之内鉄方宗門附	櫻井宗門付						女	女房	37				
881	881	奥内谷鍛冶屋		3	山内人別之内鉄方宗門附	櫻井宗門付						男	男子	10	5	2	3	
882	882	奥内谷鍛冶屋		4	山内人別之内鉄方宗門附	櫻井宗門付						女	女子	8				
883	883	奥内谷鍛冶屋		5	山内人別之内鉄方宗門附	櫻井宗門付						女	女子	□				
884	884	奥内谷鍛冶屋		1	山内人別之内鉄方宗門附	櫻井宗門付						山子	男	世帯主	61			
885	885	奥内谷鍛冶屋		2	山内人別之内鉄方宗門附	櫻井宗門付						女	女子	38				
886	886	奥内谷鍛冶屋		3	山内人別之内鉄方宗門附	櫻井宗門付						男	男子	16	5	3	2	
887	887	奥内谷鍛冶屋		4	山内人別之内鉄方宗門附	櫻井宗門付						山子	男	男子	12			
888	888	奥内谷鍛冶屋		5	山内人別之内鉄方宗門附	櫻井宗門付						女	女子	5				
889	889	奥内谷鍛冶屋		1	山内人別之内鉄方宗門附	櫻井宗門付						山子	男	世帯主	58			
890	890	奥内谷鍛冶屋		2	山内人別之内鉄方宗門附	櫻井宗門付						女	母親	78	4	2	2	
891	891	奥内谷鍛冶屋		3	山内人別之内鉄方宗門附	櫻井宗門付						山子	男	男子1	19			
892	892	奥内谷鍛冶屋		4	山内人別之内鉄方宗門附	櫻井宗門付						女	男子1女房	10				
893	893	奥内谷鍛冶屋		1	山内人別之内鉄方宗門附	櫻井宗門付						山子	男	世帯主	60			
894	894	奥内谷鍛冶屋		2	山内人別之内鉄方宗門附	櫻井宗門付						女	女房	61	3	2	1	
895	895	奥内谷鍛冶屋		3	山内人別之内鉄方宗門附	櫻井宗門付						山子	男	男子	17			
896	896	奥内谷鍛冶屋		1	他所者		出雲国	仁多郡	大馬木村			大工	男	世帯主	39			
897	897	奥内谷鍛冶屋		2	他所者		出雲国	仁多郡	大馬木村			女	女房	37				
898	898	奥内谷鍛冶屋		3	他所者		出雲国	仁多郡	大馬木村			女	女子	16				
899	899	奥内谷鍛冶屋		4	他所者		出雲国	仁多郡	大馬木村			男	男子	14	7	4	3	
900	900	奥内谷鍛冶屋		5	他所者		出雲国	仁多郡	大馬木村			男	男子	12				
901	901	奥内谷鍛冶屋		6	他所者		出雲国	仁多郡	大馬木村			男	男子	9				
902	902	奥内谷鍛冶屋		7	他所者		出雲国	仁多郡	大馬木村			女	男子	5				
903	903	奥内谷鍛冶屋		1	他所者		石見国		石州浜田御領			手子	男	世帯主	45			
904	904	奥内谷鍛冶屋		2	他所者		石見国		石州浜田御領			女	女房	42				
905	905	奥内谷鍛冶屋		3	他所者		石見国		石州浜田御領			山子	男	男子	19	5	3	2
906	906	奥内谷鍛冶屋		4	他所者		石見国		石州浜田御領			女	女子	16				
907	907	奥内谷鍛冶屋		5	他所者		石見国		石州浜田御領			男	男子	13				
908	908	奥内谷鍛冶屋		1	他所者		出雲国	飯石郡	広瀬御領			山子	男	世帯主	57			
909	909	奥内谷鍛冶屋		2	他所者		出雲国	飯石郡	広瀬御領			女	女房	55	3	2	1	
910	910	奥内谷鍛冶屋		3	他所者		出雲国	飯石郡	広瀬御領			男	男子	29				

史料記載 通番号	番号		世帯 番号	世帯 員数	宗門別	鉄師宗門付		村宗門付			職種	性別	続柄	年齢	家族構成数(人)		
	通番号	鉦・鍛冶屋名				鉄師名	国名	郡名	村名	総数					男性	女性	
																	山子
911	911	奥内谷鍛冶屋	13	1	他所者		出雲国	仁多郡	上阿井村	山子	男	世帯主	58	3	2	1	
912	912	奥内谷鍛冶屋		2	他所者		出雲国	仁多郡	上阿井村		女	女房	55				
913	913	奥内谷鍛冶屋		3	他所者		出雲国	仁多郡	上阿井村	山子	男	男子	28				
914	914	奥内谷鍛冶屋	14	1	他所者		出雲国	仁多郡	大馬木村	手子	男	世帯主	44	5	4	1	
915	915	奥内谷鍛冶屋		2	他所者		出雲国	仁多郡	大馬木村		女	女房	31				
916	916	奥内谷鍛冶屋		3	他所者		出雲国	仁多郡	大馬木村		男	男子	11				
917	917	奥内谷鍛冶屋		4	他所者		出雲国	仁多郡	大馬木村		男	男子	6				
918	918	奥内谷鍛冶屋		5	他所者		出雲国	仁多郡	大馬木村		男	男子	4				
919	919	奥内谷鍛冶屋	15	1	他所者		出雲国	仁多郡	大馬木村	山子	男	世帯主	30	4	2	2	
920	920	奥内谷鍛冶屋		2	他所者		出雲国	仁多郡	大馬木村		女	女房	29				
921	921	奥内谷鍛冶屋		3	他所者		出雲国	仁多郡	大馬木村		男	男子	9				
922	922	奥内谷鍛冶屋		4	他所者		出雲国	仁多郡	大馬木村		女	女子	7				
923	923	奥内谷鍛冶屋	16	1	他所者		出雲国	飯石郡	松笠村	山子	男	世帯主	40	1	1	0	
924	924	奥内谷鍛冶屋	17	1	他所者		出雲国	仁多郡	下横田村	手子	男	世帯主	32	3	2	1	
925	925	奥内谷鍛冶屋		2	他所者		出雲国	仁多郡	下横田村		女	女房	30				
926	926	奥内谷鍛冶屋		3	他所者		出雲国	仁多郡	下横田村		男	男子	3				
927	927	奥内谷鍛冶屋	18	1	他所者		出雲国	仁多郡	下横田村	手子・吹差兼	男	世帯主	25	1	1	0	
928	928	奥内谷鍛冶屋	19	1	他所者		出雲国	仁多郡	大馬木村	山子	男	世帯主	42	2	1	1	
929	929	奥内谷鍛冶屋		2	他所者		出雲国	仁多郡	大馬木村		女	母親	60				
930	930	奥内谷鍛冶屋	20	1	他所者		石見国	那賀郡	跡市村 <sup>カ</sup>	山子	男	世帯主	54	1	1	0	
931	931	奥内谷鍛冶屋	21	1	馬方・下作					馬方	男	世帯主	61	7	5	2	
932	932	奥内谷鍛冶屋		2	馬方・下作						男	男子1	30				
933	933	奥内谷鍛冶屋		3	馬方・下作						女	男子1女房	25				
934	934	奥内谷鍛冶屋		4	馬方・下作						男	男子	7				
935	935	奥内谷鍛冶屋		5	馬方・下作						男	男子	5				
936	936	奥内谷鍛冶屋		6	馬方・下作						男	男子	2				
937	937	奥内谷鍛冶屋		7	馬方・下作						女	女子	25				
938	938	奥内谷鍛冶屋	22	1	馬方・下作						男	世帯主	67	7	2	5	
939	939	奥内谷鍛冶屋		2	馬方・下作						女	女房	54				
940	940	奥内谷鍛冶屋		3	馬方・下作						男	男子1	28				
941	941	奥内谷鍛冶屋		4	馬方・下作						女	男子1女房	29				
942	942	奥内谷鍛冶屋		5	馬方・下作						女	女子	7				
943	943	奥内谷鍛冶屋		6	馬方・下作						女	女子	17				
944	944	奥内谷鍛冶屋		7	馬方・下作						女	母親	87				
945	945	奥内谷鍛冶屋	23	1	馬方・下作						男	世帯主	64	8	3	5	
946	946	奥内谷鍛冶屋		2	馬方・下作						女	女房	52				
947	947	奥内谷鍛冶屋		3	馬方・下作						男	男子1	31				
948	948	奥内谷鍛冶屋		4	馬方・下作						女	男子1女房	23				
949	949	奥内谷鍛冶屋		5	馬方・下作						女	男子1女子	4				
950	950	奥内谷鍛冶屋		6	馬方・下作						男	男子	29				
951	951	奥内谷鍛冶屋		7	馬方・下作						女	女子	25				
952	952	奥内谷鍛冶屋		8	馬方・下作						女	女子	12				
953	953	奥内谷鍛冶屋	24	1	馬方・下作						男	世帯主	40	3	1	2	
954	954	奥内谷鍛冶屋		2	馬方・下作						女	女房	22				
955	955	奥内谷鍛冶屋		3	馬方・下作						女	母親	63				
956	956	木地谷鍛冶屋	1	1	山内人別之内鉄方宗門附	櫻井宗門付				大工	男	世帯主	40	7	4	3	
957	957	木地谷鍛冶屋		2	山内人別之内鉄方宗門附	櫻井宗門付					女	女房	36				
958	958	木地谷鍛冶屋		3	山内人別之内鉄方宗門附	櫻井宗門付				大工習	男	男子	18				
959	959	木地谷鍛冶屋		4	山内人別之内鉄方宗門附	櫻井宗門付					女	女子	15				
960	960	木地谷鍛冶屋		5	山内人別之内鉄方宗門附	櫻井宗門付				山子	男	男子	13				
961	961	木地谷鍛冶屋		6	山内人別之内鉄方宗門附	櫻井宗門付					男	男子	10				
962	962	木地谷鍛冶屋		7	山内人別之内鉄方宗門附	櫻井宗門付					女	女子	5				



史料記載 通番号	番号				宗門別	鉄師宗門付 鉄師名	村宗門付			職種	性別	続柄	年齢	家族構成数(人)			
	通番号	鉦・鍛冶屋名	世帯 番号	世帯 員数			国名	郡名	村名					総数	男性	女性	
																	鉄師名
963	963	木地谷鍛冶屋	2	1	山内人別之内鉄方宗門附	櫻井宗門付				左下	男	世帯主	55	3	2	1	
964	964	木地谷鍛冶屋		2	2	山内人別之内鉄方宗門附	櫻井宗門付				山子	男	男子1				21
965	965	木地谷鍛冶屋		3	3	山内人別之内鉄方宗門附	櫻井宗門付					女	男子1女房				17
966	966	木地谷鍛冶屋	3	1	山内人別之内鉄方宗門附	櫻井宗門付				手子	男	世帯主	28	6	4	2	
967	967	木地谷鍛冶屋		2	2	山内人別之内鉄方宗門附	櫻井宗門付					女	女房				24
968	968	木地谷鍛冶屋		3	3	山内人別之内鉄方宗門附	櫻井宗門付					男	男子				1
969	969	木地谷鍛冶屋		4	4	山内人別之内鉄方宗門附	櫻井宗門付				山子	男	弟				15
970	970	木地谷鍛冶屋		5	5	山内人別之内鉄方宗門附	櫻井宗門付				山子	男	親				53
971	971	木地谷鍛冶屋		6	6	山内人別之内鉄方宗門附	櫻井宗門付					女	親女房				48
972	972	木地谷鍛冶屋	4	1	山内人別之内鉄方宗門附	櫻井宗門付				手子	男	世帯主	48	5	2	3	
973	973	木地谷鍛冶屋		2	2	山内人別之内鉄方宗門附	櫻井宗門付					女	女房				45
974	974	木地谷鍛冶屋		3	3	山内人別之内鉄方宗門附	櫻井宗門付					女	女子				8
975	975	木地谷鍛冶屋		4	4	山内人別之内鉄方宗門附	櫻井宗門付					女	女子				4
976	976	木地谷鍛冶屋		5	5	山内人別之内鉄方宗門附	櫻井宗門付					男	男子				1
977	977	木地谷鍛冶屋	5	1	山内人別之内鉄方宗門附	櫻井宗門付				手子	男	世帯主	24	1	1	0	
978	978	木地谷鍛冶屋	6	1	山内人別之内鉄方宗門附	櫻井宗門付				手子	男	世帯主	22	1	1	0	
979	979	木地谷鍛冶屋	7	1	山内人別之内鉄方宗門附	櫻井宗門付				吹差	男	世帯主	47	6	3	3	
980	980	木地谷鍛冶屋		2	2	山内人別之内鉄方宗門附	櫻井宗門付					女	女房				44
981	981	木地谷鍛冶屋		3	3	山内人別之内鉄方宗門附	櫻井宗門付				手子	男	男子				20
982	982	木地谷鍛冶屋		4	4	山内人別之内鉄方宗門附	櫻井宗門付					男	男子				12
983	983	木地谷鍛冶屋		5	5	山内人別之内鉄方宗門附	櫻井宗門付					女	女子				7
984	984	木地谷鍛冶屋		6	6	山内人別之内鉄方宗門附	櫻井宗門付					女	女子				2
985	985	木地谷鍛冶屋	8	1	山内人別之内鉄方宗門附	櫻井宗門付				吹差	男	世帯主	40	3	1	2	
986	986	木地谷鍛冶屋		2	2	山内人別之内鉄方宗門附	櫻井宗門付					女	女房				40
987	987	木地谷鍛冶屋		3	3	山内人別之内鉄方宗門附	櫻井宗門付					女	女子				4
988	988	木地谷鍛冶屋	9	1	山内人別之内鉄方宗門附	櫻井宗門付				山子	男	世帯主	43	7	4	3	
989	989	木地谷鍛冶屋		2	2	山内人別之内鉄方宗門附	櫻井宗門付					女	女房				31
990	990	木地谷鍛冶屋		3	3	山内人別之内鉄方宗門附	櫻井宗門付					女	女子				14
991	991	木地谷鍛冶屋		4	4	山内人別之内鉄方宗門附	櫻井宗門付					男	男子				12
992	992	木地谷鍛冶屋		5	5	山内人別之内鉄方宗門附	櫻井宗門付					男	男子				9
993	993	木地谷鍛冶屋		6	6	山内人別之内鉄方宗門附	櫻井宗門付					男	男子				5
994	994	木地谷鍛冶屋		7	7	山内人別之内鉄方宗門附	櫻井宗門付					女	女子				1
995	995	木地谷鍛冶屋	10	1	山内人別之内鉄方宗門附	櫻井宗門付				山子	男	世帯主	42	2	2	0	
996	996	木地谷鍛冶屋		2	2	山内人別之内鉄方宗門附	櫻井宗門付					男	男子				16
997	997	木地谷鍛冶屋	11	1	山内人別之内鉄方宗門附	櫻井宗門付				日用	男	世帯主	54	1	1	0	
998	998	木地谷鍛冶屋	12	1	山内人別之内他所宗門附					矢入御鍛冶屋カ	大工	男	世帯主	48	5	3	2
999	999	木地谷鍛冶屋		2	2	山内人別之内他所宗門附					矢入御鍛冶屋カ	女	女房	37			
1000	1000	木地谷鍛冶屋		3	3	山内人別之内他所宗門附					矢入御鍛冶屋カ	女	女子	13			
1001	1001	木地谷鍛冶屋		4	4	山内人別之内他所宗門附					矢入御鍛冶屋カ	男	男子	7			
1002	1002	木地谷鍛冶屋		5	5	山内人別之内他所宗門附					矢入御鍛冶屋カ	男	男子	1			
1003	1003	木地谷鍛冶屋	13	1	山内人別之内他所宗門附		出雲国	仁多郡	下三成村	左下	男	世帯主	30	4	2	2	
1004	1004	木地谷鍛冶屋		2	2	山内人別之内他所宗門附		出雲国	仁多郡	下三成村		女	女房				28
1005	1005	木地谷鍛冶屋		3	3	山内人別之内他所宗門附		出雲国	仁多郡	下三成村		男	男子				8
1006	1006	木地谷鍛冶屋		4	4	山内人別之内他所宗門附		出雲国	仁多郡	下三成村		女	女子				3
1007	1007	木地谷鍛冶屋	14	1	山内人別之内他所宗門附		備後国		備後西城	手子	男	世帯主	40	4	1	3	
1008	1008	木地谷鍛冶屋		2	2	山内人別之内他所宗門附		備後国		備後西城		女	女房				28
1009	1009	木地谷鍛冶屋		3	3	山内人別之内他所宗門附		備後国		備後西城		女	女子				11
1010	1010	木地谷鍛冶屋		4	4	山内人別之内他所宗門附		備後国		備後西城		女	女子				6
1011	1011	木地谷鍛冶屋	15	1	山内人別之内他所宗門附		備後国			手子	男	世帯主	36	2	1	1	
1012	1012	木地谷鍛冶屋		2	2	山内人別之内他所宗門附		備後国				女	女子				7
1013	1013	木地谷鍛冶屋	16	1	山内人別之内他所宗門附		備後国			吹差	男	世帯主	51	3	1	2	
1014	1014	木地谷鍛冶屋		2	2	山内人別之内他所宗門附		備後国				女	女房				55
1015	1015	木地谷鍛冶屋		3	3	山内人別之内他所宗門附		備後国				女	女子				13

史料記載 通番号	番号				宗門別	鉄師宗門付				村宗門付				職種	性別	続柄	年齢	家族構成数(人)		
	通番号	鉦・鍛冶屋名	世帯 番号	世帯 員数		鉄師名	国名	郡名	村名	総数	男性	女性								
													鉄師名					国名	郡名	村名
1016	1016	木地谷鍛冶屋	17	1	山内人別之内他所宗門付		備後国			山子	男	世帯主	67	2	1	1				
1017	1017	木地谷鍛冶屋		2	山内人別之内他所宗門付		備後国				女	女房	63							
1018	1018	木地谷鍛冶屋	18	1	山内人別之内他所宗門付		出雲国	仁多郡	上阿井村	山子	男	世帯主	29	2	1	1				
1019	1019	木地谷鍛冶屋		2	山内人別之内他所宗門付		出雲国	仁多郡	上阿井村		女	女房	18							
1020	1020	木地谷鍛冶屋	19	1	山内人別之内他所宗門付		出雲国	仁多郡	上阿井村	山子	男	世帯主	24	2	1	1				
1021	1021	木地谷鍛冶屋		2	山内人別之内他所宗門付		出雲国	仁多郡	上阿井村		女	女房	24							
1022	1022	木地谷鍛冶屋	20	1	附属地下人別之内鉄方宗門付	櫻井宗門付				炭焼	男	世帯主	35	3	1	2				
1023	1023	木地谷鍛冶屋		2	附属地下人別之内鉄方宗門付	櫻井宗門付					女	女房	25							
1024	1024	木地谷鍛冶屋		3	附属地下人別之内鉄方宗門付	櫻井宗門付					女	女子	4							
1025	1025	木地谷鍛冶屋	21	1	附属地下人別之内鉄方宗門付	櫻井宗門付				馬遣	男	世帯主	45	9	3	6				
1026	1026	木地谷鍛冶屋		2	附属地下人別之内鉄方宗門付	櫻井宗門付					女	女房	40							
1027	1027	木地谷鍛冶屋		3	附属地下人別之内鉄方宗門付	櫻井宗門付					奉公	男	男子				20			
1028	1028	木地谷鍛冶屋		4	附属地下人別之内鉄方宗門付	櫻井宗門付					女	女子	16							
1029	1029	木地谷鍛冶屋		5	附属地下人別之内鉄方宗門付	櫻井宗門付					女	女子	13							
1030	1030	木地谷鍛冶屋		6	附属地下人別之内鉄方宗門付	櫻井宗門付					女	女子	10							
1031	1031	木地谷鍛冶屋		7	附属地下人別之内鉄方宗門付	櫻井宗門付					女	女子	3							
1032	1032	木地谷鍛冶屋		8	附属地下人別之内鉄方宗門付	櫻井宗門付					農業	男	親				76			
1033	1033	木地谷鍛冶屋		9	附属地下人別之内鉄方宗門付	櫻井宗門付					女	親女房	76							
1034	1034	木地谷鍛冶屋	22	1	附属地下人別之内鉄方宗門付	櫻井宗門付				馬遣	男	世帯主	34	6	4	2				
1035	1035	木地谷鍛冶屋		2	附属地下人別之内鉄方宗門付	櫻井宗門付					女	女房	37							
1036	1036	木地谷鍛冶屋		3	附属地下人別之内鉄方宗門付	櫻井宗門付					日用	男	男子				19			
1037	1037	木地谷鍛冶屋		4	附属地下人別之内鉄方宗門付	櫻井宗門付					農業	男	男子				16			
1038	1038	木地谷鍛冶屋		5	附属地下人別之内鉄方宗門付	櫻井宗門付					男	男子	9							
1039	1039	木地谷鍛冶屋		6	附属地下人別之内鉄方宗門付	櫻井宗門付					女	母親	70							
1040	1040	木地谷鍛冶屋	23	1	附属地下人別		出雲国	仁多郡	川内村	炭焼	男	世帯主	23	2	1	1				
1041	1041	木地谷鍛冶屋		2	附属地下人別		出雲国	仁多郡	川内村		女	母親	50							
1042	1042	木地谷鍛冶屋	24	1	附属地下人別		出雲国	仁多郡	上阿井村	馬遣	男	世帯主	35	6	4	2				
1043	1043	木地谷鍛冶屋		2	附属地下人別		出雲国	仁多郡	上阿井村		女	女房	26							
1044	1044	木地谷鍛冶屋		3	附属地下人別		出雲国	仁多郡	上阿井村		男	男子	6							
1045	1045	木地谷鍛冶屋		4	附属地下人別		出雲国	仁多郡	上阿井村	農業	男	弟	27							
1046	1046	木地谷鍛冶屋		5	附属地下人別		出雲国	仁多郡	上阿井村	農業	男	親	66							
1047	1047	木地谷鍛冶屋		6	附属地下人別		出雲国	仁多郡	上阿井村		女	親女房	57							

出典:「召抱人別書出帳」(明治2(1869)年)(櫻井家文書)

## 第4章 町村是（農事調査報告書）調査の展開

### —山陰地域を中心に—

伊藤 康宏

#### I. はじめに

昨年度は、「近代島根の中山間地の農家・農村経済—島根県邑智郡3ヵ村『農事調査報告書』を通して—」と題して、「町村是」の研究史整理ならびに島根県「農事調査報告書」（町村是）の概観と邑智郡3ヵ村の農家・農村の経済構造について比較検討を行った<sup>①</sup>。使用したデータは主として島根県「農事調査報告書」であった。これは現在、104町村・108点（4町村で2回実施）が確認されているが、当時の島根県下290町村の1/3強を占め、福岡県186点、新潟県168点に次ぐ史料群であった。

ところで同報告書は島根県農会が指導し、各町村農会が実態調査を実施した準公的な文書であるが、本年度の課題は、旧稿で検討できなかったこれら島根県の県・郡・町村農会の「農事調査」（町村是）の調査体制と調査の展開過程について歴史的に解明し、位置付けることである。

#### II. 町村是調査に関する先行研究について

町村是調査に関する研究は佐々木豊の一連の研究が代表的である。ここではとりわけ佐々木「村是調査の構造と論理—その調査様式を中心に」（『農村研究』31、70年）を通して町村是調査の全国的な展開と関連について整理したい。<sup>②</sup>

本論文は、はじめに、1前田正名の「村是思想」、2村是・郡是調査の具体化、3と4「村是調査」の形成、5「村是調査」の実施、おわりに、の構成からなり、骨子は以下のとおりである。村是調査を主導した前田正名の提唱から田中慶介・福岡県浮羽郡長と永松茂州・同郡書記による福岡県での実践、さらに前田が深く係わった代表的かつ模範的な2つの村是とされる石川県「安原村村是調査」と愛媛県「余土村村是調査」を取り上げ、詳細な小票調査方式を特徴として挙げている（後掲、「町村是・農事調査報告書」調査年表＜1882年～1900年＞参照のこと）。その後は内務省主導で地方自治政策として町村是運動が取り組まれていったが、日露戦争の過程で内容が変質し、画一化・形式化していったとし、福島県の「真野村

是」(1902年)と「上真野村是」(1907年)を例示して、その断絶(違い)を指摘している。

「町村是・農事調査報告書」調査年表

1892年(M25)	田中慶介福岡県竹野郡長、竹野村「殖産調査」実施
1893年	「福岡県竹野郡竹野村是」「同柴刈村是」調査
1894年	石川理紀之助「適産調」着手
1899年	「石川県安原村村是」調査
1900年	「愛媛県温泉郡余土村是」調査
1901年刊行	『町村是調査実践録』永松茂州(福岡県八女・浮羽両郡書記)1月
	『町村農事調査項目』(『島根県農会報』第39号,1901.7)、忌部村農会「農事調査」着手同7月
	全国農事会『町村是調査標準』9月
1902年度	第5回内国博覧会(03年開催)、町村是(調査書)270点(島根県忌部・赤江・三沢・来島・福光・矢上・有福・朝倉の8ヵ村の農事調査報告書、鳥取県山上村是*)出品
1904年	島根県農会『町村農事調査要項』
1909年	能義郡長「農事調査」を町村農会に示達、調査年08年
	森恒太郎『町村是調査指針』丁未出版社
1910年4月以降か	鳥取県日野郡農会『鳥取県日野郡郡是並村是調査方法ノ概要』
1911年, 1919年(T8)	島根県農会『町村農事調査要項』
1919年(18年調査)	『農村及農家模範経営事業報告 第1回～第9回報告』

出典：一橋大学経済研究所附属日本経済統計情報センター編『「郡是・町村是資料マイクロ版集成」目録・解題』(丸善、1999年)、神谷慶治監修『地方改良運動史資料集成 第1巻』(柏書房、1986年)、高橋益代『「町村是」資料について - マイクロフィルム「郡是市町村是調査資料」解題 -』(柏書房、88年)、\*「日野郡郡是並村是調査方法ノ概要」、ただし「山上村是」は後年のものしか現存していない。

### Ⅲ 町村是(農事調査報告書)調査の展開

#### 1) 町村是調査方法の展開

町村是(農事調査報告書)調査の方法に関して上記「町村是・農事調査報告書」調査年表から主要な動きを確認しておく。まず、最も標準的かつ模範的な村是として安原村村是と余土村村是が1899年、1900年に調査され完成をみている。一方、福岡県八女・浮羽両郡書記の永松茂州が福岡県の町村是調査の経験から町村是の担当者向けの手引きとして『町村是調査実践録』<sup>③</sup>を1901年1月に作成。

ちなみに同書には前田正名と田中慶介の序文が付されている。さらに第7回全国農事大会決議(第5回内国勸業博覧会に町村是を出品)によりその調査標準を示した全国農事会編『町村是調査標準』<sup>④</sup>が1901年9月に刊行。愛媛県余土村長として余土村是に関わった森恒太郎がその経験から理念的かつ実践的な指導書、『町村是調査指針』を1909年11月に刊行。とくに第2章「調査の準備」<sup>⑤</sup>は町村是調査の方法と手順(小票、調査委員、統計の実査(母調査、個人調査、問答調査、推定調査)を具体的に解説している。

## 2) 鳥取県「村是」と島根県「農事調査報告書」の展開

### ① 鳥取県「村是」・島根県「農事調査報告書」の概観

下記の「一覧表」から鳥取県と島根県を概観しておく。鳥取県は第5回内国勸業博覧会(1903年3月開催)の出品目的で作成された「気高郡湖山村村是調査」を始め34の村是(25件)が確認されている(付表1参照)。この数は鳥取県の明治の村(1912年7月当時)225ヵ町村中、15%の町村是作成(確認)率で、必ずしも多くはない。そのような状況にあって日野郡は特異な動きを示している。すなわち29町村中、26ヵ村の村是が確認され、かつ「日野郡是」(1914年刊)と「日野郡郡是並村是調査方法ノ概要」が作成されている。

鳥取県「村是」と島根県「農事調査報告書」の調査年次別郡別所在一覧表

郡別	旧町村数	現存旧町村数	合計件数	01年	02年	03年	04年	05年	06年	07年	08年	09年	10~15年	28年
鳥取県計	225	34	25	1	1							19	4	
鳥取5郡	194	8	8	1	1							2	4	
日野郡	29	26	*17									17		
島根県計	290	107	108	13	11	5	2	2	16	6	19	10	23	1
出雲5郡	140	64	*67	6	6	3	0	2	7	5	16	10	12	0
内能義郡	16	16	*18	1	1						14	2		
石見6郡	138	39	40	6	5	2	2	0	9	1	3	0	11	1
隠岐4郡	12	4	*1	1										

出典：一橋大学経済研究所附属日本経済統計情報センター編『「郡是・町村是資料マイクロ版集成」目録・解題』(丸善、1999年)、『角川日本地名大辞典31 鳥取県』(角川書店、1982年)1912年7月時点、\*17:複数村の合本8件・26村、\*67:3ヵ村2回調査、\*18:2ヵ村2回調査、\*1:連合4村。

付表1 年次別郡別鳥取県『村是』(調査年)一覧

郡別	町村数	現存 町村数	01年	02年	09年	10年	11年	12年	合計
岩美郡	27	1		美保					1
気高郡	33	1	湖山						1
東伯郡	58	1					社		1
西伯郡	48	5			賀野、彦名	尚徳		幡郷、宇田川	5
日野郡	28	26			*17(合本8件)(日野郡是)				17
八頭郡	31	0							0
合計	225	34	1	1	19	1	1	2	25

\*17:八郷, 江尾, 神奈川, 阿毘縁, 石見, 印賀・菅沢, 多里, 福栄, 宮内・霞, 山上  
黒坂・菅福、根雨・真住、渡・安井、旭、二部・野上、溝口・金岩・栄、米原・金沢

出典 1912年(M45)7月時点

1. 一橋大学経済研究所附属日本経済統計情報センター編

『「郡是・町村是資料マイクロ版集成」目録・解題』(丸善, 1999年)

拙稿\*1脚注4)の説明文も上記表に合わせて訂正しておく。鳥取県の郡別現存状況(実施町村数/町村数、1912年7月時点)は、岩美郡1/27、気高郡1/33、東伯1/58、西伯5/48、日野郡26/28、八頭郡0/31、合計34/225である(一橋大学経済研究所附属日本経済統計情報センター編『郡是・町村是資料マイクロ版集成目録・解題』丸善、99年、『角川日本地名大辞典31鳥取県』角川書店、82年より)。

一方、島根県では県農会が1901年7月に「町村農事調査事項」(『島根県農会報』第39号)を示し、町村農会に農事調査(町村是)調査の取り組みを奨励していった。嚆矢は第5回内国勸業博覧会出品目的で1901年を調査年とした「八束郡忌部村農事調査報告書」である。これを皮切りに島根県下で取り組まれていった。この経緯について島根県農会報は以下のとおり解説している。「町村是を確定し他日郡是ノ資料ニ供スルノ目的ヲ以テ明治三十三年度初メテ該費目ヲ予算ニ編入シ同年度末担任技術員ヲ招聘シ同年三十四年度ヨリ調査着手セシメ其結了セル町村ニ対シテハ村是事項ノ遂行ヲ督励セシム」と。<sup>⑥</sup>そして「村是模範地并農事調査第一着手として八束郡農会に諮り忌部村を指定し七月中に調査結了を告げんと云ふ」<sup>⑦</sup>としている。その結果、島根県では1901年～1915年の15年間に島根県の明治の村290町村のうち、107町村の「農事調査報告書」が確認されている(付表2参考)。郡別で偏在が見られ、能義郡と大原郡の2郡ではすべての町村が農事調査報告書を作成していた。

付表2 年次別郡別島根県『農事調査報告書』(調査年)一覽

郡別	町村数	01年	02年	03年	04年 05年	06年	07年	08年	09年	10年	11年	13年	14年 以降	計
八東郡	38	忌部	熊野 二子	野波, 揖屋 古曾志	五瀬(05年) 波入(05年)	生馬, 講武 長江, 古志 岩坂	法吉 川津 朝酌	森山 竹矢	佐太 津田	本庄 持田 大野	大庭		五瀬(15年)	25
能義郡	16	赤江	井尻					広瀬, 飯梨 能義, 荒島 赤江, 安来 島田, 安田 母里, 井尻 赤屋, 比田 山佐, 布部	宇賀荘 大塚					18
仁多郡	10	三沢	横田				亀嵩				八川		馬木	5
大原郡	12	日登				神原, 海潮			大東, 屋裏 斐伊, 佐世 春殖	加茂, 木次 幡屋, 阿用				12
飯石郡	17	来島	掛合				松笠		頓原					4
簸川郡	47	高松	蘆巣							園				3
邇摩郡	20	福光	大家	波積, 大浜	井田	八代, 水上 久利		大屋						9
安濃郡	10	長久						川合			羽根西	太田, 刺鹿 朝山, 富山 佐比売	羽根東	9
邑智郡	30	矢上	三原			田所							田所(28年)	4
那賀郡	45	有福				高城	周布							3
美濃郡	21	二條	都茂, 豊田		小野	豊川, 美濃					高津, 安田			8
鹿足郡	12	朝倉	木部			柿木, 七日市		蔵木		青原		小川		7
隠岐4郡	12	海士連合4村												1
合計	290	104	11	5	4	16	6	19	10	9	5	6	4	108

出典

1. 「島根県町村農事調査報告書所在一覽」  
 (『島根近代史研究会会報』第6号、1985年)

2. 一橋大学経済研究所附属日本経済統計情報センター編  
 『「郡是・町村是資料マイクログループ集成」目録・解題』(丸善、1999年)

1912年(M45)7月時点

以下では島根県能義郡と隣接の鳥取県日野郡の両郡の町村において悉皆的に調査・作成された背景、調査の経緯(調査の進め方、取り組み)について見ていきたい。

## ② 鳥取県日野郡村是の作成背景

鳥取県日野郡各村是作成の背景はつぎのとおりである。「県農会は・・・明治四十二年度より町村是の調査設定は郡農会の事業として、之を行なはしめ、而して右の調査を行ふ郡市農会に対しては奨励金を交付することゝせり、当時の郡長井上廉治大に其必要を認め、明治四十三年開設の通常郡会に諮りしに、満場一致を以て之が調査を郡農会に於て行はしむることゝなり、郡農会の通常総会亦満場一致を以て該事業を可決せしかば、同四十三年より郡全村の村是調査に着手し・・・」<sup>⑧</sup>とある。すなわち、鳥取県農会は郡農会事業として町村是調査の計画を奨励し、それを当時の井上日野郡長が郡会に諮り、同郡会で賛成を得たうえで支援した。そして1911年(明治44年)前後に作成したとみられる『鳥取県日野郡郡是並村是調査方法ノ概要 鳥取県日野郡農会』<sup>⑨</sup>は村是の経緯と調査について細かく記述している。まず発端として「郡内各村ヲシテ村ノ経済ヲ明ニシ村是ノ設定ヲ為サシメムトスルヤ久(2字不明)而シテ之ガ誘導ニハ他ノ实例ヲ示シテ必要ヲ説キ 或ハ之ガ費用ニ補助ノ方法ヲ設ケテ実行ヲ促カシ来リシカ漸ク明治三十五年山上村ニ於テ之ガ調査ヲ為シ同年江尾村ヲモ亦調査ヲナシ以テ村是ノ設定ヲ見ルニ至レリ 其資料調査ト将来発展ノ方法トハ何レモ見ルヘキモノナシトセス就キ山上村是ハ明治三十六年第五回内国勸業博覧会ニ出品シ受賞ノ榮ヲ得タリ然レトモ其実行ニ至リテハ予期ノ目的ヲ達スルコト容易ナラサルモノアリシ益々(2字不明)斯ノ計画ナキ為メ発達上競争心ヲ惹起セシメサリシニ由ル然ル」と。さらに「時世ノ殷賑本郡重要物産中一大打撃ヲ受ケ為メシ一般経済状態ヲシテ不良ナラシメムルトスルニ至レリ其打撃ヲ受ケ衰頹ヲ来タセシモノハ何ソヤ製鉄事業及煙草作之レナリ」とあり、衰退するたたら等の重要産業対策が村是調査の理由に挙げられていた。そして「二、調査方法並順序」として「明治四十三年二月村長並村農会長合同協議会ヲ開キ調査ノ方法並順序ヲ協定シ」、各村農会が村是調査に取り組んで行ったのである。<sup>⑩</sup>

## ③ 島根県能義郡「農事調査報告書」作成の背景

前述したとおり島根県「農事調査報告書」は郡によって作成(正確には確認)状況が大きく異なっていた。詳細は不明であるが、能義郡に関しては能義郡長が大きな役割を果たしていたのがつぎの



史料から窺われる。すなわち、「本調査ハ・・・郡長青山久之助・・・明治四十二年三月之カ調査ヲ各町村農会ニ示達シ同年五月其調査心得ヲ示セリ而シテ郡ニ数名ノ委員ヲ設ケ且町村役場ニ訓令シテ之カ補助指導ヲナサシメタリ爾來町村農会ハ数名ノ顧問及数十名ノ委員ヲ設ケテ極力之カ調査ニ従事シ各般ノ事物悉ク其根本ニ考ヘ沿革ヨリ慣習ニ至ルマテ細大漏ラサス各方面ヨリ事業相互ノ関係ヲ討究シ極メテ詳密ナル調査ヲ完成セリ」<sup>④</sup>とある。そして郡長示達の前年と当年の1908年と1909年を調査年とした「農事調査報告書」が郡下16の全町村で作成されている。そしてこれらをもとに1912年に能義郡役所から『島根県能義郡郡勢調査報告書』が発行された。

以上のように島根県能義郡「農事調査報告書」と鳥取県日野郡「村是」成立の背景を概観した。両者の共通点は、県農会→郡農会→町村農会と郡長→郡会→町村役場経由で町村農会の「農事調査報告書」「村是」の調査が補助奨励され、実施されていた点である。

#### ④ 島根県邑智郡『田所村農事調査書』（田所村農会、1930年刊）

藤原勇造（島根県農会）編『島根県邑智郡田所村農事調査報告書』が1908年に島根県農会から刊行された。このときの調査体制は、田所村農会が任命した5名の調査委員と整理に当たった田中梅治・村農会長そして錦織捨四郎・郡農会技手の補助と千石興太郎・県農会技師の監督の構成であった。同書はしがきで調査についてつぎの点を確認していた。

「一、本調査は明治三十九年の現計に基き調査を遂げたりと雖経済の部収入支出に於ける物件の数量及価額は既往三ヶ年の平均を抛れり又其他の部に於ては既往十年前に遡り材料を蒐集して現況と対照し以て其変遷の次第を明かにしたる者あり

一、本調査に於ける諸計数は多く毎戸に就き実地調査し更に委員の協議を経て決定したる者を計上し以て実数を得るに務めたり」

ところで田所村農会は、先の1908年調査から20ヶ年を経て1928年に2回目の農事調査を自前で行い、1930年4月に『田所村農事調査書』を同村農会から発行した。そのときの経緯を同書はしがきで以下のように記している。

「一、本調査ハ昭和三年御大典記念事業トシテ本村八名ノ調査委員ヲ選定シ村農会長土佐兼二郎監督ノ任ニ当リ幹事熱田三郎技術員上田一郎之ガ整理ヲナシ調査委員田中梅治主任トナリテ編纂シタルモノニシテ編纂ノ方法ハ明治四十一年ニ本村農会ガ編纂シタルモノニ従ヒタリ是レ其ノ当時ト今トヲ比較シ其ノ当時ト今トヲ比較シ其間ニ於ケル時勢変遷ノ状況ヲ記録シ置カント欲スルニアリ

調査委員八名(氏名略)

一、本調査ハ昭和三年ノ現計ニ基キ毎戸ニ付調査ヲ遂ケタリト雖經濟ノ部収入支出ニ於テハ物件ノ数量及価額等昭和四年事実若クハ既往三ヶ年ノ平均ニ拠レルモノ多シ」

このときの調査体制は、田中梅治を編纂主任とした8名の調査委員と村農会長の監督、村農会幹事・技術員の整理の分担が取られた。なお田所村農会独自でかつ唯一の第2回「農事調査書」の企画と実行は、「島根県の中山間地における地域の地道な記録者、独自の地域振興計画の調査者・組織者」<sup>⑤</sup>としての田中梅治の行動が実践されたものと言えよう。

#### ⑤ 補論一 島根県農会による大庭村「黒田畔部落調査書」の作成

島根県農会は『農村及農家模範経営事業第一回報告 黒田畔部落調査書』を1919年7月に刊行した。そのはしがきには「島根県農会は大正七年度より県下八束郡大庭村及同村黒田畦に於て農村及農家の模範的経営を実効せんことを企画したり即ち大庭村に対しては産業、経済、教育、衛生其の他諸般の農村的施設に関する将来の一般的計画を樹立して之が実行を為さしめ、黒田畦部落に対しては部落全体として及部落内各戸に対する産業、経済、教育、衛生其の他諸般の施設に関し今後の文明的農家として時代に適応したる安固快適なる農村的生活を営むが為に改善設備せざるべからざる諸般の事項に付て将来の計画を樹立し之が実行をなさしめ以て部落経営の範を示さんと欲し先づ其の計画樹立の基礎として大正七年度に於て現状調査を執行し黒田畦部落に対しては特に詳細なる部落調査及各戸調査を行ひたり

本編は黒田畦部落に於ける調査を蒐集したるものにして戸口、土地、資産及負債は大正七年一月に於ける事実、農家労働力使用数量、農業状態は大正七年中に於ける事実、各戸の経済は概して大正六年十月より大正七年九月に至る一ヶ年間の事実を調査したるものにして現在に於て調査なし得る程度の最も正確なる調査なりとす大正八年七月 島根県農会」とある。それ以降、一連の同事業の調査報告書が計9冊作成された。

ところで同報告書は「部落調査書」(1~44頁)と「各戸調査書」(45~275頁)の2部から構成されている。前者は、第一、自然状態、第二、経済状態、第三、戸口数及労働状態、第四、土地、第五、資産及負債、第六、農業状況、第七、各戸の経済状態、第八、部落に於ける現行規約及申合実行事項、第九、生活状態、第十、神社宗教、第十二、衛生状態、第十三、教育状態、第十四、在郷軍人会及青年団、第十四、教育状態、第十五、部落農会、第十六、重要農作

物、第十七、其の他特殊事項の17項目からなる。一方、後者は24戸の農家について、第一所在、第二職業、第三地位、第四戸主及家族、第五資産、第六負債、第七労働力使用数量、第八農業経営の概況、第九経済状態（収入〈生産収入、生産外収入〉、支出〈生産費、家計費〉）の項目で構成されていた。

同史料を検討した奥須磨子<sup>®</sup>は、本調査を担った千石興太郎（1906年県農会技師着任、幹事選任へ）に焦点を当て、千石の意図として農村の基礎的単位が部落（集落）で、その担い手として部落農会を重視し、本事業の企画・推進機関が島根県農会で、調査の実行機関が大庭村農会・黒田畦部落農会であるとしている。ちなみに千石は愛媛県農会技師時代に余土村村是を主導した鶴本房五郎（愛媛県農会村是責任者）と繋がり、その経験から本事業に取り組んでいったとみている。

## V. おわりに

本年度の課題は、旧稿で検討できなかったこれら島根県の県・郡・町村農会の「農事調査」（村是）の調査体制と調査の展開過程について歴史的に解明し、位置付けることであった。以下、まとめておく。

町村是（農事調査）調査の展開（深化）について、全国的には前田正名→田中慶介→永松茂州、全国農事会—県農会—（郡農会）—町村農会、森恒太郎（愛媛県余土村長）—鶴本房次郎（愛媛県農会）—千石興太郎（愛媛県農会—島根県農会）の関係が先行研究で確認された。一方、島根県では島根県農会の指導（同一基準）—町村農会の実施の調査体制のなかで郡長（能義郡長、鳥取県日野郡長）が大きな役割を示していた。さらに島根県邑智郡田所村農会は田中梅治の指導のもと2回目の調査を20年後に実施し、自前で「田所村農事調査書」を作成し、「地域を見る目」を磨いていった。他方、島根県農会は、幹事・千石興太郎の指導のもと農村と部落ならびに農家の実態調査（合わせて施設事業振興の計画）をまとめた「大庭村及び同村黒田畦部落（農会）報告書」を刊行している。

島根県における一連の農事調査報告書の展開（深化）は島根県農会・郡農会・町村農会が自ら村、地域を見る眼を培っていったものと言えよう。

---

① 拙稿「近代島根県における中山間地域の農家・農村の経済構造－島根県邑智郡3か村『農事調査報告書』の比較検討」（『島根大学生物資源科学部研究報告』11、2006年）に改稿した。名称は異なるが、島根県では「農事調査報告書」の名称で統一的に使用されている。

② 佐々木の本研究以外の一連の研究は、

1) 「村是調査の論理構造－福岡県浮羽郡・八女郡殖産調査を中心に－」（『農村研究』32、71年）、

2) 「森恒太郎の村是調査思想－余土村是の担い手たち〔1〕」（『農村研究』5、72年）、

3) 「村是運動と地方老農層－余土村是の担い手たち〔2〕」（『農村研究』36、72年）、

4) 「町村是調査運動の社会理論」（『農村研究』48、79年）、

5) 「町村是調査運動と農村自治」（『村落社会研究』15、79年）、

6) 「町村是調査の様式と基準」（『農村研究』50、80年）、

7) 「地方自治制度確立期における行政村と地主的土地支配－福岡県浮羽郡町村是調査を事例として－」（『農村研究』52、81年）、

8) 「地方改良運動期における行政村と地主的土地支配－福岡県浮羽郡第二回町村是調査を事例として－」（『農村研究』52、81年）、

9) 「研究解題 地方改良運動と町村是調査」（神谷慶治監修『地方改良運動史資料集成第6巻』柏書房、86年所収）である。

このほかに大橋 博「明治町村是と福岡県」（『福岡地方史談話会会報』4、67年、大橋『地方産業の発展と地主制』臨川書店、82年）、祖田 修「町村是運動の展開とその系譜：『興業意見』から町村是運動へ」（『農林業問題研究』7-1、71年、『地方産業の思想と運動』ミネルヴァ書房、80年に一部所収）、尾高煌之助・山内太「経済データとしての町村是の性質－新潟県村是の資料的検討－」（『社会科学研究』46-1、94年）等がみられる。

③ 内容は「八女郡ノ調査<調査ノ順序及方法ノ大要>町村是ノ調査<訓令、委員長、調査主任、調査委員、下調委員>」等の項目がみられる。

④ 「調査の手順」として「町村内の大字・小字・区に調査員配置、1小字もしくは1区に担当委員の受持住民各戸毎小票調査、統計（集計）小票、1区全体集計、大字集計分を農会提出、農会長各大字統計小票の取り纏め」を挙げ、構成として「町村の現状と将来の目的」の項目を列挙している。

⑤ 第 2 章第 3 節調査委員 委員の組織（調査委員長 1 名、調査主任 1 名、委員若干名）、審査部（統計・沿革調査実施と編集）、編集部（同左調査の整理文章）、評定部（計画策定）、調査委員選任の標準、調査委員の員数、調査委員の練習。

⑥ 『島根県農会報 臨時増刊 島根県農会第一期沿革』（1904 年 7 月刊） p.24

⑦ 『島根県農会報』第 38 号（1906 年 6 月号） p.9

⑧ 日野郡自治協会編『日野郡史』（大正 15 年刊、名著出版 1972 年復刻版後篇） p.2591。また、『鳥取県日野郡是』（『郡是・町村是資料マイクロ版集成 中国 鳥取県 1』）は「一緒言・・・明治四十二年本県農会は郡内数村の経済調査を企画し其調査を郡農会の事業とせらるる、・・・其方法等考究中明治四十三年開設の通常郡会は満場一致を以て村是の調査を本会の事業となすべきことを以てせられ・・・一、本調査は主として各村是を基礎とし且左記の簿籍を参考とせり 森恒太郎著町村是調査指針・・・大正二年三月 鳥取県日野郡農会」と。

⑨ 『鳥取県日野郡郡是並村是調査方法ノ概要 鳥取県日野郡農会』（『郡是・町村是資料マイクロ版集成 中国 鳥取県 1』）

「二、調査方法並順序

明治四十三年二月村長並村農会長合同協議会ヲ開キ調査ノ方法並順序ヲ協定シ爾後多少ノ変更ヲナシ左記ノ如ク定メタリ

一、調査方法

イ、統計調査・・・（統計調査ニハ公簿ニ依リ調査シ得ルモノト事物調査ニ由ラサレハ明確ナル数ヲ得サルモノトノ別アリ依テ事物調査ハ住民各戸ニ就キ小票ニ調査事項を記入スルコト）、ロ、地歴行政沿革調査、ハ、将来ノ計画

二、調査ノ順序

イ、調査委員ノ設置・・・村農会ハ左ノ標準ニ依リ委員ヲ囑託セリ

一、統計的実地調査委員 青年有為ノ人物若干名ニ囑託ス

一、地歴沿革調査委員 文学ノ素養アル人物若干名ニ囑託ス

一、計算委員 計算ニ堪能ナル人物若干名ニ囑託ス

一、評定委員 公職ヲ帯フル者・・・

一、編纂委員 文学ノ素養アル人物若干名ニ囑託ス

ロ、總會ノ開設

ハ、実地調査委員打合ハセ会 調査委員ハ調査スヘキ小票ニ付統一ヲ図ル為メ郡農会事務員立会ノ上一二日間宛打合会ヲ開キタリ

ニ、実地調査

一、調査員ノ受持戸数ハ各村之レヲ異ニシ一定セスト雖モ五戸乃

至二十戸ノ範圍ニ於テ之レヲ定メタリ、実地調査ヲ終リシ各小票ハ員間相互ニ記入事項ノ審査ヲナシ郡農会職員亦是レカ審査ヲ行ヒ然ル後計算委員ニ回付ヲナス

ホ、評定委員会開会 以上ノ調査終了スルヤ・・・

ヘ、編輯 評定ヲ終レハ夫々整理修補ヲ加ヘ編輯ヲナセリ

ト、印刷 二百部ヲ印刷

### 三、郡農会ノ設備

一、事務員ノ増置

二、用紙ノ配付 様式ノ統一ヲ図ル為メ左ノ如ク配付ヲナセリ

イ、小票用紙、ロ、小票記入要項、ハ、村是調査様式、ニ、部落有地調査用紙、ホ、重要物産増収計画

三、指導 村農会ノ指導ハ左ノ如ク之ヲ区分シテ従事セリ

イ、小票記入方法指導（明治四十三年四月郡農会ハ主任者ヲ二手ニ分チテ各村ニ派遣シ記入方法ノ指導ヲナセリ）、ロ、小票審査（調査員ノ記入セル小票ノ適否指導）、ハ、編輯、ニ、評定

### 四、村農会ニ対スル奨励

イ 調査費補助、ロ 印刷費補助

### 七、郡是ノ編纂

⑩『鳥取県日野郡阿毘縁村是』（同村農会、1912年）では村農会副会長の整理、村書記2名・村雇1名の補佐、村農会長の指揮、郡農会の監督と調査委員21名（副会長他含む）と評定委員20名の体制で取り組まれた。

⑪『島根県能義郡郡勢調査報告書』（島根県能義郡役所、1912年）

⑫竹永三男「『粒々辛苦』の時代」（『島根県の歴史』山川出版社、2005年）p.307

⑬奥須磨子「大正中期農村調査報告書の一事例によると、島根県八束郡大庭村」（『明海大学教養論文集』10、98年）

## 第5章 『出雲国産物帳』の樹木方言記事について

田籠 博

### 1. 方言研究と樹木方言

本論の前に、日本語の研究領域でなぜ樹木の名称などを調べるのかについて述べておきたい。

結論から言えば、動物や植物の名称（名前）も立派な日本語研究の対象になる。民俗学者として知られる柳田国男に『蝸牛考』（1930）という著書がある。柳田はこの本の中で、日本語の方言がどのようにできあがってきたのかについて一つの仮説を示した。池の中に小石を投げ込むと、その石が落ちたところから波が円形に広がり、次つぎに生じた波は同心円を描くようになる。同じように、京都で新しい言葉が生まれ、それが波のように周辺へ広まっていくという分布（生成）モデルを提唱した。これが「方言圏論」として知られる有名な仮説である。

「蝸牛」といえば堅苦しいが、要するにカタツムリの名前の分布を調べた研究である。われわれの言葉の中で、カタツムリという語にどれほどの重要性があるのか、専門研究者でも疑問を出すむきもあるが、ともあれ、全国規模で調査した結果、みごとに京都を中心として同心円状に、デンデンムシやカタツムリ、マイマイといった語が分布していることを明らかにした。

動物や植物の名前を調べるのも案外に大事で、もしかすれば樹木名を調べた結果、新しい方言分布モデルを見出せるかもしれない。あらかじめ何が大事か大事でないかというのは、一概には言えないことである。

廣戸惇氏の労作『中国地方五県言語地図』（1965）には、図74に「あせび」、図76に「秋ぐみ」、図83に「ねむの木」の言語地図が収められている。方言研究者も樹木方言を調べられていることが分かる。地図を示さないままでは分かりにくいのが、それらの概略を紹介する。

出雲地方を中心に見ると、図74では、アセビという標準的な名前がほぼ全域に広がっている一方で、ゼネカネシバ（ゼニカネシバ）というのが東南部にある。また、マメイリシバという名前も南部に見える。このように出雲方言も一体ではなく、内部をいくつかに分けられる。

それは図76「秋ぐみ」の分布を見るとよく分かる。秋から冬にかけて赤い実をつけるグミ類をアキグミという。時期的に珍しいので昔から注意が向けられてきた。出雲地方では、東部を中心にアサドリという名前がある。ところが中央部や西部はアサエドリ、あるいはアサイドリで、この場合でも出雲地方が東西に分かれる。なお、隠岐全域にタナゴという名前があるが、興味深いことに島根半島にも数カ所に同じタナゴがあつて、隠岐との

関係を考えさせられる。

図 83「ねむのき」もほぼ同様の分布を示す。出雲地方や隠岐全域でカーカとかカーカノキという中で、出雲東部にネムリギというのがある。この場合もやはり東西でちがっている。

このように、出雲方言といっても、少なくとも樹木の方言名を見る限りでは、能義郡を中心とした東部と、中西部とでは若干違った分布が見られる。また、「あせび」の場合のように、東南部にマメイリシバがあり、雲南部独特の名称もある。『中国地方五県言語地図』に載る樹木方言を例にとってみても、樹木名が方言研究に役立つことの一例を知ることができる。

## 2. 「産物帳」について

ここで資料として用る「産物帳」について簡単に説明しておく。

江戸時代の中ごろ、八代将軍吉宗の時代の享保一十九年（1734）に、老中から大目付に対して、諸国の産物について、幕府の人物から尋ねがあればそれに応えるようにとの公達が出される。これが「産物調査」の命令となる。実際には、翌享保二〇年の閏三月から四月にかけて具体的な調査指示があり、全国の諸藩すべてで領内産物の調査が開始された。

ここで重要なのは、動植物その他を「俗名」すなわち方言名で報告せよという指示である。この指示が出されたのは、将軍の命令で編纂されていた『庶物類纂』という書物の参考にするためというのが理由とされている。

この俗名で動植物を一覧したのが「産物帳」で、享保二〇年から翌元文元年にかけて作成された。ところが、俗名による報告であったため、幕府の担当者は記事を正しく理解することがたいへん難しかった。俗名で書いてある動植物を、正しく何に該当すると決められなかったのである。例えば松江藩の産物帳で、虫類のトンボ類に「おんせう」という記事あったとして、このオンジョウがどの種類のトンボ類なのか分からないという具合である。

これでは役に立たないので、翌年になって、報告書の記事に○や△の印をつけ、それらの産物について、絵図（写生図）と、注書（説明書き）を作成することが求められた。これが「絵図註書帳」となる。

今の図鑑類がそうであるように、動物図鑑でも植物図鑑でも、絵（写真）があって、その生態とか大きさとかについての説明書きがあるから、まさに図鑑を作れということに等しい。全国の藩では、これにたいへん苦勞した。夏に飛び回る虫類を冬の間にどうやって観察するのか、逆に冬の植物を夏にどう描くか。その実態については、以前に萩藩のものについて少し詳しく調べたことがある<sup>注1</sup>。めったに獲れない魚を報告したために、その絵図・注書を求められて困ったことや、名前と実物を取り違えて報告してしまったことが分かるなど、藩をあげて混乱をきたしている。岡山藩の絵図帳には、耳の生えたへび類の絵図



があり、「めったに人の眼にふれない」という説明がもっともらしく書いてあるのを見ても、担当者の苦勞がしのばれる。

注1 田籠博「萩藩における産物帳の編纂過程」『島根大学法文学部紀要文学科編』16号(1991)

### 3. 松江藩の「産物帳」と「絵図註書帳」

全国から集まった「産物帳」と「絵図註書帳」は、幕府の担当者が『庶物類纂』の資料として利用した後に行方不明となり、現在まで発見されていない。

さいわいに各藩では控えの本を残して、それらが今日利用できる産物帳資料となっている。出雲国と隠岐国を治めた松江藩にも控え本があり、島根県立古代文化センターが所蔵する写本によって内容をうかがうことができる。

まず『出雲国産物帳』だが、表紙と本文の一〜二紙が失われているほかはほぼ完全に残っている。『絵図註書帳』の方は、出雲国全体のもは愛知県西尾市の岩瀬文庫に一部(全体の四分の一)が所蔵されている。古代文化センター所蔵本は郡別のものである。出雲十郡のうち、能義、意宇、楯縫、出雲、神門、飯石の六郡があり、残念ながら島根、秋鹿、大原、仁多の四郡のものは失われた。なお、国立国会図書館の『出雲国産物名疏』には、大原郡の絵図註書の写しがある。以下では、この古代文化センター所蔵本によって述べることにする。

出雲国の産物帳に載っている記事を見ていくと、現代とは異なる自然の様子を知ることができることがある。

例えば、今日では島根県東部にツル類の渡来はほとんどないが、産物帳には「まな鶴・袖黒・黒つる」が載っている。それぞれマナヅル、ソデグロヅル、ナベヅルのことだと思われ、これらのツル類が記録されているということは、昔はこの出雲地方にも渡来していたことになる。同じ鳥類でいえば、国内では既に絶滅したトキ(紅鶴)やコウノトリ(鶴)が載っている。トキには「牛からす、白からす」という方言名まで添えられている。さらに、「おきのだい」、これはオキノダユウの名で山陰一帯にある呼び名だが、アホウドリのことである。

獣類を見ると、「鹿」の見出しの下に、本当にある種類なのかどうか「かわしか、こちよ、いぬしか、めぬき、めか」と並んで「かもしか」の記事がある。これが今でいうニホンカモシカだとしたら、おそらく仁多郡あたりに棲息していたことになる。また、絶滅したと考えられているニホンカワウソも「獺」として載っている。

一例に過ぎないけれども、現在この出雲地域(および日本国内)では見られない動物類が一七三五、六年頃の出雲国で記録されている。産物帳資料の貴重なことは、これをもって見ても理解できるだろう。

#### 4. 『出雲国産物帳』の樹木記事

『出雲国産物帳』では、樹木類は「菓類、木類、葛類」の三箇所に分かれて載っている。

「菓類」は「くだもの」類のことで、実のなる樹木類である。これに「<sup>くちなし</sup>榧」が含まれているのは少し奇妙に思える。中心は当然のことながら「木類」である。「松 赤松、五葉松、三葉松」に始まって様々の樹木類が列記されている。最後に「葛類」だが、これは「かづら」類と読む。ただし、この「葛類」には「朝顔」などの草類も入っているので注意を要する。名前だけでは樹木類かどうか不明の記事が多い。

絵図註書帳にどう載っているのかは図で示す。一枚の紙を二つ折りにして、右側に絵図を描き、左側に註書を書く書式のため、冊子にすると表側に絵図、裏側が註書となる。



図1 絵図

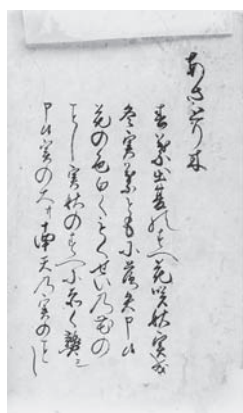


図2 註書原案

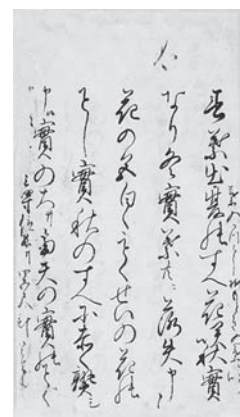


図3 註書改定案

図1に能義郡の菓類「あさとり」の絵図を、図2にその註書の原案、図3は註書の改定案を示す。註書は担当した郡の役所で書いたもの（原案）に、松江藩の担当者が書き改めたもの（改定案）が薄紙で貼付してある。註書の作成過程が分かる全国でも稀な資料である。

絵図「あさとり木」は顔料が変色しているが、概ねアキグミの形状を正確に写しているように、素人目には見える。ただ花と実とを同時に描くというのは、便宜的な工夫と思われる。

註書はどうかというと、原案は産物名を「あさとり木」として、

春葉出、夏のすへ花咲、秋実成、冬実葉ともに落失申候。花の色白く、もくせいの花のことし。実秋のすへに赤く熟し申候。実の大き南天の実のことし。

ここで「春葉出」というのは、この木が落葉樹であることを示している。白花が木犀の花に似ているというのは判断がむずかしいが、「実秋のすへに赤く熟し」て、「大き南天の実」位とあるからアキグミと見て矛盾しない。

註書の改定案は次のよう変わっている。

春葉出、葉のかっこう梅もときの葉に似て、夏のすへ花咲、秋実なり、冬実葉共に落失申候。花の色白く、もくせいの花のことし。実秋のすへに赤く熟し申候。実の

大さ南天の実のごとく、(冬実葉共に朽申候。葉長さ) 三四寸位、長さ四五尺計御座候。

花の形状を木犀花にたとえるのは原案と同じだが、葉をウメモドキとくらべ、葉と樹高を具体的な寸法で示す点が違うなど改定案は内容の改善をはかっている。



図4 たなごの木

先に、アキグミについて、隠岐と島根半島の一部でタナゴという名前があることを紹介したが、『隠岐国産物帳』にその絵図註書があるので、図4に絵図を掲げる。これも顔料が変色しているが、出雲国と違った角度で全体の形状を写し、特に実の赤い色が印象的である。

これらを見れば、産物名の一覧にすぎない産物帳にくらべ、具体的な問題を検討するためには、絵図註書帳のほうが断然すぐれていることが分かると思う。

## 5. 産物帳の記事から樹木名を推定する

出雲国の産物帳は三百年近く昔の記録だが、その記事から実際の樹木を推定するためには、種々の参考文献をもちいなければならない。

島根県内の樹木名方言については、沖村義人氏の『島根県の樹木方言』（私家版1988）が行き届いている。その他にも多くの重要な参考資料があるが、八坂書房編『日本植物方言集成』（2001）は草類を含んでもっとも便利な書である。農林省山林局編『樹種名方言集』（1932）は一種の林業便覧だが、背景として樹種名に方言的混乱のあることが自覚され、それを防ぐ目的で出版されたのであろう。

前に例示したアキグミについて、沖村氏の著書の巻末にある「郡別樹木方言表」を見ると、

能義・大原	アサドリ、アサエドリ	八束・簸川	アサイドリ、アサエドリ
仁多・飯石	アサイドリ、アサエドリ	隠岐	タナゴ、タナンゴ

とある。これによれば、産物帳の「あさとり」はアサドリと読むようで、アキグミであることを確かめることができる。産物帳に載る樹木名が、廣戸氏や沖村氏が調べた現代の島根県出雲地方においても使用され、根づよく伝承されてきたことが分かる。

もうひとつ、「よめがさら」という樹木名について検討する。ヨメガサラという呼び名は樹木に限らず色々な動植物の名称として存在する。命名の発想は「嫁が皿」で、たいへん小さなもの意味し、かつての嫁いじめの名残りである。これが産物帳の木類に「よめがさら 野柘共」と載っている。沖村氏の本では、モチノキ科イヌツゲの項目にこれが見える。

能義・大原 ヨメゴサラ

八束・簸川 ゲジラ、ゲジラシバ、チグロ・ツプロ、ヨメガサラ

仁多・飯石 ネズミガタラ、ネズミツプロ

傍線で示したように能義・大原でヨメゴサラ、八束・簸川でヨメガサラと少し語形が違っている。産物帳の「よめがさら」と直接結びつくのは八束・簸川郡の方で、ここでも出雲の東西で区別がある。

ところが、仁多・飯石のネズミガタラがイヌツゲだとすると、多少問題が生じる。というのは、産物帳の葛類に「鼠かたら」があり、かなり長い説明文がある。

茎木のこくとにて、杭少しあり。春葉生し、秋葉落申候。葉の色青く、かつかう茶の葉に似て、茎も青く、四月白き花咲、六月鼠色成細き実成申候。十月の頃実落申候。茎の太さ貳寸位、高さ四五尺計御座候。

絵図がないので確実でないが、ほぼイヌツゲを指すと見ていいかと思う。だとすると、同じイヌツゲが木類では「よめがさら」、葛類では「鼠かたら」と別名で載せられたことになる。ただ新たな問題もある。説明の中に「秋葉落申候」とあることで、イヌツゲは常緑で落葉しないから、何か間違いがあると思えない。

念のために言うと、右の註書にある「杭少しあり」と「細き実成」という語にも注意を要する。植物に生えているトゲ（棘）のことを、方言ではイゲあるいはクイなどと言う。筆者の故郷（九州の筑後地方）でもクイという。現在の出雲方言では別の語を用いるが、産物帳の時代にはクイと言っていたらしく、それがこの「杭少しあり」に現れている。また、「細き」はホソイ（細）ではなくチイサイ（小）の意味で、現在の出雲でも老年層を中心にホシエ（ホソイ）として使用されている<sup>注2</sup>。

ともあれ、落葉するというのが気になるが、葉が茶の葉に似ている、鼠色の小さな実となるなどの特徴から、沖村氏の調査結果と総合してイヌツゲだろうと推定する。もちろん、産物帳の「鼠かたら」はイヌツゲとは全然別の種類かもしれず、現在の仁多・飯石でイヌツゲをネズミガタラと呼ぶのは偶然の一致かもしれないが、イヌツゲの可能性も捨てきれない。

注2 田籠博「近世中期出雲方言の大きさ語彙」『国語学』52巻4号（2001）

## 6. 推定作業の問題点（1）

産物帳の記事から実際の樹木名を推定する作業で、注意しなければいけないのは、「同名異物」つまり、同じ名前でも別々のものを意味していることがある。反対に、「異名同物」もあって、先ほど述べたイヌツゲの例がこれに該当する可能性がある。

同名異物の例を産物帳から探すと、「亀から」という植物名が見つかる。神門郡の絵図註の中に樹木類の「亀から」がある。図5に絵図を示す。



図5 亀から



図6 かめがら

これが何かというと、沖村氏によればスイカズラ科のガマズミを出雲全域でカメガラ、カメイガラ、カメンガラと呼ぶとある。つまり、木類のガマズミを「亀から」として載せたのである。

ところが、能義郡の絵図註書には、草類の「かめがら」がある。絵図を図6に示す。

これは特に参考資料に頼らなくても、明らかにツユクサ（露草）である。『中国地方五県言語地図』図89に「露草」があり、

それによるとカメガラという名称は出雲東部の能義郡から鳥取県西部（西伯郡・日野郡）に限って分布している（隠岐島前、石見西部にも）。つまり、能義郡の絵図註書帳に「かめがら」が載っているのは偶然ではなく、おそらく能義郡特有の方言として記録されたように思われる。

類別が木類と草類でちがいで、地域的にも神門郡と能義郡では東西に離れているから、産物帳の時代の人々も取り違える可能性は低かったのであろう。しかし、仮にこれが同じ木類に二つあったらどうするか、あるいは草類にカメガラが複数あったらどうするかというのが、「同名異物」の問題でなる。産物帳で別々の記事であれば、いちおう別のものと考えなくてはならず、その判定は非常にむずかしい場合がある。

「異名同物」の適例を樹木類では思いつかないので鳥類から示しておく。

産物帳の鳥類に「むさゝい」の記事があり、「みそさゝい せんさい共申」と注記されている。その左に説明文がある。

せんさい、みそさゝい、最初ヶ条に致し置候。せんさいの絵図御好被成、郷中へ申付候処、右二名共にむさゝいと同鳥の由御座候付、せんさいの絵図不指出、小書に仕置候。

補って現代語に訳せば次のようになる。

「せんさい」と「みそさゝい」を最初は別々の種類と判断して、別の記事にしていた。



図7 むささび

幕府から「せんさい」の絵図が要求されたので、郷中（出雲郡）に作成を命じたところ、「せんさい」「みそさゝい」は共に「むさゝい」と同じ鳥であることが判明したため、「せんさい」の絵図は差し出さず、産物帳に小書き（注記）で示すことにした。

実際に、出雲郡では「むさゝび」の絵図註書を作成し、「せんざい共申候」「みそさゝいとも申候」と注記してる（図7）。

江戸からセンザイの絵図が要求されて始めてそれがミソサザイやムササビと同じ鳥であることが分かったわけで、これが「異名同物」の典型的な事例となる。右の説明文がなければ、われわれは実物を推定

するのに難渋したと思われる。

## 7. 推定作業の問題点（2）

沖村氏の「郡別樹木方言表」でツツジ科アセビ（馬酔木）の項に次のようにある。

能義・大原 アシブ、ゼニカネシバ、マメイリシバ  
八束・簸川 アシブ、ゼニカネシバ、マメイリシバ  
仁多・飯石 アセブ、ゴマンド、マメイリシバ

最初に紹介した廣戸氏の『中国地方五県言語地図』の分布とはやや異なるが、語形は概ね共通している。産物帳の木類には次の三つの記事がある（数字は所在丁数）。

あせふ 59裏  
馬酔木（あせほ） 58表  
まめいりしば 58裏

木類には錯簡（綴じ誤り）があるため本来の記事順で掲げた。それぞれ、アセブ、アセボ、マメイリシバと読むことができる。前のミソサザイの例からすると、記事としては別だがすべてアセビという木だと考えたくなり、沖村氏の資料もそれを裏づけているように思える。

「まめいりしば」は楯縫郡に絵図註書がある（図8）。註書の原案と改定案は次のようにある。

（原案）冬葉を持、夏の頃花さき、色白く、秋実成り、卯の花のみのことく、実黒く御座候。木の長さ四五尺位、大さ五六寸位迄の木に御座候。

（改定案）四季ともに葉有之。色青く、あせ口に似申候。夏に至り白き花咲、秋実成、うの花の実のことくにて、色黒く御座候。木の色鼠色にて、長さ四五尺位、大さ四五寸位御座候。

絵図を見れば、これがアセビであることは疑いないようだが、註書原案の「夏の頃花さき」、改定案の「あせ口に似申候。夏に至り花咲、秋実成」という記事が問題となる。改定案の記事は、アセビに似てはいるがアセビではないと理解すべきだろう。最大の問題点は花の時期で、夏に開花すると書いてある。アセビは早春から咲き始める樹木で、間違っても夏ということはない。ところが、原案に「夏の頃」、改定案にも「夏に至り」とあるのを考えると、単純にこれをアセビと同じだと処理することはできそうにない。



図8 まめいりしば

常緑のイヌツゲを落葉すると書いた例もあるから、何かの誤認として無視する立場もあるだろうが、これ以上は樹木に詳しい専門家の助けを借りなければ何とも対処しがたいのが実情で、今のところ「まめいりしば」が何に該当するかは決定しがたい。

## 7. 推定作業の問題点（3）

これまで例示してきたのは、一つひとつの記事からどのように推定作業を行うのかという問題点であったが、ここでは体系的な推定作業の可能性について述べておく。

木類の最初にちかいところに、「あへ榎」の見出しの下に、「～マキ」の名前をもつ樹木が集められている。

あへ榎	ごんたら榎	すきやまき	根白まき	<u>こならまき</u>	犬まき
	かうやまき	水まき	<u>ほうそまき</u>	柴まき	<u>小まき</u>
	かしわまき	ごとくまき			

沖村氏によれば、名前を～マキと称する樹木は、方言ではたいへん多く、実際にそれらが何を指すのかを知るのは困難が多いという。実際、沖村氏の方言表によって、樹木名を推定して並べると次のようになる。

アベマキ	ミズナラ	クヌギ	(不明)	<u>コナラ</u>	イヌマキ
	イヌマキ	ミズナラ	<u>コナラ</u>	(不明)	<u>コナラ</u>
	カシワ	ナラガシワ			

つまり、「こならまき、ほうそまき、小まき」は同じコナラの方言名で、「異名同種」の一例になりそうに思える。しかし、はたして産物帳の記事を取りまとめた人々が、特に注記もないままマキ類を列挙しているのを見ると、現代よりはるかに生活の実用と結びついていた先人たちは、やはりこれらを互いに区別していたのではないかと考えたくなる。だが、残念ながらそれを証明することはできない。

次も同様で、「柳」の下にヤナギ類が集められている。

柳	長葉柳	<u>岡柳</u>	<sup>こぶ</sup> 瘤柳	川柳
	<u>丸葉柳</u>	糸柳	<u>箱柳</u>	小柳

これも沖村氏によると、「岡柳、丸葉柳、箱柳」はどれもヤマナラシの方言名となり、「異名同種」となる。種類が非常に多く、樹形が相互に違うことの多いヤナギ類を、生活の中でどのように互いに区別していたのかを知らなければ、名前だけから樹種を推定するには大きな困難がある。

体系的な推定作業というのは、こうした類似種が列挙された記事について、昔の人々がマキ類と考えたものがどの範囲であって、互いにどう違っていると認識したのか、ということ考虑しないまま、単に現代の方言名とつきあわせるだけでは限界があると考え、それらを総合して取り扱う必要があるのではないかということである。

文献による方言語彙研究の方法について、色々と考えさせられる。

## 8. 結び

最後に、『出雲国産物帳』と『郡別絵図註書帳』を通して見たときの、産物帳資料の価値について考えを示しておきたい。私が考えるのは次の三項目である。

- (1) 農産物、自然界の動植物に関する資料
- (2) 過去の出雲地方における方言資料
- (3) 過去の人々の自然認識の資料

(1)については、最初に少し触れた。今から二八〇年ほど以前に、どのような農産物が栽培されていたのか、あるいはどんな動植物が棲息していたのかをしるためには、ほとんど唯一の資料となる。

(2)については、主として動植物名の方言資料として価値が高いことはいうまでもない。その他、植物のトゲのことをクイといたり、チイサイことをホソイというのも、文書類にはあまり出てこない語で、重要な資料になる。

最後の(3)は、最後に述べた、自然物を生活の中でどのように認識し、区別していたのかということと関係する。身近に接している動植物についても、現代人はあんがいに無知なもので、その名称を覚えたり、生活に役立てる機会も少ない。ごく短期間でこれだけの産物名を一覧した産物帳を作成し、数多くの(約四〇〇種)の絵図註書を作成するには歴大な労力を要したと思われるが、それを支えたのは当時の人々の日常的な観察ではなかったかと推測する。産物帳資料をその現れ的一端と見なしたいと思う。

山陰研究センター講演会(2007.2.10)を補訂



## 第6章 墓上施設の現在

山崎 亮

墓上施設とは一般に、石塔造立以前の埋葬地に設けられる種々の伝統的な構造物のことを指す。それらの墓上施設のなかでも屋形型の形状のものは、かつては、西日本の島嶼部や山間部を中心として広く分布していたが、火葬の普及とともに、減少の一途をたどっている。ところが、隠岐、壱岐、対馬には、このような屋形型の木造の墓上施設——これらの地域ではスヤと呼ばれる——が、今なお盛んに設けられているところがある。それらの地域では、スヤのなかに野位牌を安置して灯明を上げ、故人の好物を供えて、一周忌までは毎日のように参るといふ。とくに隠岐島前では、廃仏毀釈が激しかったこともあって、現在も仏式の葬儀と神葬祭が混在しており、また島前を構成する3島の各々で、土葬から火葬への移行過程が異なっている——西ノ島では1980年、中ノ島では1998年にそれぞれ火葬場が稼働し、これに対して知夫里島ではまだ火葬場は建設されていない——点でも興味深い事例を構成している。けれども、葬儀の神式・仏式の違いにも、また火葬と土葬との違いにも関わりなく、島前のいたるところで、スヤは設けられ続けているのである。

日本民俗学では、柳田国男以来、このような屋形型の墓上施設は、古代の喪屋の遺制、あるいは死者を現世から隔絶する装置の残存とみなされるのが一般的であるが、火葬への移行後も設けられ続けている島前や壱岐のスヤの場合、このような起源論的説明は説得力を欠く。島前のスヤに関しては、明治維新直後の神葬祭の手引き書である『隠岐国葬祭式』の頭注に、「素屋ト号スルハ設ルニ及ハス」とあるのが、管見の及ぶ限りでの文献上の初見である。この文言から推測するならば、少なくとも幕末には、仏式の葬儀に際してスヤを設けていたことは確実であろうが、しかしそれ以上時代を遡ることは困難である。ただ、明治初年の神葬祭への移行に際してスヤを廃止しようとする動きがあったにもかかわらず、生き永らえてきた伝統的な葬送習俗とみることはできるだろう。

ここで注目したいのは、近年、隠岐島前でも壱岐でも、スヤをできるだけ長く維持しようとする傾向が顕著になっているという点である。スヤは元来、土葬に際しての過渡的な墓標であり、通常は2、3年たてば自然と朽ち果て、代りに石塔を建てるはずのものであった。ところが最近では、朽ちかけたスヤを補修したり、ビニールシートをかぶせたりする例が目立ってきている。そもそもスヤの製造過程において、トタンで表装したり、上質の木材を使用するなどして、10年程度は朽ちないように頑丈に作るようになっている。このようなスヤの「延命化」現象は、むしろ、火葬にともなう「家墓」の普及に対応するものと思われる。各人の石塔が建てられなくなり、野位牌を安置する一種の祭壇としてのスヤが、まだ記憶に新しい身近な故人を個別に偲ぶよすがとして、いっそう必要とされている、と考えられるのである。もちろん島前にしても壱岐にしても、このようなスヤの需要を支える供給システムが、地元のJAや葬祭業者などによって確立されている点も見逃せないが、いずれにせよこれらの地域のスヤの事例は、伝統的な葬送習俗が、その機能の力点を変えつつ継続していく典型例とみなすことができる。

※隠岐、対馬、壱岐におけるスヤに関する詳細は、拙稿「墓上施設の現在——隠岐、対馬、壱岐におけるスヤをめぐる——」（島根県古代文化センター『古代文化』13、2005）を参照されたい。

本竈ハ村下之存寄りニ塗立候得ハ手伝之者共村下より諸事

(注)

差図を請可申、万事村下之定法ニ可致也

翻刻にあたり、「夕」は「より」、「夏」は「事」としている。

一 竈焚之事

竈焚ハ出鉄之夜ニ而皆々草刈候得ハ諸事心ヲ付可申、随分念入一夜焚立候而、翌日能々竈困いたし候得ハ、耆人役ニ相成条、可得其意也

一 焚上ケ之事

焚上ケハ籠之前ニいたし候得ハ、外ニ賃錢定法通遣之候也

一 銚池改仕廻之事

池改ハ勘場よりいたし候得ハ鑪内より無構候、他仕廻之儀ハ四日押ヲ耆人役として定法之賃錢飯米遣し候、尤三日五日ノ鑪者、右ニ準シ賃米相渡候也

右十九ヶ條堅ク相守、何連共村下之下知ニ随ひ、相務可申、右之内壺ヶ條ニ而も相背者有之ハ外江不及申談、村下了簡を以、如何様共入替自由ニ可致、本主より急度差免条可得其意候、此外一切吹夜中之儀ハ村下より心ヲ付下内之者共我俣無之様可取計者也

返答無之節、其分ニ差置候得ハ起シ番之者可為不念、此段銘、相心得鑪江寄り集り、早々仕掛ケニ取付可申候、勿論仕掛ケ吹之儀ハ夜ノ吹一計より式計間有之候得ハ夜食札壹枚可差出候、三計より四計間ニ同式枚、右割合を以夜食札可相渡也

一 押道具改方之事

押道具ハ兩職人より改之、不用之人ニ用立申間敷、尤鑪内より外江出シ不申、若紛失有之候得ハ兩職人ノ可為不念、勿論損シ候節ハ元方江申達、小鍛冶江為直可申、大損シ候而不被用物有之者、其替り道具請取之、古キ分ハ何ニ而も勘場江持參可致也

一 流銚之事

流銚之節ハ勘場へ通達可致、尤夜分ニハ鑪内江勘場より壺人宛相談候得ハ其人江可申達、湯坪江余り之流銚或ハ加らみニ交り候分共ニ皆、氣を付、拾上ケ可申、若右品ニ付不埒之儀有之候得ハ、兩職人炭焚之為不念之間、可得其意候也

一 番子小役之事

番子ハ吹夜中小役として一日ニ小鉄十六荷宛鑪江荷ひ上ケ

可申、兼而小鉄焼より右之段相改候得ハ随分軽ク無之様負籠ニ計り切負ひ上ケ可申、右定之内一荷ニ而も不足いたし候得ハ其人賃錢之内ニ而右丁物引落シ可申、尤籠り付之小鉄ハ拾式荷之辻勘場より上ケ可申也

一 出鉄朝之事

出鉄之朝ハ兩職人より氣を付、不埒之働無之様可致、尤湯絞りハ職人炭焚之内より可致、定法之賃錢相渡候間、無如才様可相勤也

一 塗土灰拵方之事

塗土灰ハ毎夜床廻り、番子より相勤候、随分氣を付、双方共ニ内々灰仕道具拵立可申、右賃錢として三日押四日押ニ不限一夜ニ錢四拾八文宛相渡申候、若吹夜中ニ灰仕道具之内不足ニて間ニ合不申候得ハ床廻り之可為不念也

一 本竈土拵方之事

本竈土ハ床廻り番子之外より相勤拵立可申候、拵立候者村下江申達、見分を請可申、竈塗立候節、土拵悪敷候得ハ土仕之可為不念也

一 一本竈塗立之事

ハ村下分之者可為越度也

一 村下職之事

村下ハ鑪内之司ニ候得ハ、安合惡敷外、之者より故障之筋相働候共、村下之為不念間、其旨相心得、随分吹夜中ハ心を付、少シも鑪内を離れ不申候様、諸事可取計之

一 炭坂職之事

炭坂ハ片側受取候得ハ、村下之下知相守、村下ニ立替り、鑪内不法之取計無之様可致、村下之不念ニ相成候筋有之候時ハ、炭坂江も其咎随分相懸り可申也

一 炭焚業之事

炭焚ハ兩職人之間を受取候者ニ候得ハ、双方共ニ役分大切ニ相務、并番子共吹踏様惡敷候者無用捨可申付、若相背不法之儀申掛候者有之者、其旨兩職人江申達、急度吟味可致也

一 番子業之事

番子ハ吹夜中之儀ハ吹踏候事、專其業ニ候、随分無断絶丁寧ニ可相勤候、近頃不法之族有之、夜ルハ吹ノ上ニて寝り、或ハ不用足拍子を取、其外替り番之節、

起キ兼、再三被起候儀甚不埒ニ候、右様之者有之者炭

焚より心を付、手前炭務共ニ双方より致吟味、横着

無之様可取計之

一 小鉄焼業之事

小鉄焼ハ兩職人了簡を以相立、焼木等随分不入様焼立候而兩職人江渡シ可申、尤番子小役之儀ハ小鉄焼致吟味、横着無之様可取計、勿論小炭等餘分無之様可致也

一 上釜土拵方之事

上釜土ハ小仕事老人役ニ相定、番子之内格番ニ申付候間、随分念入拵立可申、若土拵の惡敷籠り之朝、間ぬけ有之候へハ、老人役之仕業惡敷無役ニいたし候、此分相心得、土拵相濟候ハ、用人之内江見分為致下知ニ随ハ可申也

一 籠之朝仕掛之事

籠り之朝ハ起シ番より相廻り一応起シ候者随分無如才起キ可申、若一応ニて起キ不申候共、再起シ致間敷、其旨不心得之族有之籠り之間ニ合不申候得ハ不捨置、遂吟味定法ニ可取行、為其前夜二人しらへ可致候、万一起シ廻り之節、

一下内之者共勤来候内、他国他領或者外鑪格合を申立候族も有之候得共、此儀一向不取上、当山内江入込候者ハ当山之定法ニ可取行条可得其意事

一米貸渡之儀ハ内山配遂吟味、前貸等一向不致、仕懸ケ取之定法急度相究置候得者、其分相心得可申、若又妻子等引連増米入用之儀有之者、内々其心得ニ而相勤可申、尤米貸高之儀ハ兩職人除之、其餘之者ハ高五升之外急度不相成、假令多人數ニ而飯米餘分入用ニ候共、六月五升之割合之外、一向貸付不申事

一錢貸之儀二季之前貸等いたし候節ハ、元方、内山配、村下右三人之者共見計ひ、三人共得心之上ニて貸付可申、勿論内々小遣等入用之節者右三人之内江借り人より可相断、其節ハ得と勤方見合、其人相応之儀申出候者右之用人了簡を以可取扱事

一毎月小役塩壺升ツ、下内之者江相渡候内壺人住之者ハ喰はなちニ致候之間、得其意、平日心ヲ付、餘分不入様可致事  
一塩壺升代錢貳拾文、茶壺斤代錢四拾文、茶壺升代錢十五文、夜食札壺枚代錢拾貳文、此分ハ定法値段相究候得ハ、世間

値段高下有之候共、決而甲乙無之事

一山内ニ而妻子有之者共、其妻子之變事申立、諸用断申族有之候共、一向取上ケ不申事

一小仕業ニ出候者毎日朝早天より勘場へ罷出、可相勤役分請取之可申、尤病氣ニ而得不勤者ハ、朋輩妻子ニ而も其旨為取次、相断可申事

右之趣相定置條得其意、若相背者ハ内山配了簡を以急度相糺、当山内定法ニ可取行候、尤右之外何品ニ而も立間勤之儀ハ内山配より致吟味、我俣ケ間敷儀有之者、一切自由ニ可致、此旨本主より差免条可得其意者也

### 吹夜之掟

一鑪吹立之事

元方、村下、内山配相談之上、諸事見計ひ吹立可申、安合悪敷出鉄ニ致度時ハ、右三人共申談之上ニて可取計之  
一吹夜中掟之事

吹夜中之儀ハ何連村下之存寄ニいたし、下内之者とも我俣相働候者、村下より急度申付、鑪内ニ而不法之儀出来候得

相勤間敷、勿論右之段ハ平日心ヲ用、手違之時分見合ニ随  
分私用可相達事

右之條々用人中和談いたし可相守、尤銘々役分之儀ハ外ニ役  
割相極置条可得其意候也

### 禁法之事

一 火ノ元用心之事

一 博奕都而掛ケ物之諸勝負ニ不限無給勝負事迄一切停止之事

一 往来者山内江出入無用之事

一 山内ニ而木頭等一向不可焚事

一 村内之者たり共無用之人々為入込候儀急度無用之事

一 鑪内ニ而拾銑鋸一切無用之事

一 吹夜之内御神酒之外禁酒可致、勿論銘々仕業ニ懸り居り候

内、一向飲酒不相成事

一 鑪内木屋方都而山内ニおいてくわへさせる急度無用之事

一 諸人相集り猥りニ打騒き候儀堅無用事

一 夜半以後要用有之候共、山内出歩行候儀堅無用、若不相叶

急用ニ差懸り候者用人之内江相窺出入可致事

右制禁之條急度相慎相守可申、勿論山内入口三ヶ所ニ高札建  
之候通可得其意候、万一右ヶ条之内相背候者有之者当山内定  
法を以急度可取計者也

### 下内之掟

一 諸用ニ差懸り喧嘩口論いたし、其日之役分ニはづれ諸用之

差支ニ相成候得ハ、喧嘩之理非相分り、たとへ理分之者た  
り共、急度可為越度事

一 籠り之前夜ニハ早く寝、銘々職分之差支ニ不相成様可致事

一 下内之者共薪ハ内々入次第ニ為焚候之間、随分心懸ケしま

つニいたし、割木ニいたし候者、木くづ等念入拾ひ上ケ、

焚可申事

一 山内江他所者入込候内、通り懸り之鉄山者ニ而山内ニ知人有

之者ハ其知人より内山配江窺之、変事引請候者一夜之滞留

ハ可免之、尤二夜之滞留ハ決而不相成事

一 立間ニハ随分気を附、小仕業等精出シ可相勤、病氣ニ

而小仕業ニ不出者ハ其旨内山配江可相断候、万一我俣ニ

休息いたし度様申立、内山配不機嫌ニ候得者虚病を構

候族有之候ハ、急度遂吟味、当山内定法を以可取扱事

一 添山配

山方吟味 諸方催促方

此分添山配より相勤、勿論山配ニ立替り可申也

右之段銘々之役分大切ニ相守、相勤可申、若右之内不埒之取扱候者当人之可為越度者也

### 本主江可伺品之事

一 御公儀より被仰出候品之事

一金屋子神祭祀之事

一村方諸勤方之事

一 鉄銚米方売買之事

一 為替方取引之事

一元方他出之事

一 両職人交代之事

一 鍛冶屋廃止并大工交代之事

一 用人之内出シ入之事

一 丁銀三百目、丁銭三十貫文以上取引之儀者何事ニ不限可伺事

右之條々本主江可窺之、此外少分之事たりとも新規出来ニ而、都而無例事者随分元方より可及相談也

### 用人掟之事

一元方より手代ニ至約束ニ而も病氣或ハ諸用ニ差掛り可勤品ニ立替り、其外手伝之儀者元方手代ハ随分助合ニ可相勤、勿論手代より添山配までハ右ニ準シ可相勤事

一元方他出之儀一日之事たり共、本主江窺之可申、手代以下ハ三日之他出までハ元方了簡ニ而可免之、三日過候他行ハ元方より本主江可窺之事

一 毎日諸請払勘定ハ手代引請ニ候得共、右勘定相済候迄ハ当日相勤候用人之内、耆人も私用ニ差掛り申間舗、尤日算用方相済候以後ハ申合之上ニて留守居相究銘々可為勝手事

一 用人之内私用有之、夜歩行いたし候とも、耆人茂山内をはなれ外様ニ寝止り無用之事

一 用人之内ニ而法外之取計有之候得者、当人ハ不及申ニ元方より添山配迄銘々之越度ニ相成候條可得其意事

一 世間休日ニ候共、掛り合之用談有之候節、銘々勝手之私用

(史料・山内掟)

大田市宅野・藤間家文書

「天明四年辰正月

宅野村達水鉄山所掟書 藤間重栄」

掟

一元方

山内示方 山川船手取引 両替方

下内賃扶持定 諸値段物甲乙 諸駄賃増減

内方諸貸付物

此分都而元方了簡を以可取計、尤諸取引之内丁錢三拾貫文、

丁銀三百目以下之諸払者随分元方存寄二可取扱也

一手代

諸帳面引請 毎日米錢諸払方 諸人足書留

下内月勘定 拾銑鋸改方

此分有来り之儀者手代了簡を以可取計、尤新規出来之儀ハ

何事ニ不限元方江相談之上可相決也

一村下

吹夜中示方 罫内預り

此分村下了簡を以可取計、都而何事ニ不限一了簡ニ而不相濟儀有之者元方内山配江可及相談也

一山配

山子出シ入 山買入 焼入炭仕入

買山代払方

此分山配了簡を以取計、都而山方ニ掛り候儀ハ山配存寄りニ可致、勿論新規出来之節ハ元方江可相談也

一内山配

諸人足遣 番子小仕事 斤量方

諸寄り物請取 船廻シ物受取 山内修理破損所

諸遣道具引請 山内世帯道具引請

此分内山配了簡を以可取計、此上格別際立候儀ハ元方江可

申談也

一手廻り

諸人足雇出シ 諸駄賃方 浜中衆方

小使方

此分手廻り了簡を以諸事請引可申也



ている。また、『櫻井家たたら』の研究と文書目録』所収の拙著論文「櫻井家たたら製鉄における山内の成立と展開」では、元治二年（一八六五）の「史料」である櫻井家榎原たたらの「山内定法書目」全文を紹介した。

ここに紹介する藤間家の「達水鉄山所掟書」は、天明四年（一七八四）のものであり、櫻井家榎原たたら「山内定法書目」よりも六一年も早い時期のものである。しかも、天明四年といえ『鉄山必用記事』（『日本庶民生活資料集成』第十卷）の成立した年である。『鉄山必用記事』には「罪科を糾明し、死罪をこそ行わぬ縛り打擲、首かせ、手かね、あし械、籠舎等追払、家財欠所、鉢屋へ預る坏の事有に依て、鉄山師の心儘に是を行ふへし」などがあり、また「凡て鉄山者諸方のあぶれ者計の集りによる物なれば、元小屋より万端を厳敷不申付ては難成就物也」と記してある。これらの記述から山内の労働はかなり厳しく、山内者は後々まで鉄師への隷属的な存在であった、というイメージができてしまった。もちろん、時代と共に変化していくものであり、近世後期に山内者がどのような存在であったかは今後検討を要する。この藤間

家の「掟書」はここでは分析検討する余裕がないので、あらためて検討することにし、検討材料の一例として史料全文を紹介する。

第1表 寛政6年  
櫻井家鉄方鍛冶屋者宗旨別家族・人口

宗旨	家族数	男	女	計
禪宗	6	13	5	18
法華宗	2	3	1	4
真宗	47	106	59	165
計	55	122	65	187
内女房持				12
一人者				11

寛政6年「従寺方宗旨證拠帳」三冊による。

一方、江の川沿いのたたら経営者の中には、美郷町潮の中原家（二多郷たたら）や江津市桜江町の中村家（瀬尻たたら）のように江の川の舟運を利用して鉄の間屋を営みながら一方でたたらをも経営していたと思われる者もいる。

さらに浜田市金城町一帯や飯石郡に多い小規模たたらは、年間を通して操業するのではなく、農間余業的に操業するものであったと思われる。

このように石見地方のたたら経営はこの三つのタイプに分類されると思われる。ここではそのうち、問屋兼業のたたら経営者であった邇摩郡仁摩町宅野の藤間家についてみてみたい。藤間家は宅野港にあって、廻船業を営み、また宅野に大規模な達水たたらを経営していた。石見銀山資料館に所蔵されている藤間家関係史料（森山家文書）には幕末から明治にかけての間屋史料とたたら史料が多数残されている。それらの中の「仕切状」から、「越中伏木」「羽州本庄」「羽後酒田」など、東北、北陸などへ盛んに銑を販売していることがわかる。また、肥前島原の大湊への「送状」もある。また、「伯州淀江」など鳥取との取引もある。鍛冶屋で製品化した割鉄で

はなく、銑をそのまま販売しているのが特徴である。いまひとつ注目すべきは、淀江などには銑を販売する一方、多くの砂鉄を購入しているのである。藤間家は地元でも砂鉄を購入したのであるが、砂鉄が山間地で採集されるため、港に立地している藤間家は、多少遠くても船を利用して砂鉄を購入していたのである。廻船は手船の場合と他人の船に運送してもらっている場合の二通りがあった。

藤間家たたらは「達水たたら」といい、前述した天保八年（一八三七）の銀山御領江の川沿いの一七たたらにも「宅野たたら」として記されている。このときの「銑定高」は一九〇〇駄であり、かなり大規模なたたらであったことがわかる。このたたらには天明四年（一七八四）の「宅野村達水鉄山所掟書」がある。ただし、石見銀山資料館に残されている史料はコピーであり、現物の文書ではない。現物史料の所在が不明であるが、コピーとはいえ、「掟書」の内容には充分信憑性があり、本文の最後にその全文を紹介しておいた。

「山内掟」については、『鉄師絲原家の研究と文書目録』にも幕末の史料と思われる「山内申渡頭書事」などが紹介され

縁があったのであろう。

山内に入って来た者六四人の内訳をみると、鉄方鍛冶屋者との結婚（女性）三七人、養子一人、離縁して帰った者七人、鍛冶屋者として山内に入った者三人、その他六人である。

山内を出た者一〇人のうち七六人が女性であり、うち五人は結婚のためである。また山内に入ってきた者六四人のうち女性は四八人で、うち三七人は結婚のためである。

ところで、文化二年から嘉永二年までの四四年間で、山内から出ていった者が入って来た者よりはるかに多いのはなぜだろうか。寛政六年から天保二年までの山内人口は一三〇人もふえ、その後もふえ続けているのである。生産の拡大によって二、三男を新たに山内鍛冶屋者に抱えこむことができたと考えられる。

ともあれ、鉄方鍛冶屋者の所へ近隣の上阿井村、下阿井村、さらには三沢町、また備後国恵蘇郡の和南原村や大内村からも嫁に来ている。山内と村との交流はごく自然におこなわれるようになっていたことを示している。

### 三 石見の藤間家におけるたたら製鉄業

石見地方においてもたたら製鉄業は盛んであった。江の川沿いの天領には天保八年（一八三七）、一七のたたら場が確認されている（『出雲と石見銀山街道』）。そのうち、年間銚定高二〇〇〇駄以上のものが三カ所あり、四〇〇駄という小規模のものも四カ所あって、小さきまざまであることがわかる。大規模なたらの代表格の三カ所は、江津市川平町の恵口御たたら、邑智郡川本町の土居原たたら、南佐木たたらである。

浜田市の金城町一帯にも多くのたたらがあり、明治一五年の絵図で一〇カ所を確認することができる（金城町歴史民俗資料館）。その中の田の原たたらは、高殿一三二坪、詰所三六坪、山内労働者の住居八件、七八坪であり、かなり大規模なものである。一方、八ツ木の北北谷たたらは全坪数八七坪の小規模なものである。

これらのたたらを操業していた鉄師には出雲と異なり、さまざまのタイプの者がいた。川本の土居原たたらの経営者川上家（『川本町誌』）や邑南町矢上の三宅家は、やや出雲の鉄師と似て大規模なたたら経営者である。

などの家族と生活している。なぜか女房がおらず、子供や親、兄弟と一家をなしている者が三二人もいる。女房と離縁したか先立たれた者であるが、やや多すぎる。しかしながら山内の鑪者、鍛冶屋者といわれた労働者は多く家族持ちであったことがわかる。

その後、櫻井家の上阿井村山内の人口は徐々に増大し、天保二年三一七人、同三年三三六六人、文久三年には四〇一人と拡大している。寛政六年から文久三年まで六九年間で山内人口は二倍以上になっているのである。たたら製鉄は幕末にはかなり需要を増大させていった。櫻井家の鉄は、近世中期にはその多くを大坂へ出荷していたが、幕末には北前船によって北陸、東北方面へも出荷するようになった。年次が明確でないが、幕末、櫻井源兵衛直昇、同録三郎の時代（のちに三郎左衛門、さらに三郎右衛門と改称）、櫻井家は福井の九頭竜川河口右岸の三国湊に店を構えていた宮腰屋に鉄を販売しており、その仕切状が二〇〇通以上櫻井家に残されている。なかには一回の取引が千両、二千両のものもあり、櫻井家の鉄が盛んに北前船により運ばれていったことを示している。そ

の交易を支えたのが、山内労働者による大量生産であった。

ところで、櫻井家には山内住人の「宗門放證文」と「宗門受取證文」が合計一七四通残っており、これが一冊に綴じられている。これによって文化二年から嘉永二年までの四四年間の山内人口流動性を知ることができる。「宗門放證文」は、山内から出ていった者を宗門人別帳から除くことを庄屋に届け出たものである。「宗門受取證文」は山内に新たに入ってきた者を宗門人別帳に加える旨庄屋に報告したものである。一七四人のうち、一一〇人が山内から出ている。山内を出た理由をみると、結婚（女性）五八人、養子一〇人、離縁五人、家族共引越一四人、一人引越七人、「勝手ニ付引越」三人、「行方不知」一三人である。結婚のため山内を出ていった女性の多くは、近隣の村へ嫁に行っている。しかしなかには備後国恵蘇郡森脇村や和南原村へ、さらに能義郡の広瀬藩上山佐村、鳥取の日野郡萩原村へ嫁に行っている者もある。備後国恵蘇郡は櫻井家が出雲国へ入国以前に居住していたところであり、広瀬藩は松江藩の分家であり、比較的抵抗が少なかったであろう。日野郡はたたら製鉄の盛んな所であり、なんらかの

櫻井家において、たたら製鉄に従事する労働者の居住地である山内がいつ成立したか明らかではないが、櫻井家の現存する南土蔵が建てられたのは享保二十年であり、母屋は元文三年に建築され、今日まで居住されている。櫻井家の鑪場で、創業時期、場所のはっきりしている最も古いものは、上阿井の伊弉冊鑪いざなみたたらであり、享保六年から同十三年まで操業している（「旧記」）。これらのことから、享保年間に上阿井の内谷で大規模なたたら操業がおこなわれるようになり、山内もこの時期に成立したと推定される。櫻井家には寛保二年の「仁多郡上阿井村鉄方鍛冶屋者亥宗門御改目録」が残されている。宗旨人別帳は鑪鍛冶屋主によって作成された。櫻井家は、享保十一年の「鉄方方式」によって鑪一ヶ所、鍛冶屋一軒を許可された。鑪場は、この時以来、伊弉冊鑪、猪子原鑪、奥湯谷鑪と数年ごとに替えられているが、鍛冶場は初期においてその位置がはっきりしない。安永三年にはじめて上阿井村内谷鍛冶屋一軒を許されたことがわかる（万延元年「系図并代御称美寸志上納勞錢鑪鍛冶屋御免場所替書出」）。内谷鍛冶場は天明三年まで一〇年操業して中断し、寛政二年再び許さ

れて、文化八年まで二二年操業し再び中断している。しかし一方で、安永九年に同じ上阿井村内谷で新鍛冶屋一軒を許され、これは幕末、近代以降まで操業している。つまり櫻井家は享保二十年南土蔵を建てたころには上阿井村内谷を住居だけではなく、たたら製鉄業の核にしていたと思われる。従って鍛冶場は母屋と共にあつて場所を替えず、鑪場は周辺の木を伐りつくすと共に替えていったのである。横田の絲原家はこれと異なり、天明八年以降、雨川村雨川鑪は母屋と共にその場所を移ることなく、鍛冶場を転々と替えている。

ところで、櫻井家のたたら製鉄の拠点が上阿井村内谷に固定すると、当然山内もその近辺に成立する。櫻井家に所蔵されている山内の宗旨人別帳で最も古く完全なものは寛政六年の「従寺方宗旨證拠帳」三冊である。これは「仁多郡上阿井村鍛冶屋主源兵衛」と組頭祐左衛門、下郡四郎左衛門が連署して藩に提出している。それを集計したものが第一表である。この時点における山内の規模、家族構成、宗旨がわかり興味深い。五五家族、一八七人が上阿井村山内の居住者である。一人者は一人であるから、四四人が女房、子供や親、兄弟

立てられる。鳥居には田部家一〇代といわれる「田部長右衛門元年」と十一代といわれる「田部祖右衛門正信」の銘が刻まれている。享和二年（一八〇二）には石燈籠が奉獻されているが、田部家の屋号である「前綿屋」奉獻、と刻まれている。向かって右の石燈籠には、「杉戸かじや」の木工、左下の名前が二人づつと、手子一人の名前、さらに菅谷鉦の村下三人の名前が刻まれている。向かって左の石燈籠にも木工、左下、手子の名前が刻まれている。

この金屋子神社の整備過程を考慮するとき、享保十二年（一七二七）から享和二年（一八〇二）に整備され、充実した神社になっており、それは田部家がたたら的大量生産体制を確立し、経済的にも地域に対しても大きな影響力を持つようになった時期と推測することができる。田部家の経済力が金屋子神社の整備と充実を可能にしたといえることができる。

菅谷たたら享和元年（一八〇二）「酉正月より同盆切諸勘定目録」（鉄の歴史村博物館蔵）によると、半年で三十四回操業しており、うち三十一回は四日押しとなっており、炉の築造を含め一回操業あたり五日間かるとして、年間六十八回操

業と換算すると、真夏を除き、ほぼ一年中休み無く操業していることになる。

半年間の産鉄内訳を見ると、一二四三駄二七貫の生産の内、八六四駄（七〇％）は銑であり、七六駄一五貫（六％）が鋼、三〇三駄一二貫（二四％）が鉾となっている。このほか雑鉄一四七駄三貫四〇〇目がある。雑鉄を含めると、一三九一駄となるが、一代（一回の操業）につき四二駄三分の生産となる。これは幕末の生産力とほぼ同じであり、享和元年（一八〇一）には、年間ほぼ休み無く操業し、大量生産体制が確立していることを示している。

同年の杉戸鍛冶屋丸一軒の正月から七月十五日までの半年間の生産状況を「勘定目録」から見ると、地鉄五五七駄二二貫を使い、吹き日数二二日六吹きで、小割鉄四〇一駄を生産している。先の菅谷たたら生産力からすると、菅谷たたら生産した銑や鉾を小割鉄に製品化するには、鍛冶屋三軒が必要であることがわかる。

## 二 櫻井家のたたら製鉄業

## 第七章 たたら製鉄業における

### 山内の人口動態と山内「掟」

相良 英輔

#### 一 田部家のたたら製鉄業

雲南市吉田町の田部家は、近世松江藩を代表するたたら製鉄業者であり、近世後期に鉄師頭取の制度ができてから一貫して頭取役を務めていた。鉄師頭取役の成立時期は明らかでないが、現在史料上で明らかになっているのは、宝暦五年（一七五五）であり、櫻井家と同時に鉄師頭取役についている。その田部家が近世のいつごろからたたら製鉄業をはじめたかは明らかではないが、吉田町木ノ下に金屋子神社があり、田部家はこの近辺でたたら製鉄業を始めたと推測される。木ノ下には田部家の墓があり、その墓の最も古いものは、承応二年（六五三）である。この時期、田部家がたたら製鉄業を始めていったことは十分推測できる。その田部家がいつごろたたら的大量生産体制を確立していったかを明らかにすることは、重要である。すなわち、たたら的大量生産体制が確立さ

れる時期と、たたらのもとの専門労働者の成立、ひいては彼らの居住地である山内の成立時期とは連動するからである。そして大量生産体制の確立と山内の成立によって、製炭業、砂鉄採取業、鉄を消費地へ運ぶ運輸業など幅広い生業が盛んになり、山間地は多くの人口を抱えるようになったといえる。

田部家のたたら製鉄業については、まだ史料の全面公開がなされていないため、ほとんど明らかになっていない。したがって周辺資料によって推測していかざるを得ないが、一部公開された史料などによってその実態にせまってみたい。

田部家のたたら製鉄業に関する金屋子神社は吉田町の木ノ下にあるが、鉄の道文化圏推進協議会編『金屋子神信仰の基礎的研究』によると、この神社は寛文五年（一六六五）に建てられ、たびたび再建されてきて、今日あるものは享保十二年（一七二七）建てられたものであるという。大変立派な金屋子神社であり、安来市広瀬町にある本社の金屋子神社を除いて例を見ないほど堂々たるもので、田部家が松江藩におけるたたら製鉄業者の代表的存在であることをよく示している。その後、この神社には元文五年（一七四〇）現存する鳥居が

## 2006 年度山陰宗門改帳研究会記録

**第 4 回研究会** 2006 年 4 月 4 日(火) 午前 10:30-12:00 場所：山陰研究センター

出席：伊藤 康宏 小林 准士 相良 英輔 仲野 義文 廣嶋 清志 山崎 亮

<今年度の研究計画>

◎叢書『宗門改帳からみる山陰の近世社会』（仮題）の検討

### ●小林

行恒村の宗門改帳の分析、及び天明三年行恒村竈祓一件の史料調査と分析を行う。行恒村における浄土真宗の寺檀関係の把握を前提に、真宗門徒の信仰の様相を分析する。

### ●鳥谷：近世後期家嶋家の鉄山経営と山内の様相（「家嶋家文書」（島根県立博物館所蔵）による）

広瀬藩領家嶋家経営の鑪・鍛冶屋、例えば樋廻鑪・鍛冶屋、朴木鍛冶屋、井谷鍛冶屋などの経営史料、山内史料の分析をもとに、経営規模、人口・家数・職などの様相を示し、その特徴を示す。

### ●仲野：近世鉦山町の社会構成とその特質に関する研究

昨年度に引き続き石見銀山（旧邇摩郡銀山町）及び周辺村落の宗門帳を収集し、そのデータベース化を進める。具体的には、高橋家文書の未調査分である安永 6 年「真言宗西歳宗門改帳」・安永 6 年「浄土真宗類寄」・弘化 3 年「人別宗門帳」の 3 点の史料について調査し、データシートへの入力と分析を行う。加えて高橋家・山中家・上野家などの銀山関係文書の調査を実施し、宗門帳に記載される人物について可能な限りで職業・身分等の特定を図る。

また銀山町の特質を検討するため、周辺村落について調査する。ただし、これについては熊谷家宗門改帳データファイルを活用して行うものとする。

### ●廣嶋

銀山領の宗門別、持高別平均結婚年齢、出生児数を分析する。地域別死亡率もできたら続ける。

### ●山崎：幕末期石見銀山領における宗教状況の検討

作業内容…宗門改帳分析のための基礎作業の一環として、島根県図書館蔵『邇摩郡神社書上帳』、『安濃郡神社書上帳』（いずれも明治初年成立と思われる）、江津市立図書館蔵『江津市の神社資料』中の「文政十丁亥年波積三ヶ村上津井都治村地主祭諸事明細帳」（神職による森神祭祀の手控え）などの文書により、幕末期石見銀山領における森神信仰の具体相を究明する。これと併行して、宗門改帳の宗教学的な利用方法の開発に努める。

**第 5 回研究会** 2006 年 8 月 25 日(金) 午前 10:00-12:00 場所：山陰研究センター

出席：伊藤 康宏 小林 准士 相良 英輔 鳥谷 智文 仲野 義文 廣嶋 清志

藤原 雄高(出雲市) 山崎 亮

### ■研究報告

仲野義文「銀山附地役人の通婚と家族構成について」

鳥谷智文「家嶋家鉄山山内人口の様相」

相良英輔「柘野木鑪、源田山鍛冶屋 人別増減書上帳について」



## ■研究状況報告

小林 行恒村の天明3年と文久3年と宗門の比較

廣嶋 石見銀山領の宗門別の出生率の分析

山崎 森神信仰調査について

(以下、山陰研究センター等の行事での発表 本プロジェクト関係者のみを記載)

### 第6回研究会・合同研究会 2007年1月14日(日) 午後1:30-5:00 法文棟多目的室

山陰研究プロジェクト「銀の流通と石見銀山周辺地域に関する歴史学的研究」(小林准士代表)との合同研究会

小林准士「大森町の町役人と文書管理システム」

仲野義文「『銀山町五人組前書』に見る近世鉱山社会と法」

廣嶋清志「石見銀山領の宗門別結婚率・出生率」

鳥谷智文「櫻井家「召抱人」の構成

-『明治式巳十月 召抱人別書出帳』(櫻井家文書)の分析-

### 山陰研究センター第2回山陰研究報告会 2007年1月31日(水) 午後1:30-3:00 法文棟多目的室

小林准士「近世後期における石見銀山領大森町の運営について」

### 山陰研究センター第1回講演会 2007年2月10日(土) 午後1:30-5:00 教養棟102番教室

仲野義文「近世石見銀山の経営と社会」

田籠 博「『出雲国産物帳』の樹木方言記事について」

### 山陰研究プロジェクト第3回成果報告会 2007年3月6日(火) 午後1:30-4:30 法文多目的室

廣嶋清志「宗門改帳データベースによる出雲・石見地域の生活様式の比較史研究」

# 宗門改帳からみる山陰の近世社会

前号

(2006年3月1日刊)

## 目次

はしがき	廣嶋清志
第1章 江戸時代における銀山町の人口動向と社会構成について	仲野義文
第2章 大吉鉦の変遷と山内人口の様相	鳥谷智文
第3章 19世紀櫻井家たたら山内の人口動態	相良英輔
第4章 東来海村の宗旨証拠帳から分かること	小林準士
第5章 数え年年齢を使った計算について	廣嶋清志
第6章 宗門別出生率の研究について	廣嶋清志
第7章 近代島根の中山間地の農家・農村経済 一島根県邑智郡3か村『農事調査報告書』を通して一	伊藤康宏

## 研究会記録

### 資料

- 1 竹下家文書（宗門人別関係目録）
- 2 中村家文書
- 3 島根大学図書館熊谷家宗門改帳一覧
- 4 3地域別村町位置図（熊谷家文書宗門改帳）

宗門改帳からみる山陰の近世社会 その2

---

発行 2007年3月1日

編集 山陰宗門改帳研究会

印刷 (有)高浜印刷

---